ノ管轄區裁判所ニ移送スルコトヲ得

第七百十八條　船舶ノ强制競賣ニ付テハ船舶カ差押ノ當時碇泊スル港ノ區裁判所ヲ以テ管轄執行裁判所トス

第七百二十五條　定繫港ノ區裁判所管轄外ニ於テ差押ヲ爲シタルトキハ執行裁判所ハ競賣期日ノ公告ヲ定繫港ノ區裁判所ニ送付シ其裁判所ノ揭示板ニ揭示ス可キコトヲ囑託ス可シ

第七百二十六條　船舶ノ股分ニ對スル强制執行ハ第六百二十五條ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲ス其執行ニ付テハ定繫港ノ區裁判所之ヲ管轄ス

第七百三十一條（第三項）　强制執行ノ目的物ニ非サル動產ハ執達吏之ヲ取除キテ債務者ニ引渡ス可シ若シ債務者不在ナルトキハ其ノ代理人又ハ債務者ノ成長シタル家族若クハ雇人ニ之ヲ引渡ス可シ

第七百三十九條　假差押ノ命令ハ假ニ差押フ可キ物ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所又ハ本案ノ管轄裁判所之ヲ管轄ス

第七百六十一條（第一項）　急迫ナル場合ニ於テハ係爭物ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ハ假處分ノ當否ニ付テノ口頭辯論ノ爲メ本案ノ管轄裁判所ニ相手方ヲ呼出ス可キ申立ノ期間ヲ定メ假處分ヲ命スルコトヲ得

（第二項）　此期間ヲ徒過シタル後區裁判所ハ申立ニ因リ其命シタル假處分ヲ取消ス可シ

第七百六十四條（第二項）　公示催告手續ハ區裁判所之ヲ管轄ス

第七百九十九條（第二項）　仲裁人ノ署名捺印シタル判斷ノ正本ハ之ヲ當事者ニ送達シ其原本ハ送達ノ證書ヲ添ヘテ管轄裁判所ノ書記課ニ之ヲ預ケ置ク可シ

第八百五條　仲裁人ヲ選定シ若クハ忌避スルコト、仲裁契約ノ消滅スルコト、仲裁手續ヲ許ス可カラサルコト、仲裁判斷ヲ取消スコト又ハ執行判決ヲ爲スコトヲ目的トスル訴ニ付テハ仲裁契約ニ指定シタル區裁判所又ハ地方裁判所之ヲ管轄シ其指定ナキトキハ請求ヲ裁判上主張スル場合ニ於テ管轄ヲ有ス可キ區裁判所又ハ地方裁判所之ヲ管轄ス

○裁判所法施行令（昭和二十二年五月三日政令第二十四号）

第三條　（旧地方裁判所及び区裁判所の）事件裁判所構成法による地方裁判所（以下旧地方裁判所という。）又は區裁判所において した事件の受理その他の手続は、これを当該旧地方裁判所又は区裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（当該旧地方裁判所又は区裁判所が那覇地方裁判所若しくは樺太地方裁判所又はこれらの裁判所の管轄区域内の区裁判所であるときは、最高裁判所の指定する地方裁判所。（以下同じ。）においてした事件の受理その他の手続とみなし、裁判所法施行前旧地方裁判所又は區裁判所にあてて発せられた訴状その他の書類で同法施行の際まだ受理されていないものは、これを当該旧地方裁判所又は區裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にあてたものとみなす。

第四條　（行政裁判所の事件）裁判所法施行前行政裁判所にあてて発せられた行政訴訟に関する訴状その他の書類で同法施行の際まだ受理されていないものは、これを東京高等裁判所にあてたものとみなす。

東京高等裁判所は、前項及び裁判所法施行法第二條第二項の規定に基いて取り扱うべき事件については、從前行政裁判所に行政訴訟を提起することの許されていた事項について裁判権を有する。

東京高等裁判所が前項の事件を取扱う場合には、第一條第三項の規定を準用する。

裁判所法施行の際現に行政裁判所に係属している行政訴訟事件について行政裁判所に係属している間に生じた訴訟費用は、これをその事件の訴訟費用の一部とみなす。

裁判所法施行前行政裁判所において完結した行政訴訟事件に関する事項は、東京高等裁判所がこれを処理するものとし、その手続については、なお從前の例による。

○戰時民事特別法廢止法律（昭和二十年十二月二十日法律第四十六号）

附　則

（第二項）　覆法第三條、第五條及第十四條乃至第二十二條竝ニ昭和二十年法律第九號附則第三項ノ規定ハ本法施行後ト雖モ當分ノ內仍其ノ效力ヲ有ス

○昭和二十二年法律第七十五号（日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に関する法律）（昭和二十二年四月十八日）

第八條　行政廳の違法な処分の取消又は変更を求める訴は、他の法律（昭和二十二年三月一日前に制定されたものを除く。）に特別の定のあるものを除いて、当事者がその処分があつたことを知つた日から六箇月以内に、これを提起しなければならない。但し、処分の日から三年を経過したときは、訴を提起することができない。

附則（第二項）　この法律は、昭和二十三年七月十五日から、その効力を失う

○復興金融金庫法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十二日法律第百五十号）

法律第百五十号

復興金融金庫法の一部を改正する法律

復興金融金庫法（昭和二十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三條及び第四條第一項中「九百億円」を「千三百五十億円」に改める。

附　則

この法律は、公布の日からこれを施行する。

参照

○復興金融金庫法（昭和二十一年十月八日法律第三十四号）

第三條　復興金融金庫の資本金は九百億圓とする。

第四條（第一項）　政府は、九百億圓を復興金融金庫に出資しなければならない。

○有限会社法等の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十二日）
（法律第百五十一号）

法律第百五十一号

有限会社法等の一部を改正する法律

第一條　有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項及び第六十一條第一項中「第二百八條第一項」を「第二百八條」に改める。

第六十七條第二項中「拂込ミタル株金額」を「資本ノ總額」に改める。

第二條　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改める。

第百二十六條第一項中「第二百十四條第一項但書、」を削り、「及ヒ第三百七十四條第二項、」を「第三百七十四條第二項及ヒ第三百七十九條第一項、」に改める。

第百三十二條ノ三中「第二百十四條第一項但書」を「第三百七十九條第一項但書」に改め、「第三百七十九條第二項及ヒ」を削る。

第百三十五條ノ四十三乃至第百三十五條ノ四十六　削除

第百三十八條ノ十五中「第百三十五條ノ四十三乃至第百三十五條ノ四十六、」を削る。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律の施行前、有限会社が有限会社法第六十七條第一項に規定する組織変更の決議をした場合においては、その組織変更については、同法の従前の規定を適用する。

商法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百四十八号）附則の規定により改正前の商法を適用する場合に関しては、非訟事件手続法の従前の規定を適用する。

参照

○有限会社法（昭和十三年四月五日法律第七十四號）

第二十四條（第一項）　商法第二百八條第二項、第二百九條第一項第二項、第二百十條、第二百十一條及第二百十二條第一項ノ規定ハ社員ノ持分ニ之ヲ準用ス

第六十一條（第一項）　前條第一項ノ場合ニ於テ合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ガ有限會社ナルトキハ商法第二百八條第一項ノ規定ハ從前ノ株式ヲ目的トスル質權ニ之ヲ準用ス

第六十七條（第一項）　有限會社ハ總社員ノ一致ニ依ル總會ノ決議ヲ以テ其ノ組織ヲ變更シテ之ヲ株式會社ト爲スコトヲ得

同條（第二項）　前項ノ場合ニ於テハ會社ニ現存スル純財產額ヨリ多キ金額ヲ以テ拂込ミタル株金額ト爲スコトヲ得ズ

○非訟事件手続法（明治三十一年六月二十一日法律第十四號）

第百二十六條（第一項）　商法第五十八條、第百七十三條第一項、第二項、第百七十八條、第百八十一條第一項、第百八十三條第一項、第百八十四條第一項、第二百二條第一項、第二百十四條第一項但書、第二百三十七條第二項、第二百五十八條第二項、第二百七十二條、第二百九十一條第二項、第二百九十四條、第三百五十三條第一項及ヒ第三百七十四條第二項、其ノ準用規定、同法第百五十三條第二項竝ニ有限會社法第八條第一項但書、第四十五條及ヒ第六十七條第三項ニ定メタル事件ハ會社ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第百三十二條ノ三　前條ノ規定ハ商法第二百十四條第一項但書（同法第三百七十九條第二項及ヒ第四百十六條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニ付キ之ヲ準用ス

第百三十五條ノ四十三　商法第三百九十二條第三項ノ規定ニ依ル申請ニ付テハ裁判所ハ取締役及ヒ異議ヲ述ヘタル株主ノ陳述ヲ聽キ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ裁判ヲ爲スヘシ

前項ノ裁判ハ異議ヲ述ヘタル株主ニ對シテモ之ヲ告知スルコトヲ要ス

第百三十九條ノ四及ヒ第百三十二條ノ五第三項ノ規定ハ第一項ノ裁判ニ付キ之ヲ準用ス

第百三十五條ノ四十四　取締役ハ商法第三百九十三條第一項ノ規定ニ依リ作成シタル株主表ニ同法第三百九十二條ノ承認又ハ確定アリタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ之ヲ裁判所ニ提出スルコトヲ要ス

株主表及ヒ其添附書類ハ利害關係人ノ閱覽ニ供スル爲メ之ヲ裁判所ニ備ヘ置クコトヲ要ス

第百三十五條ノ四十五　商法第三百九十三條第二項ノ規定ニ依ル第一項但書、第二百三十七條第二項、第二百九十一條第二項、第三百五十三條第一項及ヒ第三百七十四條第二項、其ノ準用規定、同法第百五十三條第二項竝ニ有限會社法第八條第一項但書、第四十五條及ヒ第六十七條第三項ニ定メタル事件ハ會社ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第百三十五條ノ四十六　民事訴訟法第六編ノ規定ハ商法第三百九十三條第三項ノ强制執行ニ之ヲ準用ス

第百三十八條ノ十五　第百三十五條ノ二十六乃至第百三十五條ノ三十七、第百三十五條ノ三十八第二項、第百三十五條ノ三十九乃至第百三十五條ノ四十一、第百三十五條ノ四十三乃至第百三十五條ノ四十六、第百三十五條ノ四十八乃至第百三十五條ノ五十二、第百三十五條ノ五十五乃至第百三十五條ノ五十八、第百三十五條ノ六十及ヒ第百三十五條ノ六十一ノ規定ハ特別清算ニ關スル事件ニ之ヲ準用ス

商法の一部を改正する法律附則（本集法律第百四十八号参照）

○物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律

（昭和二十三年七月十二日）
（法律第百五十二号）

法律第百五十二号

物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律

物資の割当に関する手数料等の徴收に関する法律

（申請手数料及び割当料の徴收）

第一條　主務大臣は、臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）に基く命令（以下割当規則という。）の規定による物資の割当を行う場合において物資の割当を申請する者及び割当を受けた者から、命令の定めるところにより、申請手数料及び割当料を徴收することができる。

2　前項の申請手数料及び割当料は、これを一般会計の所属とする。

3　第一項の申請手数料及び割当料の金額は、次に定めるところによる。

一　申請手数料　物資の割当の申請をする場合において、割当申請書一件につき五十円を超えない金額の範囲内で命令で定める金額

二　割当料　物資の割当を受けた者が当該物資を譲り受ける場合において、割当に係る物資の價格の統制額（譲受價格が統制額よりも低い場合又は統制額のない場合には譲受價格）に割当数量（割当数量の一部の数量に相当する物資を譲り受ける場合においてはその数量）を乘じて得た額の百分の一に相当する金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）

4　第一項の申請手数料及び割当料は、割当申請書又は割当規則に基いて発行された割当証明書その他の割当に関する公文書（以下割当公文書という。）に收入印紙をはつて納めなければならない。

（消印義務）

第二條　物資の割当を受けた者に対し物資を譲り渡す者は、前條第四項の規定により割当公文書にはられた收入印紙が割当料の金額に相当することを確認して、これに消印を押さなければならない。

（割当申請書の不受理）

第三條　主務大臣が第一條第一項の規定による命令の定めるところにより申請手数料を徴收する場合において、割当の申請をする者が同條第四項の規定にかかわらず收入印紙をはらない割当申請書を行政機関に提出したときは、当該行政機関は、これを受理しない。

（割当公文書の無効）

第四條　主務大臣が第一條第一項の規定による命令の定めるところにより割当料を徴收する場合において、割当を受ける者が同條第四項の規定にかかわらず割当公文書に收入印紙をはらなかつたときは、当該割当公文書は、これを無効とする。

2　物資を譲り渡す者が、物資の割当を受けた者に対し割当に係る物資を譲り渡す場合において第二條の規定にかかわらず割当公文書にはられた收入印紙に消印を押さなかつたときは、当該割当公文書は、その後の取引においては、これを無効とする。

（罰則）

第五條　前條第一項の場合において、当該命令に違反して割当料を納めなかつた者は、これを一万円以下の罰金に処する。

2　前項の場合において、納付しなかつた割当料の金額は、直ちに、國税徴收法（明治三十年法律第二十一号）の例により、これを徴收する。但し、先取特権の順位は、國税に次ぐものとする。

第六條　第二條の規定に違反した者は、割当公文書一通ごとに、これを五百円以下の罰金に処する。

第七條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二條の違反行爲をしたときは、その行爲者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

○輸出品取締法（昭和二十三年七月十二日法律第百五十三号）

輸出品取締法

（法律の目的）

第一條　この法律は、輸出貿易の健全な発達を期するため、輸出品の声價の向上及び品質の改善を図ることを目的とする。

（輸出品の定義）

第二條　この法律において「輸出品」とは、輸出の申請のあつた物品をいう。

（輸出品の等級、標準及び條件）

輸出品取締法

第三條　主務大臣は、品質の識別のため必要があると認めるときは、輸出品の品目を指定して、その各々につき、等級及びその標準を定める。

第四條　主務大臣は、左に掲げる輸出品については、保健、衞生、安全又は純度に関する輸出の最低の標準及び包装條件を定める。

茶
かん詰その他の加工食料品
医薬品
試薬
マッチ
双眼鏡、顯微鏡、測量機械その他の光学機器
電球

（標準及び條件の決定方法）

第五條　前二條の規定による標準及び條件は、命令で定める手続に従い、利害関係人の意見を参考とし、経済安定本部総裁の同意を得てこれを定め、その施行の期日の少くとも三十日前に、これを官報に公示しなければならない。

2　前項の標準及び條件は、適当な品種別にこれを定め、適正且つ公平でなければならず、同一産業において同様の條件の下にある生産業者の間又は産業部門の間に、差別を附するものであつてはならない。

（檢査）

第六條　第三條の規定により指定された輸出品を輸出し、又は輸出

品として政府に譲り渡そうとする者は、その輸出品に、同條の規定により定められた標準に適合する等級を附さなければならない。

2　主務大臣は、この法律を実施する責に任ずるものとし、この目的のため必要と認めるときは、前項の規定により輸出品に附された等級について、検査を行うことができる。

第七條　第四條に掲げる輸出品は、同條の規定により定められた標準及び條件に達したものでなければ、これを輸出し、又は輸出品として政府に譲り渡してはならない。

2　前條第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

（印章等）

第八條　第六條第二項（前條第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果輸出品に附した印章、記号又は証票は、正当の理由がなくて、これを消し、除き、又は隠してはならない。

2　前項の規定に違反して印章、記号又は証票を消し、除き、又は隠した輸出品は、これを輸出し、又は輸出品として政府に譲り渡してはならない。

（國の機関による買取等）

第九條　第三條の規定により指定された輸出品が、第六條第二項の規定による検査の結果、同條第一項の規定により輸出品に附した等級が、第三條の規定により定められた標準に適合していないことが決定されたときは、その輸出品に附した等級は、これを正確に訂正しなければならない。

2　前項の輸出品が、これを輸出品として買い受けた者から、同項の規定による等級の訂正を理由としてその受領を拒絶された場合において、その拒絶後九十日以内に（その輸出品が保存に耐えないものであるときは、直ちに）、新たに輸出のために賣り渡されないときは、主務大臣は、その輸出品を物價廳の定める價格で買い取るべき旨を、適当な國の機関に指示しなければならない。但し、その輸出品が、臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）に基いて、割当を受けた資材を使用して製造又は加工されたものでないときは、この限りでない。

3　第四條に掲げる輸出品が、第七條第二項において準用する第六條第二項の規定による検査の結果、第四條の規定により定められた標準に達しないことが決定されたときも、前項と同じとする。

4　前二項の規定による指示のあつた輸出品（保存に耐えないものを除く。）は、その指示を受けた國の機関が買い取るまで、主務大臣が、これを管理する。但し、指示の日から三十日を経過したときは、この限りでない。

5　前項の場合において、その指示を受けた國の機関が、その輸出品を買い取らなかつたときは、主務大臣は、前項の規定による管理を解き、通常の取引経路による販賣を自由に行わせなければならない。

6　前四項の規定による処分に関する手続は、経済安定本部総裁の同意を得て、命令で、これを定める。

（聽聞会）

第十條　第三條若しくは第四條の規定により定められた標準若しくは條件、第六條第二項（第七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査の決定又は前條第二項若しくは第三項の規定による買取の指示について、不服のある関係業者その他の利害関係人は、主務大臣に、聽聞会の開催を請求することができる。

2　主務大臣は、前項の請求があつたときは、聽聞会を開いて、不服の事由を審査し、第三條若しくは第四條の規定により定められた標準若しくは條件が第五條の規定に違反し、又は第六條第二項（第七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査の決定若しくは前條第二項若しくは第三項の規定による買取の指示が不当であると認めるときは、適当な処置をとらなければならない。

第十一條　この法律で聽聞会とは、この法律の適正且つ公平な施行を期するため、前條の規定による不服の申立を審査する目的をもつて行う手続をいう。

2　主務大臣は、聽聞会の請求があつたときは、必要と認める者の出頭を命じ、又はその保管する帳簿、書類その他の証拠物件の提出を命ずることができる。

3　聽聞会は、これを公開するものとし、正当な結論を得るために、公平且つ迅速に、これを行わなければならない。

4　聽聞会の開催を請求した者は、証言、書証その他の証拠を提出し、又は自己の利益に反して提出された証拠を審査し、若しくは証人を審問するため、充分な機会を與えられる。

5　聽聞会の開催を請求した者は、主務大臣に対し、自己のために必要な証人の出頭を命ずることを求めることができる。

6　聽聞会の当事者は、その選任する弁護士を代理人とすることができるものとし、且つ、聽聞会に対する準備のため必要な時日を與えられる。

7　主務大臣は、聽聞会における証言その他の事項を完全に記録しなければならない。

（罰則）

第十二條　第六條第一項、第七條第一項又は第八條第二項の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第十三條　第三條の規定により指定された輸出品及び第四條に掲げる輸出品には、命令の定めるところにより、内容の表示をしなければならない。

2　前項の規定に違反して、故意に内容の表示をせず、又は虚偽の内容表示をした者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第十四條　第八條第一項の規定に違反して、印章、記号又は証票を消し、除き、又は隠した者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第十五條　第四條に掲げる輸出品を生産し、又は加工する者が、臨時物資需給調整法に基いて割当を受けた資材を使用して、故意又

は重大な過失により、同條の規定により定められた標準に達しない輸出品を生産し、又は加工した場合は、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第十六條　第十一條第二項の規定による主務大臣の命令に從わない者は、これを五千円以下の罰金に処する。

第十七條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者が、前五條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰するの外、法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附　則

第十八條　この法律は、公布の日から起算して、九十日を経過した日から、これを施行する。

第十九條　輸出絹織物取締法（昭和二年法律第二十七号）、輸出水產物取締法（昭和九年法律第三十六号）、重要輸出品取締法（昭和十一年法律第二十六号）及び輸出毛織物取締法（昭和十五年法律第九十五号）は、この法律の施行の日から起算して、三十日を経過した日に、これを廃止する。

第二十條　前條に規定する各法律廃止の日以前に、輸出絹織物取締法第一條、輸出水產物取締法第一條第一項、重要輸出品取締法第二條又は輸出毛織物取締法第一條の規定による檢査に合格した輸出絹織物、輸出水產物、重要輸出品又は輸出毛織物については、命令で定める期間内は、第六條又は第七條の規定は、これを適用しない。

第二十一條　第十九條に規定する各法律廃止の日以前にした行爲に関する罰則の適用については、なお從前の例による。

第二十二條　本州、北海道、四國、九州及びこれらの附屬の島（命令で定める地域を除く。）からこれらの地域以外の地域への輸出品の移動は、この法律の適用については、これを輸出とする。

参　照

○重要輸出品取締法（昭和十一年五月二十八日法律第二十六號）

第二條　重要輸出品ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ檢査ヲ行フ者（檢査機關）ノ檢査ニ合格シタルモノニ非ザレバ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

○輸出絹織物取締法（昭和二年三月三十一日法律第二十七號）

第一條（第一項）　輸出絹織物ハ命令ノ定ムル所ニ依リ輸出絹織物檢查所ノ檢查ニ合格シタルモノニ非ザレバ營利ノ目的ヲ以テ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

○輸出毛織物取締法（昭和十五年四月四日法律第九十五號）

第一條　輸出毛織物ハ命令ノ定ムル所ニ依リ輸出毛織物檢查所ノ檢查ニ合格シタルモノニ非ザレバ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

○輸出水產物取締法（昭和九年三月二十九日法律第三十六號）

第一條（第一項）　輸出水產物ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ指定スル檢查ニ合格シタルモノニ非ザレバ之ヲ輸出スルコト（保稅地域ヨリ外國ニ向ケ搬出スルコトヲ含ム以下之ニ同ジ）ヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

○石炭鉱業権等臨時措置法

（昭和二十三年七月十二日法律第百五十四号）

法律第百五十四号
石炭鉱業権等臨時措置法

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、石炭鉱区の調整を図り、あわせて石炭を目的とする鉱業権について使用権の設定を認め、もつて石炭の増産を促進することを目的とする。

2　この法律の規定に基く行政権の発動は、前項の目的に照し必要な場合に限定せらるべきであつて、これを濫用してはならない。

（定義）

第二條　この法律で「鉱業」又は「鉱業権」とは、石炭を目的とする鉱業又は鉱業権をいい「鉱区」とは、石炭を目的とする鉱業権の鉱区をいう。

（手続その他の行爲の効力）

第三條　この法律又はこの法律に基く命令の規定によつてした手続その他の行爲は、鉱業権者、使用権者、土地所有者又は関係人の承継人に対しても、その効力を有する。

2　鉱業法（明治三十八年法律第四十五号）の規定であつて、使用権者の鉱業に関して適用又は準用すべきものにより、鉱業権者の鉱業に関してした手続その他の行爲は、使用権の設定とともに、使用権者に対してもその効力を有し、当該規定を使用権者の鉱業に関して適用又は準用した場合において、当該規定によつてした手続その他の行爲は、使用権の消滅とともに、鉱業権者に対してもその効力を有する。但し、鉱業権の消滅に因る使用権の消滅の場合はこの限りでない。

（職権の委任）

第四條　商工大臣は、省令の定めるところにより、この法律によつて準用した鉱業法による職権の一部を石炭局長に委任することができる。

第二章　鉱区の調整

（協議及び裁定の申請）

第五條　石炭の増産を図ろうとする者は、そのために必要な鉱業権の譲渡又は隣接鉱区との間の鉱区の増減について、省令の定めるところにより、石炭局長の許可を得て、当該鉱業権者に対して協議することができる。

2　前項の規定による協議は、左の各号の一に該当する場合に限

り、これを行うことができる。

一　当該鉱業権者が事業に着手せず、又は休業中であるとき。

二　鉱利保護上必要があるとき。

三　合併施業その他操業の合理化のため必要があるとき。

3　第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、石炭の増産を図ろうとする者は、当該事項について、省令の定めるところにより、石炭局長の裁定を申請することができる。

（裁定の申請の登録）

第六條　石炭局長は、前條第三項の規定による裁定の申請を受理したときは、当該鉱業権について、裁定の申請があつた旨の登録をしなければならない。

（裁定の申請の効果）

第七條　石炭局長は、第五條第三項の規定による裁定の申請を受理したときは、その申請書の副本を当該鉱業権者に交付し、期間を指定して答弁書を提出させ、且つ、その申請書の要旨を、当該鉱業権の抵当権者又は当該鉱業権の属する鉱業財團について登記した抵当権を有する者に通知し、期間を指定して意見書を提出する機会を與えなければならない。

第八條　第五條第三項の規定による裁定の申請があつたときは、当該鉱業権者は、その申請を拒否する旨の裁定があるまで、第十三條の規定によつて裁定がその効力を失うまで又は第十四條第一項の規定による当該鉱業権の移轉若しくは変更の登録があるまでは、当該鉱業権を譲渡し、又は当該鉱区の分合、減区若しくは増減区の出願をすることができない。

（裁定）

第九條　石炭局長は、第五條第三項の申請に基いて裁定をしようとするときは、地方炭鉱管理委員会に諮問しなければならない。

2　前項の裁定は、文書をもつてこれを行い、且つ、理由を附さなければならない。

3　裁定書の謄本は、これを当事者及び第七條の規定により通知を受けた者に交付しなければならない。

第十條　石炭局長は、鉱業権を譲渡し、又は隣接鉱区との間の鉱区の増減をすべき旨の裁定をするときは、その裁定において、当該鉱業権者に支拂うべき対價及びその支拂の時期を定めなければならない。

（対價の不服の訴）

第十一條　裁定のうち対價について不服のある者は、その裁定書の謄本の交付を受けた日から三十日以内に、訴をもつてその金額の増減を請求することができる。

2　前項の訴においては、石炭の増産を図ろうとする者又は当該鉱業権者を被告とする。

（対價の供託）

第十二條　左に掲げる場合においては、対價を支拂うべき者は、その対價を供託しなければならない。

一　対價を受けるべき者がその受領を拒んだとき又はこれを受領することができないとき。

二　裁定のうち対價について前條の規定による出訴があつたとき。

三　当該鉱業権の属する鉱業財團について抵当権が設定されているとき。但し、抵当権者の同意を得たときは、この限りでない。

2　前項第三号の場合においては、抵当権者は、供託金に対してもその権利を行うことができる。

（裁定の失効）

第十三條　対價を支拂うべき者が裁定において定めた対價支拂の時期までに対價の全部の支拂又は供託をしないときは、裁定は、その効力を失う。

（登録）

第十四條　左の各号の一に該当する場合においては、石炭局長は、当該鉱業権の移轉又は変更の登録をしなければならない。

一　対價を支拂うべき者が対價の全部の支拂又は供託をしたとき。

二　当該鉱業権者が対價の全部又は一部の支拂について延期を承諾したとき。

2　前項第二号の場合においては、石炭局長は、当該鉱業権について抵当権設定の登録をしなければならない。

3　対價を支拂うべき者又は当該鉱業権者は、第一項各号の場合において、省令の定めるところにより、届出をしなければならない。

（裁定の申請の登録の抹消）

第十五條　左の各号の一に該当する場合においては、石炭局長は、第六條の規定による登録を抹消しなければならない。

一　裁定の申請を拒否する旨の裁定をしたとき又は裁定の申請が取り下げられたとき。

二　第十三條の規定により裁定がその効力を失つたとき。

三　前條の規定による登録をするとき。

（事業設備の譲渡）

第十六條　第五條第一項、第三項及び第七條から第十三條までの規定は、石災の増産を図るために必要な事業設備の譲渡にこれを準用する。但し、第七條中の「の抵当権者」とあるのは「について登記した担保権を有する者」と、第十二條中「抵当権」とあるのは「登記した担保権」と、「抵当権者」とあるのは「担保権者」と読み替える。

2　事業設備を譲渡すべき旨の裁定があつたときは、その権利は、裁定による対價の全部の支拂又は供託があつた時に移轉する。

第三章　使用権の設定

（使用権の設定）

第十七條　鉱業権者は、この法律の定めるところに従い、これに使用権を設定することができる。

第十八條　使用権は、特定の鉱床を目的として、これを設定することができる。

2　同一の鉱区中同一の区域においては、二以上の使用権を設定す

ることができない。但し、前項の場合は、この限りでない。

（使用権の内容等）

第十九條　使用権者は、使用権の登録を得た鉱区の区域（以下使用鉱区という。）において石炭を掘採し、及びこれを取得する権利を有する。

2　使用鉱区は、これを増減することができる。

（権利義務の移転）

第二十條　使用権者の権利義務は、使用権とともに移転する。

2　鉱業法の規定であつて使用権者の鉱業に関して適用又は準用すべきものによる鉱業権者の権利義務は、使用権の設定とともに使用権者に移転し、当該規定を使用権者の鉱業に関して適用又は準用した場合における当該規定による使用権者の権利義務は、使用権の消滅とともに鉱業権者に移転する。但し、鉱業権の消滅に因る使用権の消滅の場合は、この限りでない。

（使用権を目的とする権利の制限）

第二十一條　使用権は、相続、譲渡、滞納処分又は強制執行の目的となる外、権利の目的となることができない。

（存続期間）

第二十二條　使用権の存続は、一定期間を限るものとする。

2　前項の期間はこれを更新することができる。

（登録事項）

第二十三條　左に掲げる事項は、これを鉱業原簿に登録する。

一　使用権の設定、変更、移転、存続期間の更新、消滅及び処分の制限

二　第二十六條第二項及び第三十一條第二項の條件中使用権者の権利の制限に関するもの及びその消滅

2　前項の登録は、登記に代わるものとする。

3　登録に関する規程は、省令でこれを定める。

（登録の効果）

第二十四條　前條第一項に掲げる事項は、相続及び鉱業権の消滅又は存続期間の満了に因る使用権の消滅の場合を除く外、登録をしなければその効力を生じない。

（抵当権との関係）

第二十五條　使用権は、その登録前当該鉱業権について登録し、又は当該鉱業権の属する鉱業財團について登記した抵当権者に対してもその効力を有する。

2　前項の抵当権があるときは、使用権者は、当該鉱業権者に対して支拂うべき使用料を供託しなければならない。但し、抵当権者の同意を得たときはこの限りでない。

3　前項の場合においては、抵当権者は、供託金に対してもその権利を行うことができる。

（使用権の設定変更等の許可）

第二十六條　使用権の設定、使用鉱区の増減、使用権の移転（相続に因る場合を除く。）又は存続期間の更新、短縮若しくはその満了前の使用権の消滅については、省令の定めるところにより、石炭局長の許可を受けなければならない。

2　石炭局長は、使用権の設定、使用鉱区の増減又は使用権の移転は、地方炭鉱管理委員会に諮問して、使用権を取り消すことができる。

一　使用権者が第二十六條第二項及び第三十一條第二項の條件に違反したとき。

二　使用権者が登録の日から六箇月以内に事業に着手せず、若しくは引き続き六箇月以上休業したとき又は施業案によらないで採掘をしたとき。

三　使用権者が第三十三條において準用する鉱業法第四十三條ノ三、第七十二條又は第七十四條ノ四第三項の命令に從わないとき。

四　使用権者が他人に使用権を使用させたとき。

五　第三十一條第一項の規定により使用権を取得し、若しくは使用鉱区を増加した使用権者が、使用料の支拂を一箇月以上遲滞した場合において、鉱業権者が使用権の取消を申請したとき。

六　石炭の増産上使用権の存続が適当でないと認められるとき。

2　石炭局長は、前項の規定による取消処分を取り消そうとするときは、地方炭鉱管理委員会に諮問しなければならない。

（取消の登録）

第三十條　石炭局長は、前條第一項の規定による取消若しくは同條第二項の規定による取消処分の取消又は第二十三條第一項第二号の規定により鉱業原簿に登録しなければならない條件の取消をしたときは、その登録をしなければならない。

（準用規定）

第二十九條　石炭局長は、左の各号の一に該当する場合において

準用する。

（使用権の取消）

第二十九條　石炭局長は、左の各号の一に該当する場合において

第三十一條　第五條第一項、第三項、第六條、第七條、第九條、第十條及び第十五條（第二号を除く。）の規定は、使用権の設定、使用鉱区の増減及使用権の行使に伴い必要な事業設備の使用にこれを準用する。但し、第十條中「対價」とあるのは「使用料」と、第十五條第三号中「前條」とあるのは「第三十一條第三項」と読み替える。

2　石炭局長は、必要があると認めるときは、前項において準用する第五條第三項の規定による裁定に條件を附すことができる。

3　石炭局長は、第二項において準用する第五條第三項の規定により裁定をしたときは、使用権の設定又は変更の登録をしなければならない。

4　第一項において準用する第五條第三項の申請があつたときは、当該鉱業権者は、その申請を拒否する旨の裁定、前項の規定による登録又は当該事業設備の引渡があるまでは、当該鉱業権を譲渡し、当該鉱区の分合、減区若しくは増減区の出願をし、又は当該事業設備について譲渡その他の処分をし、若しくはその形質を変更することができない。但し、省令の定めるところにより、石炭局長の許可を受けた場合は、この限りでない。

5　第一項の規定による事業設備の使用は、その引渡があつたときは、その後においてその事業設備について物権を取得した者に対しても、その効力を有する。

（事業設備の譲渡）

第三十二條　使用権が消滅したときは、鉱業権者は、使用権者であつた者に対して、その者が使用権の行使に伴い設置した事業設備を時價で買り渡すべきことを請求することができる。この場合においては、使用権者であつた者は、正当な理由がなければその承諾を拒むことができない。

2　使用権が消滅したときは、使用権者であつた者は、鉱業権者に対して、その同意を得て設置した使用権の存続期間をこえて存続すべき事業設備を、時價で買い取るべきことを請求することができる。但し、鉱業権の消滅に因つて使用権が消滅したときは、この限りでない。

3　第一項の承諾を拒まれ、若しくはその承諾を得ることができないとき又は前項の規定による買取の條件につき協議をすることができず、若しくは協議がととのわないときは、当事者は、石炭局長の裁定を申請することができる。

4　前項の裁定については、第七條、第九條から第十三條まで及び第十六條第二項の規定を準用する。但し、第七條中の「抵当権者」とあるのは「について登記した担保権を有する者」と、第十二條中「抵当権」とあるのは「登記した担保権」と、「抵当権者」とあるのは「担保権者」と読み替える。

5　第三項の申請があつたときは、使用権者であつた者は、その申請を拒否する旨の裁定があるまで、前項において準用する第十三條の規定により裁定がその効力を失うまで又は当該事業設備の引渡があるまでは、当該事業設備について譲渡その他の処分をし、又はその形質を変更することができない。但し、省令で定めるところにより、石炭局長の許可を受けた場合は、この限りでない。

（鉱業法の準用）

第三十三條　鉱業法第五條、第九條第二項本文前段、第十二條、第十五條、第十六條、第三十八條、第三十九條、第四十三條ノ三から第四十六條まで、第四十九條から第七十條まで、第七十二條から第七十四條ノ十五まで、第九十二條第一項から第九十三條の規定は、使用権者の鉱業に関してこれを準用する。但し、第七十四條ノ二第一項及び第七十四條ノ二第一項中「鉱業権消滅」とあるのは「鉱業権消滅に因り使用権消滅」と、第七十四條の二第一項中「鉱業権消滅ノ時」とあるのは「鉱業権消滅ニ因ル使用権消滅ノ時」と、第七十四條ノ二第二項中「二以上ノ鉱区ノ鉱業権者」とあるのは「二以上ノ使用鉱区又は二以上ノ鉱区ノ使用権者又ハ鉱業権者及使用権者」と、第七十四條ノ二第三項中「鉱業権者ソノ鉱業権ヲ譲渡シタルトキハ損害発生ノ時ノ鉱業権者及其ノ後ノ鉱業権者」とあるのは「使用権ノ譲渡、設定又ハ消滅アリタルトキハ損害発生ノ時ノ使用権者又ハ鉱業権者及其ノ後ニ於ケル使用権者又ハ鉱業権者」と、第七十四條ノ三第二項中「鉱業権ヲ譲受ケタル者」とあるのは「使用権譲渡ノ場合ニ在リテハ使用権ノ譲受人、使用権設定ノ場合ニ在リテハ使用権者、使用権消滅ノ場合ニ在リテハ鉱業者」と、「鉱業権者」とあるのは「鉱業権者又ハ使用権者」と、第七十四條ノ六中「鉱業権者其ノ鉱業權ヲ譲渡シ」とあるのは「使用権者其ノ使用権ヲ譲渡シ又ハ消滅セシメ」と、「譲受人」とあるのは「譲受人又は鉱業権者」と読み替える。

ころにより、石炭局長の許可を受けた場合は、この限りでない。

2　使用権の設定がある場合においては、鉱業法第四十三條ノ三から第四十六條まで、第五十條から第七十條まで、第七十二條から第七十四條ノ十五まで、第九十二條第一項から第三項まで及び第九十三條の規定は、当該規定が使用権者の鉱業に関して準用される限度において、鉱業権者の鉱業に関してはこれを適用しない。

第三十四條　鉱業権者が、使用権者でない者に鉱業権を使用させたときは、石炭局長は地方炭鉱管理委員会に諮問して、鉱業権を取り消すことができる。

第四章　罰則

第三十五條　詐偽の行爲をもつて使用権を得た者は、二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する

2　過失によつて使用鉱区外に侵掘した者は、二万円以下の罰金に処する。

3　前二項の場合においては、其の掘採した鉱物を没収する。もしその全部又は一部を没収することができないときは、その價額を追徴する。

第三十六條　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

一　第三十三條において準用する鉱業法第四十三條ノ三、第四十五條、第七十二條、第七十三條第一項又は第七十四條第一項の規定による命令に違反した者

二　第三十三條において準用する鉱業法第四十四條の規定に違反した者

第三十七條　第三十一條第四項、又は第三十二條第五項の規定に違反して、事業設備の形質を変更した者は二万円以下の罰金に処する。

第三十八條　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第三十三條において準用する鉱業法第四十六條の規定に違反した者

二　第三十三條において準用する鉱業法第七十四條ノ四第三項の規定による命令に違反した者

第三十九條　第三十三條において準用する鉱業法第五十三條第一項の許可を受けずに障害物を除却した者は、五千円以下の罰金に処する。

第四十條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人其の他の従業者が其の法人又は人の業務に関し、前五條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律施行の期日は、その公布の日から起算して三十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。

2　この法律は、臨時石炭鉱業管理法（昭和二十二年法律第二百十九号）の有効期間満了の時に、その効力を失う。

3　この法律のうち使用権に関する規定（第二十二條第二項の規定を除く）は、前項の規定にかかわらず同項の規定によるこの法律失効の際現に存在する使用権の消滅するときまで、当該使用権に関して、なおその効力を有する。

4　前二項の規定によるこの法律失効の際において必要な経過規定は、政令でこれを定める。

参照

○鑛業法（明治三十八年三月八日法律第四十五號）

第五條　帝國臣民又ハ帝國法律ニ從ヒ成立シタル法人ニ非サレハ鑛業權者トナルコトヲ得ス

第九條（第二項）　鑛區ノ境界ハ直線ヲ以テ之ヲ定メ地表境界線ノ直下ヲ限トス

第十二條　鑛業出願地又ハ鑛區ノ訂正、增減及訂正ノ出願ニ付テハ鑛業ノ出願ニ關スル規定ヲ準用ス

第十五條　鑛業權ハ物權トシ不動産ニ關スル規定ヲ準用ス但シ民法第百七十九條第二項ノ規定ハ此ノ限ニ在ラス

第十六條　鑛業權ハ不可分トス

第三十八條　錯誤ニ因リ鑛業ノ出願ヲ許可シタルトキハ主務大臣ハ鑛區ノ改正ヲ命シ又ハ鑛業權ヲ取消スヘシ

前項ノ改正ヲ命シタル場合ニ於テ命令書到達ノ日ヨリ三十日以内ニ出願ヲ爲ササルトキハ主務大臣ハ鑛業權ヲ取消スヘシ

第三十九條　鑛業公益ヲ害スルモノト認メタルトキハ主務大臣ハ鑛業權ヲ取消スヘシ

第四十三條ノ三　鑛區他人ノ異種ノ鑛物ノ鑛區ト重複スル場合ニ於テ其ノ重複スル部分ニ於ケル鑛業他人ノ鑛業ニ妨害アリト認メタルトキハ主務大臣ハ鑛業權者ニ其ノ妨害ノ排除又ハ鑛業ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第四十四條　採掘權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ施業案ヲ定メ鑛山監督局長ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

採掘權者ハ施業案ニ依ルニ非サレハ採掘ヲ爲スコトヲ得ス

第四十五條　鑛山監督局長ハ理由ヲ示シテ施業案ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第四十六條　採掘權者ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ坑内實測圖及鑛業簿ヲ鑛業事務所ニ備置キ且其ノ複本ヲ鑛山監督局長ニ差出スヘシ

第四十九條　隣接鑛業權者其ノ他ノ利害關係人ハ他人ノ鑛區ニ付鑛山監督局長ニ其ノ實地調査ヲ出願スルコトヲ得

出願人ハ前項ノ調査ニ要スル人夫及物品ヲ供スヘシ

第三章　土地使用

第五十條　本章ニ於テ關係人ト稱スルハ第五十二條乃至第五十四條及第五十六條ノ通知前使用又ハ收用スヘキ土地ニ關シテ權利ヲ有スル者及其ノ通知後ニ於テ通知前ヨリ既存セル權利ヲ承繼シタル者ヲ謂フ

第五十一條　本章ニ於テ補償金ト稱スルハ對價、使用料其ノ他土地所有者及關係人ノ通常受クヘキ損失ニ對スル補償金ヲ總稱ス

第五十二條　鑛業ノ出願又ハ鑛業ノ爲必要アル時ハ鑛業ヲ出願セムトスル者、鑛業出願人又ハ鑛業權者ハ鑛山監督局長ノ許可ヲ得テ他人ノ土地ニ立入リ測量又ハ檢査ヲ爲スコトヲ得

前項ノ許可ヲ得タル者他人ノ土地ニ立入ラムトスルトキハ豫メ土地占有者ニ通知スヘシ

第五十三條　前條ノ規定ニ依ル測量又ハ檢査ノ爲必要アルトキハ鑛山監督局長ノ許可ヲ得テ障碍物ヲ除去スルコトヲ得

前項ノ許可ヲ得タル者障碍物ヲ除却セムトスルトキハ豫メ其ノ所有者及占有者ニ通知スヘシ

第五十四條　鑛業上急迫ノ危險ヲ防ク爲必要アルトキハ鑛業權者ハ鑛山監督局長ノ許可ヲ得テ直チニ他人ノ土地ニ立入リ又ハ之ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ鑛業權者ハ遲滯ナク之ヲ土地占有者ニ通知スヘシ

第五十五條　前三條ニ依リ所有者及關係人ノ受ケタル損失ニ對シテハ其ノ請求ニ因リ補償金ヲ拂渡スヘシ

第五十六條　鑛業權者ハ左ニ揭クル目的ノ爲必要アルトキハ他人ノ土地ヲ使用スルコトヲ得

一　錐鑽孔又ハ坑口ノ開穿

二　鑛物、土石、爆發藥、用材、薪炭、鑛滓又ハ灰燼ノ置場ノ設置

三　選鑛場又ハ製錬場ノ建設

四　鐵道、軌道、道路、運河、溝渠、管樋、池井、索道又ハ電線ノ開設

五　其ノ他鑛業上必要ナル工事又ハ工作物ノ施設

前項ノ規定ニ依リ鑛業權者他人ノ土地ヲ使用セムトスルトキハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受クヘシ

鑛山監督局長前項ノ許可ヲ與ヘタルトキハ之ヲ土地所有者及關係人ニ通知スヘシ

前項ノ通知ノ後鑛業權者ハ其ノ土地ニ關スル權利ヲ取得スル爲土地所有者及關係人ニ協議ヲ爲スヘシ

第五十七條　土地ノ使用三箇年以上ニ亙ルトキ又ハ土地ノ形質ヲ變更スルトキハ所有者ハ其ノ收用ヲ請求スルコトヲ得

第五十八條　土地ノ一部ヲ收用スルニ因リテ殘地ヲ從來用キタル目的ニ供スルコト能ハサルトキハ土地所有者ハ其ノ全部ノ收用ヲ請求スルコトヲ得

第五十九條　土地ヲ使用又ハ收用スルトキハ土地所有者及關係人ニ補償金ヲ拂渡スヘシ

第六十條　土地ノ一部ヲ使用又ハ收用スルニ因リテ殘地ノ價格ヲ減シ其ノ他殘地ニ關シ損失ヲ生スヘキトキハ其ノ補償金ヲ拂渡スヘシ

第六十一條　土地ヲ使用又ハ收用スルニ因リテ通路、溝渠、墻柵其ノ他ノ工作物ノ新築、改築、增築又ハ修繕ヲ爲スノ必要ヲ生スルトキハ其ノ補償金ヲ拂渡スヘシ

第六十二條　第五十六條ノ通知ノ後土地ノ形質ヲ變更シ工作物ノ新築、改築、增築若ハ大修繕ヲ爲シ又ハ物件ヲ附加增置セムトスルトキハ土地所有者又ハ關係人ハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受クヘシ許可ヲ受ケスシテ之ヲ爲シタル者ハ之ニ關スル補償金ヲ請求スルコトヲ得ス

第六十三條　第五十六條ノ通知ノ後事業ヲ廢止又ハ變更シタルニ因リテ土地所有者又ハ關係人ノ受ケタル損失ニ對シ鑛業權者ハ其ノ補償金ヲ拂渡スヘシ

第六十四條　土地所有者及關係人ハ鑛業權者ヲシテ補償金ニ付相當ノ擔保ヲ供セシムルコトヲ得

第六十五條　土地ノ使用又ハ收用ノ協議調ヒ裁決確定シ又ハ判決アリタルトキハ補償金又ハ擔保ノ裁決確定セサルトキト雖鑛業權者ハ其ノ裁決ニ依ル補償金ヲ供託シ又ハ擔保ヲ供シテ土地ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得

第六十六條　鑛業權者補償金ノ拂渡若ハ供託ヲ爲サス又ハ擔保ヲ供セサルトキハ土地所有者及關係人ハ土地ヲ用フルコトヲ拒ムコトヲ得

第六十七條　土地ヲ收用スルトキハ收用ノ時期ニ於テ所有權ハ鑛業權者之ヲ取得シ其ノ他ノ權利ハ消滅ス

土地ヲ使用スルトキハ其ノ權利ハ使用ノ時期ニ於テ鑛業權者之ヲ取得シ其ノ他ノ權利ハ使用ノ期間其ノ行使ヲ停止セラル但シ使用物ヲ妨ケサルモノハ此ノ限ニ在ラス

第六十八條　土地ノ使用ヲ終リタルトキハ鑛業權者ハ土地ヲ原狀ニ復シ又ハ原狀ニ復セサルニ因リテ生スル損失ニ對シ補償金ヲ拂渡シテ之ヲ返還スヘシ

第六十九條　先取特權、質權又ハ抵當權ハ其ノ目的物ノ使用又ハ收用ニ因リテ債務者ノ受クヘキ補償金ニ對シテ之ヲ行フコトヲ得

但シ其ノ拂渡前ニ差押ヲ爲スヘシ

第七十條　土地ノ使用及收用ニ關スル規定ハ水ノ使用ニ關スル權利ニ之ヲ準用ス

第七十一條　鑛業上危險ノ處アリ又ハ公益ヲ害スルノ處アリト認メタルトキハ主務大臣ハ鑛業權者ニ其ノ豫防又ハ鑛業ノ停止ヲ命スヘシ

急迫ノ危險ヲ防ク爲必要アルトキハ鑛山監督局長ハ前項ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第七十二條　主務大臣ハ採掘權者ニ技術ニ關スル管理者ノ選任又ハ改任ヲ命スルコトヲ得

管理者ノ資格及職務ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十三條　鑛業權消滅シタル後ト雖五箇年間ハ主務大臣及鑛山監督局長ハ第七十二條ノ規定ニ準シ其ノ鑛業權ヲ有セシ者ニ對シテ危害豫防ニ關スル設備ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得

前項ノ命令ヲ受ケタル者ハ危害豫防ノ目的ノ範圍內ニ於テ鑛業權者ト看做ス

第五章　鑛害ノ賠償

第七十四條ノ一　鑛物掘採ノ爲ノ土地掘鑿、坑水廢水ノ放流、捨石鑛滓ノ堆積又ハ鑛煙ノ排出ニ因リテ他人ニ損害ヲ與ヘタルトキハ損害發生ノ時ニ於ケル當該鑛區ノ鑛業權者、損害發生ノ時鑛業權消滅セル場合ニ於テハ鑛業權消滅ノ時ニ於ケル當該鑛區ノ鑛業權者其ノ損害ヲ賠償スル責ニ任ス

前項ノ場合ニ於テ損害カ二以上ノ鑛區ノ鑛業權者ノ作業ノ中孰レニ因リテ生シタルカヲ知ルコト能ハサルトキ亦同シ

前二項ノ場合ニ於テ損害發生ノ後鑛業權者其ノ鑛業權ヲ讓渡シタルトキハ損害發生ノ時ノ鑛業權者及其ノ後ノ鑛業權者ハ連帶シテ損害ヲ賠償スル義務ヲ負フ

前三項ノ賠償ニ付テハ共同鑛業權者ノ義務ハ連帶トス

第七十四條ノ二　前條第二項ノ連帶債務者相互ノ間ニ於テハ其ノ各自ノ負擔部分ハ相均シキモノト推定ス

前條第三項ノ場合ニ於テ鑛業權ヲ讓受ケタル者賠償ノ義務ヲ履行シタルトキハ損害發生ノ時ノ鑛業權者ニ對シ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第七十四條ノ三　石炭ヲ目的トスル鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ石炭掘採ノ爲ノ土地ノ掘鑿ニ因リテ生スヘキ損害ノ賠償ヲ擔保スル爲其ノ掘採シタル石炭ノ數量ニ應シ每年一定額ノ金錢ヲ供託スヘシ但シ金錢ニ代ヘ其ノ金額ニ相當スル國債ヲ供託スルコトヲ妨ケス

前項ノ規定ハ國ノ鑛業ニ之ヲ適用セス

石炭ヲ目的トスル鑛業權者第一項ノ供託ヲ怠リタルトキハ主務大臣ハ鑛業ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第七十四條ノ五　石炭掘採ノ爲ノ土地ノ掘鑿ニ因リテ損害ヲ被リタル者ハ其ノ損害賠償請求權ニ關シ前條第一項ノ供託物ニ付他ノ債權者ニ先チ辨濟ヲ受クルノ權利ヲ有ス

前項ノ權利ノ實行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十四條ノ六　石炭ヲ目的トスル鑛業權者其ノ鑛業權ヲ讓渡シタルトキハ第七十四條ノ四第一項ノ供託物ニ對スル權利ハ讓受人ニ移轉ス

第七十四條ノ七　石炭ヲ目的トスル鑛業權者又ハ鑛業權者タリシ者ハ左ノ場合ニ限リ命令ノ定ムル所ニ依リ第七十四條ノ四第一項ノ供託物ヲ取戻スコトヲ得

一　石炭掘採ノ爲ノ土地ノ掘鑿ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償シタルトキ

二　鑛業權消滅後十箇年ヲ經ルモ石炭掘採ノ爲ノ土地ノ掘鑿ニ因ル損害ノ生セサルトキ

第七十四條ノ八　損害ノ賠償ハ金錢ヲ以テ之ヲ爲ス但シ賠償金額ニ比シ著シク多額ノ費用ヲ要セシテ原狀ノ回復ヲ爲スコトヲ得ルトキハ被害者ハ原狀ノ回復ヲ請求スルコトヲ得

賠償義務者ノ申立アリタル場合ニ於テ裁判所適當ト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス金錢ノ賠償ニ代ヘ原狀ノ回復ヲ命スルコトヲ得

第七十四條ノ九　損害ノ發生ニ關シ被害者ニ責ムヘキ事由アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ責任及範圍ヲ定ムルニ付之ヲ斟酌スルコトヲ得損害ノ發生ニ關シ天災其ノ他ノ不可抗力ノ競合シタルトキ亦同シ

第七十四條ノ十　損害賠償ノ額カ豫定セラレタル場合ニ於テ其ノ額カ著シク不當ナルトキハ當事者ハ之カ增減ヲ請求スルコトヲ得

第七十四條ノ十一　損害賠償請求權ハ被害者カ損害及賠償義務者ヲ知リタル時ヨリ三箇年間之ヲ行ハサルトキハ時效ニ因リテ消滅ス損害發生ノ時ヨリ二十箇年ヲ經過シタルトキ亦同シ

前項ノ期間ハ進行中ノ損害ニ付テハ其ノ進行ノ止ミタル時ヨリ之ヲ加算ス

第七十四條ノ十二　鑛害ノ賠償ニ關シ爭議ノ生シタルトキハ當事者ハ損害ノ發生地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ當事者ノ合意ニ依リテ定ムル地方裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

小作調停法第二條、第六條、第十條、第十二條乃至第十五條、第二十一條、第二十二條、第二十四條乃至第二十八條、第二十九條第一項第三十條乃至第三十五條、第三十七條乃至第四十條及第四十八條、借地借家調停法第四條ノ二、第十條、第十八條及第二十九條乃至第三十一條、金錢債務臨時調停法第六條第一項第四項、商事調停法第一條第二項第三項、第四條及第五條竝人事調停法第六條及第十條ノ規定ハ前項ノ調停ニ之ヲ準用ス

第七十四條ノ十三　調停委員ハ特別ノ知識經驗ヲ有シ公正ナル調停ヲ爲スニ適スル者ニ就キ每年豫メ地方裁判所長ノ選任シタル者又ハ當事者ノ合意ニ依リ選定セラレタル者ノ中ヨリ各事件ニ付調停主任之ヲ指定ス

第七十四條ノ十四　裁判所又ハ調停委員會必要アリト認ムルトキハ關係官廳其ノ他適當ト認ムル者ニ對シ意見ヲ求メ又ハ調査ヲ囑託スルコトヲ得

關係官廳ハ裁判所又ハ調停委員會ニ對シ意見ヲ述フルコトヲ得

第七十四條ノ十五　本章ノ規定ハ鑛業ニ從事スル者ノ業務上ノ負傷、疾病及死亡ニ關シテハ之ヲ適用セス

第九十二條(第一項)　土地ノ使用若ハ收用、補償金又ハ擔保ニ付協議調ハサルトキ又ハ協議ヲ爲スコト能ハサルトキハ鑛業權者ハ鑛山監督局長ノ裁決ヲ申請スルコトヲ得

(第二項)　前項ノ裁決中土地ノ使用又ハ收用ニ付不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

(第三項)　第一項ノ裁決中補償金又ハ擔保ニ付不服アル者ハ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第九十三條　處分又ハ裁決ノ通告書ヲ受ケタル日ヨリ三十日ヲ經過シタルトキハ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス

前項ノ期間ハ處分又ハ裁決ノ通告書ヲ受ケサル者ニ付テハ其ノ公示ノ日ヨリ之ヲ起算ス

○種畜法（昭和二十三年七月十二日法律第百五十五号）

法律第百五十五号

種畜法

（法律の目的）

第一條　この法律は、畜産の振興を図るため、種畜を確保し、その利用を増強し、もつて家畜の改良増殖を促進することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「種畜」とは、牛、馬その他政令で定める家畜の種雄であつて、その飼養者がこれを種付（人工授精を含む。以下同じ。）に供用する目的で主務大臣から証明書の交付を受けているものをいう。

2　この法律において「飼養者」とは、家畜を飼養管理する者をいう。

（証明書の交付）

第三條　主務大臣は、前條第一項の証明書の交付の申請があつた場合には、その家畜について検査を行い、傳染性の疾患（以下疾患という。）を有しないものにつき、その飼養者に対して証明書を交付する。

2　前項の証明書には、種畜の血統、能力及び体型による等級を示すべき事項を記載する。

3　第一項の疾患の種類並びに証明書の交付の申請及び検査の手続、証明書の有効期間その他証明書の交附に関し必要な事項は、省令でこれを定める。

（種付の禁止）

第四條　種畜でない牛、馬その他政令で定める家畜の雄又は第六條の規定により証明の効力を停止された種畜は、これを種付に供用してはならない。但し、省令で定める場合はこの限りでない。

2　種畜は、疾患にかかつていることを知りながら、これを種付に

供用してはならない。但し、省令で定める場合はこの限りでない。

（疾患の検査）

第五條　主務大臣又は都道府縣知事は、必要があると認めた場合には、省令で定めるところにより、種畜檢査委員をして種畜について疾患に關する檢査を行わせることができる。

2　前項の規定により、種畜檢査委員が檢査する場合には、その身分を示す証票を携帶し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

（証明の効力の取消又は停止）

第六條　主務大臣は、前條第一項の規定による檢査の結果疾患にかかつていると認めた種畜について、省令の定めるところにより、第三條の証明書の証明の効力を取り消し、又は停止することができる。

（種畜の飼養者の義務）

第七條　種畜の飼養者は、当該官吏若しくは吏員又は種付を受けようとする家畜の飼養者その他省令で定める者から要求された場合には、その種畜の証明書を呈示しなければならない。

2　種畜の飼養者は種付した家畜の雌の飼養者から種付証明書の交付を要求された場合には、正当の事由がなければ、その交付を拒むことができない。

3　前項の種付証明書に関し必要な事項は、省令でこれを定める。

（家畜登錄協会）

第八條　家畜の所有者又は飼養者は、家畜登錄協会を設立することができる。

2　家畜登錄協会は、法人とする。

第九條　家畜登錄協会は、家畜の改良を図るため、種畜又は家畜の血統、能力又は体型について、登錄審査委員の行う審査に合格したものを登錄し、その他必要な事業を行うことを目的とする。

2　前項の登錄審査委員、審査、登錄その他に関し必要な事項は、省令でこれを定める。

第十條　家畜登錄協会は、その名称の中に、家畜登錄なる文字又は家畜の種類の名称を冠する登錄協会という文字を用いなければならない。

2　家畜登錄協会でないものは、その名称の中に前項に掲げる文字又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第十一條　家畜登錄協会には、この法律に定めるものの外、民法（明治二十九年法律第八十九号）の社團法人に関する規定を準用する。

（家畜の移動又は殺の制限）

第十二條　主務大臣は、種畜の確保に関し特に必要があると認めた場合には、家畜の飼養者に対し、地域並びに家畜の種類及び年齢を指定し、移動又は殺の制限に関し必要な命令を発することができる。

2　主務大臣は、政令の定めるところにより、前項の権限の一部を都道府縣知事に委任することができる。

（罰則）

第十三條　第十二條の規定による命令に違反した者は、これを五千円以下の罰金に処する。

第十四條　第四條第一項又は第二項の規定に違反した者は、これを三千円以下の罰金に処する。

第十五條　第五條の規定による檢査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

第十六條　第七條第一項の規定による証明書の呈示を拒み若しくは忌避した者又は同條第二項の規定による種付証明書の交付を拒み、若しくは忌避した者は、これを五百円以下の罰金に処する。

第十七條　第十條第二項の規定に違反した者は、これを三百円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律の施行の期日は、その公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。

2　政府は、当分のうち、政令の定めるところにより、島を指定してこの法律の全部又は一部を施行しないことができる。

3　第十二條の規定は、この法律の施行の期日から二箇年を限り有効とする。但し、同條の規定の有効期間内にした行爲に対する罰則の適用については、第十三條の規定は、その期間経過後も、なおその効力を有する。

4　種牡牛檢査法（明治四十年法律第四十二号）及び種馬統制法（昭和十四年法律第七十五号）は、これを廃止する。

種畜法

5　この法律施行の際、現に種牡牛檢査法の規定による種牡牛であるものは、これをこの法律の規定による種畜とみなし、同法第二條の規定による証明書は、これをこの法律の規定による証明書とみなす。

6　この法律施行の際、現に種馬統制法の規定による種牡馬であるものは、これをこの法律の規定による種畜とみなす。

7　馬匹去勢法（明治三十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「種牡馬又は候補種牡馬」を「種畜法ニ依ル種畜」に、同法第四條中「種牡馬又ハ候補種牡馬ニシテ其ノ指定ヲ取消サレ又ハ指定ノ効力ヲ失ヒタルモノ」を「種畜法ニ依ル種畜ニシテ其ノ証明書ノ証明ノ効力ヲ取消サレタルモノ」に、同法第九條中「種馬統制法中種牡馬又ハ候補種牡馬ニ関スル規定」を「種畜法中種畜ニ関スル規定」に改める。

参照

○馬匹去勢法（明治三十四年四月四日法律第二十二號）

第一條　牡馬ニハ去勢ヲ行フ但シ種牡馬又ハ候補種牡馬ハ此ノ限ニ在ラス

第四條　左ノ各號ノ一ニ該當スル牡馬ニハ去勢年齢ニ拘ハラス去勢ヲ施行ス但シ明ケ十五歳以上ノモノハ此ノ限ニ在ラス

一　本法施行ノ際去勢年齢ヲ經過シタルモノヲ除クノ外種牡馬又ハ候補種牡馬ニシテ其ノ指定ヲ取消サレ又ハ指定ノ効力ヲ失ヒ

タルモノ

第九條　本法ハ種馬統制法中種牡馬又ハ候補種牡馬ニ関スル規定ヲ施行セサル島嶼ニハ之ヲ施行セス

○優生保護法（昭和二十三年七月十三日法律第百五十六号）

法律第百五十六号

優生保護法

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるものをいう。

2　この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に胎児及びその附属物を母体外に排出することをいう。

第二章　優生手術

（任意の優生手術）

第三條　医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、任意に、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。

一　本人又は配偶者が遺傳性精神変質症、遺傳性病的性格、遺傳性身体疾患又は遺傳性畸形を有しているもの

二　本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺傳性精神病、遺傳性精神薄弱、遺傳性精神変質症、遺傳性病的性格、遺傳性身体疾患又は遺傳性畸形を有し、且つ、子孫にこれが遺傳する虞れのあるもの

三　本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが傳染する虞れのあるもの

四　妊娠又は分娩が、母体の生命に危險を及ぼす虞れのあるもの

五　現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの

2　前項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。

（強制優生手術の審査の申請）

第四條　医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹つていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺傳を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、前條の同意を得なくとも、都道府縣優生保護委員会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。

（優生手術の審査）

第五條　都道府縣優生保護委員会は、前條の規定による申請を受けたときは、優生手術を受くべき者にその旨を通知するとともに、同條に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。

2　都道府縣優生保護委員会は、優生手術を行うことが適当である旨の決定をしたときは、申請者及び関係者の意見をきいて、その手術を行うべき医師を指定し、申請者、優生手術を受くべき者及び当該医師に、これを通知する。

（再審査の申請）

第六條　前條第一項の規定によつて、優生手術を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、同條同項の通知を受けた日から二週間以内に、中央優生保護委員会に対して、その再審査を申請することができる。

2　前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親権者、後見人又は保佐人もまた、その再審査を申請することができる。

（優生手術の再審査）

第七條　中央優生保護委員会は、前條の規定による再審査の請求を受けたときは、その旨を、手術を行うべき医師に通知するとともに、審査の上、改めて、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、再審査の申請者、優生手術を受くべき者、都道府縣優生保護委員会及び手術を行うべき医師に通知する。

（審査に関する意見の申述）

第八條　第四條の規定による申請者、優生手術を受くべき者及びその配偶者、親権者、後見人又は保佐人は、書面又は口頭で、都道府縣優生保護委員会又は中央優生保護委員会に対し、第五條第一項の審査又は前條の再審査に関して、事実又は意見を述べることができる。

（訴の提起）

第九條　中央優生保護委員会の決定に対して不服のある者は、第七條の通知を受けた日から一箇月以内に訴を提起することができる。

（優生手術の実施）

第十條　優生手術を行うことが適当である旨の決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに関する判決が確定したときは、第五條第二項の医師が、優生手術を行う。

（費用の國庫負担）

第十一條　前條の規定によつて行う優生手術に関する費用は、政令の定めるところによつて、國庫の負担とする。

第三章　母性保護

（任意の人工妊娠中絶）

第十二條　都道府縣の区域を単位として設立せられた社團法人たる医師会の指定する医師（以下指定医師という。）は、第三條第一項第一号から第四号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、任意に、人工妊娠中絶を行うことができる。

2　前項の同意には、第三條第二項の規定を準用する。

（人工妊娠中絶の審査の申請）

第十三條　指定医師は、左の各号の一に該当する者に対して、人工妊娠中絶を行うことが母性保護上必要であると認めるときは、本人及び配偶者の同意を得て、地区優生保護委員会に対し、人工妊娠中絶を行うことの適否に関する審査を、申請することができる。

一　別表中第一号又は第二号に掲げる疾患に罹つているもの

二　分娩後一年以内の期間に更に妊娠し、且つ、分娩によつて母体の健康を著しく害する虞れのあるもの

三　現に数人の子を有している者が更に妊娠し、且つ、分娩によつて母体の健康を著しく害する虞れのあるもの

四　暴行若しくは脅迫によつて、又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて、妊娠したもの

2　前項の申請には、同項第一号から第三号の場合にあつては他の医師の意見書を、同條第四号の場合にあつては民生委員の意見書を添えることを要する。

3　第一項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足り、本人が心神喪失の狀況にあるときは後見人又は保佐人の同意をもつてこれに代えることができる。

（人工妊娠中絶の審査）

第十四條　地区優生保護委員会は、前條第一項の規定による申請を受けたときは、命令の定める期間内に、同條第一項に規定する要件を具えているかどうか及び未成年者についてはその同意が他から強制されたものでないかどうかを審査の上、人工妊娠中絶を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者に通知する。

（人工妊娠中絶の実施）

第十五條　指定医師は、前條の決定に従い、人工妊娠中絶を行うことができる。

第四章　優生保護委員会

（優生保護委員会）

第十六條　優生手術及び人工妊娠中絶に関する適否の審査その他この法律で定める優生保護上必要な事項を処理するため、優生保護委員会を置く。

（種類と権限）

第十七條　優生保護委員会は、中央優生保護委員会、都道府縣優生保護委員会及び地区優生保護委員会とする。

2　中央優生保護委員会は、厚生大臣の監督に属し、主として優生手術に関する適否の再審査を行う外、この法律で定める優生保護上必要な事項を処理する。

3　都道府縣優生保護委員会は、都道府縣ごとにこれを置き、都道府縣知事の監督に属し、優生手術に関する適否の審査を行う。

4　地区優生保護委員会は、保健所の区域ごとにこれを置き、都道府縣知事の監督に属し、人工妊娠中絶に関する適否の審査を行う。

（構成）

第十八條　中央優生保護委員会は委員三十人以内で、都道府縣優生保護委員会は委員十人以内で、地区優生保護委員会は委員五人以内で、これを組織する。

2　各優生保護委員会において、特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3　委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、檢察官、関係行政廳の官吏又は吏員その他学識経験ある者の中から、中央優生保護委員会にあつては厚生大臣が、都道府縣優生保護委員会及び地区優生保護委員会にあつては都道府縣知事が、それぞれ、これを命ずる。

4　各優生保護委員会に、委員の互選による委員長一人を置く。

（委任事項）

第十九條　この法律で定めるものの外、委員の任期、委員長の職務その他優生保護委員会の運営に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第五章　優生結婚相談所

（優生結婚相談所）

第二十條　優生保護の見地から結婚の相談に應ずるとともに、遺傳その他優生保護上必要な知識の普及向上を図つて、不良な子孫の出生を防止するため優生結婚相談所を設置する。

（配置）

第二十一條　優生結婚相談所は、都道府縣に少くとも一箇所以上、これを設置する。

2　優生結婚相談所は、保健所に、これを附置することができる。

（設置の認可）

第二十二條　國以外の者は、優生結婚相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の認可を得なければならない。

2　前項の優生結婚相談所は、厚生大臣の定める基準によつて医師をおき、檢査その他に必要な設備をそなえなければならない。

（名称の独占）

第二十三條　この法律による優生結婚相談所でなければ、その名称中に、優生結婚相談所たることを示す文字を用いてはならない。

（委任事項）

第二十四條　この法律で定めるものの外、優生結婚相談所に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第六章　届出、禁止その他

（届出）

第二十五條　医師又は指定医師は、第三條第一項、第十條又は第十五條の規定によつて優生手術又は人工妊娠中絶を行つた場合は、その日から三日以内に、その旨を、理由を記して、都道府縣知事に届け出なければならない。

（通知）

第二十六條　優生手術を受けた者は、婚姻しようとするときは、その相手方に対して、優生手術を受けた旨を通知しなければならない。

（秘密の保持）

第二十七條　優生保護委員会の委員及び臨時委員、優生手術若しくは人工妊娠中絶の審査若しくは施行の事務に従事した公務員又は優生結婚相談所の職員は、職務上知り得た人の祕密を、漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

（禁止）

第二十八條　何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、優生手術を行つてはならない。

第七章　罰則

（第二十二條違反）

第二十九條　第二十二條の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで優生結婚相談所を開設したものは、これを五千円以下の罰金に処する。

（第二十三條違反）

第三十條　第二十三條の規定に違反して、優生結婚相談所たることを示す名称を用いた者は、これを千円以下の過料に処する。

（第二十五條違反）

第三十一條　第二十五條の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを一万円以下の罰金に処する。

（第二十七條違反）

第三十二條　第二十七條の規定に違反して、故なく、人の祕密を漏らした者は、これを六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

（第二十八條違反）

第三十三條　第二十八條の規定に違反して、優生手術を行つた者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは、三年以下の懲役に処する。

附　則

（施行期日）

第三十四條　この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から、これを施行する。

（関係法律の廃止）

第三十五條　國民優生法（昭和十五年法律第百七号）は、これを廃止する。

（罰則規定の効力の存続）

第三十六條　この法律施行前になした違反行爲に対する罰則の適用については、前條の法律は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

（届出の特例）

第三十七條　第二十五條の規定は、昭和二十一年厚生省令第四十二号（死産の届出に関する規程）の規定による届出をした場合は、その範囲内で、これを適用しない。

別　表

一　遺傳性精神病
　精神分裂病
　躁鬱病
　眞性癲癇
二　遺傳性精神薄弱
　白痴
　痴愚
　魯鈍
三　強度且つ悪質な遺傳性精神変質症
　著しい性慾異常
　兇悪な常習性犯罪者
四　強度且つ悪質な遺傳性病的性格
　分裂病質
　循環病質
　癲癇病質
五　強度且つ悪質な遺傳性身体疾患
　遺傳性進行性舞踏病
　遺傳性脊髄性運動失調症
　遺傳性小腦性運動失調症
　筋萎縮性側索硬化症
　脊髄性進行性筋萎縮症
　神経性進行性筋萎縮症
　進行性筋性筋栄養障碍症
　筋緊張病
　筋痙攣性癲癇
　遺傳性震顫症
　家族性小兒四肢痲痺
　痙攣性脊髄痲痺
　強直性筋萎縮症
　先天性筋緊張消失症
　先天性軟骨発育障碍
　多発性軟骨性外骨腫
　白兒
　魚鱗癬
　多発性軟性神経纖維腫
　結節性硬化症
　色素性乾皮症
　先天性表皮水疱症
　先天性ポルフイリン尿症
　先天性手掌足蹠角化症
　遺傳性視神経萎縮
　網膜色素変性
　黄斑部変性
　網膜膠腫
　先天性白内障
　全色盲
　牛眼
　黒内障性白痴
　先天性眼球震盪
　青色覚膜

肥料配給公團令の一部を改正する法律

先天性聾
遺傳性難聽
血友病
六　强度な遺傳性畸型
裂手、裂足
指趾部分的肥大症
顏面披裂
先天性無眼球症
嚢性脊髓披裂
先天性骨欠損症
先天性四肢欠損症
小頭症
その他厚生大臣の指定するもの

○肥料配給公團令の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十三日）
（法律第百五十七号）

法律第百五十七号

肥料配給公團令の一部を改正する法律

肥料配給公團令（昭和二十二年勅令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「命令で定める肥料」を「命令で定める肥料及び緊急用農藥」に改める。

第十三條中「肥料の生産」を「肥料若しくは農藥の生産」に改める。

第十五條第一項第五号の次に左の一号を加え、同項第六号を第七号とする。

六　緊急用農藥の買取、保管及び賣渡

第二十條第二項及び第三項中「肥料の適正な配給」を「肥料又は緊急用農藥の適正な配給」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

參照

○肥料配給公團令（昭和二十二年四月三十日勅令第百七十一号）

第一條（第一項）　肥料配給公團は、經濟安定本部總務長官の定める割當計畫及び配給手續に從い、命令で定める肥料の適正な配給に關する業務を行うことを目的とする。

第十三條　肥料配給公團の役員及び職員は、肥料の生産、保管若しくは賣買を業とする會社の株式を所有し、又はこれらの會社その他の企業の業務に從事し、若しくはその營業につき一切の利害關係を有してはならない。

第十五條（第一項）　肥料配給公團は、經濟安定本部總務長官の定める割當計畫及び配給手續並びにこれらに關する指示に基き、主務大臣の監督に從い、左の業務を行う。

五　肥料の配給及び價格に關する法令の施行に對する協力

六　第一号及び第二号に附帶する業務

第二十條（第二項）　經濟安定本部總務長官は、肥料の適正な配給を確保するため必要があると認めるときには、肥料配給公團に對して、監督上必要な命令をなすことができる。

（第三項）　主務大臣は、肥料の適正な配給を確保するため必要があると認めるときには、肥料配給公團に對して經濟安定本部總務長官の定める割當計畫及び配給手續に基いて、監督上必要な命令をなすことができる。

○競馬法（昭和二十三年七月十三日）

法律第百五十八号

競馬法

第一章　總則

第一條　政府、都道府縣又は著しく災害を受けた市で內閣總理大臣が指定するもの（指定市という。以下同じ。）は、この法律により、競馬を行うことができる。

2　政府が行う競馬は、國營競馬という、都道府縣又は指定市が行う競馬は、地方競馬という。

3　政府、都道府縣又は指定市以外の者は、勝馬投票券その他これに類似するものを発賣して、競馬を行つてはならない。

第二章　國營競馬

（競馬場）

第二條　國營競馬の競馬場は、札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、櫻浜、京都、阪神、小倉及び宮崎の十一箇所とする。

（競馬の開催）

第三條　國營競馬の開催は、競馬場ごとに、年二回以內とする。但し、天災地變その他やむを得ない事由に因り、一競馬場において年二回開催することができないときは、その隣接競馬場において、年三回開催することができる。

2　阪神競馬場及び宮崎競馬場において競馬の開催ができるまでの間、京都競馬場及び小倉競馬場においては、第一項の規定にかかわらず、年四回國營競馬を開催することができる。

3　前二項の競馬の開催日數は、一回につき、八日以內とする。

（入場料）

第四條　政府は、競馬を開催するときには、入場者から、三十円以上百円以下の範圍內で、地方稅法（昭和二十三年法律第百十号）の規定による入場稅及び入場稅附加稅を含めた入場料を徵收する。但し、農林大臣は、一回につき二千人以內の限度において無料入場を許可することができる。

2　政府は、前項の規定により徵收した入場稅及び入場稅附加稅は、これを當該地方公共團體に交付しなければならない。

3　地方稅法が制定施行せられるまでの間、第一項中「地方稅法（昭和二十三年法律第百十号）」とあるのは「入場稅法（昭和十五年法律第四十四号）」と、「入場稅及び入場稅附加稅」とあるのは「入場稅」と讀み替え、第二項の規定は、これを適用しない。

（勝馬投票券）

競馬法

第五條　政府は、券面金額十円又は二十円の勝馬投票券を券面金額で発賣することができる。

2　政府は、前項の勝馬投票券十枚分又は百枚分を一枚をもつて代表する勝馬投票券を発賣することができる。

（勝馬投票法）

第六條　勝馬投票法は、單勝式、複勝式及び連勝式の三種とする。

第七條　單勝式勝馬投票法においては、第一着となつた馬を勝馬とする。

2　複勝式勝馬投票法においては、勝馬投票券発賣開始の時に、出走すべき馬が四頭以下であるときは第一着となつた馬を、五頭以上七頭以下であるときは第一着及び第二着となつた馬を、八頭以上であるときは第一着、第二着及び第三着となつた馬を勝馬とする。

3　連勝式勝馬投票法においては、第一着及び第二着となつた馬をその順位に從い一組としたものを勝馬とする。

4　連勝式勝馬投票法において、出走すべき馬が七頭以上あるときは、附錄第一の例により連勝式番号をつけることができる。

5　前項の規定による連勝式番号は、連勝式勝馬投票法については、その馬の番号とみなす。

（拂戻金）

第八條　政府は、勝馬投票の的中者に対し、当該競走に対する勝馬投票券の賣得金（勝馬投票券の発賣金額から第十二條の規定により返還すべき金額を控除したもの。以下同じ。）の額を各勝馬投票法に区分した金額について、附錄第二に定める第一号算式によつて算出した金額から附錄第二に定める第二号算式によつて算出した金額を控除した残額を、当該勝馬に対する各勝馬投票券に按分した金額を拂戻金として交付する。

2　前項の規定により算出した金額が、勝馬投票券の券面金額に満たないときは、その券面金額を拂戻金の額とする。

第九條　勝馬投票の的中者がない場合における賣得金は、その金額からその金額の百分の二十五及び附錄第二に定める第二号算式によつて算出した金額を控除した残額を、出走した馬であつて勝馬以外のものに対し投票した者に対し、各勝馬投票券に按分した金額を拂戻金として交付する。

第十條　拂戻金を交付する場合において、前二條の規定によつて算出した金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、これを切り捨てる。

2　前項の端数切捨によつて生じた金額は、政府の收入とする。

第十一條　第八條及び第九條の規定による拂戻金の債権は、一年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。

（投票の無効）

第十二條　勝馬投票券を発賣した後、当該競走につき左の各号の一に該当する事由を生じたときは、当該競走における投票は、これを無効とする。

一　出走すべき馬が一頭のみとなつたこと。

二　競走が成立しなかつたこと。

三　競走に勝馬がなかつたこと。

3　前項の場合においては、当該勝馬投票券を所有する者は、政府に対し、その勝馬投票券と引換にその券面金額の返還を請求することができる。

4　前項の請求権は、当該勝馬投票券発賣の日から一年内に、これを行使しなければならない。

5　発賣した勝馬投票券に表示された馬（連勝式勝馬投票法のうち同一の連勝式番号をつけられた馬を一組とした場合にあつては表示された馬のうちいずれか一頭を除いた残の馬）が出走しなかつたときは、その馬（連勝式勝馬投票法にあつてはその馬の属する組）に対する投票についてもまた前三項と同様である。

（馬主の登錄）

第十三條　政府が行う登錄を受けた馬でなければ、國営競馬の競走に馬を出走させることができない。

2　左の各号の一に該当する者は、登錄を受けることができない。

一　禁治産者、準禁治産者及び破産者であつて復権を得ない者

二　競馬法（大正十二年法律第四十七号。以下旧競馬法という。）地方競馬法（昭和二十一年法律第五十七号）又はこの法律に違反して罰金以上の刑に処せられた者

（馬の登錄）

第十四條　政府が行う登錄を受けた馬でなければ、國営競馬の競走に出走させることができない。

（服色の登錄）

第十五條　自己の服色を使用して、國営競馬の競走に馬を出走させようとする者は、政府が行う服色の登錄を受けなければならない。

（競走馬の調教及び騎乘）

第十六條　省令の定めるところにより、政府が行う免許を受けた調教師又は騎手でなければ、國営競馬の競走のため、馬を調教し又は騎乘することができない。

（登錄料及び免許手数料）

第十七條　政府は、前四條の規定による登錄及び免許について、五千円以下の登錄料及び五百円以下の免許手数料を徴收することができる。

（特別登錄料）

第十八條　政府は、省令で定める國営競馬の競走に馬を出走させようとする者から、一万円以下の特別登錄料を徴收することができる。

2　前項の規定により徴收した特別登錄料は、これを前項の競走の賞金の一部に充てなければならない。

第三章　地方競馬

（競馬場の数）

第十九條　地方競馬の競馬場の数は、北海道にあつては六箇所以内、都府縣にあつては各二箇所以内とする。

（競馬の開催）

第二十條　都道府縣の行う競馬の開催は、競馬場ごとに、年四回以内とする。但し、天災地変その他やむを得ない事由に因り、一競

馬場において年四回開催することができないときは、都道府縣知事は農林大臣の許可を受けて、その隣接競馬場において年五回開催することができる。

2　指定市の行う競馬の開催は、各指定市につき年二回以内とする。

3　前二項の競馬の開催日数は、一回につき、六日以内とする。

（入場料）

第二十一條　都道府縣又は指定市は、競馬を開催するときには、入場者から、五円以上五十円以下の入場料を徴收する。但し、都道府縣知事又は指定市の市長は、一回につき六百人以内の限度において無料入場を許可することができる。

（準用規定）

第二十二條　第五條から第十七條までの規定は、地方競馬に、これを準用する。この場合において、第五條及び第八條中「政府」とあるのは「都道府縣又は指定市」と、第九條中「百分の二十五」とあるのは「百分の二十九」と、第十條及び第十二條中「政府」とあるのは「都道府縣又は指定市」と、第十二條から第十六條までのうち「政府」とあるのは「都道府縣又は都道府縣の組合」と「國營競馬」とあるのは「地方競馬」と、第十六條中「調教師又は騎手」とあるのは「騎手」と、第十七條中「政府」とあるのは「都道府縣又は都道府縣の組合」と讀み替えるものとする。

（地方競馬の停止）

第二十三條　農林大臣は、都道府縣が、この法律又はこの法律に基つて發する命令に違反して地方競馬を行つた場合には、当該都道府縣に対し、地方競馬の廢止を命ずることができる。

2　都道府縣知事は、指定市がこの法律又はこの法律に基いて發する命令に違反して地方競馬を行つた場合は、農林大臣の承認を得て、当該指定市に対し地方競馬の停止を命ずることができる。

第四章　雜則

（秩序の維持等）

第二十四條　農林大臣は、國營競馬場内の秩序を維持し又は競走公正を確保するため必要な命令を發することができる。

2　地方競馬場内の秩序を維持し又は競走の公正を確保するため必要な事項は、政令でこれを定める。

（地方競馬の監督）

第二十五條　農林大臣は、都道府縣に対し、都府道縣知事は、指定市に対し、地方競馬の開催、終了及び会計その他必要があると認める事項について、報告をさせ又は書類及び帳簿を檢查することができる。

2　都道府縣知事は、前項の規定により得た報告又は檢查の結果を農林大臣に報告しなければならない。

（会計檢查院の檢查）

第二十六條　会計檢查院は、必要があると認めるときは、地方競馬に関し、都道府縣又は指定市の会計經理の檢查をすることができる。

2　会計檢查院が、前項の檢查をするときは、これを関係者に通知するものとする。

（脫法行爲の禁止）

第二十七條　何等の名義をもつてするを問わず、第一條第三項の規定を免れる行爲をすることができない。

（勝馬投票券の購入の制限）

第二十八條　学生生徒又は未成年者は、勝馬投票券を買うことができない。

第二十九條　左の各号の一に該当する場合においては、勝馬投票券を買うことができない。

一　競馬に関係する政府職員にあつては、すべての競馬の競走について

二　地方競馬に関係する都道府縣職員又は指定市職員にあつては、當該都道府縣又は指定市の行う地方競馬の競走について

三　國營競馬に関係する調教師、騎手及び馬丁にあつては、國營競馬の競走について

四　地方競馬に関係する騎手及び馬丁にあつては、当該都道府縣又は指定市の行う地方競馬の競走について

五　前各号に掲げる者を除き、競馬の事務に從事する者にあつては、当該競馬の競走について

第五章　罰則

第三十條　左の各号の一に該当する者は、これを五年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処する。

一　第一條第三項の規定違反した者

二　第二十七條の規定に違反した者

第三十一條　左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役若しくは五万円下の罰金に処する。

一　國營競馬又は地方競馬の競走に関し勝馬投票類似の行爲をさせて利を図つた者

二　馬の競走能力を一時的にたかめ又は減ずる藥品又は藥剤を使用して馬を出走させた者

第三十二條　第二條の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができる。

第三十三條　左の各号の一に該当する者は、これを二万円以下の罰金に処する。

一　第二十九條の規定に違反した者

二　第三十一條第一号の場合において勝馬投票類似の行爲をした者

第三十四條　第二十八條の規定に違反した者は、これを千円以下の罰金に処する。

附　則

第三十五條　この法律施行の日は、その公布の日から起算して六十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。

第三十六條　旧競馬法、競馬法の臨時特例に関する法律（昭和十四年法律第三十八号）、地方競馬法及び馬券税法（昭和十七年法律第六十号）は、これを廢止する。

2　馬券税法の廢止前に競馬を開催した者に課した又は課すべきであつた馬券税については、なお從前の例による。

3　第一項に掲げる法律の廢止前にした行爲に対する罰則の適用については、これを三年以下の懲役

ついては、なお從前の例による。

第三十七條　政府は、日本競馬会及び社團法人中央馬事会（昭和二十一年二月九日その設立の許可を受けたものをいう。以下同じ。）の資産及び負債を承継することができる。

2　都道府縣は、馬匹組合連合会（縣を区域とする馬匹組合を含む。以下同じ。）の資産及び負債を承継することができる。

3　前項の規定により、都道府縣が馬匹組合連合会の資産を承継したときは、農業協同組合連合会及び農業協同組合は、当該資産（競馬に必要な資産を除く。）の買受については、政令の定めるところにより、他の者に優先する。

4　第一項又は第二項の規定により、政府又は都道府縣が、日本競馬会及び社團法人中央馬事会又は馬匹組合連合会の資産及び負債を承継した場合においては、これらの團体の解散の登記は、農林大臣又は当該都道府縣知事が、これを行う。

第三十八條　政府は、旧競馬法により日本競馬会が行つていた競馬を自ら行うため、政令の定めるところにより、農林省の職員を増置することができる。

2　國営競馬の事務及び地方競馬の監督に関する事務を掌らせるため、農林省畜産局に、臨時に、競馬部を置く。

3　國営競馬の事務の一部を分掌させるため、札幌市、東京都及び京都市に、臨時に、競馬事務所を置く。

4　競馬事務所の名称、管轄する競馬場及は所掌事務の内容については、政令でこれを定める。

5　競馬部及び競馬事務所の課その他内部組織の細目及びその所掌事務の範囲は、農林大臣が、これを定める。

第三十九條　取引高税法（昭和二十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第七條第十四号を次のように改める。

十四　取引所税法（大正三年法律第二十三号）により取引所特別税又は取引税を課せられる取引

第四十條　この法律は、施行の日から一年を経過した日までに、改廃の措置をとらなければならない。

附錄第一

出走すべき馬が七頭であるとき	馬番号	1 2 3 4 5 6 7
	連勝式番号	1 2 3 4 5 6
出走すべき馬が八頭であるとき	馬番号	1 2 3 4 5 6 7 8
	連勝式番号	1 2 3 4 5 6
出走すべき馬が九頭であるとき	馬番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9
	連勝式番号	1 2 3 4 5 6
出走すべき馬が十頭であるとき	馬番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
	連勝式番号	1 2 3 4 5 6
出走すべき馬が十一頭であるとき	馬番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
	連勝式番号	1 2 3 4 5 6
出走すべき馬が十二頭であるとき	馬番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
	連勝式番号	1 2 3 4 5 6
出走すべき馬が十三頭であるとき	馬番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13
	連勝式番号	1 2 3 4 5 6

出走すべき馬が十四頭以上の場合	馬番号	
	連勝式番号	右に準ずる

附錄第二

第一号算式

$$\left(W+\frac{D}{P}\right)\times(1-R)=T$$

Wは当該勝馬に対する勝馬技票券の総券面金額とする。

Dは出走した馬であつて勝馬以外のものに対する勝馬投票券の総券面金額とする。

Rは國営競馬にあつては百分の二十五、地方競馬にあつては百分の二十九とする。

Pは複勝式勝馬投票法における左表の場合を除き、勝馬の数とする。

	第一着馬	第二着馬	第三着馬	
第一着、第二着及第三着となつた馬を勝馬とする場合	第二着の勝馬が三頭以上あるとき	$P'-(N-2)$	$\{P'-(N-2)\}\times\frac{N}{2}$	P'は勝馬の数 N は第二着の勝馬の数
	第三着の勝馬が二頭以上あるとき	$P'-(N-1)$	$P'-(N-1)$	$\{P'-(N-1)\}\times N$	P'は勝馬の数 N は第三着の勝馬の数
第一着及第二着となつた馬を勝馬とする場合	第二着の勝馬が二頭以上あるとき	$P'-(N-1)$	$\{P'-(N-1)\}\times N$	P'は勝馬の数 N は第二着の勝馬の数

第二号算式

$$(T-W)\times r$$

Tは第一号算式のTに同じ。

Wは第一号算式のWに同じ。

rは國営競馬にあつては百分の二十、地方競馬にあつては百分の十とする。

参照

○取引高税法（昭和二十三年七月七日法律第百八号）

第七條　左に掲げる取引については、取引高税を課さない。

十四　馬券税法（昭和十七年法律第六十号）又は取引所税法（大正三年法律二十三号）により馬券税又は取引所特別税若しくは取引税を課せられる取引

○國営競馬特別会計法（昭和二十三年七月十三日法律第百五十九号）

法律第百五十九号

國営競馬特別会計法

第一條　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）による國営競馬の勝馬投票券の発賣に関する歳入歳出は、これを一般会計と区分して、特別会計を設置する。

第二條　この会計は、農林大臣が、法令の定めるところに從い、これを管理する。

第三條　この会計においては、競馬法第五條の規定による勝馬投票

券の発賣による收入金、勝馬投票券の発賣に伴う過誤受入金（以下過誤受入金という。）及び預金利子その他の附属雑收入をもつてその歳入とし、同法第八條及び第九條の規定による拂戻金（以下拂戻金という。）、同法第十二條第二項及び第四項の規定による返還金（以下返還金という。）、勝馬投票券の発賣による收入金の收納又は拂戻金若しくは返還金の支拂に伴う事故により不足した現金の補てん金（以下補てん金という。）、過誤受入金の拂戻金、第十條第二項の規定による一時借入金の利子並びに一般会計への繰入金をもつてその歳出とする。

第四條　前條に規定する一般会計への繰入金の額は、毎会計年度における歳入の收納済額から拂戻金、返還金、補てん金、過誤受入金の拂戻金及び一時借入金の利子の支出済額並びにこれらの経費の支出未済額を控除した金額に相当する金額とし、当該繰入金の繰入は、各競馬ごとに分割して各競馬終了の日から六十日以内になるべくすみやかに一般会計に繰入れるものとする。

2　前項の場合において繰入に関する歳出予算額が当該繰入額に対して不足するときは、その不足額は、これを翌年度において繰り入れるものとする。

第五條　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、これを國会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、歳入歳出予定計算書を添附しなければならない。

第六條　農林大臣は、拂戻金、返還金及び過誤受入金の拂戻金の現金支拂をなさしめる場合において必要があると認めるときは、支拂元受高（歳入の收納済額、一時借入金の受入額及び國庫余裕金の繰替額の現在額をいう。）の中から必要な資金を当該官吏に交付して、これを繰り替え使用せしめることができる。

2　前項の規定により交付を受けた資金は、その交付を受けた日から六十日以内にこれを戻入しなければならない。

第七條　この会計において毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

第八條　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを國会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。

第九條　薪炭需給調節特別会計法（昭和二十二年法律第百四十七号）第八條の規定は、この会計の一時借入金の利子の借入について、同法第十條、第十一條及び第十五條の規定は、この会計の予算及び決算について、同法第十七條の規定は、この会計の支拂義務の生じた歳出金の繰越について、これを準用する。

第十條　この会計において支拂上現金に余裕があるときは、大藏省預金部にこれを預け入れることができる。

2　この会計において支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担で一時借入金をし、又は國庫余裕金を繰り替え使用することができる。

3　前項の規定による一時借入金は、当該年度内において、借り入れた日から六十日以内に、國庫余裕金の繰替金は、繰り替え使用した日から十日以内にこれを償還しなければならない。

第十一條　前條第二項の規定による一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大藏大臣が、これを行う。

第十二條　政府は、勝馬投票券の発賣による收入金の整理に関する事務の一部並びに当該收入金の拂込及び第六條第一項の規定により交付を受けた資金の現金輸送をその指定する銀行（日本銀行を除く。）に委託して取り扱わしめることができる。

第十三條　この法律の施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

附　則

この法律は、競馬法施行の日から、これを施行する。

参照

○競馬法（昭和二十三年七月十三日法律第百五十八号）（本集法律第百五十八号参照）

○薪炭需給調節特別会計法を改正する法律（昭和二十二年十二月四日法律第百四十七号）

○造幣局官制の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十五日法律第百六十号）

法律第百六十号

造幣局官制の一部を改正する法律

造幣局官制（明治四十三年勅令第四十号）の一部を次のように改正

する。

第一條中「及諸鑛物ノ試驗」を「諸鑛物ノ試驗及貴金屬の刻印」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

參照

○造幣局官制（明治四十三年三月二十八日勅令第四十號）

第一條　造幣局ハ大阪市ニ置キ大藏大臣ノ管理ニ屬シ貨幣ノ製造、瓦貨幣ノ鑄潰、章牌記章極印ノ製造、重要金屬地金ノ精製分析合金ノ製造、貴金屬製品ノ品位證明及諸鑛物ノ試驗ヲ掌ル

○厚生省官制の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十五日法律第百六十一號）

法律第百六十一號

厚生省官制の一部を改正する法律

厚生省官制（昭和十三年勅令第七号）の一部を次のように改正する。

第三條中「六局」を「七局」に、「公衆保健局」を「公衆衛生局」に改め、「予防局」の次に「藥務局」を加える。

第四條及び第四條ノ二中「公衆保健局」を「公衆衛生局」に改め、第四條第四号を第五号とし、第四号として次の一号を加える。

四　水道、下水道及清掃衛生ニ關スル事項

第五條第一号中「及藥事」及び同條第二号を削り、第三号を第二号とする。

第五條ノ二各号を次のように改める。

一　保健所ニ關スル事項

二　疾病ノ豫防ニ關スル事項（但シ公衆衛生局ノ主管ニ屬スルモノヲ除ク）

第五條ノ三　藥務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　藥事ニ關スル事項

二　衞生資材ニ關スル事項

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

參照

○厚生省官制（昭和十三年一月一日勅令第七號）

第三條　厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク

公衆保健局

醫務局

豫防局

社會局

兒童局

保險局

第四條　公衆保健局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　國民ノ健康增進ニ關スル事項

二　榮養ニ關スル事項

三　飲食物ノ衞生及環境衞生ニ關スル事項

四　其ノ他人口ノ涵養及國民ノ保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第四條ノ二　公衆保險局ニ國立公園部ヲ置ク

國立公園部ニ於テハ國立公園ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條　醫務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　醫事及藥事ニ關スル事項

二　衞生資材ニ關スル事項

三　國ニ於テ醫療ヲ爲スヲ要スル患者ノ醫療ニ關スル事項

第五條ノ二　豫防局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　疾病ノ豫防ニ關スル事項

二　水道、下水道及清掃衞生ニ關スル事項

○國立光明寮設置法（昭和二十三年七月十五日法律第百六十二號）

法律第百六十二號

國立光明寮設置法

第一條　失明者を保護し、その更生と福祉を図るため、厚生大臣の管理に属する國立光明寮を設置する。

第二條　國立光明寮は、これを東京都及び栃木縣に置く。

第三條　國立光明寮に置かるべき職員に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

國立光明寮設置法　農業改良局設置法

第四條　國立光明寮に寮長を置く。

2　寮長は、厚生教官又は厚生事務官のうちから、厚生大臣がこれを命ずる。

3　寮長は、厚生大臣の指揮監督を受け寮務を掌理する。

第五條　この法律に定めるものの外、國立光明寮の内部組織その他この法律の施行に関して必要な事項は、厚生大臣がこれを定める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

○農業改良局設置法（昭和二十三年七月十五日法律第百六十三号）

法律第百六十三号

農業改良局設置法

（設置）

第一條　能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善のために、農民が農業（蚕糸業を除く。以下同じ。）に関する諸問題につき有益、適切且つ実用的な知識を得、これを普及交換して公共の福祉を増進するため、農林省の内部部局として農業改良局を設置する。

（所掌事務）

第二條　農業改良局の所掌事務の範囲は左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　農業及び農民生活に関する自然科学的試験研究の企画に関する事務並びに関係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調査に関する事務を処理すること。

二　農業及び農民生活に関する経済学的研究の企画及び実施に関する事務並びに関係研究機関の行う当該研究の連絡調整に関する事務を処理すること。

三　農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関する事務を処理すること。

四　農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）に基く補助金及び委託金の交付に関する事務を処理すること。

五　農業及び農民生活に関する試験研究を行う者の能力の向上に関する事務を処理すること。

六　農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関する事務に従事する者の能力の向上に関する事務を処理すること。

七　関係試験研究機関の研究の状況及びその成果の調査に関する事務を処理すること。

八　農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関する事務の実施の状況及びその成果の調査に関する事務を処理すること。

九　農業及び農民生活に関する試験研究及び知識の普及交換に関する資料の收集、整理及び刊行に関する事務を処理すること。

（組織）

第三條　農業改良局に左の三部を置く

技術研究部
経済研究部
普及部

（技術研究部）

第四條　技術研究部においては、左の事務を分掌する。

一　第二條第一号の事務

二　同條第四号、第五号、第七号及び第九号の事務のうち、農業及び農民生活に関する自然科学的試験研究に関するもの

（経済研究部）

第五條　経済研究部においては、左の事務を分掌する。

一　第二條第二号の事務

二　同條第四号、第五号、第七号及び第九号の事務のうち、農業及び農民生活に関する経済学的研究に関するもの

（普及部）

第六條　普及部においては、左の事務を分掌する。

一　第二條第三号、第六号及び第八号の事務

二　同條第四号及び第九号の事務のうち、農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関するもの

（組織の細目）

第七條　農業改良局の組織の細目については、農林大臣がこれを定める。

（報告の公表）

第八條　農林大臣は、毎年少くとも一回、農業及び農民生活に関する試験研究の状況並びにその成果について、できるだけ詳細な報告を公表しなければならない。

（職員）

第九條　第二條に規定する事務を掌らしめるため、農林省に所要の職員を置く。

2　前の職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

附　則

第十條　この法律施行の期日は、その公布の日から起算して三十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。

○商工省官制の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十五日）
（法律第百六十四号）

法律第百六十四号

商工省官制の一部を改正する法律

商工省官制（昭和二十年勅令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第三條中「九局」を「十局」に、「鉱山局」を「鉱山局鉄鋼局」に改める。

第四條中「所管行政ニ属スル事業ノ再建整備ニ關スル事務」の下に「、所管行政ニ属スル事業ニ係ル賠償ノ実施ニ関スル事務」を加える。

第四條ノ二　総務局ニ賠償実施部ヲ置ク

商工省官制の一部を改正する法律

賠償実施部ニ於テハ所管行政ニ属スル事業ニ係ル賠償ノ実施ニ関スル事務ヲ掌ル

第八條中「鉱山局ニ於テハ」の下に「他ノ主管ニ属スルモノヲ除クノ外」を加える。

第八條ノ二　鉄鋼局ニ於テハ鉄鋼ニ関スル事務ヲ掌ル

第九條ノ四　人若ハ法人又ハ國ノ機関ノ請求ニ依リ適正ナル基準ニ従ヒ製品ヲ檢査スル爲商工省ニ政令ノ定ムル所ニ依リ必要ナル檢査機関ヲ置クコトヲ得

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

商工省賠償実施局臨時設置制（昭和二十一年勅令第五百三十二号）は、これを廃止する。

参照

○商工省官制（昭和二十年八月二十六日勅令第四百八十六号）

第三條　商工省ニ左ノ九局ヲ置ク

總務局
機械局
電氣通信機械局
化學局
纖維局
鋼鉱山局
電力局

生活物資局
調査統計局

第四條　總務局ニ於テハ所管行政ノ企画一般及綜合調整ニ關スル事務、商工一般ニ關スル事務、所管行政ニ屬スル事業ノ再建整備ニ關スル事務ヲ、竝ニ他ノ主管ニ屬セザル事務ヲ掌ル

第八條　鑛山局ニ於テハ鑛物及金屬ニ關スル事務（農林畜水産業專用物品ノ配給及消費ニ關スル事務ヲ除ク）、鑛山一般ニ關スル事務竝ニ液體燃料（醱酵工業品ヲ除ク）ニ關スル事務ヲ掌ル

○農業改良助長法（昭和二十三年七月十五日法律第百六十五号）

法律第百六十五号
農業改良助長法

第一章　總則

（法律の目的）

第一條　この法律は、能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善のために、農民が農業に関する諸問題につき有益、適切且つ実用的な知識を得、これを普及交換して公共の福祉を増進することを目的とする。

2　この法律は、蚕糸業に関する試験研究及び普及事業には、これを適用しない。

第二章　農業に関する試験研究の助長

（助成の基準）

第二條　政府は、農業に関する諸原理及びその應用に関する科学的試験研究を助長するため、本章の規定に従い、都道府縣及びその他の試験研究機関に対し補助金又は委託金（以下本章中資金という。）を交付する。

2　前項の資金は、農業に関する地方的な事情と必要性とを正しく考慮して適当と考えられる特定の試験研究で、農業及び農民生活に直接関係し、國の農業事情からみて緊要と認められ、且つ不必要に重複していないものを助長するために交付されなければならない。

3　本章の規定により資金の交付を受ける試験研究機関の数は、いずれの年度においても、全國を通じて七十五を超えることはできない。

4　農業に関する都道府縣の試験場以外の試験研究機関における試験研究を助長するために交付される資金は、第一項の資金の総額の二割を超えてはならない。

（農林大臣の任務）

第三條　農林大臣は、農事試験場その他の試験研究機関における試験研究につき、その重複反復を避け、成果を高め、結果報告の形式を統一するために、結果報告の具体的方法を示すとともに、随時、最も重要と考えられる検討方向を示し、その他この法律の目的を最善に達成するため必要な忠告及び助力を與えなければならない。

（助成の申請）

第四條　本章の規定により資金の交付を受け、又は受けようとする都道府縣又はその他の試験研究機関は、毎年一月三十一日までに、農林大臣の定める様式により、資金の交付申請書を、次年度において施行しようとする事業の計画書及び経費見積書並びに過去一箇年間における農業に関する試験研究の実績報告書とともに、農林大臣に提出しなければならない。

2　前項の実績報告書は、いずれの年度においても、都道府縣又はその他の試験研究機関が本章の規定により次年度の資金の割当の決定を受ける以前において、農林大臣の承認を受けなければならない。その承認を受けないものは、次年度の資金の割当の決定を受けることができない。

（資金の割当）

第五條　農林大臣は、前條の提出書類を審査の上、都道府縣又はその他の試験研究機関別に、毎年三月三十一日までに、本章の目的のために定められた予算の範囲内において、事業を指定し事業別に資金の割当を決定しなければならない。但し、予算成立の遅延のため三月三十一日までにその決定ができない場合には、予算成立後一箇月以内にこれを決定しなければならない。

（助成の承諾）

第六條　都道府縣又はその他の試験研究機関は、前條の規定により割当の決定を受けこれを承諾するときは、その割当決定に基いて実施する旨の承諾書を、遅滞なく農林大臣に提出しなければならない。承諾書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一　事業実施計画書
二　収支予算書（委託の場合には経費見積書）

（計画の変更）

第七條　都道府縣又はその他の試験研究機関が、承諾書を提出した後、前條各号の書類に記載した事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ農林大臣の承認を受けなければならない。

（資金の流用禁止）

第八條　本章の規定により交付される資金は、直接と間接とを問わず、これを諸建物の購入、建造、保全若しくは修理若しくは土地の購入若しくは借入に使用し、又は指定された事業以外に、若しくは指定された事業の間に流用してはならない。

（資金の還付）

第九條　農林大臣は、本章の規定により資金の交付を受けた都道府縣又はその他の試験研究機関が左の各号の一に該当するときは、資金の全部又は一部の還付を命ずることができる。

一　前二條の規定に違反したとき。
二　支出額が予算額に比し減少したとき。

2　農林大臣は、都道府縣又はその他の試験研究機関が前項の規定により還付を命ぜられた場合正当な理由がないのに還付しないときは、当該都道府縣又はその他の試験研究機関に対する資金の割当又は交付をしない。

（收支決算書）

第十條　本章の規定により資金の交付を受けた都道府縣又はその他

の試驗研究機関は、農林大臣の定める様式により、收支決算書を、次年度六月三十日までに農林大臣に提出しなければならない。

（年次報告書）

第十一條　農林大臣は、毎年度、都道府縣又はその他の試驗研究機関が本章の規定により資金の交付を受けて実施した事業と農業に関する國立の試驗研究機関の試驗研究事業とを檢討整理しなければならない。

2　農林大臣は、前項の檢討整理の結果及び本章の目的のために定められた予算の支出額の年次報告書を作成し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

3　内閣は、前項の年次報告書を、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四十條の規定による歳入歳出決算の添附書類として、國会に提出するものとする。

（異議の申立）

第十二條　農林大臣は、二年以上継続して資金を交付することを承認した試驗研究事業につき、その継続に必要な予算が成立している場合において、都道府縣又はその他の試驗研究機関が左の各号の一に該当することを事由として当該資金の割当又は交付をしないときは、その事実及び事由を遅滞なく内閣総理大臣に報告するとともに当該都道府縣又はその他の試驗研究機関に通知しなければならない。

一　第四條第二項の承認がないこと。

二　第九條第一項の規定により命ぜられた資金の還付をしないことにつき正当な理由がないこと。

三　提出した事業計画の内容が不適当であること。

2　前項の通知を受けた都道府縣又はその他の試驗研究機関は、その通知に係る事由に不服があるときは、その通知を受けた日から一箇月以内に、内閣総理大臣に対し異議の申立をすることができる。

3　内閣総理大臣は、前項の異議の申立があつたときは、その申立を受けた日から一箇月以内にその当否を決定しなければならない。異議の申立を正当と認める決定があつたときは、農林大臣は、当該資金の割当又は交付をしなければならない。

4　農林大臣は、第二項の期間内に異議の申立がない場合又は異議の申立を不当と認める決定があつた場合には、当該資金を他の都道府縣又はその他の試驗研究機関に割り当てることができる。

第三章　農業に関する普及事業の助長

（助成の目的）

第十三條　政府は、農民が農業及び農民生活に関する有益且つ実用的な知識を取得交換し、それを有効に應用することができるように、都道府縣が農林省と協同して行う農業に関する普及事業を助長するため、本章の規定に従い都道府縣に対し補助金を交付する。

2　この法律は、個人的寄附又は農業協同組合その他政府若しくは都道府縣以外の團体によつて支持されている普及事業を打ち切り、又は退歩させる意図があると解すべきではない。

（協同農業普及事業）

第十四條　本章の規定により補助金を交付される「協同農業普及事業」とは、専門指導員の巡回指導、農場展示、出版物の配付その他の手段により、農民に対し農業及び農民生活の改善に関する教示及び実地展示をすることをいう。

2　前項の普及事業は、農林大臣と本章の規定により補助金の交付を受ける都道府縣とが協議して定める方針に従つて、これを実施するものとする。

（助成の申請）

第十五條　本章の規定により補助金の交付を受け、又は受けようとする都道府縣は、毎年一月三十一日までに、農林大臣の定める様式により、補助金の交付申請書を、次年度において施行しようとする事業の計画書及び経費見積書並びに過去一箇年間における普及事業の実績報告書とともに、農林大臣に提出しなければならない。

2　前項の実績報告書は、いずれの年度においても、都道府縣が本章の規定により次年度の補助金の割当の決定を受ける以前において、農林大臣の承認を受けなければならない。その承認を受けないものは、次年度の補助金の割当の決定を受けることができない。

（補助金の割当）

第十六條　農林大臣は、前條の提出書類を審査の上、毎年三月三十一日までに、本章の目的のために定められた予算の範囲内において、左の各号の規定に従い、都道府縣別に補助金の割当を決定しなければならない。但し、予算成立の遅延のため三月三十一日までにその決定ができない場合には、予算成立後一箇月以内にこれを決定しなければならない。

一　当該予算総額の四割五分は、各都道府縣の農業人口に應じて各都道府縣に配分する。

二　当該予算総額の四割五分は、各都道府縣の耕地面積に應じて各都道府縣に配分する。

三　当該予算総額の一割は、天災又は農業資源の開発不十分のため農業改良に必要な協同農業普及事業を施行することが困難である都道府縣及び農業の発展のため緊要な協同農業普及事業の施行を必要とする都道府縣に配分する。

2　前項第一号及び第二号の規定により都道府縣に配分される補助金の額が当該都道府縣において協同農業普及事業を維持するためその年度に支出する都道府縣費の倍額を超えるときは、その超える部分については、当該都道府縣は、これを受領することができない。

（助成の承諾）

第十七條　都道府縣は、前條の規定により割当の決定を受けこれを承諾するときは、その割当決定に基いて実施する旨の承諾書を、遅滞なく農林大臣に提出しなければならない。承諾書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　事業実施計画書
二　收支予算書
（計画の変更）
第十八條　都道府縣が、承諾書を提出した後、前條各号の書類に記載した事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ農林大臣の承認を受けなければならない。
（補助金の流用禁止）
第十九條　本章の規定により交付される補助金は、直接と間接とを問わず、これを諸建物の購入、建造、保全若しくは修理、土地の購入若しくは借入、研究若しくは普及のための農場の経営、取締事務その他本章に規定する目的以外の目的に使用してはならない。
（補助金の還付）
第二十條　農林大臣は、本章の規定により補助金の交付を受けた都道府縣が左の各号の一に該当するときは、補助金の全部又は一部の還付を命ずることができる。
一　前二條の規定に違反したとき。
二　支出額が予算額に比し減少したとき。
2　農林大臣は、都道府縣が前項の規定により還付を命ぜられた場合正当な理由がないのに還付しないときは、当該都道府縣に対する補助金の割当又は交付をしない。
（收支決算書）
第二十一條　本章の規定により補助金の交付を受けた都道府縣は、

農林大臣の定める様式により、收支決算書を、次年度六月三十日までに農林大臣に提出しなければならない。
（年次報告書）
第二十二條　農林大臣は、毎年度、本章の目的のために定められた予算の支出額及び本章の規定により補助金の交付を受けて実施した事業の結果の年次報告書を作成し、これを大藏大臣に送付しなければならない。
2　内閣は、前項の年次報告書を、財政法第四十條の規定による歳入歳出決算の添附書類として、國会に提出するものとする。
（異議の申立）
第二十三條　農林大臣は、都道府縣が左の各号の一に該当することを事由として第十六條第一項第一号及び第二号の規定による補助金の割当又は交付をしないときは、その事実及び事由を遅滞なく内閣總理大臣に報告するとともに当該都道府縣に通知しなければならない。
一　第十五條第二項の承認がないこと。
二　第二十條第二項の規定により命ぜられた補助金の還付をしないことにつき正当な理由がないこと。
2　前項の通知を受けた都道府縣は、その通知に係る事由に不服があるときは、その通知を受けた日から一箇月以内に、内閣總理大臣に対し異議の申立をすることができる。
3　内閣總理大臣は、前項の異議の申立があつたときは、その申立を受けた日から一箇月以内にその当否を決定しなければならない。異議の申立を正当と認める決定があつたときは、農林大臣は、当該補助金の割当又は交付をしなければならない。
4　農林大臣は、第二項の期間内に異議の申立がない場合又は異議の申立を不当と認める決定があつた場合には、当該補助金を不要額とする。
附　則
第二十四條　この法律施行の期日は、その公布の日から三箇月を超えない期間内において、政令でこれを定める。
第二十五條　第四條第一項及び第十五條第一項に規定する書類の提出に関しては、昭和二十三年度に限り、同條の規定にかかわらず、農林大臣の指示するところによるものとする。
2　第四條第二項及び第十五條第二項の規定は、昭和二十三年度に限り、これを適用しない。
第二十六條　第五條及び第十六條第一項中割当の期日に関する規定は、昭和二十三年度に限り、これを適用しない。
第二十七條　第十六條第二項の規定は、昭和二十三年度に限り、これを適用しない。
第二十八條　産業試験費講習費國庫補助法（明治三十九年法律第九号）は、これを廃止する。

参照

○財政法（昭和二十二年三月三十一日法律第三十四号）
第四十條　内閣は、会計檢査院の檢査を経た歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において國会に提出するのを常例とする。
前項の歳入歳出決算には、会計檢査院の檢査報告の外、歳入決算明細書、各省各廳の歳出決算報告書及び國の債務に関する計算書を添附する。

○馬匹組合の整理等に関する法律

（昭和二十三年七月十五日法律第百六十六号）

法律第百六十六号
馬匹組合の整理等に関する法律
（馬匹組合の解散）
第一條　馬匹組合法（大正四年法律第一号）は、これを廃止する。
2　この法律施行の際現に存する馬匹組合（縣を区域とするものを除く。以下同じ。）については、前項の法律は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。
3　前項の馬匹組合でこの法律施行の日から五箇月を経過したときに現に存するもの（清算中のものを除く。）は、その時に解散する。
4　都道府縣知事は、必要があると認めるときは、何時でも、第二項の馬匹組合に対し、解散を命ずることができる。この場合には、当該馬匹組合は当該命令に因つて解散する。
5　馬匹組合が解散したときは、政令で定める者がその清算人となる。

6　農林大臣は、第三項又は第四項の規定による解散に因る清算の結了を馬匹組合に速かにさせ、遅くともこの法律施行の日から一箇年以内に清算を結了させることに関し責任があるものとする。

（資産処分の制限）

第二條　馬匹組合は、都道府縣知事の認可を受けなければ、その資産を処分してはならない。但し、通常の業務として行う処分は、この限りでない。

2　前項の規定施行前に馬匹組合のした資産の処分に関する契約で同項の規定施行の日までに当該契約に係る資産の引渡又は代金の受領のいずれかが完了しているものについては、同項の規定を適用しない。

3　第一項の規定に違反する処分は、これを無効とする。

4　第一項の規定施行前に馬匹組合のした資産の処分に関する契約に係る資産の引渡又は代金の受領につき、同項の規定施行の日から二箇月以内に同項の認可がなかつたときは、当該契約は解除されたものとみなす。

5　馬匹組合が第一項の規定に違反してその資産を処分したときは、その行爲をした馬匹組合の代表者又は代理人、使用人その他の從業者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

6　前項の罪を犯した者には、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。

（施設の利用）

第三條　馬匹組合は、畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会に、その施設を利用させることができる。

（資産の譲渡）

第四條　馬匹組合の組合員たる者の一部を組合員とする農業協同組合は、都道府縣知事の認可を受けて、当該馬匹組合に対し、その資産の譲渡又は債務の引受に関する協議を求めることができる。

2　前項の場合において協議が調わないとき又は協議することができなかつたときは、都道府縣知事は、当事者又はその一方の申請に因り、当事者の意見を聽き、当該馬匹組合に対し、譲渡の條件を定めてその資産の譲渡を命ずることができる。

3　第一項の規定による認可又は前項の規定による命令の取消又は変更を求める訴は、当該認可又は命令を受けた日から一箇月を経過したときは、これを提起することができない。

4　前二項に規定するものの外、第一項の規定の施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

（解散準備総会）

第五條　この法律施行の際現に存する馬匹組合は、この法律施行後二箇月以内に総会を招集しなければならない。

2　前項の総会の招集は、少くとも会日から十日前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもつてこれを各組合員に通知しなければならない。

3　第一項の総会は、組合員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

4　都道府縣知事は、第一項の馬匹組合の組合長又は清算人に対し、前項に規定する組合員の出席を得るため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

5　第一項の総会の招集があつた場合において、第三項に規定する組合員の出席がないときは、馬匹組合は、第一項の期間経過後でも、第三項に規定する組合員の出席があるまで総会を招集しなければならない。この場合には、第二項から前項までの規定を準用する。

6　前項の規定は、第一條第三項及び第四項の規定の適用を妨げない。

第六條　前條第一項の馬匹組合の組合長又は清算人は、同項又は同條第五項の会日から一週間前までに事業報告書及び財産目録を評議員に提出し、且つ、その総会に評議員の意見書とともにこれらの書類を提出してその承認を求めなければならない。

2　前項の組合長又は清算人は、同項の総会において、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十三号）及びこの法律に関し詳細な報告をしなければならない。

3　第一項の総会においては、資産処理委員会の委員を選任しなければならない。

4　前項の委員の定数は、五人から九人までの人数とし、少くともその四分の三は、みずから家畜を飼養する者でなければならない。

5　第一項の馬匹組合の組合長又は清算人は、第四條の規定による資産の譲渡（第四條第二項の場合にあつては、都道府縣知事に述べるべき意見）及び債務の引受については、資産処理委員会の意見を聽き、これに從わなければならない。但し、総会の決議に違反することができない。

（登錄税法の特例）

第七條　農業協同組合が、第四條の規定により馬匹組合から不動産又は船舶に関する権利を承継する場合において、その取得につき登記を受けるときは、その登錄税の額は、不動産又は船舶の價格の千分の四とする。但し、登錄税法（明治二十九年法律第二十七号）により算出した登錄税の額がこの法律により算出した税額より少いときは、その額による。

（関係法律の改正）

第八條　家畜市場法（明治四十三年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項及び第四條中「馬匹組合、馬匹組合連合会、」を削る。

第九條　獸醫師法等の臨時特例に関する法律（昭和十五年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二條中「馬匹組合、馬匹組合連合会、」を削る。

第十條　牧野法（昭和六年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二條の二、第九條、第二十五條及び第二十七條中「馬匹組合、馬匹組合連合会、」を削る。

第十一條　農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次

のように改正する。

第五條第一項中「馬匹組合連合会、馬匹組合、」を削る。

第十二條　この法律施行の際現に存する馬匹組合については、第八條から前條までの規定にかかわらず、この法律施行後でも、なお從前の例による。

（罰則の適用）

第十三條　この法律施行前（第一條第二項の馬匹組合については、同項の規定により効力を有する馬匹組合法の失効前）にした行爲に対する罰則の適用については、この法律施行後（同項の馬匹組合については同項の規定により効力を有する馬匹組合法の失効後）でも、なお從前の例による。

附　則

この法律施行の期日は、その公布の日から起算して三十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。

参照

○家畜市場法（明治四十三年三月十八日法律第一號）

第三條（第二項）　前項ノ規定ハ市町村其ノ他之ニ準スヘキモノ又ハ馬匹組合、馬匹組合聯合會、市町村農業會若ハ都道府縣農業會ノ市場ニ付テハ之ヲ適用セス

第四條　市町村其他ノ他之ニ準スヘキモノニ於テ當該家畜市場ヲ開設スルトキハ地方長官ハ其ノ申請ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ經テ必要ト認ムル地區内ニ於ケル私設家畜市場ノ廢止ヲ命スルコトヲ得但シ馬匹組合、馬匹組合聯合會、市町村農業會又ハ都道府縣農業會ノ市場ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

○獸医師法等の臨時特例に関する法律（昭和十五年四月四日法律第九十一號）

第二條　前條ノ免許ヲ受ケタル獸醫手ニシテ市町村、馬匹組合、馬匹組合聯合會、農業協同組合、農業協同組合聯合會又ハ命令ヲ以テ定ムル團體ノ職員タルモノハ獸醫師法第四條ノ規定ニ拘ラズ業務トシテ當該團體ノ事業ニ屬スル家畜ノ疾病ニ關スル診察又ハ治療ヲ爲スコトヲ得

○農林中央金庫法（大正十一年四月六日法律第四十二號）

第五條（第一項）　政府、農業協同組合連合會、農業協同組合、蠶絲業會、蠶絲協同組合、森林組合聯合會、森林組合、林業會、林産組合、産業組合聯合會、産業組合、市街地信用組合、中央水産業會、道府縣水産業會、製造業會、漁業會、農業共濟保險組合、農業共濟組合、漁船保險組合、耕地整理組合聯合會、耕地整理組合、牧野組合、馬匹組合聯合會、馬匹組合、日本馬事會、鹽業組合聯合會又ハ鹽業組合ノ外農林中央金庫ノ出資者タルコトヲ得ス

○牧野法（昭和六年四月一日法律第三十七號）

第二條ノ二　北海道、府縣、市町村、牧野組合、馬匹組合、馬匹組合聯合會、農業協同組合連合會、又ハ馬匹組合聯合會ハ馬ノ生産飼育ノ爲放牧又ハ採草ヲ爲ス牧野ヲ經營スル爲土地ヲ取得シ又ハ使用スル必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ御料地又ハ國有地タリシ土地ニシテ現ニ公共團體又ハ私人ノ所有ニ屬スルモ其ノ利用ノ極メテ不十分ナルモノニ付行政官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ土地ノ所有者其ノ他之ニ付權利ヲ有スル者ト土地ノ讓渡又ハ使用收益ノ權利ノ設定若ハ讓渡ニ付協議ヲ爲スコトヲ得行政官廳前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ牧野委員會ニ諮問スベシ

第九條　政府ハ牧野組合ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ奬勵金ヲ交付スルコトヲ得牧野ノ改良ニ關スル施設ヲ爲ス地方公共團體、馬匹組合、馬匹組合聯合會、農業協同組合、農業協同組合連合會、又ハ主務大臣ノ指定スル團體ニ付亦同ジ

第二十五條　第十五條ノ規定ハ牧野ヲ設置スル馬匹組合、馬匹組合聯合會、農業協同組合、農業協同組合連合會及主務大臣ノ指定スル團體ニ之ヲ準用ス

第二十七條　牧野ヲ設置スル馬匹組合、馬匹組合聯合會、農業協同組合若ハ農業協同組合連合會ノ役員又ハ牧野ヲ設置スル主務大臣ノ指定スル團體ノ代表者第二十五條ノ規定ニ依リ準用スル第十五條ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケザルトキハ五圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

○性病予防法（昭和二十三年七月十五日法律第百六十七號）

法律第百六十七號
性病予防法

第一章　総則

第一條　この法律は性病が國民の健康な心身を侵し、その子孫にまで害を及ぼすことを防止するため、その徹底的な治療及び予防を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄與することを目的とする。

第二條　國及び地方公共團体は、常に、性病の徹底的な治療及び予防につとめるとともに、性病の治療及び予防に関する知識の普及を図らなければならない。

第三條　何人も、性病にかからないようにつとめるとともに、性病にかかつたときは、速やかに医師の治療を受けなければならない。

第四條　医師は、前二條に規定する國及び地方公共團体並びに個人の責務の達成に協力し、性病の治療及び予防につとめなければならない。

第五條　この法律で「性病」とは、梅毒、りん病、軟性下かん及びそけいりんぱ肉芽しゆ症をいう。

2　この法律で「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

第二章　届出

第六條　医師が、性病にかかつていると診断したときは、省令の定めるところにより、その性病にかかつている者（以下患者とい

う。）又はその保護者に対し、性病の治療に関し必要な事項及び性病の傳染の予防の方法を指示し、その患者の氏名及び居住の場所並びにその患者に病毒をうつしたと認められる者及びその患者が病毒をうつす虞がある行爲をした者その他省令で定める事項を質問し、二十四時間以内に、文書をもつて、患者の居住の場所を管轄する保健所長を経て、必要な事項を都道府縣知事に届け出なければならない。

第七條　医師は、性病にかかつていると診断した患者又はその診療している患者が、前條の規定による指示に從わないとき、又は他の医師の治療を受けている旨の証明書を提出しないでその治療を受けないときは、文書をもつて、患者の居住の場所を管轄する保健所長を経て、その旨を都道府縣知事に届け出なければならない。患者が、治ゆし、若しくは死亡し、又はその居住の場所を変更したときも同様である。

2　患者が居住の場所を変更したときは、その患者又はその保護者は、診療を受けている医師に対し、その旨を告げなければならない。

第三章　健康診断

第八條　婚姻をしようとする者は、あらかじめ、相互に、性病にかかつているかどうかに関する医師の診断書を交換するようにつとめなければならない。

第九條　妊娠した者は、性病にかかつているかどうかについて、医師の健康診断を受けなければならない。

第十條　都道府縣知事は、第六條の規定による届出に基き、性病にかかつていると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、性病にかかつているかどうかに関する医師の健康診断を受くべきことを命ずることができる。但し、現に医師の治療を受けている旨の証明書を提出した者に対しては、この限りでない。

第十一條　都道府縣知事は、正当な理由により賣いん常習の疑の著しい者に対して、性病にかかつているかどうかについて医師の健康診断を受くべきことを命じ、又は当該吏員に健康診断をさせることができる。

第十二條　都道府縣知事は、性病のまん延が著しい場合において、その治療及び予防のため、性病にかかつていると認めるに足りる正当な理由のある者に対し、省令の定めるところにより、厚生大臣の承認を受け、健康診断の方法その他必要な事項を指定して、医師の健康診断を受くべきことを命じ、又は当該吏員に健康診断をさせることができる。

第十三條　医師が第十條又は第十一條の規定による健康診断をするに当つては、命令で定める方法による病毒の檢査を行わなければならない。

第四章　治療

第十四條　都道府縣知事は、性病の治療及び予防上必要があると認めるときは、患者又はその保護者に対し、その患者が性病の治療に関し現に講じてゐる措置について報告を求めることができる。

2　現に医師の治療を受けている患者について、前項の規定による報告を求められた場合においては、その報告を求められた者は、現に医師の治療を受けている旨の証明書を同項の規定による報告書に添付しなければならない。

第十五條　都道府縣知事は、必要があると認めるときは、現に医師の治療を受けていない患者又はその保護者に対し、医師の治療を受け、又は受けさせるべきことを命ずることができる。

2　都道府縣知事は、性病の徹底的な治療及び予防を行うため、特に必要があると認めるときは、患者又はその保護者に対し、その患者の病毒が傳染する虞がなくなるまで病院又は診療所に入院し、若しくは入所し又は入院させ、若しくは入所させることを命ずることができる。

3　都道府縣知事は、前二項の規定により、治療又は入院若しくは入所を命ぜられた患者及びその扶養義務者が、経済的理由により、治療費又は入院費若しくは入所費の全部又は一部を負担することができないときは省令の定めるところにより、その費用の全部又は一部を代つて負担する措置をとらなければならない。

第五章　施設

第十六條　都道府縣は、省令の定めるところにより、性病の診療を行うために、病院又は診療所を設置しなければならない。

2　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、省令の定めるところにより、病院又は診療所を設置することができる。

3　都道府縣又は市町村は、厚生大臣の承認を受け、一定の期間を限り、適当と認める公私立の病院又は診療所を、前二項の規定による病院又は診療所に代用することができる。

第十七條　左に揭げる費用は都道府縣がこれを支弁する。

一　第十條から第十二條までの健康診断に要する費用

二　第十五條第三項の措置に要する費用

三　都道府縣の設置する病院若しくは診療所又は都道府縣の代用病院若しくは代用診療所に要する費用

第十八條　市町村の設置する病院若しくは診療所又は市町村の代用病院若しくは代用診療所に要する費用はその市町村がこれを支弁する。

第十九條　國庫は、第十七條各号及び前條の費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第二十條　國庫は、都道府縣の性病の治療及び予防に関する知識の普及のために支出する費用に対して、政令の定めるところにより予算の範囲内においてその二分の一以内を補助する。

第二十一條　都道府縣知事は、政令の定めるところにより、左に揭げる費用を、期限を指定して、本人及びその扶養義務者から徴収しなければならない。但し、都道府縣知事において、本人及びその扶養義務者が、経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その費用の全部又は一部についてはこの限りでない。

一　第十條及び第十一條の健康診断に要する費用

二　都道府縣の設置する病院若しくは診療所又は都道府縣の代用

病院若しくは代用診療所における診療に要する費用

2　市町村長は、政令の定めるところにより、市町村の設置する病院若しくは診療所又は市町村の代用病院若しくは代用診療所における診療に要する費用を、期限を指定して、本人又はその扶養義務者から徴收しなければならない。但し、市町村長において、本人及びその扶養義務者が経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その費用の全部又は一部については、この限りでない。

第七章　補則

第二十二條　都道府縣知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該吏員をして、患者又は性病にかかつていると疑うに足りる正当な理由のある者の住所若しくは居所又はその従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

第二十三條　当該吏員が第十一條若しくは第十二條の規定により健康診断をなし、又は前條の規定に依り立入調査若しくは質問をする場合にはその身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない

第二十四條　この法律又はこの法律に基いて発する命令の規定により、都道府縣知事又は市町村長のなす処分に不服のある者は、行政廳に訴願することができる。

第二十五條　第十條から第十二條までの規定による都道府縣知事の命令を受け、又は健康診断を実施されようとした者は、その処分が違法であると主張するときは、裁判所にその処分の取消の訴を提起することができる。

2　前項の訴が提起されたときは、都道府縣知事は、その判決が確定するに至るまで、当該吏員にその健康診断を行わせてはならない。

3　都道府縣知事は、第十條から第十二條までの規定による処分をするときは、その処分を受ける者に対して、第一項の規定による訴を提起することができる旨を告げ、又は当該吏員をして告げさせなければならない。

第八章　罰則

第二十六條　傳染の虞がある性病にかかつている者が、賣いんをしたときは、これを二年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十七條　賣いんのあつ旋、勧誘又はその場所の提供をした者が、その賣いんをする者につき、その者が傳染の虞がある性病にかかつていることを知つていたときは、これを三年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

2　賣いんのあつ旋、勧誘又はその場所の提供をした者が、その賣いんをする者につき、その者が傳染の虞がある性病にかかつていることを、過失によつて知らなかつたときも、また同様である。

第二十八條　傳染の虞がある性病にかかつている者が、性交、授乳その他病毒を感染させる虞が著しい行爲をしたときは、これを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2　前項の罪は、告訴を待つてこれを論ずる。

第二十九條　医師が、性病にかかつているかどうかに関する健康診断又は性病の治療に際して知得した人の秘密を、正当の理由なく漏らしたときは、これを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2　第十一條の規定により健康診断をした当該吏員その他性病予防の事務に従事した公務員又はこれらの職にあつた者が、その職務執行に関して知得した人の秘密を正当の理由なく漏らしたときも、また前項と同様である。

第三十條　第六條の規定による医師の質問に対し、虚偽の答弁をした者は、これを六ヶ月以下の懲役又は二千円以下の罰金に処する。

第三十一條　正当の理由なく、第二十二條の規定による当該吏員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して虚偽の答弁をした者は、これを五千円以下の罰金に処する。

第三十二條　左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の罰金に処する。

一　第六條の規定による指示若しくは届出をしなかつた者、又は第七條第一項の規定による届出をしなかつた者

二　第七條第二項の規定に違反した者

三　第十條又は第十五條第一項若しくは第二項の命令に違反した者

四　第十一條の規定による命令に違反した者、又は同條若しくは第十二條の規定による健康診断を、拒み妨げ、若しくは忌避した者

五　第十四條第一項の規定による報告をしなかつた者

附　則

第三十三條　この法律は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。

第三十四條　花柳病予防法（昭和二年法律第四十八号）及び花柳病予防法特例（昭和二十年厚生省令第四十五号）は、これを廃止する。

第三十五條　花柳病予防法第二條第一項の規定により設置された診療所及び同法第四條の規定による代用診療所で、この法律施行の際現に存するものは、これを第十六條の規定による病院又は診療所及び代用病院又は代用診療所とみなす。

第三十六條　この法律施行前になした花柳病予防法又は花柳病予防法特例の違反行爲の処罰については、なお従前の例による。

参照

○花柳病豫防法（昭和二年四月五日法律第四十八號）

第二條（第一項）　主務大臣ハ業態上花柳病傳播ノ虞アル者ヲ診療セシムル爲市又ハ特ニ必要ト認ムル其ノ他ノ公共團體ニ對シ診療所ノ設置ヲ命ズルコトヲ得

第四條　主務大臣ハ期間ヲ指定シ適當ト認ムル公私立ノ診療所ヲ其ノ承諾ヲ得テ第二條第一項ノ規定ニ依リ設置スル診療所ニ代用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二條第二項及第三項竝ニ前

條ノ規定ヲ準用ス

○少年法を改正する法律

（昭和二十三年七月十五日法律第百六十八号）

法律第百六十八号

少年法目次

第一章　総則
第二章　少年の保護事件
　第一節　通則
　第二節　調査及び審判
　第三節　抗告
第三章　成人の刑事事件
第四章　少年の刑事事件
　第一節　通則
　第二節　手続
　第三節　処分
第五章　雑則
附則

少年法

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年及び少年の福祉を害する成人の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。

（少年、成人、保護者）

第二條　この法律で「少年」とは、二十歳に満たない者をいい、「成人」とは、満二十歳以上の者をいう。

2　この法律で「保護者」とは、少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び少年を現に監護する者をいう。

第二章　少年の保護事件

第一節　通則

（審判に付すべき少年）

第三條　次に掲げる少年は、これを家庭裁判所の審判に付する。

一　罪を犯した少年及び十四歳に満たないで刑罰法令に触れる行爲をした少年

二　次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照して、将来罪を犯す虞のある少年

(イ)　保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。

(ロ)　正当の理由がなく家庭に寄り附かないこと。

(ハ)　犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に出入りすること。

(ニ)　自己又は他人の徳性を害する行爲をする性癖のあること。

2　家庭裁判所は、前項第二号に掲げる少年で十四歳に満たない者については、都道府縣知事又は兒童相談所長から送致を受けたときに限り、これを審判に付することができる。

（判事補の職権）

第四條　第二十條の決定以外の裁判は、判事補が一人でこれをすることができる。

（管轄）

第五條　保護事件の管轄は、少年の行爲地、住所、居所又は現在地による。

2　家庭裁判所は、保護の適正を期するため特に必要があると認めるときは、決定をもつて、事件を他の管轄家庭裁判所に移送することができる。

3　家庭裁判所は、事件がその管轄に属しないと認めるときは、決定をもつて、これを管轄家庭裁判所に移送しなければならない。

第二節　調査及び審判

（通告）

第六條　家庭裁判所の審判に付すべき少年を発見した者は、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

（少年保護司の報告）

第七條　少年保護司は、家庭裁判所の審判に付すべき少年を発見したときは、これを裁判官に報告しなければならない。

2　少年保護司は、前項の報告に先だち、少年及び保護者について、事情を調査することができる。

（事件の調査）

第八條　家庭裁判所は、前二條の通告又は報告により、審判に付すべき少年があると思料するときは、事件について調査しなければならない。檢察官、司法警察員、都道府縣知事又は兒童相談所長から家庭裁判所の審判に付すべき少年事件の送致を受けたときも、同様である。

2　家庭裁判所は、少年保護司に命じて、少年、保護者又は参考人の取調その他の必要な調査を行わせることができる。

（調査の方針）

第九條　前條の調査は、なるべく、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の專門的智識を活用して、これを行うように努めなければならない。

（附添人）

第十條　少年及び保護者は、家庭裁判所の許可を受けて、附添人を選任することができる。但し、弁護士を附添人に選任するには、家庭裁判所の許可を要しない。

2　保護者は、家庭裁判所の許可を受けて、附添人となることができる。

（呼出、同行）

第十一條　家庭裁判所は、事件の調査について必要があると認めるときは、少年又は保護者に対して、呼出状を発することができる。

2　家庭裁判所は、正当の理由がなく前項の呼出に應じない者に対して、同行状を発することができる。

（緊急の場合の同行）

第十二條　家庭裁判所は、少年が保護のため緊急を要する狀態にあつて、その福祉上必要であると認めるときは、前條第二項の規定にかかわらず、その少年に対して、同行狀を発することができる。

（同行狀の執行）

第十三條　同行狀は、少年保護司がこれを執行する。

2　家庭裁判所は、警察官、警察吏員、観察官又は保護委員をして、同行狀を執行させることができる。

（証人尋問・鑑定・通訳・飜訳）

第十四條　家庭裁判所は、証人を尋問し、又は鑑定、通訳若しくは飜訳を命ずることができる。

2　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）中、裁判所の行う証人尋問、鑑定、通訳及び飜訳に関する規定は、保護事件の性質に反しない限り、前項の場合に、これを準用する。

（検証、押收、捜索）

第十五條　家庭裁判所は、検証、押收又は捜索をすることができる。

2　刑事訴訟法中、裁判所の行う検証、押收及び捜索に関する規定は、保護事件の性質に反しない限り、前項の場合に、これを準用する。

（援助、協力）

第十六條　家庭裁判所は、調査及び観察のため、警察官、警察吏員、観察官、保護委員、兒童福祉司又は兒童委員に対して、必要な援助をさせることができる。

2　家庭裁判所は、その職務を行うについて、公務所、公私の團体、学校、病院その他に対して、必要な協力を求めることができる。

（観護の措置）

第十七條　家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、決定をもつて、次に掲げる観護の措置をとることができる。

一　少年保護司の観護に付すること。

二　少年観護所に送致すること。

2　同行された少年については、観護の措置は、遅くとも、到着のときから二十四時間以内に、これを行わなければならない。検察官又は司法警察員から勾留又は逮捕された少年の送致を受けたときも、同様である。

3　第一項第二号の措置においては、少年観護所に收容する期間は、二週間を越えることはできない。特に継続の必要があるときは、一回に限り、決定をもつて、これを更新することができる。但し、検察官から再び送致を受けた事件が先に第一項第二号の措置がとられ、又は勾留狀が発せられた事件であるときは、收容の期間は、これを更新することはできない。

4　裁判官が第四十三條第一項の請求により、第一項第一号の措置をとつた場合において、事件が家庭裁判所に送致されたときは、その措置は、これを第一項第一号の措置とみなす。

5　裁判官が第四十三條第一項の請求により第一項第二号の措置をとつた場合において、事件が家庭裁判所に送致されたときは、その措置は、これを第一項第二号の措置とみなす。この場合には、第三項の期間は、家庭裁判所が事件の送致を受けた日から、これを起算する。

6　観護の措置は、決定をもつて、これを取り消し、又は変更することができる。但し、第一項第二号の措置については、收容の期間は、通じて四週間を越えることはできない。

（兒童福祉法の措置）

第十八條　家庭裁判所は、調査の結果、兒童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定による措置を相当と認めるときは、決定をもつて、事件を権限を有する都道府縣知事又は兒童相談所長に送致しなければならない。但し、都道府縣知事又は兒童相談所長から送致を受けた事件については、この限りでない。

（審判を開始しない旨の決定）

第十九條　家庭裁判所は、調査の結果、審判に付することができず、又は審判に付するのが相当でないと認めるときは、審判を開始しない旨の決定をしなければならない。

（検察官への送致）

第二十條　家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮にあたる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情狀に照して刑事処分を相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に対應する検察廳の検察官に送致しなければならない。但し、送致のとき十六歳に満たない少年の事件については、これを検察官に送致することはできない。

（審判開始の決定）

第二十一條　家庭裁判所は、調査の結果、審判を開始するのが相当と認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

（審判の方式）

第二十二條　審判は、懇切を旨として、なごやかに、これを行わなければならない。

2　審判は、これを公開しない。

（審判開始後保護処分に付しない場合）

第二十三條　家庭裁判所は、審判の結果、第十八條又は第二十條にあたる場合であると認めるときは、それぞれ、所定の決定をしなければならない。

2　家庭裁判所は、審判の結果、保護処分に付する必要がないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

（保護処分の決定）

第二十四條　家庭裁判所は、前條の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもつて、次に掲げる保護処分をしなければならない。

一　地方少年保護委員会の観察に付すること。

二　教護院又は養護施設に送致すること。

三　少年院に送致すること。

2　前項第一号及び第三号の保護処分においては、地方少年保護委

員会をして、家庭その他の環境調整に関する措置を行わせることができる。

（少年保護司の観察）

第二十五條　家庭裁判所は、前條第一項の保護処分を決定するため必要があると認めるときは、決定をもつて、相当の期間少年保護司の観察に付することができる。

2　家庭裁判所は、前項の観察とあわせて、次に掲げる措置をとることができる。

一　遵守事項を定めてその履行を命ずること。

二　條件を附けて保護者に引き渡すこと。

三　適当な施設、團体又は個人に補導を委託すること。

（決定の執行）

第二十六條　家庭裁判所は、第十七條第一項第二号、第十八條、第二十條及び第二十四條第一項の決定をしたときは、少年保護司、警察官、警察吏員、観察官、保護委員、児童福祉司又は児童委員をして、その決定を執行させることができる。

2　家庭裁判所は、第十七條第一項第二号、第十八條、第二十條及び第二十四條第一項の決定を執行するため必要があるときは、少年に対して、呼出状を発することができる。

3　家庭裁判所は、正当の理由がなく前項の呼出に應じない者に対して、同行状を発することができる。

4　第十三條の規定は、前項の同行状に、これを準用する。

（競合する処分の調整）

第二十七條　保護処分の継続中、本人に対して有罪判決が確定したときは、保護処分をした家庭裁判所は、相当と認めるときは、その保護処分を取り消すことができる。

2　保護処分の継続中、本人に対して新たな保護処分がなされたときは、新たな保護処分をした家庭裁判所は、前の保護処分をした家庭裁判所の意見を聞いて、いずれかの保護処分を取消すことができる。

（報告と意見の提出）

第二十八條　家庭裁判所は、第二十四條又は第二十五條の決定をした場合において、施設、團体、個人、地方少年保護委員会、児童福祉施設又は少年院に対して、少年に関する報告又は意見の提出を求めることができる。

（委託費用の支給）

第二十九條　家庭裁判所は、第二十五條第二項第三号の措置として、適当な施設、團体又は個人に補導を委託したときは、その者に対して、これによつて生じた費用の全部又は一部を支給することができる。

（証人等の費用）

第三十條　証人、鑑定人、飜訳人及び通訳人に支給する旅費、日当、宿泊料その他の費用の額については、刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

2　参考人は、旅費、日当、宿泊料を請求することができる。

3　参考人に支給する費用は、これを証人に支給する費用とみなして、第一項の規定を適用する。

（費用の徴收）

第三十一條　家庭裁判所は、少年又はこれを扶養する義務のある者から証人、鑑定人、通訳人、飜訳人及び参考人に支給した旅費、日当、宿泊料、その他の費用並びに少年観護所及び少年院において生じた費用の全部又は一部を徴收することができる。

2　前項の費用の徴收については、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二百八條の規定を準用する。

第三節　抗告

（抗告）

第三十二條　保護処分の決定に対しては、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とするときに限り、少年、その法定代理人又は附添人から、二週間以内に、抗告をすることができる。但し、附添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることはできない。

（抗告審の裁判）

第三十三條　抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、抗告を棄却しなければならない。

2　抗告が理由のあるときは、原決定を取り消して、事件を原裁判所に差し戻し、又は他の家庭裁判所に移送しなければならない。

（執行の停止）

第三十四條　抗告は、執行を停止する効力を有しない。但し、原裁判所又は抗告裁判所は、決定をもつて、執行を停止することができる。

（再抗告）

第三十五條　抗告を棄却した決定に対しては、憲法に違反し、若しくは憲法の解釈に誤があること、又は最高裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断をしたことを理由とする場合に限り、少年、その法定代理人又は附添人から、最高裁判所に対し、二週間以内に、特に抗告をすることができる。但し、附添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることはできない。

2　第三十四條の規定は、前項の場合に、これを準用する。

（その他の事項）

第三十六條　この法律で定めるもの外、保護事件に関して必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第三章　成人の刑事事件

（公訴の提起）

第三十七條　次に掲げる成人の事件については、公訴は、家庭裁判所にこれを提起しなければならない。

一　未成年者喫煙禁止法（明治三十三年法律第三十三号）の罪

二　未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第四十九号）第五十六條又は少年についての第六十四條に関する第百十八條の罪、第六十條第二項若しくは第三項、少年についての第六十二條又は第六十三條（第三項を除く。）、第七十二條に関する第百十九條第一号の

三　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第五十六條又は少

罪、第五十七條から第五十九條まで、少年についての第六十八條に関する第百二十條第一号の罪（これらの罪に関する第百二十一條の規定による事業主の罪を含む。）

四　児童福祉法第六十條の罪

2　前項に掲げる罪とその他の罪が刑法（明治四十年法律第四十五号）第五十四條第一項に規定する関係にある事件については、前項に掲げる罪の刑をもつて処断すべきときに限り、前項の規定を適用する。

（事件の通告）

第三十八條　家庭裁判所は、少年に対する保護事件の調査又は審判により、前條に掲げる事件を発見したときは、これを検察官又は司法警察員に通知しなければならない。

（地方裁判所への移送）

第三十九條　家庭裁判所は第三十七條に掲げる事件について、禁錮以上の刑を科するのを相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に移送しなければならない。

第四章　少年の刑事事件

第一節　通則

（準拠法例）

第四十條　少年の刑事事件については、この法律で定めるもののの外、一般の例による。

第二節　手続

（司法警察員の送致）

第四十一條　司法警察員は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、罰金以下の刑にあたる犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、これを家庭裁判所に送致しなければならない。犯罪の嫌疑がない場合でも、家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思料するときは、同様である。

（検察官の送致）

第四十二條　検察官は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、第四十五條第五号本文に規定する場合を除いて、これを家庭裁判所に送致しなければならない。犯罪の嫌疑がない場合でも、家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思料するときは、同様である。

（勾留に代る措置）

第四十三條　検察官は、少年の被疑事件においては、裁判官に対して、勾留の請求に代え、第十七條第一項の措置を請求することができる。但し、第十七條第一項第一号の措置は、家庭裁判所の裁判官に対してこれを請求しなければならない。

2　前項の請求を受けた裁判官は、第十七條第一項の措置に関して家庭裁判所と同一の権限を有する。

3　検察官は、少年の被疑事件においては、やむを得ない場合でなければ、裁判官に対して、勾留を請求することはできない。

（勾留に代る措置の効力）

第四十四條　裁判官が前條第一項の請求に基いて第十七條第一項第一号の措置をとつた場合において、検察官は、捜索を遂げた結果、事件を家庭裁判所に送致しないときは、直ちに、裁判官に対して、その措置の取消を請求しなければならない。

2　裁判官が前條第一項の請求に基いて第十七條第一項第二号の措置をとるときは、令状を発してこれをしなければならない。

3　前項の措置の効力は、その請求をした日から十日とする。

（検察官へ送致後の取扱）

第四十五條　家庭裁判所が、第二十條の規定によつて事件を検察官に送致したときは、次の例による。

一　第十七條第一項第一号の措置は、その少年の事件が再び家庭裁判所に送致された場合を除いて、検察官が事件の送致を受けた日から十日以内に公訴が提起されないときは、その効力を失う。公訴が提起されたときは、裁判所は、検察官の請求により、又は職権をもつて、いつでも、これを取り消すことができる。

二　前号の措置の継続中、勾留状が発せられたときは、その措置は、これによつて、その効力を失う。

三　第一号の措置は、その少年が満二十歳に達した後も、引続きその効力を有する。

四　第十七條第一項第二号の措置は、これを勾留とみなし、その期間は、検察官が事件の送致を受けた日から、これを起算する。この場合において、その事件が先に勾留状の発せられた事件であるときは、この期間は、これを延長することはできない。

五　検察官は、家庭裁判所から送致を受けた事件について、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑があると思料するときは、公訴を提起しなければならない。但し、送致を受けた事件の一部について公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑がないか、又は犯罪の情状等に影響を及ぼすべき新たな事情を発見したため、訴追を相当でないと思料するときは、この限りでない。送致後の情況により訴追を相当でないと思料するときも、同様である。

六　弁護士である附添人は、これを弁護人とみなす。

（保護処分の効力）

第四十六條　罪を犯した少年に対して第二十四條第一項の保護処分がなされたときは、審判を経た事件について、刑事訴追をし、又は家庭裁判所の審判に付することはできない。

（時効の停止）

第四十七條　第八條第一項前段の場合においては第二十一條の決定があつてから、第八條第一項後段の場合においては送致を受けてから、事件が家庭裁判所に係属中、公訴の時効は、その進行を停止する。

2　前項の規定は、第二十一條の決定又は送致の後、本人が満二十歳に達した事件についても、これを適用する。

（勾留）

第四十八條　勾留状はやむを得ない場合でなければ、少年に対して、これを発することはできない。

2　少年を勾留する場合には、少年鑑護所にこれを拘禁することができる。

3　本人が満二十歳に達した後でも、引き続き前項の規定によることができる。

（取扱の分離）

第四十九條　少年の被疑者又は被告人は、他の被疑者又は被告人と分離して、なるべく、その接触を避けなければならない。

2　少年に対する被告事件は、他の被告事件と関連する場合にも、審理に妨げない限り、その手続を分離しなければならない。

3　拘置監においては、少年を成人と分離して收容しなければならない。

（審理の方針）

第五十條　少年に対する刑事事件の審理は、第九條の趣旨に従つて、これを行わなければならない。

第三節　処分

（死刑と無期刑の緩和）

第五十一條　罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、死刑をもつて、処断すべきときは、無期刑を科し、無期刑をもつて処断すべきときは、十年以上十五年以下において、懲役又は禁錮を科する。

（不定期刑）

第五十二條　少年に対して長期三年以上の有期の懲役又は禁錮をもつて処断すべきときは、その刑の範囲内において、長期と短期を定めてこれを言い渡す。但し、短期が五年を越える刑をもつて処断すべきときは、短期を五年に短縮する。

2　前項の規定によつて言い渡すべき刑については、短期は五年、長期は十年を越えることはできない。

3　刑の執行猶予の言渡をする場合には、前二項の規定は、これを適用しない。

（少年観護所收容中の日数）

第五十三條　第十七條第一項第二号の措置がとられた場合においては、少年観護所に收容中の日数は、これを未決勾留の日數とみなす。

（換刑処分の禁止）

第五十四條　少年に対しては、労役場留置の言渡をしない。

（家庭裁判所への移送）

第五十五條　裁判所は、事実審理の結果、少年の被告人を保護処分に付するのが相当であると認めるときは、決定をもつて、事件を家庭裁判所に移送しなければならない。

（懲役又は禁錮の執行）

第五十六條　懲役又は禁錮の言渡を受けた少年に対しては、特に設けた監獄又は監獄内の特に分界を設けた場所において、その刑を執行する。

2　本人が満二十歳に達した後でも、満二十六歳に達するまでは、前項の規定による執行を継続することができる。

（刑の執行と保護処分）

第五十七條　保護処分の継続中、懲役、禁錮又は拘留の刑が確定したときは、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定してその執行前保護処分がなされたときも、同様である。

（仮出獄）

第五十八條　少年のとき懲役又は禁錮の言渡を受けた者には、次の期間を経過した後、仮出獄を許すことができる。

一　無期刑については七年

二　第五十一條の規定により言い渡した有期の刑については三年

三　第五十二條第一項及び第二項の規定により言い渡した刑については、その刑の短期の三分の一

（仮出獄期間の終了）

第五十九條　少年のとき無期刑の言渡を受けた者が、仮出獄を許された後、その処分を取り消されないで十年を経過したときは刑の執行を受け終つたものとする。

2　少年のとき第五十一條又は第五十二條第一項及び第二項の規定により有期の刑の言渡を受けた者が、仮出獄を許された後、その処分を取り消されないで仮出獄前に刑の執行を受けた期間と同一の期間又は第五十一條の刑期若しくは第五十二條第一項及び第二項の長期を経過したときは、その何れか早い時期において、刑の執行を受け終つたものとする。

（人の資格に関する法令の適用）

第六十條　少年のとき犯した罪により、刑に処せられてその執行を受け終り、又は執行の免除を受けた者は、人の資格に関する法令の適用については、将来に向つて刑の言渡を受けなかつたものとみなす。

2　少年のとき犯した罪について刑に処せられた者で刑の執行猶予の言渡を受けた者は、その猶予期間中、刑の執行を受け終つたものとみなして、前項の規定を適用する。

3　前項の場合において、刑の執行猶予の言渡を取り消されたときは、人の資格に関する法令の適用については、その取り消されたとき、刑の言渡があつたものとみなす。

第五章　雑則

（記事等の掲載の禁止）

第六十一條　家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写眞を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。

附　則

（施行期日）

第六十二條　この法律は、昭和二十四年一月一日から、これを施行する。

（経過規定）

第六十三條　この附則で「新法」とは、この法律による改正後の少年法をいい、「旧法」とは、従前の少年法（大正十一年法律第四十二号）をいう。

2　この法律施行の際少年審判所に係属中の事件は、これを家庭裁判所に係属したものとみなす。

3　前項の場合において、旧法第三十七條の規定によりなされた処分は、次の例に従い、これを新法第十七條の規定によりなされた措置とみなす。

旧法第三十七條	新法第十七條
第一項第一号から第四号までの処分	第一項第一号の措置
第二項の処分	第一項第二号の措置

4　旧法第四條第一項第五号から第九号までの保護処分は、次の例に従い、これを新法第二十四條又は第二十五條の規定によりなされたものとみなす。

旧法第四條	新法
第一項第五号（保護團体に委託する保護処分を除く。）及び第九号の保護処分	第二十五條第一項及び第二項第三号
第一項第五号中保護團体に委託する保護処分及び第六号の保護処分	第二十四條第一項第一号
第一項第七号の保護処分	第二十四條第一項第二号
第一項第八号の保護処分	第二十四條第一項第三号

5　前二項に規定するもの外、旧法の規定によりなされた処分は、この法律の相当規定によりなされたものとみなす。

第六十四條　この法律施行前言渡を受けた刑においては、第五十八條及び第五十九條の適用については、「第五十一條」及び「第五十二條第一項及び第二項」とあるのは、それぞれ「旧法第七條第一項」及び「旧法第八條第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

参照

○非訟事件手続法（明治三十一年六月二十一日法律第十四號）

第二百八條　過料ノ裁判ハ檢事ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス此命令ハ執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ効力ヲ有ス

第六十五條　この法律施行前、十六歳に満たないで刑法第二百條の罪以外の罪を犯した者に対しては、なお旧法第七條第一項の例による。刑法第二百條の罪を犯した者に対しては、第五十一條の規定を適用する。

第六十六條　旧法第四條の保護処分を受けた少年に対しては、旧法第六十三條の規定により刑事訴追をすることのできない事件について、刑事訴追をし、又は家庭裁判所の審判に付することはできない。

第六十七條　第六十條の規定は、この法律施行前、少年のとき犯した罪により死刑又は無期刑に処せられ、減刑その他の事由で刑期を満了し、又は刑の執行の免除を受けた者に対しても、これを適用する。

第六十八條　この法律施行後一年間、第二條第一項の規定にかかわらず、少年は、これを十八歳に満たない者とし、成人は、これを満十八歳以上の者とする。

2　前項の適用については、第四十五條第三号、第四十七條第二項、第四十八條第三項及び第五十六條第二項の「二十歳」とあるのは、これを「十八歳」と読み替えるものとする。

過料ノ裁判ノ執行ハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲ス但執行ヲ爲ス前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セス

○労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）

（最低年齢）

第五十六條　満十五歳に満たない児童は、労働者として使用してはならない。但し、満十四歳以上の児童で、命令で定める義務教育の課程又はこれと同等以上と認める課程を修了した者については、この限りでない。

前項の規定にかかわらず、第八條第六号乃至第十七号の事業に係る職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、且つその労働が輕易なものについては、行政官廳の許可を受けて、満十二歳以上の児童をその者の修学時間外に使用することができる。但し、映画の製作又は演劇の事業については、満十二歳に満たない児童についても同様である。

（年少者の証明書）

第五十七條　使用者は、満十八歳に満たない者について、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならない。

使用者は、前條第二項の規定によつて使用する児童については、修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書を事業場に備え付けなければならない。

（未成年者の労働契約）

第五十八條　親権者又は、後見人は未成年者に代つて労働契約を締結してはならない。

親権者若しくは後見人又は行政官廳は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、將來に向つてこれを解除することができる。

第五十九條　未成年者は、独立して賃金を請求することができる。親権者又は後見人は、未成年者の賃金を代つて受け取つてはならない。

（年少者の労働時間及び休日）

第六十條　第三十二條第二項、第三十六條及び第四十條の規定は満十八歳に満たない者については、これを適用しない。

第五十六條第二項の規定によつて使用する児童については、第三十二條第一項の労働時間は、修学時間を通算して、一日について七時間、一週間について四十二時間とする。

使用者は、第三十二條第一項の規定にかかわらず、満十五歳以上（第五十六條第一項但書に規定する満十四歳以上を含む。）で満十八歳に満たない者については、一週間のうち一日の労働時間が四十八時間を超えない限り、一週間の労働時間を四時間以内に短縮する場合においては、他の日の労働時間を十時間まで延長することができる。

（深夜業）

第六十二條　使用者は、満十八歳に満たない者又は女子を午後十

時から午前五時までの間において使用してはならない。但し、交替制によつて使用する満十六歳以上の男子については、この限りでない。

労働に関する主務大臣は、必要であると認める場合においては、前項の時刻を、地域又は期間を限つて、午後十一時及び午前六時とすることができる。

交替制によつて労働させる事業については、行政官廳の許可を受けて、第一項の規定にかかわらず午後十時三十分まで労働させ、又は前項の規定にかかわらず午前五時三十分から労働させることができる。

前三項の規定は、第三十三條第一項の規定によつて労働時間を延長する場合又は第八條第六号、第七号、第十三号、第十四号及び電話の事業については、これを適用しない。但し、第十四号の事業に使用される満十八歳に満たない者については、この限りでない。

第一項及び第二項の時刻は、第五十六條第二項本文の規定によつて使用する兒童については、第一項の時刻は、午後八時及び午前五時とし、第二項の時刻は、午後九時及び午前六時とする。

(危険有害業務の就業制限)

第六十三條　使用者は、満十八歳に満たない者又は女子を第四十九條の規定による危険な業務に就かせ、又は命令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

使用者は、満十八歳に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

前項の規定は、同項に規定する業務中一定のものについて、命令で満十八歳以上の女子に、これを準用することができる。

第二項に規定する業務の範囲及び前項の一定の業務の範囲は、命令で定める。

(坑内労働の禁止)

第六十四條　使用者は、満十八歳に満たない者又は女子を坑内で労働させてはならない。

(帰郷旅費)

第六十八條　満十八歳に満たない者又は女子が解雇の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。但し、満十八歳に満たない者又は女子がその責に帰すべき事由に基いて解雇され、使用者がその事由について行政官廳の認定を受けたときは、この限りでない。

第七十二條　前二條の規定の適用を受ける未成年者については、第三十九條第一項の規定による年次有給休暇として、十二労働日を與えなければならない。

第百十八條　第六條、第四十八條、第五十六條又は第六十四條の

規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第百十九條　左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一　第三條、第四條、第七條、第十六條、第十七條、第十八條、第一項、第十九條、第二十條、第二十二條第三項、第三十一條、第三十二條、第三十四條、第三十五條、第三十六條但書、第三十七條、第三十九條、第四十二條、第四十三條、第四十六條、第四十七條、第四十九條、第五十一條、第六十條第二項若しくは第三項、第六十一條乃至第六十三條、第六十五條、第六十六條、第七十二條、第七十五條乃至第七十七條、第七十九條、第八十條、第九十四條第二項、第九十六條又は第百四條第二項の規定に違反した者

第百二十條　左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する

一　第十四條、第十五條第一項若しくは第三項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十三條乃至第二十七條、第三十三條第一項但書、第四十四條、第五十條、第五十二條第一項若しくは第二項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十七條乃至第五十九條、第六十七條、第六十二條、第七十一條第二項、第八十九條、第九十條第一項、第九十一條、第九十五條第一項若しくは第二項又は第百五條（第百條の二第三項において準用する場合を含む。）乃至第百九條の規定に違反した者

第百二十一條　この法律の違反行爲をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行爲した代理人、使用人その他の從業者である場合においては、事業主に対しても各本條の罰金刑を科する。但し、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者である場合においてはその法定代理人を事業主とする。以下本條において同様である。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

事業主が違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行爲を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を教唆した場合においては、事業主も行爲者として罰する。

○兒童福祉法（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四號）

第六十條　第三十四條第一項第六号の規定に違反した者は、これを十年以下の懲役又は二千円以上三万円以下の罰金に処する。

第三十四條第一項第一号から第五号まで若しくは第七号又は同條第二項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

兒童を使用する者は、兒童の年齢を知らないことを理由として、前二項の規定による処罰を免かれることができない。但し、過失のないときは、この限りでない。

○刑法（明治四十年四月二十四日法律第四十五號）

第五十四條　一個ノ行爲ニシテ數個ノ罪名ニ觸レ又ハ犯罪ノ手段若クハ結果タル行爲ニシテ他ノ罪名ニ觸ルルトキハ其最モ重キ刑ヲ以テ處斷ス

第四十九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

第二百條　自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

○少年法（大正十一年四月十七日法律第四十二號）

第四條　刑罰法令ニ觸ルル行爲ヲ爲シ又ハ刑罰法令ニ觸ルル行爲ヲ爲ス虞アル少年ニ對シテハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一　訓誡ヲ加フルコト

二　學校長ノ訓誡ニ委スルコト

三　書面ヲ以テ改心ノ誓約ヲ爲サシムルコト

四　條件ヲ附シテ保護者ニ引渡スコト

五　寺院、教會、保護團體又ハ適當ナル者ニ委託スルコト

六　少年保護司ノ觀察ニ付スルコト

七　感化院ニ送致スルコト

八　矯正院ニ送致スルコト

九　病院ニ送致又ハ委託スルコト

前項各號ノ處分ハ適宜併セテ之ヲ爲スコトヲ得

第七條（第一項）　罪ヲ犯ス時十六歳ニ滿タサル者ニハ死刑及無期刑ヲ科セス死刑又ハ無期刑ヲ以テ處斷スヘキトキハ十年以上十五年以下ニ於テ懲役又ハ禁錮ヲ科ス

第八條　少年ニ對シ長期三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ以テ處斷スヘキトキハ其ノ刑ノ範圍内ニ於テ短期ト長期トヲ定メ之ヲ言渡ス但シ短期五年ヲ超ユル刑ヲ以テ處斷スヘキトキハ短期ヲ五年ニ短縮ス

前項ノ規定ニ依リ言渡スヘキ刑ノ短期ハ五年長期ハ十年ヲ超ユルコトヲ得ス

刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ爲スヘキ場合ニハ前二項ノ規定ヲ適用セス

第三十七條　少年審判所ハ事情ニ從ヒ本人ニ對シ假ニ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一　條件ヲ附シ又ハ附セスシテ保護者ニ預クルコト

二　寺院、教會、保護團體又ハ適當ナル者ニ委託スルコト

三　病院ニ委託スルコト

四　少年保護司ノ觀察ニ付スルコト

已ムコトヲ得サル場合ニ於テハ本人ヲ假ニ感化院又ハ矯正院ニ委託スルコトヲ得

第一項第一號乃至第三號ノ處分アリタルトキハ本人ヲ少年保護司ノ觀察ニ付ス

第六十三條　第四條ノ處分ヲ受ケタル少年ニ對シテハ審判ヲ經タル事件又ハ之ヨリ輕キ刑ニ該ルヘキ事件ニシテ處分前ニ犯シタルモノニ付刑事訴追ヲ爲スコトヲ得但シ第五十九條ノ規定ニ依リ處分ヲ取消シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

○少年院法（昭和二十三年七月十五日法律第百六十九号）

少年院法

第一條　少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された者を收容し、これに矯正教育を授ける施設とする。

第二條　少年院は、初等少年院、中等少年院、特別少年院及び医療少年院とする。

2　初等少年院は、心身に著しい故障のない、おおむね十四歳以上十六歳未満の者を收容する。

3　中等少年院は、心身に著しい故障のない、おおむね十六歳以上二十歳未満の者を收容する。

4　特別少年院は、心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだ、おおむね十八歳以上二十三歳未満の者を收容する。

5　医療少年院は、心身に著しい故障のある、おおむね十四歳以上二十六歳未満の者を收容する。

6　少年院は、收容すべき者の男女の別に從つて、これを設ける。

第三條　少年院は、國立とし、法務総裁がこれを管理する。

2　法務総裁は、少年院を適当に維持し、且つ、完全な監査を行う責任を負う。

第四條　少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適應させるため、その自覚に訴え紀律ある生活のもとに、左に揭げる教科並びに職業の補導、適当な訓練及び医療を授けるものとする。

一　初等少年院においては、小学校及び中学校で必要とする教科

二　中等少年院及び特別少年院においては、初等少年院で必要とする教科、更に必要があれば、高等学校又は大学に進ずる教科

三　医療少年院においては、養護学校その他の特殊教育を行う学校で必要とする教科

2　少年院の長は、在院者を、前項の矯正教育者に関係のない労働に從事させてはならない。

第五條　少年院の長は、在院者に対する矯正教育のうち教科に関する事項については、文部大臣の勧告に從わなければならない。

2　少年院の長は、前條各号に揭げる教科を修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を発行することができる。

3　前項の証明書は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）により設置された各学校と対應する教科課程について、各学校の長が授與する卒業証書その他の証書と同一の效力を有する。

第六條　在院者の処遇には段階を設け、その改善、進歩等の程度に應じて、順次に向上した取扱をしなければならない。但し、成績が特に不良なものについては、その階段を低下することができる。

第七條　少年院の長は、在院者が善行をなし、成績を向上し、又は一定の技能を習得した場合には、これに賞を與えることができる。

2　前項の賞は、証明書、記章等の賞環又は特別外出等の殊遇とする。但し、少年院の長は、法務総裁の承認を経て、他の賞を與え

ることができる。

3　ひとたび與えた賞は、いかなる場合にも、これを没取してはならない。

第八條　少年院の長は、紀律に違反した在院者に対して、左に掲げる範囲に限り、懲戒を行うことができる。

一　嚴重な訓戒を加えること。

二　成績に対して通常與える点数より減じた点数を與えること。

三　二十日を超えない期間、衞生的な單独室で謹愼させること。

但し、十六歳以上のものに限る。

2　懲戒は、本人の心身の狀況に注意して、これを行わなければならない。

第九條　少年院の長は、在院者の所持する金銭、衣類その他の物を領置したときは、これを安全に保管し、且つ、在院者に受領証を交付しなければならない。

第十條　少年院の長は、矯正教育の便宜その他の理由により在院者を他の少年院に移送する必要があると認めるときは、その少年院所在地の矯正保護管区長の承認を経て、地方少年保護委員会に対し、移送の認可を求めなければならない。但し、在院者が二十三歳以上の場合には、地方成人保護委員会に対し、移送の認可を求なければならない。

第十一條　在院者が二十歳に達したときは、少年院の長は、これを退院させなければならない。但し、送致後六月を経過しない場合は、送致の時から六月間に限り、收容を継続することができる。

2　少年院の長は、前項の場合において、在院者の心身に著しい故障があり、又は犯罪的傾向がまだ矯正されていないため少年院から退院させるに不適当であると認めるときは、本人を送致した裁判所に対して、その收容を継続すべき旨の決定の申請をしなければならない。

3　前項の申請を受理した裁判所は、その審理にあたり、医学、心理学、教育学、社会学その他の專門的知識を有する者及び本人を收容中の少年院の職員の意見をきかなければならない。

4　裁判所は、本人が第二項の狀況にあると認めるときは、期間を定めて收容を継続すべき旨の決定をしなければならない。但し、この期間は二十三歳を超えてはならない。

5　裁判所は、少年院の長の申請に基いて、二十三歳に達する在院者の精神に著しい故障があり公共の福祉のため少年院から退院させるに不適当であると認めるときは、二十六歳を超えない期間を定めて医療少年院に收容を継続すべき旨の決定をしなければならない。

6　第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

7　少年院の長が裁判所に対し、在院者の收容を継続すべき旨の決定の申請をした場合には、第一項の規定にかかわらず、裁判所から決定の通知があるまで收容を継続することができる。

8　少年院の長は、在院者が裁判所の定めた期間に達したときは、これを退院させなければならない。

第十二條　少年院の長は、在院者に対して矯正の目的を達したと認めるときは、地方少年保護委員会に対し、退院の申請をしなければならない。

2　少年院の長は、在院者が処遇の最高段階に向上し、仮に退院を許すのが相当であると認めるときは、地方少年保護委員会に対し、仮退院の申請をしなければならない。

3　前二項の場合において、在院者が二十三歳以上の場合には、地方成人保護委員会に対して申請をしなければならない。

第十三條　少年院の長は、地方少年保護委員会又は少年を送致した裁判所に対し、少年の心身の狀況、家庭、交友関係その他環境の狀況等について、調査書の提出その他必要な援助を求めることができる。

2　少年院の長は、警察官、警察吏員、兒童福祉司その他の公務員に対し、必要な援助を求めることができる。

3　少年院の長は、その少年院所在地の矯正保護管区長の承認を経て学校、病院、事業所又は学識経験のある者に委嘱して、矯正教育の援助をさせることができる。

4　少年院の長は、事業所又は学識経験のある者に委嘱して少年院以外の施設において在院者に対する職業の補導を援助させる場合には、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定に従うことを要し、且つ、在院者に賞與金が支拂われるときは、これを全部本人に支給しなければならない。

第十四條　在院者が逃走したときは、少年院の職員は、これを連れ戻すことができる。

第十五條　この法律で定めるものの外、在院者の処遇に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

2　少年院の長は、法務総裁の認可を受けて、在院者の処遇に関する細則を定めることができる。

第十六條　少年観護所は、少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第十七條第一項第二号の規定により送致された者を收容する施設とする。

2　少年観護所は、國立とし、法務総裁がこれを管理する。

3　第九條、第十三條第二項、第三項、第十四條及び第十五條の規定は、少年観護所にこれを準用する。

第十七條　少年観護所に少年鑑別所を附置する。

2　少年鑑別所は、保護処分を適正ならしめるため、医学、心理学、教育学、社會学その他の專門的知識に基いて、少年の資質の鑑別を行う。

3　第十三條第二項、第十四條及び第十五條の規定は、少年鑑別所にこれを準用する。

附　則

第十八條　この法律は、昭和二十四年一月一日から、これを施行する。

第十九條　矯正院法（大正十一年法律第四十三号）は、これを廃止する。

第二十條　この法律施行の際現に存する矯正院は、これをこの法律

により設置された少年院とみなす。

第二十一條　少年観護所は、昭和二十五年三月三十一日まで、少年院の特に区別した場所を、これに充てることができる。

第二十二條　第十條及び第十三條第三項の規定により矯正保護管区長の行う職権は、矯正保護管区の設置に至るまで、法務総裁がこれを行う。

参照

○少年法（昭和二十三年七月十五日法律第百六十八号）

第十七條（第一項）家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、決定をもつて、次に掲げる観護の措置をとることができる。

二　少年観護所に送致すること。

○教育委員会法（昭和二十三年七月十五日法律第百七十号）

法律第百七十号

教育委員会法

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、教育が不当な支配に服することなく、國民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきであるという自覚のもとに公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために、教育委員会を設け、教育本来の目的を達成することを目的とする。

（教育委員会の組織、権限及び職務）

第二條　教育委員会の組織、権限及び職務は、この法律の定めるところによる。

（設置）

第三條　教育委員会は、都道府縣及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村にこれを設置する。但し、町村は、必要がある場合には、一部事務組合を設けて、その組合に教育委員会を設置することができる。

2　前項の一部事務組合の教育委員会に関し必要な事項は、政令でこれを定めることができる。

3　この法律で「都府縣委員会」とは、都道府縣に設置する教育委員会を、「地方委員会」とは、市町村に設置する教育委員会をいう。

（権限）

第四條　教育委員会は、従来都道府縣若しくは都道府縣知事又は市町村若しくは市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の権限に属する教育、学術及び文化（教育という。以下同じ。）に関する事務、並びに将来法律又は政令により当該地方公共團体及び教育委員会の権限に属すべき教育事務を管理し、及び執行する。

2　大学及び私立学校は、法律に別段の定がある場合を除いては、教育委員会の所管に属しない。

（経費の負担）

第五條　教育委員会に要する経費は、当該地方公共團体の負担とする。

（経費の補助）

第六條　教育委員会に要する経費及びその所掌に係る経費は、國庫からこれを補助することができる。

第二章　教育委員会の組織

第一節　教育委員会の委員

（委員）

第七條　都道府縣委員会は七人の委員で、地方委員会は五人の委員で、これを組織する。

2　第三項に規定する委員を除く委員は、日本國民たる都道府縣又は市町村の住民が、これを選挙する。

3　委員のうち一人は、当該地方公共團体の議会の議員のうちから、議会において、これを選挙する。

（任期）

第八條　選挙による委員の任期は四年とし、二年ごとにその半数を改選する。但し、補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

2　前項の任期は、通常選挙の日から、これを起算する。

3　議会において選挙する委員の任期は、議員の任期中とする。

（選挙）

第九條　都道府縣又は市町村の議会の議員の選挙権又は被選挙権を有する者は、都道府縣委員会又は地方委員会の委員の選挙権又は被選挙権を有する。

第十條　國会の議員、地方公共團体の議会の議員（第七條第三項の委員たる議員を除く。）、國家公務員及び地方公共團体の有給の職員は、教育委員会の委員を兼ねることができない。

2　都道府縣委員会の委員と、地方委員会の委員とは、これを兼ねることができない。

第十一條　通常選挙は、二年ごとに、選挙による委員の定数の半数についてこれを行う。

第十二條　委員の選挙においては、選挙区を設けない。

第十三條　委員の選挙に関する事務は、当該地方公共團体の選挙管理委員会が、これを管理する。

第十四條　都道府縣委員会の委員の選挙と、地方委員会の委員の選挙とは、これを同時に行うことができる。

第十五條　委員の選挙は、市町村の議会の議員の選挙に関する選挙人名簿により、これを行う。

第十六條　委員の候補者は、選挙人の推薦によるものでなければならない。

2　前項の推薦は、選挙人が本人の承諾を得て、六十人以上の連署をもつて、その代表者から選挙長に届け出なければならない。

第十七條　委員の被選挙権を有する者は、同時に二つの教育委員会の委員の候補者となることができない。

第十八條　委員の候補者の届出には、供託金を要しない。

第十九條　教育委員会の委員の選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とする。

2　当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長が、くじでこれを定める。

第二十條　在任期間を異にする委員の選挙を合併して行つた場合に

おいては、得票数の多い者から、在任期間の長い当選人を選ばなければならない。

2　得票数が同じである者のうち、任期の長短を定める必要がある場合には、選挙会において、選挙長が、くじでこれを定めなければならない。

第二十一條　当選人が当選を辞したとき、死亡者であるとき、又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五十七條の規定により当選を失つたときは、直ちに選挙会を開き当選人にならなかつた者のうち、得票数の最も多い者から順次に、当選人を定めなければならない。

2　地方自治法第六十二條第一項第五号から第七号までの事由若しくは欠員が、同法第六十條第一項の期限前に生じたときは、当選人にならなかつた者のうち、得票数の最も多い者から順次に、又はその期限経過後に生じた場合において、第十九條第二項の適用を受けた者があるときは、その者のうちから、選挙会を開き、当選人を定めなければならない。

第二十二條　在任期間を異にする委員の選挙を合併して行つた場合において、普通地方公共團体の議会の議員の選挙に関する地方自治法第五十八條の規定の適用があるときは、選挙会において、選挙長が、くじでいずれの委員候補者をもつて、在任期間の長い委員の当選人とするかを定めなければならない。

第二十三條　地方自治法第六十二條第一項第一号から第三号までに掲げる事由が生じた場合、又は同條第一項第四号から第七号までに掲げる事由若しくは欠員が、地方自治法第六十條第一項の期限前に生じた場合において、更に選挙を行わないで当選人を定めることができないときは、更に選挙を行う。

第二十四條　地方自治法第六十二條第一項第四号から第七号までに掲げる事由若しくは欠員が、同法第六十條第一項の期限経過後に生じた場合において、当選人を定めることができないときは、教育委員会において、委員の被選挙権を有する者のうちから、すみやかに補充委員を選任する。

2　補充委員の任期は、次の通常選挙の期日の前日までとし、その委員の任期終了による欠員については、次の通常選挙とあわせて補欠委員の選挙を行う。

第二十五條　地方自治法第六十條第一項の期限経過後、議会において選挙された委員を除くすべての委員が欠けたときは、前條第一項の規定にかかわらず、補欠委員の選挙を行う。

2　前項の事由が次の通常選挙前六箇月以内に生じたときは、前項の規定にかかわらず、前條第一項の規定による。

第二十六條　第七條第三項の規定による委員が欠けたときは、議会は、すみやかに委員を選挙しなければならない。

第二十七條　地方自治法第七十二條第一項に規定する都道府縣知事の選挙運動に関する規定は、委員の選挙の選挙運動に、同條第三項の規定は、都道府縣委員会の委員の選挙に、これを準用する。但し、同條第一項で準用する衆議院議員選挙法（大正十四年法律第四十七号）第百四十條第四項中「都議会議員選挙管理委員会又は道府縣会議員選挙管理委員会」とあるのは、地方委員会の委員の選挙については、「当該地方公共團体の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

第二十八條　委員の選挙については、この法律又はこれに基く政令に別段の定がある場合を除いては、地方自治法に定める普通地方公共團体の議会の議員の選挙に関する規定を準用する。

（委員の解職の請求）

第二十九條　委員の選挙権を有する者は、委員の解職の請求をすることができる。

2　前項の解職の請求に関しては、地方自治法に定める普通地方公共團体の議会の議員の解職の請求の例による。

（委員の辞職及び資格の決定）

第三十條　委員の辞職及び資格の決定については、地方自治法第六章第八節の規定（第百二十六條但書の規定を除く。）を準用する。但し、「普通地方公共團体の議会」とあるのは、「教育委員会」と、「議員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

（委員の報酬及び費用弁償）

第三十一條　地方公共團体は、當該教育委員会の委員に対し報酬を支給しなければならない。但し、給料は支給しない。

2　委員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3　報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、当該地方公共團体の條例でこれを定めなければならない。

（委員の服務等）

第三十二條　委員の宣誓、法令等に従う義務及び服務に関しては、別に地方公共團体の職員に関して規定する法律で、これを定める。

第二節　教育委員会の会議

（委員長及び副委員長）

第三十三條　教育委員会は、委員のうちから委員長及び副委員長各一人を選挙しなければならない。

2　委員長及び副委員長の任期は、一年とする。但し、再選されることができる。

3　委員長は、教育委員会の会議を主宰する。

4　副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議の招集）

第三十四條　教育委員会の会議は、委員長が、これを招集する。

2　委員二人以上の者から、書面で会議に付議すべき事件を示して、臨時会の招集の請求があるときは、委員長は、これを招集しなければならない。

3　会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、委員長が、あらかじめこれを告示しなければならない。

4　招集は、開会の日前、都道府縣委員会にあつては七日、地方委員会にあつては三日までに、これを告示しなければならない。但し、急施を要する場合は、この限りでない。

（定例会及び臨時会）

第三十五條　教育委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2　定例会は、毎月一回これを招集しなければならない。

3　臨時会は、必要がある場合において、その事件に限り、これを招集する。

4　会議招集の告示後に急施を要する事件があるときは、前條第三項及び前項の規定にかかわらず、直ちに、これを会議に付議することができる。

（会議の定足数）

第三十六條　教育委員会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。但し、同一の事件につき再度招集しても、なお半数に達しないときは、この限りでない。

（会議の公開）

第三十七條　教育委員会の会議は、これを公開する。但し、委員の発議により、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2　前項の委員の発議は、討論を行わないで、その可否を決しなければならない。

（議決の方法）

第三十八條　教育委員会の議事は、出席委員の過半数で、これを決する。

（議事参與の制限）

第三十九條　教育委員会の委員は自己又は、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件については、その議事に参與することができない。但し、会議に出席し、発言することができる。

（会議規則）

第四十條　教育委員会は、会議規則及び傍聴人規則を設けなければならない。

2　この法律に別段の定がある場合を除いては、教育委員会の会議に関する事項は、会議規則でこれを定めることができる。

第三節　教育長及び事務局

（教育長）

第四十一條　教育委員会に、教育長を置く。

2　教育長は、別に教育職員の免許に関して規定する法律の定める教育職員の免許状を有する者のうちから、教育委員会が、これを任命する。

3　教育長の任期は、四年とする。但し、再任することができる。

第四十二條　教育長は、教育委員会の指揮監督を受け、教育委員会の処理するすべての教育事務をつかさどる。

（事務局）

第四十三條　教育委員会の職務権限に属する事項に関する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

（事務局の部課）

第四十四條　都道府縣委員会の事務局には、教育委員会規則の定めるところにより、必要な部課（会計及び土木建築に関する部課を除く。）を置く。但し、教育の調査及び統計に関する部課並びに教育指導に関する部課は、これを置かなければならない。

2　地方委員会の事務局には、教育委員会規則の定めるところにより、必要な部課を置くことができる。

（事務局の職員）

第四十五條　都道府縣委員会の事務局に、指導主事、教科用図書の検定又は採択、教科内容及びその取扱、建築その他必要な事項に関する専門職員並びにその他必要な事務職員を置く。

2　地方委員会の事務局には、都道府縣委員会の事務局に準じて必要な職員を置く。

3　前二項に規定する職員の定数は、当該地方公共團体の條例でこれを定めなければならない。

4　第二項及び第二項の職員並びに学校の事務職員は、教育長の推薦により、教育委員会が、これを任命する。

第四十六條　指導主事は、教員に助言と指導を與える。但し、命令及び監督をしてはならない。

第四十七條　教科用図書の檢定又は採択、教科内容及びその取扱、その他特殊な事項に関する専門職員には、教員をもつて、これに充てることができる。但し、その期間中は、教員の職務を行わないことができる。

第三章　教育委員会の職務権限

（教育委員会の所管）

第四十八條　都道府縣委員会は、都道府縣の設置する学校その他の教育機関を、地方委員会は、当該地方公共團体の設置する学校その他の教育機関をそれぞれ所管する。

2　当該教育委員会は、その協議により都道府縣の設置する高等学校を市町村に、又は市町村の設置する高等学校を都道府縣に移管することができる。

（教育委員会の事務）

第四十九條　教育委員会は左の事務を行う。但し、この場合において教育長に対し、助言と推薦を求めることができる。

一　学校その他の教育機関の設置又は廃止に関すること。

二　学校その他の教育機関の運営及び管理に関すること。

三　教科内容及びその取扱に関すること。

四　教科用図書の採択に関すること。

五　別に教育公務員の任免等に関して規定する法律の規定に基き、校長及び教員の任免その他の人事に関すること。

六　教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

七　教員その他教育関係職員の組織する労働組合に関すること。

八　学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更並びに校舎その他建物の営繕、保全の計画及びその実施の指導に関すること。

九　教具その他の設備の整備計画に関すること。

十　教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。

十一　教育委員会の所掌に係る歳入歳出予算に関すること。

十二　教育目的のための基本財産及び積立金の管理に関すること

と。

十三　教育事務のための契約に関すること。

十四　社会教育に関すること。

十五　校長、教員その他教育職員の研修に関すること。

十六　証書及び公文書類を保管すること。

十七　教育の調査及び統計に関すること。

十八　その他法律に別段の定のない、その所轄地域の教育事務に関すること。

第五十條　都道府縣委員会は、前條各号に掲げる事務を行う外、左の事務を行う。但し、この場合において、教育長に対し、助言と推薦を求めることができる。

一　別に教育職員の免許に関して規定する法律の定めるところに従い、教育職員の免許状を発行すること。

二　文部大臣の定める基準に従い、都道府縣内のすべての学校の教科用図書の検定を行うこと。

三　地方委員会に対し、技術的、専門的な助言と指導を與えること。

四　高等学校の通学区域の設定又は変更に関すること。

五　その他法令により、その職務権限に属する事項。

第五十一條　校長及び教員の任免、給與等の人事その他共通する必要な事項を決定するために、都道府縣内の地方委員会と都道府縣委員会が連合して協議会を設けることができる。

2　前項の協議会の決議は、全員一致によらなければならない。

3　協議会に関して必要な事項は、当該教育委員会の協議によつて、これを定めなければならない。

第五十二條　特別区の教育委員会については、第四十九條第一項第三号及び第四号の規定は、これを適用せず、都の教育委員会が、これを行う。

（教育委員会規則）

第五十三條　教育委員会は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し教育委員会規則を制定することができる。

2　教育委員会規則は、一定の公告式により、これを告示しなければならない

（通学区域の設定）

第五十四條　都道府縣委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、その所轄の地域を数箇の通学区域に分ける。但し、必要がある場合には、生徒の就学につきこれを調整することができる。

（報告書の提出）

第五十五條　都道府縣委員会は、地方委員会に対し、文部大臣は、都道府縣委員会及び地方委員会に対し、各所轄区域の教育に関する年報その他必要な報告書を提出させることができる。

2　法律に別段の定がある場合の外、文部大臣は、都道府縣委員会及び地方委員会に対し、都道府縣委員会は、地方委員会に対して行政上及び運営上指揮監督をしてはならない。

（予算の編成）

第五十六條　教育委員会は、毎会計年度、その所掌に係る歳入歳出の見積に関する書類を作成し、これを地方公共團体における予算の統合調整に供するため、地方公共團体の長に送付しなければならない。

第五十七條　地方公共團体の長は、毎会計年度、歳入歳出予算を作成するに当つて、教育委員会の送付に係る歳出見積を減額しようとするときは、あらかじめ教育委員会の意見を求めなければならない。

第五十八條　地方公共團体の長は、教育委員会の歳出見積を減額した場合においては、教育委員会の送付に係る歳出見積について、その詳細を歳入歳出予算に附記するとともに、地方公共團体の議会が教育委員会の送付に係る歳出額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならない。

（予算の執行）

第五十九條　地方公共團体の議会において予算を議決したときは、地方公共團体の長は、教育委員会の所掌に係る予算を、当該教育委員会に配当しなければならない。

第六十條　教育委員会は、その所掌に係る予算について、その配当の範囲内で、支出を出納長又は收入役に命令する。

（議会の議決を経るべき事件）

第六十一條　教育委員会は、法令により地方公共團体の議会の議決を経るべき事件のうち、左のものに関する議案の原案を、地方公共團体の長に送付する。

一　教育目的のための基本財産及び積立金の設置、管理及び処分に関すること。

二　教育事業のための地方債に関すること。

三　授業料その他教育に関する使用料及び手数料に関すること。

四　第三十一條第三項、第四十五條第三項及び第六十六條第二項に規定する條例の制定又は改廃に関すること。

第六十二條　地方公共團体の長は、前條各号の事件につきその議案を地方公共團体の議会の議決に付するに当つて、教育委員会の送付に係る原案を修正しようとするときは、あらかじめ教育委員会の意見を求めなければならない。

第六十三條　地方公共團体の長は、教育委員会の送付に係る原案を修正した場合においては、その議案に教育委員会の送付に係る原案及び教育委員会の意見を附記しなければならない。

（教育委員会及び教育長の代理執行）

第六十四條　委員が、すべて欠けて、第二十五條第二項の規定によることができない場合には、教育委員会の行う事務は、教育長が、これを行う。

2　前項の規定による処理については、教育長は、次の会議において、これを教育委員会に報告しなければならない。

第六十五條　都道府縣委員会の委員がすべて欠け、更にその教育長も欠けた場合には、文部大臣は、当該都道府縣委員会の教育長代理を任命する。

2　地方委員会の委員がすべて欠け、更にその教育長も欠けた場合には、都道府縣委員会は、当該地方委員会の教育長代理を任命する。

3　前項の場合において、都道府縣委員会の委員がすべて欠けたときは、都道府縣の教育長が前項の教育長代理を任命する。

4　第一項及び第二項の教育長代理は、当該教育委員会の次の最初の会議まで在任する。

第四章　雜則

（学校その他教育機関の職員）

第六十六條　都道府縣及び市町村に校長、教員及び学校の事務職員を置く。

2　校長、教員及び学校の事務職員の定数は、法律又は政令に別段の定がある場合の外、当該地方公共團体の條例で、これを定めなければならない。

3　校長及び教員の身分に関しては、この法律に別段の定があるものを除く外、別に教育公務員の任免等に関して規定する法律の定めるところによる。

4　教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関に、必要な職員を置く。

（教育職員等の身分取扱）

第六十七條　教育委員会の任命に係る教育職員のうち、別に教育職員の免許に関して規定する法律の定める教育職員の免許狀を必要とする職員（校長及び教員を除く。）の身分取扱に関しては、この法律に定めるものを除く外、別に教育公務員の任免等に関して規定する法律に定めるところによる。

2　前項以外の職員の身分取扱に関しては、この法律に定めるものを除く外、別に地方公共團体の職員に関して規定する法律の定めるところによる。

（職員の給與）

第六十八條　前二條に規定する職員の給與に関しては、法律に別段の定のある場合の外、地方自治法第八章に規定する地方公共團体の長の補助機関たる職員の給與に関する規定を準用する。

附　則

第六十九條　この法律は、公布の日からこれを施行する。但し、第九十四條の規定は、昭和二十三年十一月一日からこれを施行する。

第七十條　大阪市、京都市、名古屋市、神戸市及び横浜市（五大市という。以下同じ。）を除く市町村の教育委員会の設置は、昭和二十五年十一月一日までに、これを行わなければならない。但しその設置に関し必要な事項は、政令でこれを定めることができる。

第七十一條　この法律施行後、都道府縣又は五大市の教育委員会が成立するまでの間、この法律により教育委員会が行うべき事務は、なお従前の例により、各相当機関がこれを行う。

第七十二條　この法律により初めて行う都道府縣又は五大市の教育委員会の委員の選挙は、昭和二十三年十月五日に、任期四年の委員の選挙と、任期二年の委員の選挙とをそれぞれ一つの選挙で併して、これを行う。

2　前項の選挙が行われたときは、都道府縣及び五大市の議会は、二十日以内に第七條第三項の委員を選挙し、その結果を都道府縣知事、又は市長に報告しなければならない。

第七十三條　前條第一項の選挙が行われたときは、都道府縣知事又は五大市の市長は、二十日以内に、教育委員会の会議を招集しなければならない。

2　都道府縣及び五大市の教育委員会は、昭和二十三年十一月一日に成立するものとする。

第七十四條　教育委員会が成立した場合においては、その成立の日から、都道府縣知事にあつては三十日以内、五大市の市長にあつては二十日以内に、第四條に規定する事務を当該教育委員会に引き継がなければならない。

第七十五條　前條の規定による事務引継の場合においては、都道府縣知事又は五大市の市長は、書類、帳簿及び財産目錄を調整し、処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない。

第七十六條　前二條に規定するものの外、第七十四條による教育委員会の事務引継に関しては、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四章第一節に規定する普通地方公共團体の長の事務引継に関する規定による。

第七十七條　昭和二十三年十一月一日に都道府縣及び五大市の教育局部の長及びその職員は、それぞれ現にある級及び現に受ける号俸に相当する給料をもつて、都道府縣又は五大市の教育委員会の教育長又は事務局の職員に、任用されたものとみなす。

2　前項の教育長の在任期間は、昭和二十四年三月三十一日までとする。

第七十八條　教育委員会は、別に教育職員の免許に関して規定する法律が定められるまでの間、第四十一條の規定にかかわらず別に政令で定める資格を有する者のうちから教育長を任命する。

2　教育委員会は、当分の間、第四十一條及び前項に規定する教育長の資格を有する者を得ることができないときは、その資格を有しない者のうちから、教育長を任命することができる。

3　前項の教育長の任期は、これを一年とする。

第七十九條　都道府縣又は五大市の従前の條例又は規則のうち教育に関するものは、これをこの法律に基いて設けた條例又は教育委員会規則とみなす。

第八十條　この法律施行の際における公立学校の校長、教員及び学校の事務職員の各級別の定数は、現に公立学校官制（昭和二十一年勅令第二百十三号）並びに公立中学校、小学校及び幼稚園官制（昭和二十三年政令第二十号）の規定による地方教官又は地方事務官たる者の定員による。

2　前項の定数は、第六十六條第二項の條例で、これを設けたものとみなす。

第八十一條　この法律に別段の定があるものを除く外、第六十七條

に規定する職員の職階制、試験、任免、給與、能率、分限、懲戒、保障、服務その他身分取扱に関しては、別に教育公務員の任免等に関して規定する法律及び地方公共團体の職員に関して規定する法律が定められるまでの間、都道府縣又は市町村の長の補助機関たる職員に関する規定による。但し、政令で特別の規定を設けることができる。

第八十二條　公立学校の事務職員で地方事務官たる者の職階制、試驗、任免、給與、能率、分限、懲戒、保障、服務その他身分取扱に関しては別に地方公共團体の職員に関して規定する法律が定められるまで、從前の公立学校の地方事務官に関する各相当規定を準用する。但し、政令で特別の規定を設けることができる。

第八十三條　この法律施行の際、現に公立学校の事務職員で地方事務官たる者は、この法律若しくはこれに基く政令又は他の法律で別に定めるものを除く外、それぞれ現にある級及び現に受ける号俸に相当する給料をもつて当該公立学校の事務職員に任用され、引き続き現にある職に相当する職に補せられたものとする。

第八十四條　この法律施行の際、現に公立学校の事務職員で地方事務官たる者が、引き続き当該公立学校の事務職員となつた場合には、これを從前の身分のまま勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定を準用する。この者が当該公立学校の事務職員から更に官吏となつた場合には、恩給法の適用については、その当該地方公共團体の職員としての在職期間は、これを公務員としての在職年に通算する。

第八十五條　第四條の大学には、当分の間、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十八條の規定により從前の学校として在続する高等学校、大学予科、專門学校及び教員養成諸学校を含むものとする。

第八十六條　教科用図書は、第四十九條第四号及び第五十條第二号の規定にかかわらず、用紙割当制が廃止されるまで、文部大臣の檢定を経た教科用図書又は文部大臣において著作権を有する教科用図書のうちから、都道府縣委員会が、これを採択する。

第八十七條　市（五大市を除く。この條中以下同じ。）町村に教育委員会が設置されるまでの間、市町村の教育に関する事務は、從来市町村又は市町村長の権限に属するものを除く外、都道府縣委員会が、これを所管する。

第八十八條　市（五大市を除く。）町村に設置される教育委員会の成立に関しては、五大市の教育委員会の成立の場合の例による。

第八十九條　地方学事通則（大正三年法律第十三号）は、これを廃止する。

第九十條　教育事務のために設ける市町村の一部事務組合は、これを市町村学校組合と称する。

第九十一條　地方学事通則に規定する学区の財産は、同法第四條の規定に從い、昭和二十三年十二月三十一日までに、これを処分する。

第九十二條　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）の一部を、次のように改正する。

第五條第一項、第六條第一項及び第二項、並びに第七條第一項及び第二項中「都道府縣知事」を「都道府縣の教育委員会」に、第七條中「國立の学校の長」を「市町村の教育委員会、國立及び私立の学校の長」に改める。

第九十三條　学校教育法の一部を次のように改正する。

第二十九條、第三十一條、第三十二條及び第七十四條中「その議会の議決を経て」を削る。

第三十四條中「公立又は」を削る。

第三十條、第三十一條及び第三十三條中「又は町村学校組合」を削る。

第百六條第二項として、次の一項を加える。

第四條の認可する監督廳及び第十四條の監督廳は、公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園については、当分の間、これを都道府縣委員会とする。

第百七條　この法律において市町村立小学校の管理機関とは、当分の間、教育委員会の置かれない市町村にあつては、これを市町村とする。

第九十四條　地方自治法の一部を次のように改正する。

第百二十一條中「監督委員及び市町村の公安委員会の委員」を「監査委員、市町村の公安委員の委員及び教育委員会の委員」に改める。

第百二十五條中「監査委員又は当該市町村の公安委員会」を「監査委員、当該市町村の公安委員会及び教育委員会」に改める。

第百五十八條中「四　教育局（一）教育学藝に関する事項」及び「（三）教育部（一）教育学藝に関する事項」を削る。

第百七十三條第一項中「、技術吏員及び教育吏員」を「及び技術吏員」に改め、同條第四項を削る。

第九十五條　校長及び教員の身分取扱については、別に教育公務員の任免等に関して規定する法律が定められるまでの間は、第四十九條第五号並びに第六十六條第一項及び第三項の規定にかかわらずなお從前の例による。但し、政令で特別の規定を設けることができる。

参照

○地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第五十七條　当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、当選を失う。

第五十八條　普通地方公共團体の議会の議員の選挙において第五十三條第一項乃至第三項の規定による届出があつた候補者がその選挙における議員の定数を超えないとき、普通地方公共團体の長の選挙において同條第一項乃至第三項又は第八項の規定による届出があつた候補者が一人であるときは、投票は、これを行わない。

2　第二十五條第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行う

場合において、前項の場合を生じたときは、当該選挙に係る部分の投票は、これを行わない。

3　前二項の規定により投票を行わないこととなつたときは、選挙長は、都道府縣の選挙にあつては自ら、直ちにその旨を投票管理者に通知し、併せてこれを告示し、且つ、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。

4　投票管理者は、前項の通知を受けたときは直ちにその旨を告示しなければならない。

5　第一項及び第二項の場合においては、選挙長は、選挙の期日から五日以内に選挙会を開き、候補者を以て当選人と定めなければならない。

6　前項の場合において、候補者の被選挙権の有無は、選挙立会人の意見を聽き、選挙長がこれを決定しなければならない。

第六十條(第一項)　当選人は、当選を辞しようとするときは、当選の告示を受けた日から十日以内にその旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出なければならない。

第六十二條(第一項)　左に掲げる事由の一が生じた場合において、普通地方公共團体議会の議員の選挙にあつては更に選挙を行わないで当選人を定めることができず又は更に選挙を行わないで当選人を定めてもなお当選人の不足数が第六十三條第一項にいう議員の欠員の数と通じて当選挙区における議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)の六分の一を超えるに至つたとき、普通地方公共團体の長の選挙にあつては更に選挙を行わないで当選人を定めることのできないときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、更に選挙を行わせなければならない。但し、同一人に関し左に掲げるその他の事由により、又は第六十三條第一項の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

一　当選人がないとき、又は普通地方公共團体の議会の議員の選挙において当選人がその選挙における議員の定数に達しないとき

二　当選人が当選を辞したとき、又は死亡者であるとき

三　当選人が第五十七條の規定により当選を失つたとき

四　第六十六條第一項、第二項又は第四項の規定による異議の申立、訴願又は訴訟の結果、当選人がなくなり、又は普通地方公共團体の議会の議員の選挙において当選人がその選挙における議員の定数に達しなくなつたとき

五　第六十八條第一項の規定による訴訟の結果、当選人の当選が無効となつたとき

六　選挙運動を総括主宰した者が選挙に関する犯罪に因り刑に処せられ当選人の当選が無効となつたとき

七　当選人が選挙に関する犯罪に因り刑に処せられ当選が無効となつたとき

第七十二條(第一項)　衆議院議員選挙法第十章及び第十一章並びに第百四十條第二項の規定は、普通地方公共團体の議会の議員及び長の選挙の選挙運動に、同法第百四十條第三項乃至第五項の規定は、都道府縣知事の選挙の選挙運動にこれを準用する但し、政令で特別の定をすることができる。

第七十三條(第三項)　第一項において準用する衆議院議員選挙法第九十條但書の規定により都道府縣知事の選挙につき選挙事務所を五箇所まで設置することのできる都道府縣及び選挙事務所の数は全國選挙管理委員会がこれを定める。

第百二十一條　普通地方公共團体の長、選挙管理委員会の委員長、監査委員及び市町村公安委員会の委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。

第百二十五條　普通地方公共團体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共團体の長、選挙管理委員会若しくは監査委員又は当該市町村の公安委員会において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、且つ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

第百五十八條(第一項)　都道府縣知事の権限に属する事務を分掌させるため都道府縣に左の局部を置く。

一　総務部

(一)　職員の進退及び身分に関する事項

(二)　議会及び都の行政一般に関する事項

(三)　市町村その他公共團体の行政一般の監督に関する事項

(四)　他の主管に属しない事項

二　財務部

(一)　都の予算、税その他の財務に関する事項

三　民生局

(一)　社会福祉に関する事項

(二)　社会保険に関する事項

四　教育局

(一)　教育学藝に関する事項

五　経済局

(一)　農業、工業、商業、森林及び水産に関する事項

(二)　物資の配給及び物価の統制に関する事項

(三)　度量衡に関する事項

六　建設局

(一)　建設及び復興一般に関する事項

(二)　都市計画に関する事項

(三)　住宅及び建築に関する事項

(四)　土木に関する事項

七　交通局

(一)　交通に関する事項

八　水道局

(一)　水道に関する事項

九　衞生局

(一)　保健衞生に関する事項

(二)　保健所に関する事項
十　労働局
(一)　労働に関する事項
第二　道府縣
一　総務部
(一)　職員の進退及び身分に関する事項
(二)　議会及び道府縣の行政一般に関する事項
(三)　道府縣の予算、税その他の財政に関する事項
(四)　市町村その他公共團体の行政一般の監督に関する事項
(五)　他の主管に属しない事項
二　民生部
(一)　社会福祉に関する事項
(二)　社会保険に関する事項
三　教育部
(一)　教育学藝に関する事項
四　経済部
(一)　農業、工業、商業、林業及び水産業に関する事項
(二)　物資の配給及び物価の統制に関する事項
(三)　度量衡に関する事項
(四)　労働に関する事項
五　土木部
(一)　土木に関する事項
(二)　都市計画に関する事項
(三)　住宅及び建築に関する事項
(四)　交通に関する事項
六　衞生部
(一)　保健衞生に関する事項
(二)　保健所に関する事項
七　農地部
(一)　農地関係の調整に関する事項
(二)　開拓及び入殖に関する事項

第百七十三條(第一項)　前條第一項の吏員は、事務吏員、技術吏員及び教育吏員とする。

(第四條)　教育吏員は、上司の命を受け、教育を掌る。

○衆議院議員選擧法　(大正十四年五月五日法律第四十七號)

第百四十條(第四項)　都議會議員選擧管理委員會又ハ道府縣會議員選擧管理委員會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ議員候補者ノ氏名、經歴等ヲ掲載シタル文書ヲ發行スベシ

○学校教育法　(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)

第二十九條　市町村は、その議会の議決を経て、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

第三十條　町村が、前條の規定によることを不可能又は不適当と認めるときは、市町村学校組合又は町村学校組合を設けることができる。

第三十一條　町村が、前二條の規定によることを不可能又は不適当と認めるときは、その議会の議決を経て、小学校の設置に代え、学齢児童の全部又は一部の教育事務を、他の市町村、市町村学校組合又は町村学校組合に委託することができる。

第三十二條　町村が、前二條の規定による負担に堪えないと都道府縣監督廳が認めるときは、都道府縣は、その議会の議決を経て、その町村に対して、必要な補助を與えなければならない。

第三十三條　都道府縣監督廳は、町村、市町村学校組合又は町村学校組合の一部について、第三十一條の不可能又は不適当と認める事情はあるが、同條及び前條の規定によることができないと認めるときは、その町村、市町村学校組合又は町村学校組合に、その一部に関し、小学校設置の義務を免除することができる。

第七十四條　都道府縣は、その議会の議決を経て、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒の中、盲者、聾者又は精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある者を就学させるに必要な盲学校、聾学校又は養護学校を設置しなければならない。

第九十八條　この法律施行の際、現に存する従前の規定（國民学校令を除く。）による学校は従前の規定による学校として存続することができる。

前項に規定する学校は、文部大臣の定めるところにより、従前の規定による他の学校となることができる。

前二項の規定による学校に関し、必要な事項は文部大臣が、これを定める。

百七條　この法律において、市町村立小学校の管理機関とは、当分の間、市町村長とし、都道府縣監督廳とは、当分の間、東京都長官北海道廳長官又は府縣知事とする。

○教科書の発行に関する臨時措置法　(昭和二十三年七月十日法律第百三十二号)

(本集法律第百三十二号参照)

○保険募集の取締に関する法律

(昭和二十三年七月十五日法律第百七十一号)

法律第百七十一号

保険募集の取締に関する法律

(目的)

第一條　この法律は、生命保険募集人及び損害保険代理店並びに募集を行う生命保険会社の役員及び使用人の登録をなし、それらの者の行う募集を取り締り、もつて保険契約者の利益を保護し、あわせて保険事業の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二條　この法律において「生命保険募集人」とは、生命保険会社の委託を受けて、その保険会社のために生命保険契約の締結の媒介をなす者で、その保険会社の役員又は使用人でないものをいう。

2　この法律において「損害保険代理店」とは、損害保険会社の委

託を受けて、その保險会社のために損害保險契約の締結の代理をなす者で、その保險会社の役員又は使用人でないものをいう。

3　この法律において「募集」とは、保險契約の締結の代理又は媒介をなすことをいう。

4　この法律において「委託保險会社」とは、募集を委託した保險会社をいう。

5　この法律において「募集文書図画」とは、新聞廣告、印刷物、看板その他募集のため又は募集を容易ならしめるため使用せられる一切の文書図画をいう。

（登錄）

第三條　生命保險募集人又は損害保險代理店は、この法律の定めるところにより、登錄を受けなければならない。

2　前項の規定により登錄を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した登錄申請書を大藏大臣に提出し、且つ、政令の定めるところにより登錄手数料を納めなければならない。

一　氏名、商号又は名称

二　住所又は事務所の所在地

三　委託保險会社の商号又は名称

四　他に業務を行つている場合はその業務の種類

3　前項の登錄の申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　委託契約書

二　申請者及び法定代理人の履歴書及び戸籍謄本

4　申請者が法人又は法人でない社團若しくは財團であるときは、前項第二号に掲げる書類に代えて、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　定款

二　代表者又は管理人の氏名及び住所を記載した書面

三　命令をもつて定める株主又は出資者の氏名又は名称及びその有する株式の数又はその者のなした出資の金額を記載した書面

四　直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書

（登錄簿）

第四條　生命保險募集人登錄簿及び損害保險代理店登錄簿は、大藏省に、これを備えなければならない。

2　大藏大臣は、前條の規定による登錄の申請があつた場合においては、第五條の規定に該当する場合を除く外、直ちに、前項の生命保險募集人登錄簿又は損害保險代理店登錄簿に、左に掲げる事項を登錄しなければならない。

一　氏名、商号又は名称

二　住所又は事務所の所在地

三　委託保險会社の商号又は名称

四　登錄年月日

五　その他登錄に関し必要な事項

（登錄の拒否）

第五條　大藏大臣は、第三條の規定による登錄の申請があつた場合において、申請者が左の各号の一に該当するとき又は登錄申請書若しくはその添附書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、申請書につき事実を調査した後、その登錄を拒否しなければならない。

一　破産者で復権を得ないもの

二　禁錮以上の刑又はこの法律により罰金の刑に処せられ、その執行の終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者

三　この法律の規定により登錄を取り消され、その取消の日から五年を経過するまでの者

四　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

五　法人又は法人でない社團若しくは財團でその役員又は代表者若しくは管理人のうち第一号から第三号までの規定の一に該当するもののあるもの

六　募集に関して收受した保險料を他に流用し、又はこれに準ずる行爲をなし、その他募集に関して著しく不適当な行爲をなしたもの

2　前項の規定による登錄の拒否は、その理由を記載した文書をもつて、これをなさなければならない。

（登錄の拒否の通知）

第六條　大藏大臣は、前條の規定によりその登錄を拒否した場合においては、遲滯なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

保險募集の取締に関する法律

（変更届出）

第七條　生命保險募集人又は損害保險代理店は、第三條第二項に掲げる事項又は同條第三項第一号若しくは第四項第一号に掲げる書類に記載せられた事項について変更があつたときは、遲滯なく、その旨を大藏大臣に届け出なければならない。

（生命保險募集人又は損害保險代理店の役員又は使用人の届出）

第八條　生命保險募集人又は損害保險代理店が役員（代表権を有しない役員をいう。第十條及び第十六條の場合を除き、以下同じ。）及び使用人に募集を行わせる場合においては、その者の氏名及び住所を大藏大臣に届け出なければならない。その届け出た事項に変更を生じたときも、同様である。

（募集を行うことができる者）

第九條　保險会社の役員、使用人又は第四條第二項の規定により登錄された生命保險募集人若しくは損害保險代理店でないものは、募集を行うことができない。

（生命保險募集人の行爲の制限）

第十條　生命保險募集人は、他の生命保險会社の委託を受けている生命保險募集人に対して、募集を委託してはならない。

2　生命保險募集人は、他の生命保險会社の役員又は使用人を兼ね、又は他の生命保險会社の委託を受けて募集を行うことができない。

（委託保險会社の賠償責任）

第十一條　委託保險会社は、生命保險募集人又は損害保險代理店が

募集につき保險契約者に加えた損害を賠償する責に任ずる。但し、会社か生命保險募集人の委託をなすにつき相当の注意をなし、且つ、損害の防止につとめたときは、この限りでない。

2　前項の規定は、会社から生命保險募集人又は損害保險代理店に対する求償権の行使を妨げない。

3　民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百二十四條の規定は、第一項の請求権について、これを準用する。

（損害保險代理店の保險料保管方法）

第十二條　損害保險代理店は、委託保險会社のために收受した保險料を保管する場合においては、自己の財産と明確に区分しなければならない。

2　前項の保險料の保管に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

（生命保險募集人又は損害保險代理店の原簿）

第十三條　委託保險会社は、命令の定めるところにより、生命保險募集人又は損害保險代理店に関する原簿を、その本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所に備え置かなければならない。

2　利害関係人は、必要があるときは、委託保險会社に対して、前項の原簿の縦覧を求めることができる。

（募集文書図画）

第十四條　保險会社の役員、使用人又は生命保險募集人若しくは損害保險代理店が使用する募集文書図画には、それらの者の所属する保險会社若しくは委託保險会社の商号若しくは名称又は生命保險募集人若しくは損害保險代理店の氏名、商号若しくは名称を記載しなければならない。

（募集文書図画の記載禁止事項）

第十五條　募集文書図画に保險会社の資産及び負債に関する事項を記載する場合においては、保險業法（昭和十四年法律第四十一号）第八十二條第一項の規定により大藏大臣に提出した書類に記載された事項と異なる内容のものを記載してはならない。

2　募集文書図画には、保險会社の将来における利益の配当又は剰余金の分配についての予想に関する事項を記載してはならない。

3　前二項の規定は、放送、映画、演説その他の方法により募集のため又は募集を容易ならしめるため、保險会社の資産及び負債に関する事項並びに将来の利益の配当又は剰余金の分配についての予想に関する事項を、不特定の者に知らせる場合に、これを準用する。

（締結又は募集に関する禁止行為）

第十六條　保險会社の役員、使用人又は生命保險募集人若しくは損害保險代理店は、保險契約の締結又は募集に関して、左に掲げる行為をなしてはならない。

一　保險契約者又は被保險者に対して、不実のことを告げ、若しくは保險契約の契約條項の一部につき比較した事項を告げ、又は保險契約の契約條項のうち重要な事項を告げない行為

二　保險契約者又は被保險者が保險会社に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことをすすめる行為

三　保險契約者又は被保險者が保險会社に対して重要な事項につき不実のことを告げることをすすめる行為

四　保險契約者又は被保險者に対して特別の利益の提供を約し、又は保險料の割引、割戻その他特別の利益を提供する行為

2　前項第四号の規定は、保險会社が保險業法第一條第二項に掲げる書類に基いて行う場合は、これを適用しない。

（自己代理店の禁止）

第十七條　損害保險代理店は、その主たる目的として、自己又は自己が雇傭せられている者を保險契約者又は被保險者とする保險契約を募集してはならない。

2　損害保險代理店の募集した自己又は自己が雇傭せられている者を保險契約者又は被保險者とする保險契約の保險料の累計額が、当該損害保險代理店の募集した保險契約の保險料の累計額の百分の五十をこえることとなつたときは、当該損害保險代理店は、前項の規定の適用については、これを自己又は自己が雇傭せられている者を保險契約者又は被保險者とする保險契約を募集することをその主たる目的としたものとみなす。

（手数料の支拂禁止）

第十八條　保險会社は、その役員及び使用人又は第四條の規定により登録された生命保險募集人若しくは損害保險代理店に対する場合を除く外、募集の委託をなし、又は募集に関して手数料、報酬その他の対価を支拂つてはならない。

2　前項の規定により業務の停止を命じ、又は登錄の取消の處分をなそうとするときは、大藏大臣は、當該生命保險募集人又は損害保險代理店にあらかじめその旨を通知し、それらの者又はその代理人の出頭を求め、釋明のための証拠を提出する機會を與えるため大藏大臣の指定する職員をして聽聞させなければならない。

3　大藏大臣は、第五條第一項第六号に規定する事実を調査するため通知をなし、又は前項の規定による通知をなしてから二月を經過してもその者から答弁がないときは、登錄を拒否し、期間を指定してその業務の停止を命じ、又はその登錄の取消の處分をなすことができる。

4　第五條第二項の規定は、第一項又は第三項の規定による業務の停止、登錄の取消又は登錄の拒否について、これを準用する。

5　大藏大臣は、生命保險募集人又は損害保險代理店が第五條第一号、第二号、第四号若しくは第五号の規定の一に該當するに至つたとき又は第一項若しくは第二項の規定により登錄の取消の處分をなしたときは、直ちに、その登錄を抹消しなければならない。

（募集を行う役員又は使用人の登錄）

第二十一條　第三條から第八條までの規定並びに第十九條及び前條の規定は、生命保險会社の役員又は使用人で當該会社のために募集を行う者について、これを準用する。この場合において、これらの規定中「生命保險募集人」とあるのは「募集を行う役員又は使用人」と、第四條第一項中「生命保險募集人登錄簿」とあるのは「役員使用人登錄簿」と讀み替えるものとする。

第二十二條　左の各号の一に該當する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

一　第九條の規定に違反した者

二　第十條第二項の規定に違反した者

三　第十五條の規定に違反した者

四　第十六條の規定に違反した者

五　第十八條第三項の規定に違反して募集を行わせ、又はその委託をなした者

六　第二十條の規定による業務の停止の命令に違反して保險契約の募集を行つた者

2　前項の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第二十三條　第十條第一項の違反があつたとき又は第十八條第一項の規定に違反して募集の委託をなしたときは、その違反行爲をなした生命保險会社の代表者、代理人、使用人その他の從業者を一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

第二十四條　左の各号の一に該當する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に處する。

一　第十二條第一項の規定に違反した者

二　第十二條第二項の規定による命令に違反した者

第二十五條　左の各号の一に該當する者は、これを五千円以下の罰金に處する。

一　第十四條の規定に違反した者

二　第十九條（第二十一條において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による命令に違反した者

三　第十九條の規定による檢査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十六條　第二十一條において準用する第三條第一項の規定による登錄を受けることを怠つた者は、これを五千円以下の過料に處する。

第二十七條　法人（法人でない社團又は財團で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者が法人又は人の業務に關して第二十二條から第二十五條までの違反行爲をなしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對して各本條の罰金刑を科する。

2　前項の規定により法人でない社團又は財團を處罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行爲につきその社團又は財團を代表する外、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

附　則

1　この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第三條（第二十一條において準用する場合を含む。）の規定は、この法律施行の日から三月を經過した日から、第九條及び第十八條の規定は、この法律施行の日から六月を經過した日から、これを施行する。

2　この法律施行の際、生命保險募集人若しくは損害保險代理店である者又は生命保險会社のために募集を行う役員若しくは使用人である者は、この法律施行の日から六月以内に、第三條（第二十一條において準用する場合を含む。）の規定による登錄の申請をなさなければならない。

參照

○民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九號）

第七百二十四條　不法行爲ニ因ル損害賠償權ハ被害者又ハ其法定代理人カ損害及ヒ加害者ヲ知リタル時ヨリ三年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス不法行爲ノ時ヨリ二十年ヲ經過シタルトキ亦同シ

○保險業法（昭和十四年三月二十九日法律第四十一號）

第一條　保險事業ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ

前項免許ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

一　定款

二　事業方法書

三　普通保險約款

四　保險料及責任準備金算出方法書

五　財産利用方法書

第八十二條　保險會社ハ毎年三月末日ニ於テ其ノ帳簿ヲ閉鎖シ總會終結ノ後遲滯ナク財産目錄、貸借對照表、事業報告書及損益計算書並ニ基金ノ償却、基金利息ノ支拂、準備金及利益又ハ剩

餘金ノ配當ニ關スル決議書ヲ主務大臣ニ提出スルコトヲ要ス
前項ノ書類ノ樣式ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

○特許法等の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十五日）
（法律第百七十二号）

法律第百七十二号

特許法等の一部を改正する法律

第一條　特許法（大正十年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

「帝國内」を「國内」に、「勅令」を「政令」に改める。

第六條第一項中「道府縣」を「都道府縣」に改める。

第十一條中「審決確定シ又ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に、「審決確定シ若ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改める。

第十五條第一項及び第四十條第一項中「軍事上祕密ヲ要シ又ハ軍事上若ハ」を削る。

第二十五條中「第百十五條、」を削る。

第三十條中「書類ノ謄本」を「書類ノ謄本若ハ抄本」に改める。

第三十一條　本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ依リ出願、請求其ノ他ノ手続ヲ爲ス者ハ政令ヲ以テ定ムル手数料ヲ納付スベシ
第四十三條第一項中「出願公告アリタル場合ニ在リテハ其ノ」及び「、出願公告ナカリシ場合ニ在リテハ特許ノ日ヨリ」を削る。

第六十二條中「若ハ」を「又ハ」に、「審決確定シ又ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改める。

第六十三條但書を削る。

第六十五條第一項中「三十円」を「百五十円」に、「五十円」を「二百五十円」に、「百円」を「五百円」に、「二百円」を「千円」に、「四百円」を「二千円」に、同條第二項中「千円」を「五千円」に、「千五百円」を「七千五百円」に、「二千円」を「一万円」に、同條第三項中「百円」を「五百円」に、同條第四項中「六百円」を「三千円」に改める。

第七十三條第六項を削る。

第七十八條中「審決確定シ若ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改める。

「第五章　審判、抗告審判及出訴」を「第五章　審判及抗告審判」に改める。

第八十九條　審判官ハ各審判事件ニ付特許局長官之ヲ指定ス
審判官中審判ニ干與スルニ故障アル者アルトキハ其ノ指定ヲ解キ更ニ他ノ審判官ヲ以テ之ヲ補充ス
審判長ハ審判官ノ中ヨリ特許局長官之ヲ指定ス

第九十條　審判ハ審判官三人ノ合議ニ依リ之ヲ行フ合議ハ過半数ニ依リ之ヲ決ス
審判長ハ其ノ審判事件ニ関スル事務ヲ掌理ス

第九十一條第六号中「判事」を「裁判官」に改める。

第百條第二項中「区裁判所」を「地方裁判所又ハ簡易裁判所」に改め、「其ノ他區裁判所ノ事務ヲ行フ官廳」を削る。

第百八條第一項中「第六項」を削る。

第百十五條　削除

第百十五條ノ二を削る。

第百十六條　削除

第百十七條中「又ハ判決」を削る。

第百十八條第二項中「審決ノ確定又ハ判決アル」を「審決ノ確定スル」に改める。

第百十九條第二項中「審判、抗告審判及出訴」を「審判及抗告審判」に、同條第三項中「審決、判決又ハ決定」を「審決又ハ決定」に、「審判、抗告審判又ハ出訴」を「審判又ハ抗告審判」に改める。

第百二十條中「審判、抗告審判及出訴」を「審判及抗告審判」に改める。

第百二十一條第一項中「審判若ハ抗告審判又ハ出訴ニ付爲シタル確定審決又ハ判決」を「審判又ハ抗告審判ニ付爲シタル確定審決」に改め、同項第三号を削る。

第百二十二條第二項中「又ハ判決ノ」を削り、同條同項、第四項及び第五項中「審決確定シ又ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改め、同條第三項中「審判、抗告審判又ハ出訴」を「審判又ハ抗告審判」に改め、同條同項及び第六項中「又ハ判決」を削る。

第百二十三條及び第百二十四條中「審判、抗告審判又ハ出訴」を「審判又ハ抗告審判」に改める。

第百二十五條から第百二十七條までの規定中「審決確定シ又ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改める。

第百二十八條第一項中「又ハ判決」を削る。

第六章ノ二　訴訟

第百二十八條ノ二　抗告審判ノ審決又ハ抗告審判請求書却下ノ決定ニ対スル訴ハ東京高等裁判所ノ專屬管轄トス
前項ノ訴ハ審決又ハ決定ノ送達アリタル日ヨリ三十日ヲ経過シタルトキハ之ヲ提起スルコトヲ得ズ
前項ノ期間ハ之ヲ不変期間トス
審判又ハ抗告審判ヲ請求スルコトヲ得ベキ事項ニ関スル訴ハ抗告審判ノ審決ニ対スルモノニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

第百二十八條ノ三　前條第一項ノ訴ニ於テハ特許局長官ヲ被告トスベシ但シ抗告審判ニ於テ請求人及被請求人アルモノニ付テハ請求人又ハ被請求人ヲ被告トスベシ

第百二十八條ノ四　訴ノ提起アリタルトキハ裁判所ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ特許局ニ通知スベシ
前項ノ通知アリタルトキハ特許局ハ遲滯ナク其ノ事件ニ関スル書類ヲ裁判所ニ送付スベシ

第百二十八條ノ五　裁判所ハ請求ガ理由アリト認メタルトキハ審決又ハ決定ヲ取消スベシ
前項ノ場合ニハ抗告審判ノ審判官ハ更ニ審理ヲ行ヒ審決又ハ決定ヲ爲スベシ

第百二十八條ノ六　訴訟手続完結シタルトキハ裁判所ハ遅滞ナク第百二十八條ノ四第二項ノ書類ヲ特許局ニ返付スベシ第百二十八條ノ三但書ニ規定スル訴ニ付テハ各審級ノ裁判ノ正本ヲ之ニ添附スベシ

第百二十八條ノ七　第十五條、第四十條又ハ第五十條ニ規定スル補償金額ノ通知又ハ決定若ハ審決ヲ受ケタル者補償金額ニ付不服アルトキハ裁判所ニ訴ヲ提起シテ其ノ金額ノ増減ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ訴ハ通知又ハ決定若ハ審決ノ送達アリタル日ヨリ三十日ヲ経過シタルトキハ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

前項ノ期間ハ之ヲ不変期間トス

第百二十八條ノ八　前條ノ訴ニ於テハ左ニ掲グル者ヲ被告トスベシ

一　第十五條ニ規定スル補償金額ニ付テハ補償金ヲ支給スベキ行政官廳又ハ出願人

二　第四十條ニ規定スル補償金額ニ付テハ補償金ヲ支給スベキ行政官廳又ハ特許権者若ハ実施権者

三　第五十條ニ規定スル補償金額ニ付テハ実施権者又ハ特許権者若ハ実用新案権者

第百二十八條ノ九　第百二十八條ノ二及第百二十八條ノ四乃至第百二十八條ノ六ノ規定ハ第百二十八條ノ七ノ訴ニ付之ヲ適用セズ

第百三十三條ノ二から第百三十四條ノ二までの規定中「五百円」を「千円」に改める。

第二條　実用新案法（大正十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

「帝國内」を「國内」に、「勅令」を「政令」に改める。

第十八條中「若ハ」を「又ハ」に、「審決確定シ又ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改める。

第十九條但書を削る。

第二十條中「二十円」を「百円」に、「四十円」を「二百円」に、「八十円」を「四百円」に改める。

第二十六條中「第百十條乃至第百二十八條」を「第百十條乃至第百十四條及第百十七條乃至第百二十八條ノ九」に改め、同條に左の但書を加える。

但シ第百二十八條ノ七及第百二十八條ノ八ニ於テ第五十條トアルハ実用新案法第十二條、第百二十八條ノ八第三号ニ於テ実施権者又ハ特許権者若ハ実用新案権者トアルハ実施権者又ハ実用新案権者若ハ意匠権者トス

第三十一條ノ二から第三十二條ノ二までの規定中「五百円」を「千円」に改める。

第三條　意匠法（大正十年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

「帝國内」を「國内」に、「勅令」を「政令」に改める。

第十九條中「査定若ハ審決確定シ又ハ判決アリタル」を「審定又ハ審決確定シタル」に改める。

第二十四條中「第三十條、第三十二條、第三十三條、」を「第三十三條、」に、「第百十五條ノ二」を「第百十四條」に、「第百二十八條乃至第百二十八條ノ六」に改める。

第二十五條第一項中「審決確定シ又ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改める。

第二十六條第一項中「二十円」を「百円」に、「四十円」を「二百円」に、同條第二項中「第二十五條中「第三十條、第三十二條、第三十三條、」を「第三十三條、」に、「第百十三條第一項及第百十四條乃至第百二十八條」を「第百十三條第一項、第百十四條及第百十七條乃至第百二十八條ノ九」に改め、同條に左の但書を加える。

但シ第百二十八條ノ七及第百二十八條ノ八ニ於テ第五十條トアルハ意匠法第十四條、第百二十八條ノ八第三号ニ於テ実施権者又ハ特許権者若ハ実用新案権者トアルハ実施権者又ハ実用新案権者若ハ意匠権者トス

第三十一條ノ二から第三十二條ノ二までの規定中「五百円」を「千円」に改める。

第四條　商標法（大正十年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

「帝國内」を「國内」に、「勅令」を「政令」に改める。

第二十條第一項第二号中「軍旗、」を削り、同項第七号及び第四條第二項中「道府縣」を「都道府縣」に改める。

第十五條第二項中「審決確定シ又ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改める。

第十八條中「査定若ハ審決確定シ又ハ判決アリタル」を「査定又ハ審決確定シタル」に改める。

第二十條第一項中「三百円」を「千五百円」に、同條第二項中「五百円」を「二千五百円」に改める。

特許法等の一部を改正する法律

第二十條第一項中「二十円」を「百円」に、「四十円」を「二百円」に、同條第二項中「二十円」を「百円」に改める。

第二十五條中「第三十條、第三十二條、第三十三條、」を「第三十三條、」に、「第百十五條ノ二」を「第百十四條」に、「第百二十八條乃至第百二十八條ノ六」に改める。

第二十五條第一項中「審決確定シ又ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改める。

第二十六條第一項中「二十円」を「百円」に、「四十円」を「二百円」に改める。

第二十四條中「第三十條、第三十二條、第三十三條、」を「第三十三條、」に、「第百十五條ノ二」を「第百十四條」に、「第百二十八條乃至第百二十八條ノ六」に改める。

第二十五條第一項中「審決確定シ又ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改める。

第三十二條第一項中「千円」を「五千円」に、同條第二項中「千五百円」を「七千五百円」に改める。

第三十六條ノ二から第三十七條ノ二までの規定中「五百円」を「千円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から、これを施行する。

2　この法律施行前に出願公告をしないで設定された特許権の存続期間については、なお従前の規定を適用する。

3　この法律施行前に既に納付し又は納付しなければならない期限を経過した特許料又は登録料については、なほ従前の規定を適用する。

4　この法律施行前にした行爲に対する過料の処分については、なお従前の規定を適用する。

5　裁判所法施行法の規定に基く特許法の変更適用に関する政令（昭和二十二年政令第三十二号）は、これを廃止する。

6　この法律施行前に裁判所法施行法の規定に基く特許法の変更適用に関する政令に基いてした訴又は抗告については、なお同令を

適用する。

參照

○特許法（大正十年四月二十九日法律第九十六號）

第六條（第一項）特許ヲ受クルノ權利ヲ有スル者カ政府ノ開設シ、道府縣若ハ之ニ準スベキモノノ開設シ若ハ政府ノ認可ヲ得テ開設スル博覽會又ハ工業所有權保護同盟條約國ノ版圖內ニ開設スル官設若ハ官許ノ萬國博覽會ニ出品ノ爲其ノ者ノ發明ヲ第四條各號ノ一ニ該當スルニ至ラシタメル場合ニ於テ其ノ開會ノ日ヨリ六月以內ニ其ノ者カ特許ヲ出願シタルトキハ其ノ者ノ發明ハ之ヲ新規ナルモノト看做ス。

第十一條　特許カ特許ヲ受クルノ權利ノ承繼人ニ非サル者又ハ特許ヲ受クルノ權利ヲ目認シタル者ノ受ケタルモノナルニ因ク其ノ特許ヲ無效トスル審決確定シ又ハ判決アリタル場合ニ於テ其ノ特許ノ出願ノ後ニ爲シタル正當權利者ノ出願ハ其ノ無效ト爲リタル特許ノ出願ノ時ニ於テ之ヲ爲シタルモノト看做ス但シ其ノ特許ノ出願公告ノ日ヨリ五年ヲ經過シタル後ノ出願又ハ其ノ審決確定シ若ハ判決アリタル日ヨリ三十日ヲ經過シタル後ノ出願ニ係ルトキハ此ノ限ニ在ラス。

第十五條（第一項）特許出願ニ係ル發明ガ軍事上祕密ヲ要シ又ハ軍事上若ハ公益上必要ナルモノナルトキハ特許ヲ與ヘス、特許ヲ受クルノ權利ヲ政府ニ於テ收用シ又ハ制限ヲ附シテ特許ヲ與フルコトヲ得

第二十五條　特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ス者ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ第百九條、第百十五條、第百二十二條第一項又ハ本法ニ於テ準用スル民事訴訟法第四百十五條ニ規定スル期間ヲ遵守スルコト能ハサル場合ニ於テハ其ノ事由ノ止ミタル日ヨリ十四日以內ニシテ且其ノ期間滿了後一年以內ニ限リ懈怠シタル手續ノ追完ヲ爲スコトヲ得。

第三十條　特許ニ關シ證明、特許證ノ複本、書類ノ謄本若ハ圖面ノ調整ヲ求メ又ハ書類ノ閱覽若ハ謄寫ヲ爲サムトスル者ハ特許局長官ニ之ヲ申請スルコトヲ得但シ特許局長官ニ於テ祕密ヲ要スルト認ムルモノニ付テハ之ヲ許可セス。

第三十一條　軍事上祕密ヲ要スル發明ニ付テハ本法ニ規定スルモノノ外命令ヲ以テ特許ノ規定ヲ設クルコトヲ得。

第三十八條（第三項）特許權者ハ前二項ノ規定ニ依ル實施權者ヨリ相當ノ補償金ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第四十條（第二項）特許發明カ軍事上祕密ヲ要シ又ハ軍事上若ハ公益上必要ナルモノナルトキハ特許權ヲ制限シ若ハ政府ニ於テ收用シ、特許ヲ取消シ又ハ政府ニ於テ特許發明ヲ實施スルコトヲ得。

特許權ノ收用アリタルトキハ其ノ特許發明ニ關スル特許權以外ノ權利ハ消滅ス。

第四十三條（第二項）特許ノ存續期間ハ出願公告アリタル場合ニ在リテハ其ノ出願公告ノ日ヨリ、出願公告ナカリシ場合ニ在リテハ特許ノ日ヨリ十五年ヲ以テ終了ス。

第五十二條（第二項）第十四條第二項又ハ第三十七條乃至第三十九條ノ規定ニ依ル實施權ハ其ノ登錄ナキ場合ト雖モ前項ノ效力ヲ有ス

第五十三條　特許權者ハ特許證明ノ明細書又ハ圖面カ不完全ニ作成セラレタルコトヲ發見シタルトキハ左ノ明細書又ハ圖面ノ訂正ノ許可ノ審判ヲ請求スルコトヲ得

一　特許請求ノ減縮

二　誤記ノ訂正

三　不明瞭ナル記載ノ釋明

特許權者ハ錯誤ニ因リ二以上ノ發明ヲ一特許出願ニ包含セシメタルコトヲ疏明シタル場合ニ限リ各發明毎ニ各別ノ特許權ト爲ス許可ノ審判ヲ請求スルコトヲ得第一項第一號ノ場合ニ於テハ其ノ殘部、前項ノ場合ニ於テハ其ノ各發明ノ特許出願ノ際獨立シテ新規ノ發明ナルコトヲ要ス

第六十二條　特許ニヘシトノ査定若ハ審決確定シ又ハ判決アリタルトキハ之ヲ特許原簿ニ登錄シ特許證ヲ有ス第五十三條ノ許可ノ審決確定シ又ハ判決アリタルトキ亦同シ。

第六十三條　特許局ハ特許公報及ビ特許發明明細書ヲ發行シ本法ニ規定スル事項其ノ他特許發明ニ關スル必要ナル事項ヲ之ニ記載スヘシ但シ軍事上祕密ヲ要スル特許發明ニ付テハ此ノ限ニ在ラス。

第六十五條（第一項）特許權ノ登錄ヲ受クル者又ハ特許證主ハ特許料トシテ第四十三條第一項ニ規定スル十五年ノ各年ニ付毎件左ノ金額ヲ納付スヘシ。

一	第一年乃至第三年	毎年	三十圓
二	第四年乃至第六年	毎年	五十圓
三	第七年乃至第九年	毎年	百圓
四	第十年乃至第十二年	毎年	二百圓
五	第十三年乃至第十五年	毎年	四百圓

（第二項）特許權存續期間延長ノ登錄ヲ受クル者又ハ其ノ特許證主ハ特許料トシテ毎件左ノ金額ヲ納付スヘシ

一	第一年乃至第三年	毎年	千　圓
二	第四年乃至第六年	毎年	千五百圓
三	第七年乃至第十年	毎年	二千　圓

（第三項）追加ノ特許權ノ登錄ヲ受クル者ハ其ノ登錄ヲ受クル時特許料トシテ毎件一時ニ百圓ヲ納付スシ

（第四項）特許權存續期間延長ノ場合ニ於テ追加ノ特許權アルトキハ其ノ登錄ヲ受クル時特許料トシテ毎件一時ニ六百圓ヲ納付スヘシ

第七十三條（第六項）軍事上祕密ヲ要スル發明ノ出願ニ付テハ出願公告ノ決定ヲ爲サスシテ査定ヲ爲スヘシ

第七十八條　出願公告後出願ノ拋棄、取下者ハ無效處分アリタルトキ拒絕ノ査定若ハ審決確定シ若ハ判決アリタルトキハ第五十八條第一項但書ノ場合ヲ除クノ外特許カ無效ト爲リタルトキハ

特許法等の一部を改正する法律

第七十三條第三項ノ規定ニ依ル効力ハ初ヨリ生セサリシモノト看做ス

第五章　審判、抗告審判及出訴

第八十九條　審判ハ審判官三人ノ合議ニ依リ之ヲ行フ合議ハ過半數ニ依リ之ヲ決ス審判長ハ審判官中ノ上席者ヲ以テ之ニ充ツ審判長ハ其ノ審判事件ニ關スル事務ヲ掌理ス

第九十條　審判官ハ各審判事件ニ付特許局長官之ヲ指定ス審判官中審判ニ干與スルニ故障アル者アルトキハ其ノ指定ヲ解キ更ニ他ノ審判官ヲ以テ之ヲ補充ス

第九十一條(第六號)　審判官カ事件ニ付審判官、審判官又ハ判事トシテ査定、審決又ハ判決ニ干與シタルトキ

第百條(第二項)　前項ノ證據調ハ所要ノ事務ヲ取扱フヘキ地ノ區裁判所其ノ他區裁判所ノ事務ヲ行フ官廳ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

第百八條(第一項)　第七十二條、第七十三條第一項第二項第四項第六項及第七十四條乃至第七十七條ノ規定ハ第五十三條ノ審判ニ付之ヲ準用ス

第百十五條　抗告審判ノ審決ヲ受ケタル者不服アルトキハ其ノ審決カ法令ニ違反シタルコトヲ理由トスル場合ニ限リ審決ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ大審院ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル出訴及其ノ裁判ニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外民事訴訟ノ上告及其ノ裁判ニ關スル規定ヲ準用ス、

大審院ノ判決ニ於テ審決又ハ査定ノ破毀ノ基本ト爲シタル理由ハ其ノ事件ニ付テハ特許局ヲ羈束ス

第百十五條ノ二　前條第二項ノ規定ニ依ル上告狀ハ大審院ニ之ヲ提出スヘシ抗告審判ノ審判官又ハ審判長ノ決定ニ對スル抗告ハ大審院ニ之ヲ爲スヘシ

第百十六條　第十五條、第四十條又ハ第五十條ニ規定スル補償金額ノ通知又ハ決定若ハ審決ヲ受ケタル者補償金額ニ不服アルトキハ其ノ通知又ハ決定若ハ審決ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第百十七條　特許若ハ第五十條ノ許可ノ効力又ハ特許權ノ範圍ニ關スル確定審決又ハ判決ノ登錄アリタルトキハ何人ト雖同一事實及同一證據ニ基キ同一審判ヲ請求スルコトヲ得ス

第百十八條(第二項)　民事又ハ刑事ノ訴訟ニ於テ必要アルトキハ裁判所ハ特許ニ關シ審決ノ確定又ハ判決アル迄其ノ訴訟手續ヲ中止スルコトヲ得

第百十九條(第一項)　審判、抗告審判及出訴ニ關スル費用ノ負擔ハ聽權ニ依リ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外其ノ事件ノ審決ヲ以テ之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ事情ニ依リ其ノ額モ亦之ヲ定ムルコトヲ得

(第二項)　審決、判決又ハ決定ヲ以テ審判、抗告審判又ハ出訴ニ關スル費用ノ負擔ノミヲ定メタルトキハ其ノ額ノ請求ニ依リ特許局長官之ヲ決定ス

第百二十條　審判、抗告審判及出訴ニ關スル費用ノ額ノ決定竝本法ニ規定スル補償金額ノ確定ノ決定及審決ハ强制執行ニ關シテハ民事訴訟法第五百五十九條第一號ノ規定ニ依ル債務名義ト看做ス但シ其ノ執行力アル正本ハ特許局官吏之ヲ付與ス

第百二十一條　左ニ揭クル審判若ハ抗告審判又ハ出訴ニ付爲シタル確定審決又ハ判決ニ對シテハ再審ノ請求ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得

三　前條ノ抗告審判ノ審決ニ對スル出訴

第百二十二條(第二項)　審決ノ確定又ハ判決ノ前ニ當事者カ不服ノ理由ヲ知リタルトキハ前項ニ規定スル期間ハ審決確定シ又ハ判決アリタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

(第三項)　審判、抗告審判又ハ出訴ノ手續ニ於テ當事者カ法律ノ規定ニ從ヒ代理セラレサリシコトヲ理由トシテ再審ヲ請求スル場合ニ於テハ第一項ニ規定スル期間ハ當事者又ハ其ノ法律上代理人カ送達ニ依リ審決又ハ判決アリタルコトヲ知リタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

(第四項)　審決確定シ又ハ判決アリタル日ヨリ三年ヲ經過シタルトキハ再審ヲ請求スルコトヲ得ス

(第五項)　不服ノ理由カ審決確定シ又ハ判決アリタル後ニ生シタルトキハ前項ニ規定スル期間ハ其ノ理由發生シタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

(第六項)　第一項及第四項ノ規定ハ不服ノ申立アル審決又ハ判決カニ爲サレタル確定審前決又ハ判決ト牴觸スルコトヲ理由トスル再審ノ請求ニ付之ヲ適用セス

第百二十三條　審判、抗告審決又ハ出訴ニ於テ爲ス再審ノ請求及其ノ後ノ手續ニ付テハ本章ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外各其ノ審級ノ手續ニ關スル規定ヲ準用ス

第百二十四條　民事訴訟法第四百二十一條、第四百二十二條及第四百二十六條乃至第四百二十八條ノ規定ハ審判、抗告審判又ハ出訴ニ於テ爲ス再審ニ關シ之ヲ準用ス

第百二十五條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ特許權ノ効力ハ審決確定シ又ハ判決アリタル後ニシテ再審ノ登錄前善意ニ帝國內ニ於テ其ノ發明實施ノ事業ヲ爲シ又ハ事業設備ヲ有スル者ハ其ノ特許發明ニ付事業ノ目的タル發明範圍內ニ於テ實施權ヲ有ス

一　無効ト爲リタル特許權カ再審ニ依リ回復シタルトキ

二　特許權ノ範圍ニ屬セストノ審決確定シ又ハ判決アリタルモノニ付再審ニ依リ之ニ反スル審決確定シ又ハ判決アリタルトキ

第百二十六條　前條各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ審決確定シ又ハ判決アリタル後ニシテ再審請求ノ登錄前善意ニ帝國內ニ於テ其ノ發明實施ノ事業ヲ爲シ又ハ事業設備ヲ有スル者ハ其ノ特許發明ニ付事業ノ目的タル發明範圍內ニ於テ實施權ヲ有ス

第五十二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百二十七條　實施權ノ取得ノ審決確定シ又ハ判決アリタル後再

審ニ依リ之ニ反スル審決確定シ又ハ判決アリタル場合ニ於テ再審請求ノ登錄前善意ニシテ帝國内ニ於テ其ノ發明實施ノ事業ヲ爲シ又ハ事業設備ヲ有スル者ハ其ノ特許權發明ニ付原實施權ノ範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス

第三十八條第三項及第五十二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百二十八條(第一項) 第三者カ請求人及被請求人ノ共謀ニ依リ其ノ第三者ノ權利又ハ利益ヲ詐害スル目的ヲ以テ審決又ハ判決ヲ爲サシメタルヲ理由トスル不服ノ申立ニ付テハ再審ノ規定ヲ準用ス

第百三十三條ノ二 本法ニ於テ準用スル民事訴訟法第二百六十七條第二項又ハ第三百三十六條ノ規定ニ依リ宣誓ヲ爲シタル者ガ特許局ニ對シ虚僞ノ陳述ヲ爲シタルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第百三十四條 特許局ヨリ證人、鑑定人又ハ通事トシテ呼出サレタル者正當ノ理由ナクシテ呼出ニ應セス又ハ其ノ義務ヲ盡ササルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第百三十四條ノ二 特許局ヨリ證據調ニ關シ書類其ノ他ノ物件ノ提出又ハ提示ヲ命セラレタル者正當ノ理由ナクシテ其ノ命ニ從ハサルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

○實用新案法 (大正十年四月二十九日法律第九十七號)

第十八條 登錄スヘシトノ査定若ハ審決確定シ又ハ判決アリタルトキハ之ヲ實用新案原簿ニ登錄シ實用新案登錄證ヲ下付ス第十四條ノ許可ノ審決確定シ又ハ判決アリタルトキ亦同シ

第十九條 特許局ハ實用新案公報ヲ發行シ登錄實用新案ニ關スル必要ナル事項ヲ之ニ記載スヘシ但シ軍事上祕密ヲ要スル登錄實用新案ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 實用新案ノ登錄ヲ受クル者又ハ登錄證主ハ登錄料トシテ每件左ノ金額ヲ納付スヘシ

一 第一年乃至第三年 每年 二十圓
二 第四年乃至第六年 每年 四十圓
三 第七年乃至第十年 每年 八十圓

第二十六條 特許法第六條、第十條乃至第十九條、第二十一條乃至第三十三條、第三十六條、第四十條、第四十四條、第四十五條、第四十七條、第四十八條、第五十八條、第五十九條、第六十四條、第六十五條乃至第六十九條、第七十一條、第七十二條、第八十三條、第八十六條乃至第百五條、第百七條、第百八條、第百十條乃至第百二十八條ノ規定ハ實用新案ニ關シ之ヲ準用ス

第三十一條ノ二 第二十六條ノ規定ニ依リ準用スル民事訴訟法第二百六十七條第二項又ハ第三百三十六條ノ規定ニ依リ宣誓ヲ爲シタル者カ特許局ニ對シ虚僞ノ陳述ヲ爲シタルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第三十二條 特許局ヨリ證人、鑑定人又ハ通事トシテ呼出サレタ

ル者正當ノ理由ナクシテ呼出ニ應セス又ハ其ノ義務ヲ盡ササルトキニ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第三十二條ノ二 特許局ヨリ證據調ニ關シ書類其ノ他ノ物件ノ提出又ハ提示ヲ命セラレタル者正當ノ理由ナクシテ其ノ命ニ從ハサルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

○意匠法 (大正十年四月二十九日法律第九十八號)

第十九條 登錄スヘシトノ査定若ハ審決確定シ又ハ判決アリタルトキハ之ヲ意匠原簿ニ登錄シ意匠登錄證ヲ下付ス

第二十條(第一項) 意匠ノ登錄ヲ受クル者又ハ登錄證主ハ登錄料トシテ每件左ノ金額ヲ納付スヘシ

一 第一年乃至第三年 每年 二十圓
二 第四年乃至第十年 每年 四十圓

(第二項) 自己ノ登錄意匠ニ類似スル意匠ノ登錄ヲ受クル者ハ其ノ登錄ヲ受クル時登錄料トシテ每件一時ニ二十圓ヲ納付スヘシ

第二十五條 特許法第六條、第十條乃至第十四條、第十六條乃至第十九條、第二十一條乃至第三十三條、第三十六條、第四十四條、第四十五條、第四十七條、第四十八條、第五十一條、第五十五條、第五十六條、第五十八條、第六十四條、第六十五條乃至第六十九條、第七十一條、第七十二條、第八十三條、第八十六條乃至第百五條、第百七條、第百八條、第百十條乃至第百二十八條ノ規定ハ意匠ニ之ヲ準用ス

第三十一條ノ二 第二十五條ノ規定ニ依リ準用スル民事訴訟法第二百六十七條第二項又ハ第三百三十六條ノ規定ニ依リ宣誓ヲ爲シタル者カ特許局ニ對シ虚僞ノ陳述ヲ爲シタルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第三十二條 特許局ヨリ證人、鑑定人又ハ通事トシテ呼出サレタル者正當ノ理由ナクシテ呼出ニ應セス又ハ其ノ義務ヲ盡ササルトキニ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第三十二條ノ二 特許局ヨリ證據調ニ關シ書類其ノ他ノ物件ノ提出又ハ提示ヲ命セラレタル者正當ノ理由ナクシテ其ノ命ニ從ハサルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第十九條 登錄スヘシトノ査定若ハ審決確定シ又ハ判決アリタルトキハ之ヲ商標原簿ニ登錄シ商標登錄證ヲ下付ス

第二十條(第一項) 商標ノ登錄ヲ受クル者又ハ登錄證主ハ登錄料トシテ每件左ノ金額ヲ納付スヘシ

一 第一年乃至第三年 每年 二十圓
二 第四年乃至第六年 每年 四十圓
三 第七年乃至第十年 每年 八十圓

第二十六條 特許法第六條、第十條乃至第十九條、第二十一條乃至第三十三條、第三十六條、第四十條、第四十四條、第四十五條、第四十七條、第四十八條、第五十一條、第五十五條、第五十六條、第五十八條、第六十四條、第六十五條乃至第六十九條、第七十一條、第七十二條、第八十三條、第八十六條乃至第百五條、第百七條、第百八條、第百十條乃至第百二十八條ノ規定ハ商標ニ之ヲ準用ス

第三十一條ノ二 第二十六條ノ規定ニ依リ準用スル民事訴訟法第二百六十七條第二項又ハ第三百三十六條ノ規定ニ依リ宣誓ヲ爲シタル者カ特許局ニ對シ虚僞ノ陳述ヲ爲シタルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第三十二條 特許局ヨリ證人、鑑定人又ハ通事トシテ呼出サレタル者正當ノ理由ナクシテ呼出ニ應セス又ハ其ノ義務ヲ盡ササルトキニ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第三十二條ノ二 特許局ヨリ證據調ニ關シ書類其ノ他ノ物件ノ提出又ハ提示ヲ命セラレタル者正當ノ理由ナクシテ其ノ命ニ從ハサルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第百十四條乃至第百二十八條ノ規定ハ意匠ニ關シ之ヲ準用ス

第三十條ノ二 第二十五條ノ規定ニ依リ準用スル民事訴訟法第二百六十七條第二項又ハ第三百三十六條ノ規定ニ依リ宣誓ヲ爲シタル者カ特許局ニ對シ虚僞ノ陳述ヲ爲シタルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第三十一條 特許局ヨリ證人、鑑定人又ハ通事トシテ呼出サレタル者正當ノ理由ナクシテ呼出ニ應セス又ハ其ノ義務ヲ盡ササルトキニ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第三十一條ノ二 特許局ヨリ證據調ニ關シ書類其ノ他ノ物件ノ提出又ハ提示ヲ命セラレタル者正當ノ理由ナクシテ其ノ命ニ從ハサルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

○商標法 (大正十年四月二十九日法律第九十九號)

第二條(第二項) 國旗、軍旗、勳章、褒章、記章又ハ外國ノ國旗ト同一又ハ類似ノモノ

七 政府ノ開設シ、道府縣若ハ之ニ準スベキモノノ開設シ若ハ政府ノ認可ヲ得テ開設スル博覽會又ハ外國ニ於ケル官設若ハ官許ノ博覽會ノ賞牌、賞狀又ハ褒狀ト同一又ハ類似ノ圖形ヲ有スルモノ但シ其ノ賞牌、賞狀又ハ褒狀ヲ受領シタル者カ其ノ商標ノ一部トシテ其ノ圖形ヲ使用セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四條(第二項) 政府ノ開設シ、道府縣若ハ之ニ準スヘキモノノ

開設シ若ハ政府ノ認可ヲ得テ開設スル博覽會又ハ工業所有權保護同盟條約國ノ版圖内ニ開設スル官設若ハ官許ノ萬國博覽會ニ出品シタル商品ニ使用シタル商標ニ付其ノ開會ノ日ヨリ六月以内ニ其ノ商標ノ使用者カ其ノ商標ノ登錄ヲ出願シタルトキハ其ノ開會ノ日ニ於テ出願シタルモノト看做ス

第十五條(第二項) 前項ノ規定ニ依リ商標ノ登錄ヲ取消サレタル者ハ取消ノ審決確定シ又ハ判決アリタル日ヨリ五年間同一又ハ類似ノ商品ニ付同一又ハ類似ノ商標ノ登錄ヲ受クルコトヲ得ス

第十八條 登錄スヘシトノ査定若ハ審決確定シ又ハ判決アリタルトキハ之ヲ商標原簿ニ登錄ス

第二十條(第一項) 商標ノ登錄ヲ受クル者ハ其ノ登錄ヲ受クル時登錄料トシテ毎件一時ニ三百圓ヲ納付スヘシ

(第二項) 商標權存續期間更新ノ登錄ヲ受クル者ハ其ノ登錄ヲ受クル時登錄料トシテ毎件一時ニ五百圓ヲ納付スヘシ

第二十四條 特許法第十三條、第十六條乃至第十九條、第二十一條乃至第三十條、第三十二條、第三十三條、第四十五條、第五十八條第一項第三項、第六十八條、第七十一條、第七十二條、第七十三條第一項第二項第四項、第七十四條乃至第七十七條、第八十條乃至第八十三條、第八十六條乃至第百五條、第百七條、第百九條乃至第百十五條ノ二、第百十七條乃至第百二十四條及第百二十八條ノ規定ハ商標ニ關シ之ヲ準用ス但シ第七十三條第一項第二項第四項及第七十四條乃至第七十七條ノ規定ハ商標權存續期間更新ノ登錄出願ニ付之ヲ準用セス

第二十五條(第一項) 登錄無効ノ審決確定シ又ハ判決アリタル後ニシテ再審請求ノ登錄前ヨリ同一又類似ノ商品ニ付取引者又ハ需要者ノ間ニ廣ク認識セラレタル同一又ハ類似ノ登錄商標ヲ善意ニ使用スル者ハ其ノ登錄商標カ再審ニ依リ登錄ヲ回復シタル商標ニ牴觸スル爲第二條第一項第九號ノ規定ニ違反スト云フ理由ニ依リ其ノ登錄ヲ無効トセラレタル場合ニ於テモ其ノ商標ノ使用ヲ繼續スルコトヲ得營業ト共ニ其ノ商標ノ使用ヲ承繼シタル者亦同シ

第三十二條(第一項) 團體標章ノ登錄ヲ受クル者ハ其ノ登錄ヲ受クル時登錄料トシテ毎件一時ニ千圓ヲ納付スヘシ

(第二項) 團體標章權存續期間更新ノ登錄ヲ受クル者ハ其ノ登錄ヲ受クル時登錄料トシテ毎件一時ニ千五百圓ヲ納付スヘシ

第三十六條ノ二 第二十四條ノ規定ニ依リ準用スル民事訴訟法第二百六十七條第二項又ハ第三百三十六條ノ規定ニ依リ宣誓ヲ爲シタル者カ特許局ニ對シ虚僞ノ陳述ヲ爲シタルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第三十七條 特許局ヨリ證人、鑑定人又ハ通事トシテ呼出サレタル者正當ノ理由ナクシテ呼出ニ應セス又ハ其ノ義務ヲ盡ササルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第三十七條ノ二 特許局ヨリ證據調ニ關シ書類其ノ他ノ物件ノ提出又ハ提示ヲ命セラレタル者正當ノ理由ナクシテ其ノ命ニ從ハサルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

○弁理士法の一部を改正する法律

(昭和二十三年七月十五日 法律第百七十三号)

法律第百七十三号

弁理士法の一部を改正する法律

弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

「帝國内」を「國内」に、「帝國臣民」を「日本國民」に、「勅令」を「政令」に改める。

第七條中「二十円」を「千五百円」に改める。

第九條の次に左の一條を加える。

第九條ノ二 辨理士又ハ辨理士タリシ者故ナク其ノ業務上知得タル發明者、考案者、特許出願者又ハ登錄出願者ノ發明、考案又ハ事業上ノ祕密ヲ漏泄シ又ハ竊用シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條ノ二 辨理士ニ非サル者ハ報酬ヲ得ル目的ヲ以テ特許、實用新案、意匠又ハ商標ニ關シ特許局ニ對シ爲スヘキ事項ノ代理又ハ其ノ事項ニ關スル鑑定若ハ書類ノ作成ヲ爲スヲ業トスルコトヲ得ス

前項ノ書類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條ノ四 第二十二條ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條中「五百円」を「三千円」に改める。

第二十八條第二号中「五百円」を「千円」に改める。

第二十二條ノ四中「千円」を「一万円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

弁理士法の一部を改正する法律

參照

○弁理士法 (大正十年四月三十日 法律第百號)

第七條 辨理士ノ登錄ヲ受ケムトスル者ハ登錄料トシテ二十圓ヲ納付スヘシ

第十八條 辨理士ノ懲戒處分ハ左ノ四種トス

一 譴責

二 五百圓以下ノ過料

三 一年以内業務ノ停止

四 業務ノ禁止

第二十二條(第一項) 辨理士又ハ辨理士タリシ者故ナク其ノ業務上知得タル發明者、考案者、特許出願者又ハ登錄出願者ノ發明、考案又ハ事業上ノ祕密ヲ漏泄シ又ハ竊用シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條ノ二 辨理士ニ非サル者ハ報酬ヲ得ル目的ヲ以テ特許、實用新案、意匠又ハ商標ニ關シ特許局ニ對シ爲スヘキ事項ノ代理又ハ其ノ事項ニ關スル鑑定若ハ書類ノ作成ヲ爲スヲ業トスルコトヲ得ス

前項ノ書類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條ノ四 第二十二條ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

○特許法（大正十年四月二十九日法律第九十六號）

第百二十八條ノ二　抗告審判ノ審決又ハ抗告審判請求書却下ノ決定ニ對スル訴ハ東京高等裁判所ノ專屬管轄トス

前項ノ訴ハ審決又ハ決定ノ送達アリタル日ヨリ三十日ヲ經過シタルトキハ之ヲ提起スルコトヲ得ス

前項ノ期間ハ之ヲ不變期間トス

審判又ハ抗告審判ヲ請求スルコトヲ得ベキ事項ニ關スル訴ハ抗告審判ノ審決ニ對スルモノニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ス

○實用新案法（大正十年四月二十九日法律第九十七號）

第二十六條　特許法第六條、第十條乃至第十九條、第二十一條乃至第三十三條、第三十六條、第四十條、第四十四條、第四十五條、第四十七條、第四十八條、第五十一條、第五十五條、第五十六條、第五十八條、第五十九條、第六十四條、第六十五條第六項第七項、第六十六條乃至第六十九條、第七十一條乃至第八十三條、第八十六條乃至第百五條、第百七條、第百八條、第百十條乃至第百十四條及第百十七條乃至第百二十八條ノ九ノ規定ハ實用新案ニ關シ之ヲ準用ス

○意匠法（大正十年四月二十九日法律第九十八號）

第二十五條　特許法第六條、第十條乃至第十四條、第十六條乃至第十九條、第二十一條乃至第三十三條、第三十六條、第四十條、第四十四條、第四十五條、第四十七條、第四十八條、第五十一條、第五十五條、第五十六條、第五十八條、第五十九條、第六十四條、第六十五條第六項第七項、第六十六條乃至第六十九條、第七十一條乃至第八十三條、第八十六條乃至第百五條、第百七條、第百八條、第百十條乃至第百十四條及第百十七條乃至第百二十八條ノ九ノ規定ハ意匠ニ關シ之ヲ準用ス

○商標法（大正十年四月二十九日法律第九十九號）

第二十四條　特許法第十三條、第十六條乃至第十九條、第二十一條乃至第三十三條、第四十五條、第五十八條第一項第三項、第六十八條、第七十一條、第七十二條、第七十三條第一項第二項第四項、第七十四條乃至第七十七條、第八十條乃至第八十三條、第八十六條乃至第百五條、第百七條、第百九條乃至第百十四條、第百十七條乃至第百二十四條及第百二十八條乃至第百二十八條ノ六ノ規定ハ商標ニ關シ之ヲ準用ス但シ第七十三條第一項第二項第四項及第七十四條乃至第七十七條ノ規定ハ商標權存續期間更新ノ登錄出願ニ付之ヲ準用セス

○港則法（昭和二十三年七月十五日法律第百七十四号）

法律第百七十四号
港則法

第一章　總則

（法律の目的）

第一條　この法律は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。

（港域）

第二條　港の区域は、別に法律でこれを定める。

（定義）

第三條　この法律において「雜種船」とは、汽艇、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもつて運轉し、又は主としてろかいをもつて運轉する船舶をいう。

2　この法律において「特定港」とは、きつ水の深い船舶が出入できる港又は外國船舶が常時出入する港であつて、別表に掲げるものをいう。

第二章　入出港及び停泊

（入出港の届出）

第四條　船舶は、特定港に入港したとき又は特定港を出港しようとするときは、命令の定めるところにより、港長に届け出なければならない。

（びよう地）

第五條　特定港内に停泊する船舶は、命令の定めるところにより、各〻そのトン数又は積載物の種類に從い、当該特定港内の一定の区域内に停泊しなければならない。

2　命令の定める船舶は、命令の定める特定港に入港する際、港長からびよう地の指定を受けなければならない。この場合には、港長は、特別の事情がない限り、前項に規定する一定の区域内においてびよう地を指定しなければならない。

3　前項に規定する特定港以外の特定港でも、港長は、特に必要があると認めるときは、入港船舶に対しびよう地を指定することができる。

4　前二項の規定により、びよう地の指定を受けた船舶は、第一項の規定にかかわらず、当該びよう地に停泊しなければならない。

5　港長は、びよう地を指定するに当つては、けい船浮標、さん橋その他の施設で当該指定に係るものの管理者の意見を聽かなければならない。

（夜間入港の制限）

第六條　前條第二項の規定によりびよう地の指定を受けなければならない船舶は、港長の許可のある場合又は海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合を除いて、日没から日出までの間は、同項に規定する港に入港してはならない。

（移動の制限）

第七條　雜種船以外の船舶は、第四條、第八條第一項、第十條及び第二十三條の場合を除いて、港長の許可を受けなければ、第五條第一項の規定により停泊した一定の区域外に移動し、又は港長から指定されたびよう地から移動してはならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2　前項但書の規定により移動したときは、当該船舶は、遅滞なくその旨を港長に届け出なければならない。

（修繕及びけい船）

第八條　特定港内においては、雑種船以外の船舶を修繕し、又はけい船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

2　修繕中又はけい船中の船舶は、特定港内においては、港長の指定する場所に停泊しなければならない。

3　港長は、危険を防止するため必要があると認めるときは、修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な員数の船員の船舶を命ずることができる。

（けい留等の制限）

第九條　雑種船及びいかだは、港内においては、みだりにこれをけい船浮標若しくは他の船舶けい留し、又は他の船舶の交通の妨となる虞のある場所に停泊させ、若しくは停留させてはならない。

（移動命令）

第十條　港長は、特に必要があると認めるときは、特定港内に停泊する船舶に対して移動を命ずることができる。

（停泊の制限）

第十一條　特定港内における船舶の停泊及び停留を禁止する場所又は停泊の方法について必要な事項は、命令でこれを定める。

第三章　航路及び航法

（航路）

第十二條　雑種船以外の船舶は、特定港に出入し、又は特定港を通過するには、命令の定める航路（以下單に航路という。）によらなければならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

第十三條　船舶は、航路内においては、左の各号の場合を除いては、投びようし、又はえい航している船舶を放してはならない。

一　海難を避けようとするとき。

二　運轉の自由を失つたとき。

三　人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。

四　第三十一條の規定による港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき。

（航法）

第十四條　航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとする船舶は、航路を航行する他の船舶の進路を避けなければならない。

2　船舶は、航路内においては、並列して航行してはならない。

3　船舶は、航路内において、他の船舶と行き会うときは、右側を航行しなければならない。

4　船舶は、航路内においては、他の船舶を追い越してはならない。

5　命令で一定の特定港につき特別の定をした場合には、前二項の規定を適用しない。

第十五條　汽船が港の防波堤の入口又は入口附近で他の汽船と出会う虞のあるときは、入航する汽船は、防波堤の外で出航する汽船の進路を避けなければならない。

第十六條　船舶は、港内及び港の境界附近においては、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。

2　帆船は、港内では、帆を減じ又は引船を用いて航行しなければならない。

第十七條　船舶は、港内においては、防波堤、ふとうその他の工作物の突端又は停泊船舶を右げんに見て航行するときは、できるだけこれに近寄り、左げんに見て航行するときは、できるだけこれに遠ざかつて航行しなければならない。

第十八條　雑種船は、港内においては、汽船及び帆船の進路を避けなければならない。

第十九條　前五條に定めるものの外、運輸大臣は、命令で一定の特定港における航法に関して特別の定をすることができる。

第二十條　この章並びに第十四條第五項及び前條の命令に定めるもの外、港内における航法については、海上衝突予防法（明治二十五年法律第五号）の定めるところによる。

第四章　危険物

第二十一條　爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。以下同じ。）を積載した船舶は、特定港に入港しようとするときは、港の境界外で港長の指揮を受けなければならない。

2　前項の危険物の種類は、命令でこれを定める。

第二十二條　危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は停留してはならない。但し、港長が爆発物以外の危険物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管方法に鑑み差支がないと認めて許可したときは、この限りでない。

第二十三條　船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長の許可を受けなければならない。

2　港長は、前項に規定する作業が特定港内においてされることが不適当であると認めるときは、港の境界外において適当の場所を指定して前項の許可をすることができる。

3　前項の規定により指定された場所に停泊し、又は停留する船舶は、これを港の境界内にある船舶とみなす。

4　船舶は、特定港内又は特定港の境界附近において危険物を運搬しようとするときは、港長の許可を受けなければならない。

第五章　水路の保全

第二十四條　港内その他日本國の水域における水質の汚濁防止については、別に法律でこれを定める。

第二十五條　港内又は港の境界附近において発生した海難に因り他の船舶交通を阻害する狀態が生じたときは、当該海難に係る船舶

の船長は、遅滞なく標識の設定その他危險予防のため必要な措置をし、且つ、特定港にあつては、その旨を港長に報告しなければならない。

第二十六條　特定港内又は特定港の境界附近における漂流物、沈没物その他の物件が船舶交通を阻害する虞のあるときは、港長は、当該物件の所有者又は占有に対しその除去を命ずることができる。

第六章　船燈及び信号

第二十七條　海上衝突予防法第七條第一項第三号及び第四号に規定する船舶は、夜間航行中それぞれ同項第三号又は第四号に規定する船燈を掲揚しなければならない。

第二十八條　船舶は、港内においては、みだりに汽笛又は汽角を吹き鳴らしてはならない。

第二十九條　特定港内において使用すべき私設信号を定めようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

第三十條　雜種船以外の船舶で信号符字を有するものは、入港しようとするときは、港の境界附近でこれを掲げなければならない。

2　前項の船舶は、港内を航行するときは、信号符字を掲揚しなければならない。

第七章　雜則

（工事等の許可及び進水等の届出）

第三十一條　特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

2　港長は、前項の許可をするに当り、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

第三十二條　特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

第三十三條　特定港内において船舶を進水させ、又はドックに出入させようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

第三十四條　特定港内において竹木材を船舶から水上に卸そうとする者及び特定港内においていかだをけい留し、又は運行しようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

2　港長は、前項の許可をするに当り船舶交通安全のために必要な措置を命ずることができる。

（漁ろうの制限）

第三十五條　船舶交通の妨となる虞のある特定港内の場所においてはみだりに漁ろうをしてはならない。

（燈火の制限）

第三十六條　何人も、港内又は港の境界附近における船舶交通の妨となる虞のある強力な燈火をみだりに使用してはならない。

2　港長は、特定港内又は特定港の境界附近における船舶交通の妨となる虞のある強力な燈火を使用している者に対し、その燈火の滅光又は被覆を命ずることができる。

（船舶交通の制限）

第三十七條　港長は、船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港内において航路又は区域を指定して、船舶の交通を制限し又は禁止することができる。

2　前項の規定により指定した航路又は区域及び同項の規定による制限又は禁止の期間は、港長がこれを公示する。

第八章　罰則

第三十八條　第二十二條又は第二十三條第一項若しくは第四項の規定に違反したときは、その行爲をした者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三十九條　左の場合にはその行爲をした者は、これを三箇月以下の懲役又は三千円以下の罰金に処する。

一　第五條第一項の規定に違反したとき。

二　第五條第二項の規定による指定を受けないで停泊したとき又は同條第四項のびよう地以外の場所に停泊したとき。

三　第七條第一項、第十二條又は第十三條の規定に違反したとき。

四　第八條第三項、第十條又は第三十七條第一項の規定による処分に違反したとき。

第四十條　第二十五條の規定に違反した者は、これを三箇月以下の懲役又は三千円以下の罰金に処する。

第四十一條　左の各号の一に該当する者は、これを三箇月以下の懲役又は三千円以下の罰金に処する。

一　第二十六條、第三十一條第二項又は第三十六條第二項の規定による処分に違反した者

二　第三十一條第一項の規定に違反した者

第四十二條　第四條、第六條、第八條第二項、第二十一條、第三十條又は第三十五條の規定に違反したときは、その行爲をした者は、これを千円以下の罰金又は科料に処する。

第四十三條　左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は科料に処する。

一　第八條第一項、第二十九條、第三十二條、第三十三條又は第三十四條第一項の規定に違反した者。

二　第三十四條第二項の規定による処分に違反した者。

第四十四條　第十一條の規定による命令の規定に違反したときは、その行爲をした者は、これを千円以下の罰金又は拘留若しくは科料にする。

第四十五條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第四十一條又は第四十三條の違反をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金を科する。

附　則

1　この法律施行の期日は、公布の日から六十日を超えない期間内において、政令でこれを定める。

2　開港港則（明治三十一年勅令第百三十九号）は、これを廃止す

る。

別表

稚内　留萌　根室　釧路　小樽
室蘭　函館　青森　八戸　船川
釜石　酒田　塩釜　新潟　夷
京濱　横須賀　清水　伏木東岩瀬　七尾
名古屋　武豐　敦賀　四日市　宮津
舞鶴　和歌山下津　田邊　大阪　神戸
小松島　坂出　高知　新居濱　今治
境　宇野濱　田尾道糸崎　吳
廣島　岩國　德山下松　宇部　萩
關門　博多　三池　唐津　住ノ江
佐世保　長崎　口之津　厳原　三角
鹿兒島

参照

○海上衝突豫防法（明治二十五年六月二十三日法律第五號）

第七條（第一項）　總積量四十噸未滿ノ汽船總積量二十噸未滿ノ帆船及艤櫂ヲ以テ運轉スル船航行中ハ必シモ第二條第一項第二項第三項ニ規定シタル燈ヲ掲クルヲ要セス然レトモ若之ヲ掲ケサルトキハ必ス左ノ規定ニ依ルヘシ

三　二十噸未滿ノ帆船ハ帆ヲ用ウル艤櫂トヲ用ウルトニ拘ハラス一面ハ綠色一面ハ紅色ノ玻璃ヲ用キタル燈籠一箇ヲ手近カニ備置キ他船ノ我船ニ近寄リ來ルカ又ハ我船ノ他船ニ近寄リ行クトキハ衝突ヲ防クニ充分ナル時間ヲ見定メテ之ヲ表示スヘシ但シ此ノ時綠光ハ左舷ヨリ紅光ハ右舷ヨリ見得サル樣ニ爲スヲ要ス

四　艤櫂ヲ以テ運轉スル船ハ艤櫂ヲ用ウルト帆ヲ用ウルトニ拘ハラス白色ノ燈籠一箇ヲ手近カニ備置キ衝突ヲ防クニ充分ナル時間ヲ見定メテ臨時之ヲ表示スヘシ

○港域法（昭和二十三年七月十五日法律第百七十五号）

法律第百七十五号

港域法

1　港の区域を別表の通り定める。

2　海上保安廳法（昭和二十三年法律第二十八号）第一條第二項の港と河川との境界及び港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二條の港の区域は、この法律の定めるところによる。

附　則

1　この法律は、港則法施行の日から、これを施行する。

2　運輸大臣は政令の定めるところにより、船員法（昭和二十二年法律第百号）第一條第二項第二号の適用について、当分の間特に港を指定し、この法律の定める港の区域と異る区域を定めることができる。

都道府縣	港名	港の区域
北海道	紋別	弁天岬から九十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	網走	天測点を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
	根室	弁天島燈台（北緯四十三度二十分二十九秒東経百四十五度三十四分五十六秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
	厚岸	アイカップ埼燈台（北緯四十二度五十八分二秒東経百四十四度二十二分三十八秒）から二百七十度三千七百メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	釧路	釧路埼燈台（北緯四十二度五十八分五十九秒東経百四十四度二十二分三十八秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	廣尾	並びに釧路川の別保川流入口下流の線及び陸岸により囲まれた海面
	浦河	廣尾港燈台（北緯四十二度十六分五十九秒東経百四十三度十九分二十八秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	室蘭	浦河燈台（北緯四十二度九分三十六秒東経百十二度四十六分五十四秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	函館	エルンムカ埼から二百七十度三千メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	江差	穴澗岬から百八十度九百五十メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	寿都	突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	余市	岩内港内
	小樽	南波止堤灯台から北茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	増毛	平磯岬から百八十度千メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	留萌	増毛燈台（北緯四十三度五十一分七秒東経百十一度三十一分五十八秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
	羽幌	留萌埼から三百十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	天塩	天塩埼から三百十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	稚内	稚内埼から行合埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	鬼脊	鬼脊埼を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	礼文	礼文埼から二十三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
青森	深浦	弁天埼を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び中村川最下流道路橋下流の河川水面
	鰺ヶ沢	

	青森	鼻繰埼から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに堤川最下流鉄橋下流の河川水面
	小港	安井埼から金附埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	野辺地	野辺地町と東平内村の境界海岸から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに野辺地川最下流道路橋下流の河川水面
	大湊	芦埼を中心として三千六百メートルの半径を有する円内の海面
	大間	細間埼を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
	大畑	大畑港南防波堤燈柱（北緯四十一度二十四分三十秒東経百四十一度十分十六秒）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び大畑川最下流鉄橋下流の河川水面
	八戸	日出岩（三・三メートル）から百八十度及び二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに新井田川及び馬淵川各最下流鉄橋下流の河川水面
岩手	久慈	牛島三角点（六三・三メートル）から三百十五度に引いた線、同三角点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに久慈川最下流道路橋下流の河川水面
	八木	坂下三角点（六六・五メートル）から十度五百メートルの地点を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面
	宮古	測候所暴風標（北緯三十九度三十八分十五秒東経百四十一度五十八分十三秒）を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面及び閉伊川最下流道路橋下流の河川水面
	山田	小島東端から傳作鼻及び熊ケ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大沢川及び関口川各最下流道路橋下流の河川水面
	大槌	七戻埼から雀島外端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面並びに大槌川及び小槌川各最下流道路橋下流の河川水面
	釜石	鷲ノ巣埼から鎌ケ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大渡川最下流道路橋下流の河川水面
	大船渡	珊瑚島北端から九十度及び二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに盛川最下流道路橋下流の河川水面
	廣田	大森山三角点（一四七・二メートル）を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面
宮城	氣仙沼	鹿折村南端海岸から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	志津川	弁天埼から荒島南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	女川	見橋及び新井田川本浜橋各下流の河川水面
	鮎川	赤根埼から大貝埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	荻浜	清埼から黒埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	渡波	狐穴埼から割石埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	石巻	尾埼から石巻市と渡波町の境界海岸まで引いた線、万石橋及び陸岸により囲まれた海面
		石巻港東防波堤燈台（北緯三十八度二十四分二十一秒東経百四十一度十九分）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面及び北上川開北橋下流の河川水面
	塩釜	花淵埼から唐戸島南端まで引いた線、同島三角点（三六メートル）から寒風沢島長浜天測点を経て腕埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに三九高地から二百七十度に引いた線以北の貞山運河水面
秋田	象潟	小澗埼を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び象潟川最下流道路橋下流の河川水面
	金浦	暴風信号標（北緯三十九度十五分十三秒東経百三十九度五十四分五十八秒）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	平沢	芹田岬から二十三度三千メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	本荘	野尻田三角点（一五・二メートル）から二百三十度千百五十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び子吉川由利橋下流の河川水面
	秋田	秋田港燈台（北緯三十九度四十五分二十九秒東経百四十度三分十七秒）を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び雄物川放水路水門下流の河川水面
	船川	根ノ埼三角点（四〇メートル）から二十五度千三百メートルの地点を中心として四千四百メートルの半径を有する円内の海面
	北浦	八斗埼から九十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに賀茂川最下流道路橋下流の河川水面
	能代	天測点を中心として二千七百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
山形	酒田	酒田燈台（北緯三十八度五十五分二十八秒東経百三十九度四十八分五十五秒）を中心として二千八百メートルの半径を有する円内の海面及び同燈台を中心として四千メートルの半径を有する円内の最上川の河川水面
	鼠ケ関	トヤ埼からカノ島北端を経て沖平島北端まで引い線、同地点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに鼠ケ関川蓬莱橋下流の河川水面
	賀茂	立岩埼を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
福島	松川浦	鵜ノ尾岬を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	四倉	水準標（二・四二メートル）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	江名	折戸山三角点（八三・四メートル）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	小名浜	三埼から八埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
茨城	平潟	鵜子岬を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	大津	大津三角点（五五メートル）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	日立	三角点（二九・八メートル）から二百六度五百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面

	久慈	久慈港北防波堤燈柱（北緯三十六度二十九分三十四秒東経百四十度三十七分三十秒）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の久慈川の河川水面三角点（二五・八メートル）から零度千七百メートルの地点を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面
	磯崎	大名鼻から百八十度に引いた線、祝町三角点（七一メートル）から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに東経百四十度二十五分十秒の子午線以東の那珂川及び涸沼川の河川水面
	那珂湊	三角点（二九・一メートル）から百八十度八百メートルの地点を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
	磯浜	銚子港導燈の低燈（北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度五十一分十七秒）を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び海上村三角点（五七メートル）から十二度に引いた線以東の利根川の河川水面中茨城縣地先部分
	波崎	
千葉	銚子	銚子港導燈の低燈（北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度五十一分十七秒）を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び海上村三角点（五七メートル）から十二度に引いた線以東の利根川の河川水面中千葉縣地先部分
	勝浦	黒鼻から八幡岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	白浜	西防波堤突端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	館山	暴風信号標（北緯三十四度五十九分十四秒東経百三十九度五十一分三十八秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面及び矢那川最下流道路橋下流の河川水面
	木更津	善光寺三角点（四九・二メートル）から二百六十度二千二百五十メートルの地点を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面
	千葉	登戸三角点（二二・一メートル）から百八十度四千二百メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに都川最下流道路橋下流の河川水面
	船橋	船橋市と行徳町の境界海岸から百七十度四千メートルの地点まで引いた線、船橋市と津田沼町の境界海岸から百八十度三千メートルの地点まで引いた線、同地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに海老川橋下流の河川水面
東京	岡田	勝埼から零度三百メートルの地点まで引いた線、同地点から小口岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	波浮	赤八ツ埼から龍王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	元村	元村三角点（一三・三メートル）から百八十度五百五十メートルの地点を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面
	新島	新島三角点（四二八・五メートル）からナダラネ東端を見透した線、鳥ケ島西端から鵜ノ根を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
	大久保	北風平三角点（一一九・二メートル）を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面

	神湊	横石鼻から零度三百メートルの地点まで引いた線、同地点から垂戸鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	八重根	前埼ケ鼻を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
東京	京浜	荒川放水路口右岸突端から百九十三度に引いた線、本牧鼻から四十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに隅田川永代橋及びその他各河川最下流鉄橋各下流の河川水面
神奈川	横須賀	小柴崎、同地点から九十度三千メートルの地点、観音埼燈台（北緯三十五度十五分十二秒東経百三十九度四十四分四十八秒）から九十度千メートルの地点、同地点から海獺島燈標（北緯三十五度十二分三十秒東経百三十九度四十四分十八秒）を見透し七千メートルの地点を順次連結した線、同地点から二百九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	三崎	歌舞島ノ鼻から城ケ島西北端まで引いた線、同島東端から同線に平行に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	眞鶴	磯埼鼻から眞鶴埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
新潟	能生	鱗埼三角点（七二・三メートル）から五十四度千八百五十メートルの地点を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面
	直江津	直江津港第五号導燈（北緯三十七度十分四十九秒東経百三十八度十五分十二秒）を中心として千六百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の荒川の河川水面
	柏崎	勝願寺三角点（四二・一メートル）から九十度四百メートルの地点を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面
	寺泊	寺泊海水浴場駅東方三角点（一四九・五メートル）から零度二千メートルの地点を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面
	新潟	新潟港防波堤燈台（北緯三十七度五十七分十九秒東経百三十九度四分十八秒）から二百五度二千百メートルの地点を中心として四千五百メートルの半径を有する円内の海面及び信濃川万代橋下流の河川水面
	岩船	諸上寺山三角点（七三・四メートル）から九十度五百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び石川明神橋下流の河川水面
	夷（両津）	金剛山三角点（九六五メートル）から百四十九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	羽茂	市振埼から五十度千二百五十メートルの地点を中心として千三百メールの半径を有する円内の海面及び羽茂川橋下流の河川水面
	小木	城山山頂を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
富山	魚津	魚津燈台（北緯三十六度四十八分四十二秒東経百三十七度二十三分四十八秒）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
	伏木東岩瀬	岩埼三角点（六二メートル）から百二度に引いた線、大村三角点（六・八メートル）から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小矢部川城光寺橋、庄川新庄川橋、内川東橋（法土寺

	氷見	橋）神通川荻浦橋及び富岩運河萩浦小橋各下流の河川水面 唐島三角点（一二メートル）を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面及び余川川、土庄川及び新川各最下流道路橋下流の河川水面
石川	七尾 穴水 宇出津 飯田 輪島 福浦 滝 金石	須曾ノ屏風南端から石崎ノ屏風西北端まで引いた線、能登島松ヶ埼（宮埼）から久木まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 イナヘヅミ鼻からタケガ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小又川城山橋下流の河川水面 エビス埼から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 直村三角点（五八・五メートル）から二百十度六百五十メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び若山川吾妻橋下流の河川水面 龍ヶ埼からヒカク山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに輪島川最下流道路橋下流の河川水面 藻ノ埼を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 滝港第二防波堤燈台（北緯三十六度五十五分二十三秒東経百三十六度四十五分二十五秒）を中心として八百メートルの半径を有する円内の海面 金石燈台（北緯三十六度三十六分東経百三十六度三十五分三十六秒）を中心として二千五百メートルの半径を有する円内の海面並びに犀川及び大野川各最下流道路橋下流の河川水面
福井	和田 小浜 敦賀 三國	赤埼から九十度に引いた線、宮ヶ埼から城山まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 二兒島埼（辰ノ口鼻）から波懸鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 赤埼から蛭子埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに旧笙ノ川笙ノ橋下流の河川水面 三國港防波堤燈台（北緯三十六度十三分十七秒東経百三十六度七分四十五秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び九頭龍川新保橋下流の河川水面
靜岡	網代 伊東 稲取 下田 松崎 宇久須 土肥 沼津	赤根埼から立岩まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 伊東港第二防波堤燈台（北緯三十四度五十八分二十秒東径百三十九度六分三十六秒）から二百七十度千五百メートルの地点を中心として二千八百メートルの半径を有する円内の海面 稲取岬から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 赤根埼から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに稲生沢川最下流道路橋下流の河川水面 アジホガ鼻から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 小峰三角点（一四九・八メートル）から百七十四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 堀埼から二十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 牛臥山三角点（六二メートル）を中心として千八百メートルの半径を有する円弧、同三角点から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに狩野川永代橋下流の河川水面

	清水 燒津 相良 御前埼 舞阪	眞埼から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに巴川千歳橋下流の河川水面 浜当目三角点（一七二・九メートル）から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 波津三角点（七二・二メートル）を中心として二千八百メートルの半径を有する円弧、同三角点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに萩間川新橋下流の河川水面 元根鼻三角点（七メートル）から零度千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 弁天島駅を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面並びに同円内の河川及び湖水面
愛知	福江 泉 田原 豊橋 三谷 蒲郡 形原 西浦 吉田 一色 武豊 師崎 篠島 豊浜 常滑	向山三角点（八・四メートル）から百七十度千二百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 西防波堤突端を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面 船倉橋東橋台を中心として二千八百メートルの半径を有する円内の海面及び汐川船倉橋下流の河川水面 十間川口右岸突端を中心として四千五百メートルの半径を有する円弧、梅田川右岸堤防突端から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに豊川最下流道路橋下流の河川水面 府相三角点（三五・六メートル）から竹島東南端まで引いた線、同島南端から三谷ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 蒲郡港防波堤燈台（北緯三十四度四十八分四十二秒東経百三十七度十三分三十秒）を中心として千メートルの半径を有する円弧、府相三角点（三五・六メートル）から竹島東南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 古城港東防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円弧、形原町と西浦町の境界海岸から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 東蜊蠣防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円弧、西浦村海岸北端から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 矢崎川口燈柱（北緯三十四度四十七分東経百三十七度四分五十一秒）を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面及び矢崎川最下流道路橋下流の河川水面 一色燈台（北緯三十四度四十七分二十秒東経百三十七度一分二十秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 布土村元標から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小垣江港燈柱（北緯三十四度五十八分東径百三十六度五十九分五十四秒）から二百七十度に引いた線以南の河川水面 鳶ヶ埼から九十度に引いた線、羽豆岬から九十度五百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 東山鼻及び蛭子ヶ鼻からそれぞれ零度六百メートルの地点まで引いた線、同地点を結んだ線並びに陸岸より囲まれた海面 豊浜港西防波堤燈台（北緯三十四度四十二分二秒東経百三十六度五十六分二十秒）を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面 常滑港南防波堤燈台（北緯三十四度五十二分三十二秒東経百三十六度五十分二十秒）を中心とし

三重	名古屋	名古屋港西突堤燈台(北緯三十五度二分三秒東経百三十六度五十一分三十秒)を中心として七千五百メートルの半径を有する円内の海面並びに荒子川樋門、山崎川忠治橋、大江川港東橋、天日川千鳥橋、堀川景雲橋及び新堀川記念橋各下流の河川水面及び中川運河水面
	桑名	小貝須三角点(〇・〇メートル)から白鶏三角点(三・七メートル)まで引いた線と伊勢大橋との間の河川水面
	四日市	朝明川口左岸突端から百三十五度二千メートルの地点まで引いた線、楠町と鈴鹿市の境界海岸から九十度三千メートルの地点まで引いた線、同、地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに朝明川、海藏川、三滝川、鹿化川、内部川、鈴鹿川及び各その支流各最下流道路橋下流の河川水面
	千代崎	金沢川右岸堤防突端を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び金沢川最下流道路橋下流の河川水面
	津	贄埼燈台(北緯三十四度四十二分五十六秒東経百三十六度三十一分三十六秒)を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面及び岩田川最下流道路橋下流の河川水面
	松阪	松阪港東防波堤燈柱(北緯三十四度三十六分五十秒東経百三十六度三十三分四十八秒)を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
	宇治山田	伊勢大湊西燈柱(北緯三十四度三十一分十八秒東経百三十六度四十五分四秒)から二百十五度千七百メートルの地点を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
	鳥羽	西崎、日向島北端、答志島島ケ埼、阪手島丸山埼及び加布良古埼を順次連結した線並びに陸岸により囲まれた海面
	波切	波切港防波堤燈台(北緯三十四度十六分四十八秒東径百三十六度五十四分十五秒)を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
	浜島	城山埼を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	五箇所	止埼から田曾埼(三埼)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	長島	長島町南方三角点(一三七メートル)から大石を経て千鳥鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	引本	尾南曾鼻から佐波留島東端まで引いた線、同島北端から裸島(投石)を経て猪ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに船津川左岸の船津村と相賀町の境界から三百十五度に引いた線以南の船津川及び銚子川銚子橋下流の河川及び湖水面
	尾鷲	モト山鼻から佐波留島南端まで引いた線、同島北端から裸島(投石)を経て猪ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	木本	鬼ケ城三角点(一五九メートル)を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
京都	久美浜	湊村三角点(一七三・五メートル)から零度千メートルの地点まで引いた線同地点から九十度千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

	浅茂川	三角点(二八五・七メートル)から四十五度二千百メートルの地点を中心として三百メートルの半径を有する円内の海面
	間人	鳶口岬を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	中浜	大呂岬から友ケ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	本庄	林ノ下突端から甲寄鶴礁まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	伊根	城山鼻から青島南端を経て鋤埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	宮津	片島鼻から日置埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大手川大手橋下流の河川水面
	舞鶴	金ケ埼から零度に引いた線、博奕岬から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに高野川、伊佐津川、寺川、伊保良川、祖母谷川及び志樂川各最下流道路橋下流の河川水面
	野原	コツトイ埼から三ツ礁鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	田井	小埼から椎埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
大阪	岸和田	市内城址三角点(二〇メートル)から三百三十九度千メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	堺	石津川口右岸突端から大阪港南突堤燈台(北緯三十四度三十八分九秒東経百三十五度二十四分)を見透した線、大阪港南境界線及び陸岸により囲まれた海面
	大阪	神崎川口左岸突端から二百十四度に引いた線、大和川口左岸突端から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに木津川大浪橋、尻無川岩崎橋、安治川船津橋及び新淀川最下流鉄橋各下流の河川の水面及び船津橋南端と大浪橋東端を結んだ線以西の運河水面
兵庫	尼崎	武庫川口右岸突端から二百度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線、大阪港北境界線及び陸岸により囲まれた海面並びに庄下川最下流道路橋下流の河川水面
	西宮	夙川口右岸突端から百五十八度に引いた線、申川口左岸突端から二百二十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	神戸	妙法寺川口左岸突端から九十三度に引いた線、芦屋川口左岸突端から二百二十二度三十分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	明石	明石港突堤燈台(北緯三十四度三十八分二十三秒東経百三十四度五十九分三十四秒)を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面
	二見	瀬戸川口左岸突端から二百四十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	別府	別府港防波堤燈台(北緯三十四度四十二分四十二秒東経百三十四度五十分五十五秒)を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	高砂	高砂港突堤燈台(北緯三十四度四十三分五十秒東経百三十四度四十七分五十二秒)を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
	伊保	伊保港燈台(北緯三十四度四十五分二秒東経百三十四度四十六分十五秒)を中心として千メート

八木
飾磨
網干
相生
赤穂
津居山
香住
柴山
岩屋
洲本
福良
湊
都志
郡家

ルの半径を有する円内の海面及び洗川千鳥橋下流の河川水面
木場三角点（一〇六・一メートル）から二百三十度千百メートルの地点を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面及び八家川三橋下流の河川水面
市川口右岸突端から百八十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度五千九百メートルの地点まで引いた線同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに
夢前川廣栄橋及び船場川思案橋各下流の河川水面
飾磨港西境界線、同線南端から二百七十度に引いた線、中川口右岸突端から百八十度に引いた線
及び陸岸により囲まれた海面並びに中川、揖保川、大津茂川各最下流道路橋下流の河川水面
釜埼から金ケ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
岡山縣と兵庫縣の境界海岸から取揚島北端及び御前岩を経て御埼まで引いた線及び陸岸により
囲まれた海面並びに大津川石ケ崎橋、野々内澪樋門、千種川赤穂大橋及び御崎澪元錄橋各下流
の河川水面
津居山島猿ケ城から赤島を見透した線及び陸岸により囲まれた海面並びに羽山子三角点（七七
メートル）から三百四十五度に引いた線以北の円山川の河川水面
白石島北端からそれぞれ黒島北端及び弁天島北端を見透した線並びに陸岸により囲まれた海面
コヤガ谷鼻から臼ケ浦島南端まで引いた線、同島鷹ガ巣鼻から大島北端まで引いた線、同島南
端から大山山頂を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
岩屋港東突堤燈柱（北緯三十四度三十五分十四秒東経百三十五度一分二十秒）を中心として千
メートルの半径を有する円内の海面
洲本港燈台（北緯三十四度二十分三十八秒東経百三十四度五十四分三秒）を中心として千メート
ルの半径を有する円内の海面及び洲本川最下流道路橋下流の河川水面
釣島鼻から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
北防波堤突端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
西防波堤突端を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面及び都志川大橋下流の河川
水面
南防波堤突端を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面及び郡家川大川橋下流の河
川水面

和歌山

新宮
勝浦
宇久井
三輪崎
浦神
古座

熊野川口両岸突端を結んだ線と熊野川鉄橋との間の河川水面中和歌川縣地先部分
大石原鼻からシケ島鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宇久井鼻から駒埼まで引いた線、狐島東端から中山北端まで引いた線、同地点から百十度に引
いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに長野川最下流鉄橋下流の河川水面
磯埼から鈴島北端まで引いた線、同島東端から孔島東端まで引いた線同島南端から二百八十五
度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
懐山山頂から耳ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
狼烟山山頂から二百三十五度四百五十メートルの地点を中心として七百メートルの半径を有す
る円内の海面並びに古座川大橋及び小橋各下流の河川水面

串本
箕島
日置
田辺
御坊
由良
湯浅廣
和歌山下津

橋杭水準点（二・四四メートル）から百九十二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宮埼鼻から苅藻島西端まで引いた線、同島東端から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲ま
れた海面並びに有田川安諦橋下流の河川水面
日置川口両岸突端を結んだ線と日置川鉄橋との間の河川水面
番所鼻から齋田埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに今津川今津橋下流の河川水
面
権現埼から二百九十五度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から三十度に引いた線及び
陸岸により囲まれた海面並びに日高川天田橋、西川大橋及び小橋各下流の河川水面
神谷埼から蟻島北端まで引いた線、同島南端から長埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海
面並びに由良川由良橋下流の河川水面
タタキノ鼻から天王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに廣川廣橋及び山田川栖
原橋各下流の河川水面
地ノ島鹿ノ首から田倉埼及び目取鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに紀ノ川北
島橋、加茂川硯橋及び女良川旭橋各下流の河川水面

鳥取

境
米子
赤碕
鳥取
網代

外ノ江西端から金毘羅山山頂まで引いた線、同線に接続する同線以東の陸岸及び境港導燈の前
燈（北緯三十五度三十三分四十秒東経百三十三度十四分三十秒）を中心として四千メートルの半
径を有する円弧により囲まれた海面
八尋鼻から三百十五度及び二百二十五度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
西防波堤電燈（北緯三十五度三十分三十四秒東経百三十三度三十九分三十七秒）を中心として千
八百メートルの半径を有する円内の海面
賀露港防波堤燈柱（北緯三十五度三十二分三十二秒東経百三十四度十一分十二秒）から百三十二
度二百七十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内
の河川水面
鷄島から二百七十度に引いた線、大岩村と福部村の境界海岸から零度に引いた線及び陸岸によ
り囲まれた海面並びに蒲生川最下流道路橋下流の河川水面

島根

石見
浜田
江津
仁万
久手
大社

吉田町と高津町の境界海岸を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び高津川
高角橋下流の河川水面
黒埼から鳥島水島鼻まで引いた線、同島千疊敷鼻から入道鼻まで引いた線及び陸岸により囲ま
れた海面並びに浜田川最下流道路橋下流の河川水面
渡津村三角点（一三八・八メートル）から二百七十度千四百メートルの地点を中心として二千三
百メートルの半径を有する円内の海面及び江川江川橋下流の河川水面
荒布場鼻から麦島西端まで引いた線、同島東端から廣出鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれ
た海面
久手町と鳥井村の境界海岸を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面
神戸川口右岸突端から笹子島北西端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面

七類	尾戸（渡渡）東端から九島西端まで引いた線、同島東端から青木島北端まで引いた線、同島南端から鈴原まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
惠曇	生洲鼻から男島北端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
美保関	石廊籠を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面
松江	大海崎鼻から意宇川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
安來	ケ島西端を見透した線以東の宍道湖及び大橋川の河川水面
西郷	油壺鼻から鼈山北端まで引いた線、同地点から伯太川口右岸突端まで引いた線及び陸岸より囲まれた海面
浦郷	高瀬埼から島貝埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	白埼鼻からニグ鼻まで引いた線、獅子鼻から島根鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

岡山	
日生	松ケ鼻からツブロ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
片上	伊里川口右岸突端から前島東端まで引いた線、同島南端から前島荒埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
鶴海	臍尾鼻から高目鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
牛窓	馬立鼻から前島荒埼まで引いた線、同島城ケ埼から大鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
西大寺	九蟠西突堤突端から外波埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
小串	東山川水面の河川東端から外波埼まで引いた線、九蟠西突堤基点から大浦礁まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
岡山	中小串村地先部分、高島北端から零度に引いた線、同島南端から百八十度に引いた線、松尾鼻から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宇野	高島北岸から下島島西端及び飛州を経て旭川京橋、中橋及び小橋各下流の河川水面並びに鵜崎まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
日比	掛鼻から松ケ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
琴浦	貝角点（九一・九メートル）から百八十度千五百メートルの地点から鵜石鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
味野	和井田三角点（九一・九メートル）から五十度千メートルの地点から百八十度千五百メートルの地点から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大川
下津井	井田三角点（九一・九メートル）から四十度千二百メートルの地点から二百七十度千メートルの地点から九十度六百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面並びに鷲島三角点（九一・一メートル）から九十度に引いた線以南の旧東高梁川の河川水面並びに鷲島三角点（二〇・六メートル）から九十度に引いた線以南の旧東高梁川の河川水面並びに鷲島三角点（二〇・六メートル）から九十度に引いた線以南の海面並びに鷲島三角点（九一・一メートル）から九十度に引いた線以南の海

山口	中関
福岡	秋穂
	宇部
	小野田
	厚狭
	小串
	仙崎
	特牛
	萩
	須佐
	江崎
徳島	撫養
	徳島
	小松島
	富岡
	橘
	由岐

まれた海面
中関港港燈柱（北緯三十三度五十九分四十五秒東経百三十一度三十二分四十秒）から牛ヶ頸まで引いた線、向島郷ヶ崎から開屋口突堤基点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
千石岩から岩屋ノ鼻まで引いた線、本山鼻から百十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宇部岬から二百六十度に引いた線、宇部川大橋各下流の河川水面
並びに眞諦川（新川）最下流鉄橋及び厚東川最下流道路橋下流の河川水面
小野田港防波堤燈台（北緯三十二度五十八分十二秒東経百三十一度十分二秒）を中心として千七百メートルの半径を有する円内の海面及び有穂川最下流道路橋下流の河川水面
宮崎から繩地ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに厚狭川下津橋下流の河川水面
湯玉村と小串町の境界海岸から龍宮島北端まで引いた線、同島南端から松谷鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
ヤカワ鼻から青海島千貫鼻まで引いた線、暴風標から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに三隅川最下流道路橋下流の河川水面
特牛燈台（北緯三十四度十八分五十秒東経百三十度五十三分三十六秒）から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに松本川最下流道路橋下流の河川水面
大瀬鼻から笠山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
須佐湾石から天神島三角点（四六・一メートル）を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
江崎生ヶ崎から布鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

鳶ヶ巣山山頂から三百二十度に引いた線、根嶽山頂から太郎ヶ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

妙見山三角点（六四・二メートル）を中心として二千三百メートルの半径を有する円内の海面及び撫養川最下流の河川水面
徳島港防波導水堤燈台（北緯三十四度千五十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面並びに新町川、園瀬川及び各その支流各最下流の河川水面
和田ノ鼻から大埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに財田川最下流道路橋下流の河川水面
江川最下流道路橋各下流の河川水面
富岡港燈柱（北緯三十四度十六分七秒東経百三十三度四十四分四十三秒）から三十度二百六十メートルの地点を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面
半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
小松島北東端から大鳴門橋下流の河川水面
水面
龍王崎を中心として二千三百メートルの半径を有する円内の海面並びに岡川富岡橋、那賀川及び旧那賀川各最下流道路橋各下流の河川水面
蛭ヶ島東北端を経て東由岐浦南端まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面

愛媛	香川
深浦	日和佐
宇和島	牟岐
吉田	浅川
三瓶	豊浜
八幡浜	仁尾
川之石	観音寺
	多度津
	丸亀
	坂出
	高松
	志度
	三本松
	引田
	坂手
	草壁
	土庄

前寺三角点（八八・九メートル）から七十五度千三百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
古江岬から大鳶島北東端まで引いた線、同島南端から小鳶島北西端まで引いた線、同島南端から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
観音寺港南防波堤燈台（北緯三十四度七分二十六秒東経百三十三度八分六秒）から七十二度四百四十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面並びに財田川及び一ノ谷川各最下流道路橋下流の河川水面
多度津港燈柱（北緯三十四度十六分七秒東経百三十三度四十四分四十三秒）から三十度二百六十メートルの地点を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面
丸亀土器川口左岸突端を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面
坂出川口右岸突端を順次連結した線並びに陸岸により囲まれた海面
高松港西防波堤燈台（北緯三十四度二十一分七秒東経百三十四度二分九秒）から二百三十度四百メートルの地点を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
志度房前鼻から九十度を引いた線及び陸岸により囲まれた海面
三本松寺町三角点（二二・八メートル）から二百七十度千二百メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
引田城山東端から馬宿川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
坂手下流の河川水面
草壁石山三角点（四三四・七メートル）から二百四十七度千八百五十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
土庄赤崎から三百十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宮ノ鼻から百八十度に引いた線、永代橋及び陸岸により囲まれた海面

荷浦鼻から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
浅ケ浦水準点（二・五メートル）から龍王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
御手洗鼻から三百四十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
城浦から三百四十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
松ケ鼻から丸岩鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

高知	三崎 三机 長浜 郡中 松山 北條 今治 菊間 壬生川 西條 新居浜 三島 川之江 岡村 宮浦
甲浦 室戸岬 室津 高知 宇佐 須崎 久礼	

オミ岬から大鳥井磐を経て大鳥井まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
櫻鼻から走手鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
長浜港防波堤燈台(北緯三十二度二十分五十一秒東経百三十二度二十九分十二秒)から二百四十九メートルの地点を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面
栄町水準点(一・八八メートル)から零度三百五十メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
大可賀新田西北端から興居島鼻埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
北條港燈柱(北緯三十二度五十八分二十一秒東経百三十二度四十六分二十四秒)を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
今治大浜燈台(北緯三十四度五分十二秒東経百三十二度五十九分四十八秒)から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
菊間港防波堤突端燈台(北緯三十二度五十分二十秒)から百二十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
壬生川予讃本線鉄橋下流の河川水面
大明神川口三角点(四・七メートル)を中心として四千メートルの半径を有する円弧、同三角点から六十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
西條新居浜御代島三角点(四・四メートル)を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
三島港防波堤燈台(北緯三十三度五十九分東経百三十二度三十二分四十二秒)から二百三度三百五十メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
川之江城山三角点(八一・一メートル)から三十一度六百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
岡村観音埼から龍神岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宮浦御串山ケ鼻から道明ケ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
甲浦唐人ヶ鼻から葛島西端まで引いた線、同島東端から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
室戸岬手斧磐から二子島南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
室津馬磐南西端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
高知河川水面
宇佐龍頭埼燈台(北緯三十二度二十九分三十七秒東経百三十三度三十四分三十秒)から九十度千八百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
須崎白ノ鼻(龍埼)から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
久礼角谷ノ岬からコーギノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
流の河川水面
小草鼻から鰹名南島南端まで引いた線、同島東端から鰹名北島南端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面

福岡	上ノ加江 上川口 奈半利 下田 濤水 片島
加布里 博多 芦屋 苅田 宇島 東吉富 三池 大牟田 若津	
佐賀	伊万里 呼子 唐津 住ノ江 諸富

囲まれた海面
加江埼から押岡埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
三角点(四七・五メートル)を中心として千百メートルの半径を有する円内の海面及び蟾川最下流道路橋下流の河川水面
羽根岬から二百七十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに奈半利川最下流道路橋下流の河川水面
道崎三角点(五五メートル)を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面
川山路波線から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに四万十川の河川水面
大浦鼻から遠見埼まで引いた線以東及び陸岸により囲まれた海面
大島東端及び西端からそれぞれ零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

驚ノ首から配埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
満切から残島北端まで引いた線、同島浜崎から妙見岬(小戸鼻)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
芦屋並びに石堂川及び那珂川各最下流道路橋下流の河川水面
魚見山三角点(四二・五メートル)を中心として千七百メートルの半径を有する円内の海面
苅田同円内の河川水面
宇島神島三角点(五・九メートル)を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面
東吉富三角点(一三・三メートル)から三十度九百メートルの地点を中心として二千五百メートルの半径を有する円内の海面
三池八幡町三角点(一三・三メートル)を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び桂齋川最下流道路橋下流の河川水面
大牟田中津市大江新開三角点(四・三メートル)を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び山口川山國橋下流の河川水面
若津三池港燈台(北緯三十二度六秒東経百三十度四十三分三十秒)を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び三池港燈台から八度千九百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
四ツ山頂から八百メートルの半径を有する円内の海面(船きよを含む。)
三池港境界線及び陸岸により囲まれた海面
浜武村三角点(七・一メートル)を中心として千百メートルの半径を有する円内の海面
筑後川大中島北東端から百三十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
佐賀縣と長崎縣の境界海岸から福島石岩鼻まで引いた線、樸屋埼から三百十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
友埼から加部島東端まで引いた線、同島北西端から波戸岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
高島北端から二百九十三度に引いた線、同島南東端から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに松浦川松浦橋下流の河川水面
船津川口右岸突端から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに住ノ江川の牛津川流入口下流の河川水面
搦三角点(四・八メートル)から百八十度に引いた線、大中島南西端から百三十五度に引いた線、

太堂川口左岸突端から百三十五度に引いた線及び同地点から三百十五度に引いた線により囲まれた河川水面中佐賀縣地先部分

長崎

島原
口ノ津
小浜
茂木
長崎
式見
瀬戸
大村
崎戸
佐世保
相浦
臼浦
江迎
田平
福江
富江
今福
玉ノ浦
岐宿
奈留島
奈良尾
有川

梶掛瀬から二百七十度に引いた線、同地点から上烏帽子瀬、子持島及び鷹島を経て龍宮島東端まで引いた線、同島北端から三百三十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宮埼鼻から百八十度に引いた線、臼間埼から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
高石から小田鼻石まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
汐見埼を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
小瀬戸浦南東端から鼠島外端を経て蔭の尾島長刀埼まで引いた線、同島三角点（四六・二メートル）から百八十度に香燒島まで引いた線、同島石燈籠ノ鼻から堂ノ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
より囲まれた海面並びに浦上川及び中島川各最下流道路橋下流の河川水面
端埼から神樂島立標まで引いた線、同標から四十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
結桶北西端から鏈埼西端まで引いた線、同地点から福島西端まで引いた線同島南端から唐芋埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
新城南端から臼島北端まで引いた線、同島南端から玖島埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
鶴埼から崎戸島北西端まで引いた線、同島南端から芋島北端まで引いた線、同地点から折瀬ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
向後埼から水尻鼻まで引いた線、猪首の鼻から朽木埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
大埼から三百四十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
魚見埼からコゴ瀬まで引いた線、同瀬から黒島を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
銭立鼻から高櫛島西端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面並びに江迎川江迎橋下流の河川水面
波戸埼から南龍埼まで引いた線、同埼から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
天神埼から三十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から石切鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
和島北端から三百十五度に引いた線、同島東端から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
野埼から雇尾鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
小浦北端から島山島西端まで引いた線、同島黒瀬崎から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
尼埼から首曲鼻まで引いた線、三角から白浜まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
掛り先鼻から末津島西端まで引いた線、同島南端から鳴神鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
丸瀬鼻から福見埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
野首埼から榎津三角点（一二二・六メートル）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

笛吹
平戸
生月
津吉
大島
芦辺
郷浦
勝本
比田勝
佐須奈
嚴原
豆酸

一本松鼻からエビス鼻まで引いた線、穴ノ口から内ノ雷鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
山姥埼から黒子島東端を経て坊主瀬ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
鳥瀬埼から九十度千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度に引いた線、呼埼から潮見埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
坊山埼から待鹿埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
曲鼻から百八十度六百メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線、ツルノサガリ鼻から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
若宮埼から龍神岬（龍神鼻）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
細埼から烏帽子埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
勝本北東端から名烏島（名烏巣島）北東端まで引いた線、同島北端から若宮島北東端まで引いた線、同島西端から鳥屋鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
尉殿埼から礪ノ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
立場埼からトロク埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに浦之浜川及び大戸川各最下流道路橋下流の河川水面
虎埼から耶良埼（寢釈迦鼻）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
豆酸埼から小母埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

熊本

水俣
佐敷
八代
三角
百貫
長洲
本渡
牛深
富岡
鬼池

明神埼を中心として千七百メートルの半径を有する円内の海面
鶴木山番所ノ鼻惠比須岩から唐船岩を径て京泊鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに湯浦川右岸の湯浦村と佐敷町の境界から二百二十五度に引いた線以北の湯浦川及び佐敷川最下流鉄橋下流の河川水面
加賀島三角点（二八・七メートル）を中心として五千メートルの半径を有する円内の海面並びに前川及び球磨川各最下流道路橋下流の河川水面
瀬戸ノ鼻から大矢野島金比羅鼻まで引いた線、同島塔ケ埼から千束島六四郎鼻まで引いた線、黒埼から百八十度に引いた線、戸馳島燈台（北緯三十二度三十四分二十四秒東経百三十度二十九分二十七秒）から二百十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
白川口左岸突端から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに權現山三角点（二七三・二メートル）から百八十度に引いた線以西の白川及び坪井川の河川水面
暴風信号標を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面
茂木根埼から百三十五度に引いた線、五色島三角点（一七・八メートル）から九十度及び二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに廣瀬川今釜橋、舟橋川小松原橋、町山口川昭和橋、南川昭南橋及び亀川明亀橋各下流の河川水面
宮崎三角点（五二メートル）を中心として二千二百メートルの半径を有する円弧、下須島天附三角点（四三メートル）から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
巴埼から志岐村と富岡町の境界海岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
鬼池港防波堤燈台（北緯三十二度三十二分三十八秒東経百三十度一分三十一秒）を中心として

		八百メートルの半径を有する円内の海面
大分	中津	大江新開三角点(四・三メートル)を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び山國川最下流鉄橋下流の河川水面
	竹田津	琵琶埼から太郎岩を経て龜埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	守江	権現鼻(崩レ鼻)から四十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八坂川錦江橋及び高山川永代橋各下流の河川水面
	別府	高崎山山頂から松ケ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	大分	大分港北突堤燈台(北緯三十三度十四分五十四秒東経百三十一度三十五分二十四秒)を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
	鶴崎	水準点(三・三四メートル)を中心として四千メートルの半径を有する円内の海面並びに大野川及び乙津川各最下流鉄橋下流の河川水面
	佐賀関	流泉鼻から馬ノ礁まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	臼杵	天神ケ鼻から三百三十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	津久見	千怒埼から横浦埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに青江川最下流鉄橋下流の河川水面
	佐伯	番匠川口右岸突端から東島東端まで引いた線、下り松鼻から大入島守後鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに長島川海運橋、中江川及び番匠川各最下流道路橋各下流の河川水面
	蒲江	米搗鼻から雀ケ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宮崎	延岡	九ケ島三角点(二・八メートル)から四十度千八百五十メートルの地点を中心として二千三百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
	土々呂	ヨボ埼から鯛名岬前面岩礁を経て同岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	細島	細島埼から松ケ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	宮崎	今村三角点(二・一メートル)を中心として四千メートルの半径を有する円内の海面及び大淀川高松橋下流の河川水面
	内海	内海港防波堤燈台(北緯三十一度四十五分七秒東経百三十一度二十八分三十八秒)を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面及び内海川最下流道路橋下流の河川水面
	油津	尾伏鼻から長崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに堀川最下流道路橋下流の河川水面
	外浦	観音埼から祇園埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	福島	隠現鼻を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
鹿兒島	志布志	志布志港導燈の低燈(北緯三十一度二十八分十二秒東経百三十一度六分四十一秒)を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面
	内之浦	火ノ埼から高埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに廣瀬川内之浦橋下流の河川水面
	大泊	波山鼻を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	大根占	城ケ崎突端を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	垂水	垂水三角点(八三・八メートル)から三百四十度五百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び本城川垂水橋下流の河川水面
	鹿屋	北防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	鹿兒島	鹿兒島新波止場北燈柱(北緯三十一度三十五分四十一秒東経百三十度三十四分三秒)を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
	山川	大山埼から金比羅ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	枕崎	赤崩鼻から山立神鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	野間池	山神鼻を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	串木野	串木野港北防波堤燈台(北緯三十一度四十二分二十五秒東経百三十度十五分四十秒)を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面及び五反田川最下流道路橋下流の河川水面
	川内	黒瀬岩北端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面並びに川内川鹿兒島本線鉄橋下流の河川水面
	阿久根	阿久根港防波堤燈台(北緯三十一度五十二秒東経百三十度十一分四十二秒)を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び高松川最下流道路橋下流の河川水面
	米ノ津	米ノ津港北防波堤燈台(北緯三十一度七分三十六秒東経百三十度二十分三十六秒)を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面及び米ノ津川最下流道路橋下流の河川水面
	西之表	洲ノ埼から箱埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	中甑	倉妻埼から串埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	一湊	平松山三角点(一六四メートル)を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面及び一湊川最下流道路橋下流の河川水面

参照

○海上保安廳法（昭和二十三年四月二十七日法律第二十八号）

第一條（第二項）河川の口にある港と河川との境界は、別に法律でこれを定める。

○港則法（本集法律第百十四号参照）

○船員法（昭和二十二年九月一日法律第百号）

第一條（第二項）前項に規定する船舶には、左の船舶を含まない。

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法に関する特例

二　湖、川又は港のみを航行する船舶

○あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法に関する特例（昭和二十三年七月十六日法律第百七十六号）

法律第百七十六号

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法に関する特例

第一條　都道府縣知事は、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法（昭和二十二年法律第二百十七号）施行の際現に、同法附則第十六條に掲げる法令により、試驗を受ける資格を有していた者でやむを得ない理由によりこれを受けることができなかつたものに対しては、昭和二十三年十一月三十日まで、試驗を行うことができる。

第二條　都道府縣知事は、前條の試驗に合格した者に対しては、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法第二條の規定にかかわらず、昭和二十三年十二月三十一日まで、それぞれその免許を與えることができる。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

參照

○あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法（昭和二十二年十二月二十日法律第二百十七号）

第二條　免許は、公に認定された學校又は養成施設を卒業した者であつて、都道府縣知事の行う試驗に合格した者に対して、都道府縣知事が、これを與える。

前項の學校又は養成施設に入學し、又は入所することができる者は、學校教育法第四十七條に規定する者とする。

第一項の學校又は養成施設における教科目中には、解剖學、生理學、病理學及び衞生學を含むものとし、その修業年数は、あん摩については二年以上、はり、きゆう及び柔道整復については四年以上とする。

附　則

第十六條　明治四十四年内務省令第十号按摩術營業取締規則、明治四十四年内務省令第十一号鍼術灸術營業取締規則、昭和二十一年厚生省令第四十七号柔道整復術營業取締規則又は昭和二十一年厚生省令第二十八号（按摩營業取締規則、鍼術灸術營業取締規則及び柔道整復術營業取締規則の特例に関する省令）によつてした營業の免許又は停止の処分は、夫々この法律の相当規定によつてしたものとみなす。

○森林資源造成法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十六日法律第百七十七号）

法律第百七十七号

森林資源造成法の一部を改正する法律

森林資源造成法（昭和二十年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一條中「額面三億円」を「額面十五億円」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

參照

○森林資源造成法（昭和二十年四月四日法律第三十五號）

第一條　政府は、森林資源の造成の確保を期する爲命令の定むる所に依り、農林中央金庫をして額面三億円を限り森林資源造成証券（以下証券と称す）を交付せしむるものとす。

○國民の祝日に関する法律

（昭和二十三年七月二十日法律第百七十八号）

法律第百七十八号

國民の祝日に関する法律

第一條　自由と平和を求めてやまない日本國民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに國民こぞつて祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「國民の祝日」と名づける。

第二條　「國民の祝日」を次のように定める。

元　日　一月一日　年のはじめを祝う。

成人の日　一月十五日　おとなになつたことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。

春分の日　春　分　日　自然をたたえ、生物をいつくしむ。

天皇誕生日　四月二十九日　天皇の誕生日を祝う。

憲法記念日　五月三日　日本國憲法の施行を記念し、國の成長を期する。

こどもの日　五月五日　こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。

秋分の日　秋　分　日　祖先をうやまい、なくなつた人々をしのぶ。

文化の日　十一月三日　自由と平和を愛し、文化をすすめる。

勤労感謝の日　十一月二十三日　勤労をたつとび、生産を祝い、國民たがいに感謝しあう。

第三條　「國民の祝日」には、休日とする。

附　則

1　この法律は、公布の日からこれを施行する。

2　昭和二年勅令第二十五号は、これを廃止する。

參照

○昭和二年勅令第二十五號（休日ニ關スル件）

左ノ祭日及祝日ヲ休日トス

元始祭　一月三日

新年宴會　一月五日

紀元節　二月十一日
神武天皇祭　四月三日
天長節　四月二十九日
神嘗祭　十月十七日
明治節　十一月三日
新嘗祭　十一月二十三日
大正天皇祭　十二月二十五日
春季皇靈祭　春分日
秋期皇靈祭　秋分日

○地方自治法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月二十日）
（法律第百七十九号）

法律第百七十九号

地方自治法の一部を次のように改正する。

第二條第二項の次に次の二項を加える。

前項の事務を例示すると、概ね次の通りである。但し、法令に特別の定があるときは、この限りでない。

一　地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること。

二　公園、運動場、廣場、緑地、道路、橋梁、河川、運河、溜池、用排水路、堤防等を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。

三　上水道その他の給水事業、下水道事業、電氣事業、ガス事業、電車事業、自動車事業、船舶その他の運輸事業その他企業を経営すること。

四　ドック、防波堤、波止場、倉庫、上屋その他の海上又は陸上輸送に必要な営造物を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。

五　学校、研究所、試験場、図書館、美術館、物品陳列所、公会堂、劇場、音樂堂その他の教育学藝、文化、勧業に関する営造物を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。

六　病院、隔離病舎、療養所、消毒所、産院、住宅、宿泊所、食堂、浴場、共同便所、質屋、授産場、託兒所、養老院、慈善院、少年教護施設、留置場、屠場、じんかい処理場、汚物処理場、火葬場、墓地その他の保健衞生、社会福祉等に関する営造物を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。

七　清掃、消毒、美化、騒音防止、風俗又は清潔を汚す行爲の制限その他の保健衞生、風俗のじゆん化に関する事項を処理すること。

八　防犯、防災、罹災者の救護等を行うこと。

九　未成年者、貧困者、病人、老衰者、寡婦、不具者、浮浪者、精神異常者、めいてい者等を救助し若しくは保護し、又は看護すること。

十　森林、牧野、土地、市場、漁場、共同作業場の経営その他公共の福祉を増進するために適当と認められる收益事業を行うこと。

十一　治山治水事業、農地開発事業、耕地整理事業、公有水面埋立事業、都市計画事業、不良地区改良事業その他の土地改良事業を施行すること。

十二　発明改良又は特産物等の保護奨励その他産業の振興に関する事務を行うこと。

十三　史跡、名勝その他の記念物を保護し、又は管理すること。

十四　普通地方公共團体の事務の処理に必要な調査を行い、統計を作成すること。

十五　住民、滞在者その他必要と認める者に関する戸籍、身分証明及び登録等に関する事務を行うこと。

十六　計量器及び各種生産物、家畜等の檢査を行うこと。

十七　法律の定めるところにより、建築物の構造、設備、敷地及び周密度、空地地区、住居、商業、工業その他住民の業態に基く地域等に関し制限を設けること。

十八　法律の定めるところにより、地方公共の目的のために動産及び不動産を使用又は收用すること。

十九　当該普通地方公共團体の区域内の公共的團体等の活動の綜合調整をすること。

二十　法律の定めるところにより、地方税、使用料、手数料、分担金、加入金又は夫役現品を賦課徴收すること。

二十一　基本財産又は減債基金その他積立金穀等を設置し、又は管理すること。

普通地方公共團体は、次に掲げるような國の事務を処理することができない。

一　司法に関する事務

二　刑罰及び國の懲戒に関する事務

三　國の運輸、通信に関する事務

四　郵便に関する事務

五　國立の教育及び研究施設に関する事務

六　國立の病院及び療養施設に関する事務

七　國の航行、氣象及び水路施設に関する事務

八　國立の博物館及び図書館に関する事務

同條第三項の次に次の二項を加える。

地方公共團体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府縣の條例に違反してその事務を処理してはならない。

前項の規定に違反して行つた地方公共團体の行爲は、これを無効とする。

第十二條第一項中「條例」を「條例（地方税、分担金、使用料及び手数料の賦課徴收に関するものを除く。）」に改める。

第十三條第二項中「市町村公安委員会」を「公安委員会」に改める。

第七十四條第一項中「條例」を「條例（地方税、分担金、使用料及び手数料の賦課徴收に関するものを除く。）」に改める。

第八十六條第一項中「選擧權を有する者」を「選擧權を有する者（都道府縣公安委員會の委員については、當該都道府縣國家地方警察の管轄区域内において選擧權を有する者）」に、「市町村公安委員會」を「公安委員會」に改める。

第八十八條第二項中「市町村公安委員會」を「公安委員會」に改める。

第九十二條第二項中「當該普通」を削る。

第九十六條第一項を次のように改める。

普通地方公共團體の議會は、左に掲げる事件を議決しなければならない。

一　條例を設け又は改廢すること。

二　歳入歳出予算を定めること。

三　決算報告を認定すること。

四　法律又は政令に規定するものを除く外、地方稅、使用料、手數料、分担金、加入金又は夫役現品の賦課徴收に関すること。

五　法律又は政令に規定するものを除く外、違法に賦課又は徴收された地方稅、使用料、手數料、分担金、加入金又は夫役現品の拂戻に関すること。

六　基本財産又は減債基金その他積立金穀等の設置、管理及び処分に関すること。

七　條例で定める財産の取得又は処分及び營造物の設置又は処分をすること。

八　歳入歳出予算を以て定めるものを除く外、あらたに義務の負担をし、負担附寄附又は贈與を受け、及び權利を放棄すること。

九　條例で定める契約を結ぶこと。

十　普通地方公共團體がその当事者である異議の申立、訴願、訴訟、和解、斡旋、調停及び仲裁に関すること。

十一　法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十二　普通地方公共團體の区域内の公共的團體等の活動の綜合調整に関すること。

十三　その他法律又は政令により議會の權限に属する事項

第百九條第二項中「選任し、」の下に「條例に特別の定がある場合を除く外、」を加える。

第百十條第三項に次の但書を加える。

但し、議會の議決により特に付議された事件については、閉会中も、なお、これを審査することを妨げない。

第百二十一條中「市町村公安委員會」を「公安委員會」に改める。

第百二十五條中「当該市町村の公安委員會」を「公安委員會」に改める。

第百四十一條第二項中「当該普通地方公共團體の議會の議員及び地方公共團體の有給の職員」を「地方公共團體の議會の議員及び有給の職員」に改める。

第百七十六條に第一項乃至第三項として次の三項を加える。

普通地方公共團體の議會における條例の制定若しくは改廃又は歳入歳出予算に関する議決について異議があるときは、当該普通地方公共團體の長は、この法律に特別の定があるものを除く外、その議決の日から十日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

前項の規定による議會の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。この場合においては、普通地方公共團體の長は、直ちに條例の告示その他必要な措置を講じなければならない。

前項の規定による議決については、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

第百九十三條及び第二百一條中「第百七十二條」の下に「第二項及び」を加える。

第百九十五條第三項に次の但書を加える。

但し、市にあつては條例で四人とすることができる。

第二百七條中「及び第百九條第五項」を「並びに第百九條第五項及び第二百十七條第三項」に改める。

第二百十三條に次の六項を加える。

普通地方公共團體は、條例で定める特に重要な財産又は營造物については、当該普通地方公共團體の選擧人の投票においてその過半数の同意が得られないときは、当該財産又は營造物の独占的な利益を與えるような処分又は十年を超える期間にわたる独占的な使用の許可をしてはならない。條例で定めるその他の財産又は營造物について議會において出席議員の三分の二以上の者の同意が得られないときも、また同様とする。

地方自治法の一部を改正する法律

地方公共團體の長は、この法律に特別の定があるものを除く外、その議決の日から十日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

前項の規定による議會の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。この場合においては、普通地方公共團體の長は、直ちに條例の告示その他必要な措置を講じなければならない。

前項の規定による議決については、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

第百九十三條及び第二百一條中「第百七十二條」の下に「第二項及び」を加える。

第百九十五條第三項に次の但書を加える。

但し、市にあつては條例で四人とすることができる。

第二百七條中「及び第百九條第五項」を「並びに第百九條第五項及び第二百十七條第三項」に改める。

第二百十三條に次の六項を加える。

普通地方公共團體は、條例で定める特に重要な財産又は營造物については、当該普通地方公共團體の選擧人の投票においてその過半数の同意が得られないときは、当該財産又は營造物の独占的な利益を與えるような処分又は十年を超える期間にわたる独占的な使用の許可をしてはならない。條例で定めるその他の財産又は營造物について議會において出席議員の三分の二以上の者の同意が得られないときも、また同様とする。

地方自治法の一部を改正する法律

前項の規定は、國又は公共團體に対する処分又は使用の許可については、これを適用しない。

第二項の投票を行うべき場合において、その旨の当該普通地方公共團體の長の通知があつたときは、選擧管理委員會は、その日から六十日以内に、これを選擧人の賛否の投票に付さなければならない。

前項の投票の結果が判明したときは、選擧管理委員會は、直ちにこれを当該普通地方公共團體の長に通知し、且つ、これを公表しなければならない。

政令で特別の定をするものを除く外、第四章の規定は、第四項の規定による投票にこれを準用する。

第四項の投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共團體の選擧又は第七十六條第三項の規定による解散の投票若しくは第八十條第三項及び第八十一條第二項の規定による解職の投票と同時にこれを行うことができる。

第二百十七條に次の二項を加える。

分担金を徴收する條例は、普通地方公共團體の議會又はその常任委員會において予め公聽會を開き、眞に利害関係を有する者又は学識経驗を有する者等から意見を聽かなければ、これを設け又は改正することができない。

前項の公聽會を開く場合においては、その開催の日前二十日までに、開催の日時、場所及び案件を適当な方法で公表しなければならない。新聞紙で公表する場合においては、その日から七日目

ごとに、また、同様公表しなければならない。

第二百四十三條第一項の次に次の一項を加える。

財産の寄附、譲渡及び貸與、工事の請負並びに物件、労力その他の供給に関する普通地方公共團体の議会の議決で條例で定めるその重要なものについては、出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

第二百四十三條の二　普通地方公共團体の住民は、当該普通地方公共團体の長、出納長若しくは收入役又はその他普通地方公共團体の職員について、公金の違法若しくは不当な支出若しくは浪費、財産の違法若しくは不当な処分、特定の目的のために準備した公金の目的外の支出、違法な債務その他の義務の負担、財産若しくは営造物の違法な使用又は違法若しくは権限を超える契約の締結若しくは履行があると認めるときは、その事実を証する書面を添え、監査委員に対し、監査を行い、当該行爲の制限又は禁止に関する措置を講ずべきことを請求することができる。

前項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、二十日以内に監査を行い、請求に係る事実があると認めるときは、普通地方公共團体の長に対し当該行爲の制限又は禁止を請求し、請求に係る事実がないと認めるときは、その旨を第一項の規定による請求人に通知しなければならない。

前項の規定による監査委員の請求があつたときは、普通地方公共團体の長は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員及び第一項の規定による請求人に通知しなければならない。

前二項の規定による監査委員若しくは普通地方公共團体の長の措置に不服があるとき、又はこれらの者が措置を講じないときは、第一項の規定による請求人は、最高裁判所の定めるところにより、裁判所に対し、当該職員の違法又は権限を超える当該行爲の制限若しくは禁止又は取消若しくは無効若しくはこれに伴う当該普通地方公共團体の損害の補てんに関する裁判を求めることができる。

監査委員を置かない市町村においては、第一項の規定による請求は、市町村長に対してこれをし、第二項及び第三項の規定による監査委員及び普通地方公共團体の長の職務は、市町村長が自らこれを行う。

第二百四十七條第一項の次に次の三項を加える。

前項の規定により普通地方公共團体の長の職務を行う者がないときは、都道府縣知事については内閣総理大臣、市町村長については都道府縣知事は、普通地方公共團体の長の被選挙権を有する者で当該普通地方公共團体の区域内に住所を有するものの中から臨時代理者を選任し、当該普通地方公共團体の長の職務を行わせることができる。

臨時代理者は、当該普通地方公共團体の長が選挙され、就任する時まで、普通地方公共團体の長の権限に属するすべての職務を行う。

臨時代理者により選任又は任命された当該普通地方公共團体の職員は、当該普通地方公共團体の長が選挙され、就任した時は、その職を失う。

第二百六十二條第二項中「缺職の投票」の下に「若しくは第二百十三條第四項の規定による投票」を加える。

第二百六十三條の二　普通地方公共團体は、議会の議決を経て、その利益を代表する全國的な公益的法人に委託することにより、他の普通地方公共團体と共同して、火災、水災、震災その他の災害に因る財産又は営造物の損害に対する相互救済事業を行うことができる。

前項の公益的法人は、毎年一回以上定期に、その事業の経営状況を関係普通公共團体の長に通知するとともに、これを適当と認める新聞紙に二回以上掲載しなければならない。

前項の通知があつたときは、関係普通地方公共團体の長は、直ちにこれを公表しなければならない。

第一項の相互救済事業で保険事業に該当するものについては、保険業法は、これを適用しない。

第二百六十四條に次の一項を加える。

第二百六十四條第三項及び第四項の規定は、前項の事務にこれを準用する。

第二百八十一條に次の一項を加える。

第二條第三項及び第四項の規定は、前項の事務にこれを準用する。

附　則

地方自治法の一部を改正する法律

第一條　この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

この法律施行の際現に地方公共團体の議会の議員と当該地方公共團体以外の地方公共團体の長、副知事若しくは助役又は出納長若しくは副出納長若しくは收入役若しくは副收入役その他の有給の職員を兼ねるものについては、これらの職を兼ねている間に限り、地方自治法第九十二條第二項及び第百四十一條第二項の改正規定（これらの規定を適用又は準用する規定を含む。）はこれを適用しない。この法律施行の際現に同法第五十五條第二項及び第六十五條第十一項の規定の適用又は準用を受ける得票者についても、また、同様とする。

第二條　昭和十二年七月七日から同二十年九月二日に至るまでの間において、市町村の区域の変更があつたときは、その変更に係る区域の住民は、第七條の規定にかかわらず、本條の定めるところにより、從前の市町村の区域でその市町村を置き、又は從前の市町村の区域の通りに市町村の境界変更をすることができる。

前項の処分は、政令の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会に対し、変更に係る区域の住民で選挙人名簿に登載されている者の總数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者からこれを請求しなければならない。

前項の請求があつたときは、選挙管理委員会は、請求を受理した日から三十日以内に、当該区域が從前属していた市町村の選挙人の投票に付さなければならない。

第二項の規定による区域が現に存する他の市町村に属していた場合においては、前項の投票に関する事務は、同項の規定にかかわらず、その市町村の選挙管理委員会がこれを管理する。この場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第三項の投票において有効投票の過半数の同意があつたときは、委員会の報告に基き、都道府縣知事は、当該都道府縣の議会の議決を経て市町村の廃置分合又は境界変更を定め、内閣総理大臣に届け出なければならない。

前項の場合において第一項の市町村の区域の変更に伴い処分した財産があるときは、現に存する市町村は、これが現に存する限度において、議会の議決を経てその変更に係る区域が従前属していた市町村に返還しなければならない。

前項の財産処分に不服がある市町村は、裁判所に出訴することができる。

第五項の規定による届出を受理したときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

政令で特別の定をするものを除く外、地方自治法第二編第四章の規定は、第三項の規定による投票にこれを準用する。

第二項の請求は、この法律施行の日から二年以内に限り、これを行うことができる。

第三條　法律又は政令に特別の定がある場合を除く外、この法律施行の際現になされている地方公共團体の財産又は営造物の使用の許可で改正後の地方自治法第二百十三條第二項の規定に基く條例により定められた独占的な使用の許可に該当するものは、この法律施行の日から十年以内に、夫々改正後の同條の規定による手続を経て必要な同意を得なければ、この法律施行の日から十年を経過したときは、将来に向つてその効力を失う。

第四條　警察法の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項を削る。

第四十四條中「第二十四條第一項、第三項乃至第五項」を「第二十四條」に、但書中「第二十四條第五項」を「第二十四條第四項」に改める。

第五條　この法律の施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

参照

○地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七號）

第二條（第二項）　普通地方公共團体は、その公共事務並びに従来法令により及び将来法律又は政令により普通地方公共團体に属するものの外、その区域内におけるその他の行政事務で國の事務に属しないものを処理する。

（第三項）　特別地方公共團体は、この法律の定めるところにより、その事務を処理する。

第十二條（第一項）　日本國民たる普通地方公共團体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共團体の議会の議員、長、副知事若しくは助役、出納長若しくは收入役、選挙管理委員若しくは監査委員又は市町村公安委員会の委員及び警察吏員の解職を請求する権利を有する。

第五十五條（第二項）　当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじでこれを定める。

第六十五條（第十一項）　第一項の選挙における候補者の得票数が同じであるときは、前項の規定にかかわらず、選挙長がくじで当選人を定めなければならない。

第七十四條（第一項）　選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共團体の長に対し、條例の制定又は改廃の請求をすることができる。

第八十六條（第一項）　選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共團体の長に対し、副知事若しくは助役、出納長若しくは收入役、選挙管理委員若しくは監査委員又は市町村公安委員会の委員の解職の請求をすることができる。

第八十八條（第二項）　第八十六條第一項の規定による選挙管理委員若しくは監査委員又は市町村公安委員会の委員の解職の請求は、その就職の日から六箇月間及び同條第三項の規定による議会の議決の日から六箇月間は、これをすることができない。

地方自治法の一部を改正する法律

第十三條（第二項）　日本國民たる普通地方公共團体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共團体の議会の議員、長、副知事若しくは助役、出納長若しくは收入役、選挙管理委員若しくは監査委員又は市町村公安委員会の委員及び警察吏員の解職を請求する権利を有する。

第五十五條（第二項）　当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじでこれを定める。

第六十五條（第十一項）　第一項の選挙における候補者の得票数が同じであるときは、前項の規定にかかわらず、選挙長がくじで当選人を定めなければならない。

第七十四條（第一項）　選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共團体の長に対し、條例の制定又は改廃の請求をすることができる。

第八十六條（第一項）　選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共團体の長に対し、副知事若しくは助役、出納長若しくは收入役、選挙管理委員若しくは監査委員又は市町村公安委員会の委員の解職の請求をすることができる。

第八十八條（第二項）　第八十六條第一項の規定による選挙管理委員若しくは監査委員又は市町村公安委員会の委員の解職の請求は、その就職の日から六箇月間及び同條第三項の規定による議会の議決の日から六箇月間は、これをすることができない。

地方自治法の一部を改正する法律

第九十二條（第二項）　普通地方公共團体の議会の議員は、当該普通地方公共團体の有給の職員と兼ねることができない。

第九十六條（第一項）　普通地方公共團体の議会は、左に掲げる事件を議決しなければならない。

一　條例を設け又は改廃すること。

二　歳入歳出予算を定めること。

三　決算報告を認定すること。

四　法律又は政令に規定するものを除く外、使用料、手数料、地方税、分担金、加入金又は夫役現品の賦課徴收に関すること。

五　基本財産及び積立金穀等の設置及び処分に関すること。

六　歳入歳出予算を以て定めるものを除く外、あらたに義務の負担をし及び権利を放棄すること。

七　異議の申立、訴願、訴訟及び和解に関すること。

八　普通地方公共團体の区域内の公共團体等の活動の綜合調整に関すること。

九　その他法令により議会の権限に属する事項。

第百九條（第二項）　常任委員は、会期の始めに議会において選任し、議員の任期中在任する。

第百十條（第三項）　特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。

第百二十一條　普通地方公共團体の長、選挙管理委員会の委員長、監督委員及び市町村公安委員会の委員並びにその委任又は

嘱託を受けた者は、證明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。

第百二十五條　普通地方公共團体の議会は、その採擇した請願で当該普通地方公共團体の長、選挙管理委員会若しくは監査委員又は当該市町村の公安委員会において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、且つ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

第百四十一條(第二項)　普通地方公共團体の長は、当該普通地方公共團体の議会の議員及び地方公共團体の有給の職員と兼ねることができない。

第百七十六條　普通地方公共團体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共團体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。

前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、普通地方公共團体の長は、議会を被告として裁判所に出訴することができる。

第百九十三條　第百二十七條第二項、第百四十一條第一項、第百四十二條及び第百六十六條第一項の規定は選挙管理委員に、第百五十條の規定は選挙管理委員会に、第百五十三條第一項、第百五十四條及び第百五十九條の規定は選挙管理委員会の委員長に、第百七十二條←第四項の規定は選挙管理委員会の書記にこれを準用する。

第百九十五條(第三項)　監査委員の定数は、都道府縣にあつては四人、市町村にあつては二人とする。

第二百一條　第百四十二條、第百五十四條、第百五十九條、第百六十四條、第百六十六條第一項及び第百九十二條の規定は監査委員に、第百七十二條←第四項の規定は監査委員の事務を補助する書記にこれを準用する。

第二百七條　普通地方公共團体は、條例の定めるところにより、第百條第一項の規定により出頭した選挙人その他の関係人及び第百九條第五項の規定による公聴会に参加した者の要した実費を弁償しなければならない。

第二百十三條　普通地方公共團体は、法律又は政令に特別の定があるものを除く外、財産の取得、管理及び処分並びに営造物の設置及び管理に関する事項は、政令でこれを定めなければならない。

第二百十七條　普通地方公共團体は、分担金を徴収することができる。

分担金は、政令の定めるところにより、数人若しくは普通地方公共團体の一部を利する財産若しくは営造物又は普通地方公共團体の一部に対し利益のある事件に関し、特に利益を受ける者からこれを徴収する。

第二百四十三條(第一項)　普通地方公共團体は、法律又は政令に特別の定がある場合を除く外、財産の賣却及び貸與、工事の請負並びに物件、労力その他の供給は、競争入札に付さなければならない。但し、臨時急施を要するとき、入札の價格が入札に要する経費に比較して得失相償わないとき、又は議会の同意を得たときは、この限りでない。

普通地方公共團体は、公金の徴収若しくは支出の権限を私の團体若しくは個人に委任し、若しくはその権限をこれらの者をして行わせ、又はこれらの者をして営業の免許その他これに類する処分及びこれらの処分に関係のある公金の徴収に関與させてはならない。但し、法律の定めるところにより源泉において徴収する税金又は消費者若しくは行爲者が消費若しくは行爲の際支拂うべき税金を徴収させることを妨げない。

前項但書の規定により普通地方公共團体の徴収すべき税金を徴収する私の團体の代表者(代表者がないときはこれに準ずる者)又は個人は、当該普通地方公共團体の規則の定めるところにより計算をし、計算書並びにその証拠となるべき帳簿及び書類を当該普通地方公共團体の出納長又は収入役に提出し、その検査を受けなければならない。計算書並びにその証拠となるべき帳簿及び書類には、当該團体の税金徴収の責任者又は当該個人がその属正であることを保証する旨を記載し、且つ、これに署名し、印をおさなければならない。

前項の検査により公金の取扱について不正の廉があることが判明したときは、出納長又は収入役は、検察官に直ちにその旨を通知しなければならない。

地方自治法の一部を改正する法律

第二百四十七條(第一項)　普通地方公共團体の長及び副知事若しくは助役(第百五十二條第二項の規定による普通地方公共團体の長の職務代理者を含む。以下本條中これに同じ。)にともに事故があるとき、又は普通地方公共團体の長及び副知事若しくは助役がともに欠けたときは、事故のある者を除く外、当該普通地方公共團体の規則で定めた上席の事務吏員が普通地方公共團体の長の職務を行う。

第二百六十二條(第二項)　前條第三項の規定による投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共團体の選挙又は第七十六條第三項の規定による解散の投票若しくは第八十條第三項及び第八十一條第二項の規定による解職の投票←と同時にこれを行うことができる。

第二百六十四條　特別市は、その公共事務並びに法律又は政令により特別市に属するもの及び從來法令により都道府縣及び市に属するもの(政令で特別の定をするものを除く。)の外、その区域内におけるその他の行政事務で國の事務に属しないものを処理する。

第二百八十一條　都の区は、これを特別区という。

特別区は、その公共事務及び法律若しくは政令又は都の條例により特別区に属するもの並びに從來法令又は都の條例により都の区に属するものの外、その区域内におけるその他の行政事務で國の事務に属しないものを処理する。

○警察法（昭和二十二年十二月十七日法律第百九十六号）

第二十四條（第二項）　地方自治法第八十六條、第八十七條及び第八十八條第二項の規定は、委員解職の請求にこれを準用する。但し、同法第八十六條第一項中「その総数の三分の一以上の者」とあるのは「当該都道府縣國家地方警察の管轄区域内において選挙権を有する者の三分の一」と読み替えるものとする。

第四十四條　市町村公安委員会の組織及び運営並びにその委員の資格、任命、兼職禁止、服務、任期、退職、罷免、報酬及び費用弁償については、第二十一條乃至第二十三條、第二十四條第一項、第三項乃至第五項、第二十五條及び第二十六條の規定を準用する。但し、地方自治法の規定による解職請求に基いて解職される場合においては、第二十四條第五項の規定にかかわらず、その職を失うものとする。なお第二十一條乃至第二十六條の規定中都道府縣とあるは市町村と、都道府縣知事とあるは市町村長と、都道府縣規則とあるは市町村規則と読み替えるものとする。

○地方自治法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月二十日法律第百八十号）

法律第百八十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十八條第一項第一中「一　総務部」を「一　総務局」に、「二　財務部」を「二　財務局」に改め、同項の次に次の一項を加える。

都は、特別の必要があるときは、前項の規定にかかわらず、條例で、左の局を設けることができる。

一　建築局

(一)　住宅及び建築に関する事項

同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第一第五号の次に次の一号を加える。

六　建築部

(一)　住宅及び建築に関する事項

附　則

この法律は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。

参照

○地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第百五十八條（第一項）　都道府縣知事の権限に属する事務を分掌させるため、都道府縣に左の局部を置く。

第一　都

一　総務部

(一)　職員の進退及び身分に関する事項

(二)　議会及び都の行政一般に關する事項

(三)　市町村その他公共團体の行政一般に関する事項

(四)　他の主管に属しない事項

二　財務部

(一)　都の予算、税その他の財務に関する事項

三　民生局

(一)　社会福祉に関する事項

(二)　社会保険に関する事項

四　教育局

(一)　教育学藝に関する事項

五　経済局

(一)　農業、工業、商業、林業及び水産業に関する事項

(二)　物資の配給及び物価の統制に関する事項

(三)　度量衡に関する事項

六　建設局

(一)　建設及び復興一般に関する事項

(二)　都市計画に関する事項

(三)　住宅及び建築に関する事項

(四)　土木に関する事項

七　交通局

(一)　交通に関する事項

八　水道局

(一)　水道に関する事項

九　衛生局

(一)　保健衛生に関する事項

(二)　保健所に関する事項

十　労働局

(一)　労働に関する事項

第二　道府縣

一　総務部

(一)　職員の進退及び身分に関する事項

(二)　議会及び道府縣の行政一般に関する事項

(三)　道府縣の予算、税その他の財務に関する事項

(四)　市町村その他公共團体の行政一般に関する事項

(五)　他の主管に属しない事項

二　民生部

(一)　社会福祉に関する事項

(二)　社会保険に関する事項

三　教育部

(一)　教育学藝に関する事項

四　経済部

(一)　農業、工業、商業、林業及び水産業に関する事項

(二)　物資の配給及び物価の統制に関する事項

(三)　度量衡に関する事項

(四)　労働に関する事項

五　土木部

(一)　土木に関する事項

(二)　都市計画に関する事項

(三)　住宅及び建築に関する事項

(四)　交通に関する事項

六　衞生部
(一)　保健衞生に関する事項
(二)　保健所に関する事項
七　農地部
(一)　農地関係の調整に関する事項
(二)　開拓及び入植に関する事項

(第二項)　道府縣は、特別の必要があるときは、前項の規定にかかわらず、條例で、左の部を設けることができる。但し、農林部を設けた場合においては商工部を、商工部を設けた場合においては農林部を設けることはできない。

第一　道府縣
一　農林部(又は林務部)
(一)　農業、林業及び水産業に関する事項(林務部にあつては林業に関する事項)
(二)　農林水産物資の配給に関する事項(林務部にあつては林産物資の配給に関する事項)
二　商工部
(一)　商業及び工業に関する事項
(二)　物資(農林水産物資を除く。)の配給及び物資の統制に関する事項
(三)　度量衡に関する事項
三　水産部
(一)　水産業に関する事項
(二)　水産物資の配給に関する事項
四　労働部
(一)　労働に関する事項
五　公共事業部
(一)　公共事業の経営に関する事項
第二　道
一　開拓部
(一)　開拓及び入植に関する事項

都道府縣知事は、その権限に属する事務を分掌させるため、條例で、局部の下に必要な分課を設けることができる。

市町村長はその権限に属する事務を分掌させるため、條例で必要な部課を設けることができる。

○理容師法の一部を改正する法律

(昭和二十三年七月二十日法律第百八十一号)

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二條　学校教育法第四十七條に規定する者で、厚生大臣の指定した理髪師養成施設において一年以上理髪師たるに必要な智識及び技能を修得した後更に一年以上の実地習練を経た者は、都道府縣知事の免許を受けて理髪師になることができる。その実地習練について必要な規定は、省令でこれを定める。

第三條　学校教育法第四十七條に規定する者で、厚生大臣の指定した美容師養成施設において一年以上美容師たるに必要な智識及び技能を修得した後更に一年以上の実地習練を経た者は、都道府縣知事の免許を受けて美容師になることができる。その実地習練について必要な規定は、省令でこれを定める。

第四條　厚生大臣が第二條及び第三條に規定する理髪師及び美容師の養成施設を指定しようとするときは、理容師養成施設指定協議会に諮問しなければならない。

前項の理容師養成施設指定協議会に関する規定は、省令で、これを定める。

附　則

第二十條　この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

第二十一條　学校教育法第四十七條に規定する者は、第二條及び第三條の規定にかかわらず、昭和二十八年六月三十日までは、都道府縣知事が行う理髪師又は美容師の試験に合格したときは、免許を受けて理容師になることができる。

前項の試験は、従前の例により行うものとする。

知事の免許を受けて理髪師になることができる。その実地習練について必要な規定は、省令でこれを定める。

第三條　学校教育法第四十七條に規定する者で、厚生大臣の指定した美容師養成施設において一年以上美容師たるに必要な智識及び技能を修業した後更に一年以上の実地習練を経た者は、都道府縣知事の免許を受けて美容師になることができる。その実地習練について必要な規定は、省令でこれを定める。

第四條　厚生大臣が第二條及び第三條に規定する理髪師及び美容師の養成施設を指定しようとするときは、理容師養成施設指定協議会に諮問しなければならない。

前項の理容師養成施設指定協議会に関する規定は、省令で、これを定める。

附　則

第二十條　この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

第二十一條　学校教育法第四十七條に規定する者は、第二條及び第三條の規定にかかわらず、昭和二十八年六月三十日までは、都道府縣知事が行う理髪師又は美容師の試験に合格したときは、免許を受けて理容師になることができる。

前項の試験は、従前の例により行うものとする。

参照

○学校教育法(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)

第四十七條　高等學校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は監督廳の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

○理容師法(昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十四号)

第二條　左に掲げる者は、都道府縣知事の免許を受けて、理髪師になることができる。

一　学校教育法第四十七條に規定する者で、厚生大臣の指定した理髪師養成施設において一年以上理髪師たるに必要な智識及び技能を修得した者

二　学校教育法第四十七條に規定する者で、理髪師たるに必要な知識及び技能に関して都道府縣知事が行う理髪師試験に合格した者

第三條　左に掲げる者は、都道府縣知事の免許を受けて、美容師になることができる。

一　学校教育法第四十七條に規定する者で、厚生大臣の指定した美容師養成施設において一年以上美容師たるに必要な知識及び技能を修業した者

二　学校教育法第四十七條に規定する者で、美容師たるに必要な知識及び技能に関して都道府縣知事が行う美容師試験に合格した者

第四條　都道府縣知事は、前二條に規定する理髪師試験及び美容師試験を夫々毎年一回以上行わなければならない。この法律に定めるものの外理髪師試験及び美容師試験に関して必要な事項は、省令でこれを定める。

○食糧確保臨時措置法（昭和二十三年七月二十日法律第百八十二号）

食糧確保臨時措置法

（法律の目的）

第一條　この法律は、主要食糧農産物の生産及び供出を確保するため、公正且つ計画的にその生産数量及び供出数量の割当等を行い、もつて食糧事情の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「主要食糧農産物」とは、米、大麦、はだか麦、小麦、甘しよ、馬鈴しよ及び雑穀をいう。

2　この法律において「農業計画」とは、主要食糧農産物の生産数量生産者保有数量若しくは供出数量（代替供出の範囲及び比率を含む）又はその生産に必要な肥料、農薬若しくは農機具等の配給数量について行政廳の定める計画をいう。

3　この法律において「生産者」とは、主要食糧農産物の生産を行う者をいう。

（農林大臣の定める農業計画）

第三條　農林大臣は、中央農業調整審議会及び都道府縣知事の意見に基き、米、大麦、はだか麦、小麦、甘しよ、馬鈴しよ又は農林大臣の指定する雑穀についての都道府縣別の農業計画及びその実施に関し必要な事項を定め、これを当該都道府縣知事に指示する。

2　政府は、主要食糧農産物の生産を確保するため必要な奨励措置を定め、これを公表する。

3　政府は、主要食糧農産物の生産を確保するため必要な資金の融通につき、計画を定め、その実施に関して必要な措置を講ずる。

4　主務大臣は、農業計画に定められた肥料、農薬及び農機具その他主要食糧農産物の生産に必要な物の生産、配給又は輸送の業務を営む者に対し、これらの物の供給を確保するため必要な事項を指示することができる。

5　中央農業調整審議会に関する規程は、政令でこれを定める。

（都道府縣知事の定める農業計画）

第四條　都道府縣知事は、前條第一項の指示を受けたときは、その指示に従い、都道府縣農業調整委員会の議決を経て、市町村別の農業計画及びその実施に関し必要な事項を定め、これを当該市町村長に指示しなければならない。

2　都道府縣知事は、必要があると認めるときは、農林大臣の承認を受け、都道府縣農業調整委員会の議決を経て、前條第一項に規定する雑穀以外の雑穀についての市町村別の農業計画及びその実施に関し必要な事項を定め、これを当該市町村長に指示することができる。

3　都道府縣知事は、前二項の規定による指示をしたときは、遅滞なくその指示に係る農業計画を公表しなければならない。

（市町村長の定める農業計画）

第五條　市町村長は、前條第一項又は第二項の規定による指示を受けたときは、その指示に従い、市町村農業調整委員会の議決を経て、当該市町村の区域内に住所を有する生産者別の農業計画を定めなければならない。

2　前項の農業計画は、当該農業計画に係る生産者の意見を徴し、左の事項を勘案してこれを定めなければならない。

一　当該生産者が農地の利用に関して有する計画

二　農地の面積、地方その他の狀況

三　作付及び收穫の実績

四　作物の組み合せに関する事項

五　当該生産者と同一世帯に属する者の狀況

六　飼養家畜の種類及び頭数

3　市町村長は、第一項の農業計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

（異議の申立）

第六條　前條第一項の農業計画に係る生産者は、当該農業計画について異議があるときは、市町村長に対して異議を申し立てることができる。但し、同條第三項の規定による公表があつた日から十日を経過したときは、この限りでない。

2　市町村長は、前項の申立を受けたときは、市町村農業調整委員会の議決を経て、同項の期間満了後二十日（第三項の場合にあつては四十日）以内にこれを決定しなければならない。

3　前項の決定をする場合において、当該決定に因つて第四條第一項又は第二項の規定により指示された農業計画又はその実施に関し必要な事項の変更を生ずるときは、市町村長は、あらかじめ都道府縣知事の承認を受けなければならない。

4　前項の場合において、市町村長は、都道府縣知事に対し、当該変更の理由たる事実について、その調査を請求することができる。

5　都道府縣知事は、前項の請求を相当と認めるときは、みずから、又は作物報告事務所長に委嘱して、同項の事実を調査しなければならない。

6　都道府縣知事は、第三項の承認をするには、都道府縣農業調整委員会の議決を経なければならない。

7　第三項の承認をする場合において、当該承認に因つて第三條第一項の規定により指示された農業計画又はその実施に関し必要な事項の変更を生ずるときは、都道府縣知事は、あらかじめ農林大臣の承認を受けなければならない。

（農業計画の指示）

第七條　第五條第一項の農業計畫につき前條第一項の期間内に同項の規定による異議の申立がないとき又は同項の規定による異議の申立があつた場合において同條第二項の規定による決定をしたときは、市町村長は、当該農業計画に係る生産者に対し、当該農業計画を指示しなければならない。

2　前項の規定による指示を受けた者は、その指示に係る農業計画において定められた生産数量の確保に努めなければならない。

3　第一項の規定による指示があつたときは、その指示に係る農業計画において定められた主要食糧農産物の供出数量（第八條第一

項の規定による変更があつた場合においては、その変更後における供出数量）をもつて、その指示を受けた者が食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三條第一項の規定により政府に賣り渡すべき数量とする。

4　政府は、第五條第一項の農業計画に係る生産者に対し、前項の供出数量をこえて食糧管理法第三條第一項の規定により主要食糧農産物の賣渡を命ずることはできない。

5　市町村長は、第一項の規定による指示をしたときは、その指示した農業計画において定めた配給数量に相当する数量の肥料、農薬又は農機具等を、臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）第一條第一項の規定による命令に基き、時期を失しないで当該生産者に割り当てなければならない。

（供出数量の変更）

第八條　前條第一項の規定による指示を受けた者は、災害その他真にやむを得ない事由に因つてその指示に係る農業計画によつて定められた供出数量の主要食糧農産物を供出することができなくなつたときは、市町村長に対して、当該供出数量の変更を請求することができる。

2　前項の請求をするには、同項の事由が生じてから十日以内に、市町村長に、これを届け出ておかなければならない。

3　第一項の請求は、都道府縣知事の定める期間内にこれをしなければならない。但し、その期間が経過してから生じた事由に基く場合は、この限りでない。

4　第一項の請求は、食糧管理法第三條第一項の規定による賣渡命令の効力を停止しない。但し、第五項において準用する第六條第二項の規定による決定があるまでは、食糧緊急措置令（昭和二十一年勅令第八十六号）第一條の規定による收用は、これを行わない。

5　第一項の場合には、第六條第二項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同條第二項中「同項の期間満了後」とあるのは、「第八條第一項の請求を受けた日から」と読み替えるものとする。

（肥料等の配給数量の削減）

第九條　市町村農業調整委員会は、第七條第一項の規定による指示を受けた者が、その責に帰すべき事由に因りその指示に係る農業計画において定められた生産数量を確保できる見込がないと認めるときは、同條第五項の規定により割り当てられた肥料、農薬又は農機具等の配給数量の削減を市町村長に請求することができる。

（不急農産物の作付の制限）

第十條　都道府縣知事が、主要食糧農産物の生産を確保するため、その生産の確保に支障を及ぼす虞のある農産物の一定面積以上の作付を制限する必要があると認める場合において、都道府縣農業調整委員会の議決を経て、地域、期間、農産物の種類及び面積を指定したときは、市町村農業調整委員会の承認を受けなければ、当該地域においては当該期間内は当該面積をこえて当該農産物の作付をしてはならない。

2　前項の指定は、当該指定に係る期間の開始する日から少くとも二箇月前に、公示してこれをしなければならない。

（市町村農業調整委員会の指示）

第十一條　市町村農業調整委員会は、主要食糧農産物の生産を増進し、又はその生産の障害を除くため特に必要があると認めるときは、市町村の区域内に住所を有する生産者その他市町村の区域内の土地又は農業用施設につき権利を有する者に対し、病虫害の予防又は害虫の駆除、水利の調整、防護林の保全、農業用施設の共同利用等に関し必要な事項を指示することができる。

2　前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わないときは、市町村農業調整委員会は、都道府縣知事に対して、その者に当該指示に従うことを命ずべきことを申請することができる。

3　都道府縣知事は、前項の規定による申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば十日以内にこれを申し出るべき旨を催告しなければならない。

4　前項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないと認めるときは、都道府縣知事は、第一項の規定による指示に従うべきことを命ずることができる。

（市町村農業調整委員会）

第十二條　市町村に市町村農業調整委員会を置く。

2　市町村農業調整委員会は、都道府縣知事及び市町村長の監督に属し、この法律その他の法令によりその権限に属させた事項を処理する。

（組織）

第十三條　市町村農業調整委員会は、委員をもつてこれを組織する。

2　市町村農業調整委員会に会長を置く。会長は、委員がこれを互選する。

3　委員は、第十四條の規定により選挙権を有する者が同條の規定により被選挙権を有する者につき選挙した者十五人をもつてこれに充てる。

4　市町村長は、特に必要があると認めるときは、都道府縣知事の認可を受けて前項の委員の定数を増減することができる。

5　市町村長は、第三項の規定により選挙される委員の外、三人を限り、委員を選任することができる。

6　市町村長は、前項の委員を選任するには、第三項の規定により選挙された委員の過半数の同意を得なければならない。

（委員の選挙権及び被選挙権）

第十四條　市町村の区域内に住所を有し、命令をもつて定める面積の農地について耕作の業務を営む者で年齢満二十年以上のものは、市町村農業調整委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有する。

2　禁治産者及び準禁治産者並びに懲役又は禁この刑に処せられその執行を終り、又はその執行を受けることがなくなるまでの者は選挙権及び被選挙権を有しない。

（委員の解職の請求）

第十五條　市町村農業調整委員会の委員の選挙権を有する者は、その総数の三分の一以上の連署をもつて第十三條第三項の規定により選挙された委員の解職を請求することができる。

（報告等）

第十六條　市町村農業調整委員会は、第十二條第二項に規定する事項を処理するため必要があるときは、市町村の区域内に住所を有する生産者その他関係者に対し、その出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員に農地その他必要な場所に臨んで所要の調査をさせることができる。

（市町村長による取消及び代執行）

第十七條　市町村長は、市町村農業調整委員会の議決又は処分が法令又は法令に基いてする行政廳の処分に違反すると認めるときは、その議決又は処分を取り消すことができる。

2　前項の場合には、市町村長は、都道府縣知事の承認を受けて、市町村農業調整委員会の議決を経ないで第五條第一項若しくは第六條第二項（第八條第五項において準用する場合を含む。）の規定による処分をし、又は市町村農業調整委員会の処分に代るべき処分をすることができる。

3　市町村農業調整委員会が成立しないとき、又は成立した場合において議決すべき事項を議決しないときも、また前項と同様とする。

（補助金）

第十八條　市町村農業調整委員会に関する費用については、政府は、毎年度予算の範囲内で補助金を市町村に交付する。

（地区農業調整委員会等）

第十九條　特別の事情のある市町村には、命令の定めるところにより、市町村農業調整委員会を置かないことができる。この場合においては、この法律により市町村農業調整委員会の権限に属させた事項は、市町村長がこれを処理する。

2　都道府縣知事は、特に必要があると認めるときは、市町村の区域を二以上の地区に分け、市町村農業調整委員会に代え、各地区に地区農業調整委員会を置くことができる。

3　この法律中市町村農業調整委員会及びその委員に関する規定は、第一項の規定を除いて、前項の地区農業調整委員会及びその委員にこれを準用する。この場合において、第十一條、第十四條及び第十六條中「市町村の区域内」とあるのは「地区農業調整委員会の地区内」と読み替えるものとする。

（委任規定）

第二十條　この法律に定めるものの外、市町村農業調整委員会及び地区農業調整委員会並びにこれらの委員会の委員に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

（都道府縣農業調整委員会）

第二十一條　都道府縣に都道府縣農業調整委員会を置く。

2　都道府縣農業調整委員会は、農林大臣及び都道府縣知事の監督に属し、この法律その他の法令によりその権限に属させた事項を処理する。

（組織）

第二十二條　都道府縣農業調整委員会は、会長及び委員をもつてこれを組織する。

2　会長は、都道府縣知事をもつてこれに充てる。

3　委員は、都道府縣知事の定める選挙区ごとに、第十三條第三項の規定により選挙された市町村農業調整委員会の委員の中から二人を互選する。但し、第二十五條第一項の規定により地方農業調整委員会ごとに同條第四項の規定により互選された委員の中から二人を互選する。

4　都道府縣知事は、前項の規定により互選される委員の外、五人を限り、委員を選任することができる。

5　前項の場合には、第十三條第六項の規定を準用する。

（委員の解職の請求）

第二十三條　前條第三項の規定により、都道府縣農業調整委員会の委員を互選することのできる者は、その者の属する選挙区（同項但書の場合にあつては地方農業調整委員会、以下本條において同じ。）と同一の選挙区に属し、同項の規定により互選することのできる者の総数の三分の一以上の連署をもつて、当該選挙区に属し、同項の規定により互選された都道府縣農業調整委員会の委員の解職を請求することができる。

（準用）

第二十四條　都道府縣農業調整委員会には、第十六條から第十八條まで及び第二十條の規定を準用する。この場合において、第十六條中「第十二條第二項」とあるのは「第二十一條第二項」と、「市町村の区域内」とあるのは「都道府縣の区域内」と、第十七條第一項中「市町村長」とあるのは「都道府縣知事」と、同條第二項中「市町村長は、都道府縣知事の承認を受けて」とあるのは「都道府縣知事は」と、「第五條第一項若しくは第六條第二項（第八條第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第四條第一項若しくは第二項若しくは第十條第一項」と、第十八條中「市町村」とあるのは「都道府縣」と読み替えるものとする。

（地方農業調整委員会）

第二十五條　都道府縣知事は、必要があると認めるときは、区域を定めて地方農業調整委員会を置き、都道府縣農業調整委員会の権限に属する事項で当該区域に関するものを処理させることができる。

2　地方農業調整委員会は、会長及び委員をもつてこれを組織する。

3　会長は、当該区域を所管する支廳若しくは地方事務所の長又は当該区域内の市町村長で都道府縣知事の指定する者をもつてこれに充てる。

4　委員は、第一項の区域内の市町村に設置された市町村農業調整委員会ごとに第十三條第三項の規定（第十九條第三項において準用する場合を含む。）により選挙された委員の中から二人を互選する。

（準用）

第二十六條　地方農業調整委員会には、第十六條から第十八條まで、第二十二條第四項第五項及び第二十三條の規定を準用する。この場合において、第十六條中「第十二條第二項」とあるのは、「第二十五條第一項」と、「市町村の区域内」とあるのは「地方農業調整委員会の区域内」と、第十七條第一項中「市町村長」とあるのは「都道府縣知事」と、同條第二項中「市町村長は、都道府縣知事の承認を受けて」とあるのは「都道府縣知事は」と、「第五條第一項若しくは第六條第二項（第八條第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第四條第一項若しくは第二項」と、第十八條中「市町村」とあるのは「都道府縣」と、第二十二條第四項中「五人」とあるのは「三人」と、第二十三條中「前條第三項」とあるのは「第二十五條第四項」と、「選挙区」とあるのは「市町村農業調整委員会」と読み替えるものとする。

（特別市等の特例）

第二十七條　この法律中都道府縣又は都道府縣知事に関する規定は、特別市にあつては特別市又は特別市の市長に、市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第百五十五條第二項の市にあつては区又は区長に、特別市にあつては行政区又は行政区の区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者これを適用する。

（行政廳による報告及び調査）

第二十八條　行政廳は、農業計画を定め又はこれを実施するため必要があると認めるときは、命令の定めるところにより、農地の面積、地力その他の状況又は作付及び收穫の実績等につき、必要な報告を徴し、又は当該官吏若しくは吏員に農地その他必要な場所に臨んで、その状況を調査させることができる。

2　前項の規定により調査を行う当該官吏若しくは吏員は、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯に、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

（罰則）

第二十九條　第三條第四項又は第十條第一項の規定に違反した者は、これを二万円以下の罰金に処する。

第三十條　第十一條第四項の規定による命令に違反した者は、これを五千円以下の罰金に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から、これを施行する。

2　この法律の施行後市町村農業調整委員会、都道府縣農業調整委員会、地方農業調整委員会又は地区農業調整委員会が成立するに至るまでは、この法律により当該委員会の権限に属させた事項は、命令で定める委員会がこれを処理する。

3　この法律は、昭和二十六年三月三十一日限りその效力を失う。但し、その時までにした行爲に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその效力を有する。

参照

○食糧管理法（昭和十七年二月二十一日法律第四十號）

第三條（第一項）　米穀、大麥、稞麥又ハ小麥（以下米麥ト稱ス）ノ生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有シ小作料トシテ之ヲ受クル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米麥ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ政府ニ賣渡スベシ

○食糧緊急措置令（昭和二十一年二月十七日勅令第八十六號）

第一條　主要食糧（食糧管理法第二條ノ主要食糧ニシテ農林大臣ノ指定スルモノヲ謂フ以下第八條迄同ジ）ノ所有者ガ同法第三條第一項ノ規定又ハ同法第九條ノ規定ニ基ク命令ニ依リ政府ニ賣渡スベキ主要食糧ヲ當該命令ニ定メタル時期迄ニ賣渡サザルトキハ政府ハ當該命令ニ係ル主要食糧ニシテ政府ニ賣渡サザル數量ニ相當スルモノヲ收用スルコトヲ得

○臨時物資需給調整法（昭和二十一年十月一日法律第三十一號）

第一條（第一項）　主務大臣は、産業の回復及び振興に関し、経済安定本部總裁が定める基本的な政策及び計畫の實施を確保するために、左に掲げる事項に關して、必要な命令をなすことができる。

一　経済安定本部總裁が定める方策に基く物資の割當又は配給

二　経済安定本部總裁が定める方策に基く供給の特に不足する物資の使用の制限又は禁止

三　経済安定本部總裁が定める方策に基く供給の特に不足する物資の生産（加工及び修理を含む。以下同じ。）、出荷若しくは輸送若しくは工事の施行又は物資の生産出荷若しくは輸送若しくは工事の施行の制限若しくは禁止

四　経済安定本部總裁が定める方策に基く供給の特に不足する物資又は遊休設備の讓渡、引渡又は貸與

○地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七號）

第百五十五條（第二項）　政令で指定する市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、條例で、その区域を分けて区を設け区の事務所を置くものとする。

○農業災害補償法の一部を改正する法律

（昭和二十二年七月二十一日法律第百八十三號）

法律第百八十三號

農業災害補償法の一部を改正する法律

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五號）の一部を次のように改正する。

第十三條の二　製糸業法による製糸業者及び蚕糸業法による蚕種製造業者（以下製糸業者等という。）は、政令の定めるところにより、農業共済組合の組合員の支拂うべき蚕繭共済に係る共済掛金の一部を負担しなければならない。

製糸業者等は、政令の定めるところにより、前項の負担金を農業共済再保險特別会計に拂い込まなければならない。

第一項の負担金は、國税徴收法の例によつて、これを徴收することができる。

主務大臣は、製糸業者等から、第一項の負担金に関し必要な報告を徴することができる。

政府は、生糸又は普通蚕種の販賣價格の統制額を定める場合には、第一項の負担金を、製糸業者等からその生産に係る生糸又は普通蚕種を譲り受ける者が負担するように、その統制額を定めなければならない。

前條の規定は、第一項の負担金にこれを準用する。

第八十四條第一項第一号中「冷害」の下に「、雪害」を加え、同條同項第二号中「又はひよう害」を「、ひよう害、雪害その他氣象上の原因（地震及び噴火を含む。）に因る災害」に改める。

第百四十一條、第百四十四條及び第百四十五條中「農林保險審査会」を「農業共済再保險審査会」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第十三條の二の規定は、昭和二十三年の蚕繭から、これを適用する。

2　農業共済再保險特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第三條中「食糧管理特別会計ヨリノ受入金、」の下に「農業災害補償法第十三條の二第一項ノ規定ニ依ル負担金、」を「、農業災害補償法第十三條ノ規定ニ依ル交付金」の下に「（同法第十三條の二第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

参照

○農業災害補償法（昭和二十二年十二月十五日法律第百八十五號）

第八十四條（第一項）　農業共済組合は、農作物共済にあつては第一号、蚕繭共済にあつては第二号、死亡廃用共済にあつては第三号、疾病傷害共済にあつては第四号、生産共済にあつては第五号に掲げる共済目的につき、当該各号に掲げる共済事故に因つて生じた損害について、組合員に対し共済金を交付するものとする。

一　共済目的　水稲、麦その他政令で指定する食糧農作物
　　共済事故　風水害、干害、冷害、その他氣象上の原因（地震及び噴火を含む。）に因る災害及び病害

二　共済目的　蚕繭
　　共済事故　蚕兒の病害及び風水害、干害、凍害又はひよう害に因る桑葉の減收

第百四十一條（第一項）　農業共済保險組合が再保險に関する事項について政府に対して訴を提起するには、農林保險審査会の審査を経なければならない。

第百四十四條　農林保險審査会は、第百四十一條の規定によりその権限に属させた事項を処理する外、主務大臣の諮問に應じて前條各号に掲げる事項を調査審議する。

第百四十五條　前二條に規定するものの外、都道府縣農業共済審査会及び農林保險審査会に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

○農業共済再保險特別會計法（昭和十九年二月十五日法律第十一號）

第三條　農業勘定ニ於テハ農作物共済及蠶繭共済ニ關スル再保險事業、經營上ノ再保險料、食糧管理特別會計ヨリノ受入金ト、積立金ヨリ生ズル收入、借入金竝ニ附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ再保險金、農業災害補償法第十三條ノ規定ニ依ル交付金ト、再保險料ノ還付金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

○金融機関再建整備法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月二十一日法律第百八十四号）

法律第百八十四号

金融機関再建整備法の一部を改正する法律

金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五條の三に次の一項を加える。

第二十五條第一項第三号の規定により資本の減少を行わなければならない金融機關は、前項の規定により資本の減少がその効力を生ずる日から、本店又は主たる事務所及び支店又は從たる事務所の所在地において百二十日以内に資本減少の登記をなせば足りるものとする。

第三十三條　第二十四條第一項の規定により確定損の整理負擔額を計算するもなお確定損の残額があるときは、その残額は、政府において、これを補償する。

政府は、前項の補償債務の決済を、國債証券の交付により行うことができる。

前項の規定により決済のため交付する國債証券の交付價格、償還期限及び利率は、次の通りとする。

一　交付價格　額面百圓につき百圓

二　償還期限　五　年

三　利　率　年四分五厘

政府は、第一項の補償債務の決済のため必要な金額を限り、公債を發行することができる。

第二項の規定による決済は、金融機關の新勘定及び旧勘定の区分の消滅した日の翌日において、これを行う。

第一項の規定による政府の補償の金額は、大藏省預金部等損失特別處理法（昭和二十一年法律第五十六號）による補償金の額と昭和二十年「ポツダム」宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く金融機關経理應急措置法の一部を改正する政令（昭和二十三年政令第六十四號）附則第七條の規定による補償金の額とを合計し、百六十三億圓を限度とする。

第二項の規定による國債証券の交付により補償を受けた金融機關は、第二十六條第三項又は第三十七條の二第一項第一號の規定により政府に納付する金額がある場合においては、当該國債證券を以て納付することができる。

第三十四條第三項中「本店又は主たる事務所の所在地においては二週間以内に、又、支店又は従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を「本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地において百二十日以内に」に改める。

第三十七條　第二十五條第三項若しくは第四項又は前條第二項若しくは第三項の規定によりその整理債務又は指定債務の債權の全部又は一部が消滅した金融機關は、新勘定及び舊勘定の区分の消滅後、調整勘定を設け、左の各號の金額を生じたときは、これを同勘定において經理しなければならない。

一　前に舊勘定に屬した資產及び負債について生じた利益金（資產の增價益及び處分益、運用益その他の利益金をいう。）の金額

二　新勘定及び舊勘定の区分の消滅する際における最終處理引當金の殘額

三　新勘定及び舊勘定の区分の消滅する際における舊勘定の負債の總額と資產の總額との差額その他主務大臣の許可を受けて積み立てた留保金の金額

四　前に舊勘定に屬した資產及び負債について生じた損失金（資產の減價損及び處分損、運用損その他の損失金をいう。）の金額

前項の規定により設ける調整勘定は、調整勘定以外の勘定と區分經理しなければならない。

前二項の適用に關し必要な事項は、主務大臣が、これを定める。

第三十七條の二　金融機關は、その調整勘定に利益金を生じたときは、隨時、第三十七條の六の規定による債權者審査會の同意を得て、且つ、主務大臣の認可を受けて、左の各號の順序により、これを處分するものとする。

一　第三十三條第一項の規定による政府の補償があつたときは、その額（金融機關の新勘定及び舊勘定の區分の消滅した日の翌日から納付の日までの期間に應じ年四分五厘の割合を乘じて得た金額を加算する。）まで、これを政府に納付する。

二　前號によるもなお利益金の殘額があるときは、左の各號の順序により、確定損を負擔して消滅した指定債務の債權者（相續人その他の一般承繼人を含む。）に、その確定損の整理負擔額の限度において、これを分配する。

イ　財產稅、戰時補償特別稅及び非戰災者家屋稅以外の租稅の徵收等により國又は地方公共團體の取得した預金等に關する債務の債權者

ロ　戰時補償特別稅に關し他の金融機關からの求償に應じて履行をなすべき債務の債權者

ハ　一万五千圓以下の退職金その他の臨時的給與の債務の債權者

三　前號によるもなほ利益金の殘額があるときは、第二十四條第一項第九號、第七號、第六號、第五號、第四號の順序により、確定損を負擔して消滅した整理債務の債權者（相續人その他の一般承繼人を含む。）に、その確定損の整理負擔額の限度において、これを分配する。

四　前號によるもなお利益金の殘額があるときは、先づ、約定利率のある整理債務の債權者に、第三號の順序により、金融機關の新勘定及び舊勘定の區分の消滅した日の翌日から本號の規定による分配の日までの期間に應じ、指定時における約定利率を超えない範圍内でできるだけ高い利率による利息に相當する金額を分配し、なお殘額があるときは、約定利率のない整理債務の債權者に、第三號の順序により、右の期間に應じ、指定時における約定利率のうち最も低い利率を超えない利率による利息に相當する金額を分配する。但し、生命保險會社による保險契約者及び年金契約者に對する利息に相當する金額の分配については、年三分五厘の利率を超えない範圍内でできるだけ高い利率によるものとする。

五　前號によるもなお利益金の殘額があるときは、先づ、約定利率のある指定債務の債權者に、第二號の順序により、金融機關の新勘定及び舊勘定の區分の消滅した日の翌日から本號の規定による分配の日までの期間に應じ、指定時における約定利率を超えない範圍内でできるだけ高い利率による利息に相當する金額を分配し、なほ殘額があるときは、約定利率のない指定債務の債權者に、第二號の順序により、右の期間に應じ、指定時における約定利率のうち最も低い利率を超えない利率による利息に相當する金額を分配する。

前項の場合において、同順位の債權者があるときは、その確定損の整理負擔額に應じ、均等の割合で分配するものとする。

金融機關再建整備法の一部を改正する法律

金融機關再建整備法施行規則（昭和二十一年大藏、農林、商工省令第一号）第六十四條第二項の規定により金融機關に無記名式の債券を提出した者は、第一項第三號の規定の適用については、これを當該債券に係る權利につき確定損を負擔した債權者とみなす。

金融機關再建整備法施行規則第六十四條第二項の規定により金融機關に無記名式の債券を提出しなければならない者が、同項の提出期限を經過した後第三十七條の三の規定による調整勘定の閉鎖の日までに、當該債券を当該金融機關に提出したときは、當該債券を提出した者は、同條の規定による利益金の殘額があるときに限り、その殘額の範圍内において、その確定損の整理負擔額に應じ均等の割合で、且つ、その確定損の整理負擔額の限度において、その殘額の分配を受けることができる。

第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第三十七條の三　金融機關は、前に舊勘定に屬した資產及び負債の整理が完了したとき又は前條の規定により調整勘定の利益金を確定損を負擔した整理債務の債權者にその整理負擔額の全額まで分配したときは、主務大臣の認可を受け、その認可に當り主務大臣の指定する日において、調整勘定を閉鎖しなければならない。

調整勘定閉鎖の際、調整勘定に利益金の殘額がある場合において、當該金融機關に商法第二百八十八條第一項の準備金（その他の法令によるこれに準ずる準備金を含む。以下法定準備金という。）があるときは、當該利益金の殘額は、法定準備金に併せられ、

又、法定準備金がないときは、當該利益金の殘額がそのまま法定準備金となるものとする。

第三十七條の四　金融機關は、新勘定及び舊勘定の區分の消滅後、前條の規定により調整勘定を閉鎖する時までの間において、前に舊勘定に屬した資産（その資産が債權である場合においてその代物辨濟として交付を受けたものを含む。以下第三十七條の五において同じ。）を處分しようとするときは、豫め、第三十七條の六の規定による債權者審査會の同意を得、且つ、主務大臣の許可を受けなければならない。但し、貸付金その他の債權を回收する場合（擔保の解除又は和解を伴うことに因り第三十七條第二項第二號乃至第五號の規定による債權者の利益を害する場合を除く。）については、この限りでない。

第三十七條の五　金融機關は、第三十七條の三の規定により調整勘定を閉鎖するまでの間は、前に舊勘定に屬した資産について、これを他の資産と區分し、當該金融機關の確定損を負擔した債權者のために、善良な管理者の注意を以て、これを管理又は處分しなければならない。調整勘定に生じた利益金についてもまた同じ。

第三十七條の六　第三十七條の規定により調整勘定を設けなければならない金融機關は、債權者審査會を置かなければならない。

債權者審査會は、七人の審査人を以て、これを組織する。

前項の審査人は、金融機關の確定損を負擔した整理債務の債權者であつて當該金融機關に對し債務を負擔していない者（當該金融機關の役員、職員その他の從業者、國、地方公共團体、持株會社整理委員會及び昭和二十年「ポツダム」宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令（昭和二十二年勅令第一号）第三條第二項に規定する覺書該當者を除く。）のうちで確定損負擔額の最も多額な者から順次に、當該金融機關の理事機關がこれを選任し、その任期は、一年とする。

金融機關の理事機關は、審査人がその就職の後當該金融機關から債務を負擔するに至つたとき、又は當該金融機關の役員、職員その他の從業者となつたときは、當該審査人を解任しなければならない。

審査人が心身の故障その他の理由に因りその職務をとることができない場合には、金融機關の理事機關は、當該審査人を解任することができる。

金融機關の理事機關は、前三項の規定により審査人を選任し又は解任したときは、遲滯なく、その者の氏名又は名稱及び住所並びに整理債務の金額を、主務大臣に届出でなければならない。

審査人は、その職務の執行のために要した費用についてその實費の支拂を受ける外、報酬を受けることができない。

債權者審査會の職務の執行は、審査人の過半數を以て、これを決する。

第三十七條の七　調整勘定に繰り入れる金額又は調整勘定から支出する金額は、法人稅法（昭和二十二年法律第二十八號）による各事業年度の普通所得及び地方稅法（昭和二十三年法律第百十號）により事業稅を課する場合における各事業年度の所得の計算上、これを益金又は損金に算入しない。

第三十七條の八　前七條の規定は、第二十五條第三項若しくは第四項又は第三十六條第二項若しくは第三項の規定によりその債權の全部又は一部が消滅した讓渡金融機關からその事業の全部の讓渡又は保險契約の全部の移轉を受けた金融機關に、これを準用する。

前項において讓渡金融機關とは、第二十六條第二項、第四十條第一項、第四十一條第一項若しくは第二項の規定により、又は第三十九條第一項の規定による整備計畫書の定めるところにより他の金融機關に事業の全部の讓渡又は保險契約の全部の移轉をなした金融機關をいふ。

第三十七條の九　第三十七條の二（前條の規定により準用する場合を含む。以下第三十七條の十及び第六十三條第九號において同じ。）の規定により調整勘定の利益金の分配を受ける權利は、これを讓渡し又は擔保に供することができない。

第三十七條の十　金融機關又は金融機關の役員、職員その他の從業者は、第三十七條の二の規定により調整勘定の利益金の分配を受ける權利を有する者から、その權利を讓り受け又はその權利の讓渡を要求し若しくは約束してはならない。

金融機關又は金融機關の役員、職員その他の從業者は、當該金融機關又は他の金融機關の調整勘定に生じた利益金の分配に關して、第三十七條の二の規定により調整勘定の利益金の分配を受ける權利を有する者から、手數料その他の報酬を收受し又はこれを要求し若しくは約束してはならない。

金融機關又は金融機關の役員、職員その他の從業者は、當該金融機關の調整勘定に生じた利益金の分配に關して、第三十七條の二の規定により調整勘定の利益金の分配を受ける權利を有する者から、その權利を讓り受け又はその權利の讓渡を要求し若しくは約束してはならない。

金融機關再建整備法の一部を改正する法律

金融機關再建整備法（昭和二十一年法律第五十九號）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第十一號を次のように改める。

十一　第三十七條の二の規定による利益金の處分を怠り又は同條の規定に違反してその處分をなしたとき

第二條第一項第十二號を次のように改める。

十二　第三十七條の四（第三十七條の八の規定により準用する場合を含む。）の規定による經理を怠り又は同條に違反してその經理をなしたとき

第二條第一項第十三號を削る。

第二條第一項第十四號を次のように改める。

十四　第三十七條の十の規定に違反して權利を讓り受け又はその權利の讓渡を要求し若しくは約束したとき

第二條第一項第十五號を次のように改める。

十五　第三十七條の十の規定に違反して手數料その他の報酬を收受し又はこれを

金融機関再建整備法の一部を改正する法律

を含む。）の規定に違反して資産を處分したとき

第六十三條の二　第三十七條の十の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三万圓以下の罰金に處する。

第六十四條中「監査委員」の下に「及び債權者審査会の審査人」を加える。

第六十九條中「第六十三條、」の下に「第六十三條の二、」を加える。

附　則

第一條　この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、金融機關再建整備法第二十五條の三、第三十三條、第三十四條、第三十七條、第三十七條の七から第三十七條の九まで及び第四十六條の改正規定は、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

第二條　この法律施行前になした行爲に對する罰則の適用については、なお、從前の例による。

第三條　昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く金融機關經理應急措置法の一部を改正する政令（昭和二十三年政令第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七條に次の一項を加える。

金融機關再建整備法第三十三條第二項乃至第四項の規定は、前項の規定による損失の補償の場合に、これを準用する。

第四條　大藏省預金部等損失特別處理法（昭和二十一年法律第五十六號）の一部を次のように改正する。

第四條に次の四項を加える。

指定時における預金部資金に屬する運用資産につき、前項の規定により一般會計から大藏省預金部に補償金を繰り入れたのちにおいて、第一條の規定による評價額に比し價額の增加額が減少額を超えるときがあつた場合において、当該價額の增加額が減少額を超えるときは、政府は、その差額に相當する金額を、當該補償金の額まで大藏省預金部から一般會計に繰り入れる。

金融機關再建整備法第三十三條第二項乃至第四項の規定は、第一項の規定により一般會計から大藏省預金部に補償金を繰り入れる場合に、これを準用する。

金融機關再建整備法第三十三條第七項の規定は、第三項の規定により大藏省預金部から一般會計に同項の差額に相當する金額を繰り入れる場合に、これを準用する。

政府は、第三項の規定による差額に相當する金額を同項の規定により大藏省預金部から一般会計に繰り入れた後なほその殘額があるときは、命令の定めるところにより、これを處分するものとする。

第五條　金融緊急措置令（昭和二十一年勅令第八十三號）の一部を次のように改正する。

第四條　削除

第七條第一項を削る。

第十一條中「若ハ第四條ノ規定」を削る。

2　この法律施行前になした行爲に對する罰則の適用については、

從前の金融緊急措置令第四條及び第十一條の規定は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

3　この法律施行の際現に存する金融緊急措置令施行規則（昭和二十一年大藏省令第十二號）に定める第一封鎖預金等は、その時において同規則に定める自由預金等となるものとする。この法律施行後同規則第一條の十の規定により第一封鎖預金等となつたものについてもそのなつた時においてまた同じ。

参　照

○金融機關再建整備法（昭和二十一年十月十九日法律第三十九號）

第二十五條の三　第二十四條第一項第三號又は第八號の規定により株主において確定損を負擔する金融機關で株券（出資證券及び基金證券を含む。以下同じ。）を發行しているものは第二十七條第一項の認可を受けた後、第二十八條第一項の公告とともに、當該金融機關の確定損を負擔すべき株主又は當該株主の株式に質權を有する者で株主名簿（出資者名簿その他これに準ずるものを含む。以下同じ。）に記載のある者は、その株券を一定期間内に當該金融機關に提出すべき旨を公告しなければならない。

前項の期間は、二週間以上二箇月の範圍内で、これを定めなければならない。

第二十五條第一項第三號の規定による資本の減少は、第二十七條第一項の認可を受けた最終處理方法書（以下決定最終處理方法書という。）に定めるところにより未拂込株金の拂込をなさしめる金融機關（以下未拂込株式徵收金融機關という。）については第二十五條の五第一項の拂込期日、その他の金融機關については第二十一項の期間滿了の日（株券を發行してゐないものについては新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日）において、その効力を生ずる。

第三十三條　第二十四條第一項の規定により確定損の整理負擔額を計算するもなほ確定損の殘額があるときは、その殘額は、命令の定めるところにより政府において、これを補償する。但しその補償の金額は、勅令で定める金額を限度とする。

政府は、前項の補償の金額を國債證券の交付により行ふことができる。

前項の規定により決濟のため交付する國債證券の交付價格は、大藏大臣がこれを定める。

政府は、第一項の補償債務の決濟のため必要な金額を限り、公債を發行することができる。

金融機關が前章に定めるところにより、整理債務を舊勘定から新勘定又は新金融機關に移した場合においては、第一項の規定は、これを適用しない。

第一項の規定による政府の補償の金額は、大藏省預金部等損失特別處理法（昭和二十一年法律第五十六號）による補償金の額と合計し、百億圓（第二十六條第三項その他の規定により政府に納付した金額があるときは、その額を加算した金額）を限

度とする。

第三十四條（第三項） 金融機關は、第一項の公告をなしたときは、その公告（二回以上公告をなしたときは最初の公告）の後、本店又は主たる事務所の所在地においては二週間以内に、又、支店又は從たる事務所の所在地においては三週間以内に新勘定及び舊勘定の區分の消滅の登記をしなければならない。

第三十七條 第二十四條第一項第四號乃至第八號の規定により、金融機關の整理債務の債權者において舊勘定の確定損の負擔した場合において、新勘定及び舊勘定の區分の消滅後、當該金融機關に屬する資產で命令で定めるもののうち、前に舊勘定に屬してゐたものにつき、第八條第一項又は第九條の規定による評價額に比し、價額の增加があつたとき、又はその資產を處分して得た對價が第八條第一項又は第九條の規定による評價額を超えたときは、その增價額又は處分益の額に相當する金額については、當該金融機關は、他の法令にかかはらず、命令の定めるところによりこれを處分しなければならない。

金融機關の舊勘定の負債又は指定時における新勘定の負債に關する債權のうち、舊勘定の最終處理の完了の際不確定であつたものが、舊勘定の最終處理の完了後、初から存在しなかつたものと確定した場合における第一號の金額の處分、又はその確定した金額が第五條の規定に基く命令で定める金額よりも少いの場合における第一號の金額から第二號の金額を差し引いた殘額

一 その負債に關する債權について、第五條の規定に基く命令で定める金額に對する第二十四條第一項第四號乃至第十號の規定の適用後における殘額

二 その負債に關する債權について、確定した金額に對する前條第一項の規定の適用後における殘額

第三十九條（第一項） 第二十四條第一項第三號又は第八號の規定により、株主において確定損を負擔する金融機關の理事機關は命令の定めるところにより舊勘定の最終處理の完了後における當該金融機關の事業に關し整備計畫書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

第四十六條（第二項） 金融機關の新勘定及び舊勘定の區分の消滅の際現に新勘定又は舊勘定に特別準備金がある場合において、當該金融機關に商法第二百八十八條第一項の準備金（その他の法令によるこれに準ずる備準金を含む、以下法定準備金といふ。）があるときは、當該特別準備金は、法定準備金に併せられ、又、法定準備金がないときは、當該特別準備金が、そのまま法定準備金となるものとする。

第六十三條 左の場合においては、その行爲をなした金融機關の代表者、代理人、使用人その他の從業者は、これを三年以下の懲役又は三万圓以下の罰金に處する。

八 第三十七條第一項の規定による命令に違反して增加額又は處分益の額の處分を怠り、又はその處分をなしたとき

九 第三十七條第二項の規定による命令に違反して同項に規定する金額の處分を怠り、又はその處分をなしたとき

第六十四條 監査委員（がその職務に關して、賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、これを三年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處する。

前項の賄賂を供與し、又はその申込若しくは約束をなした者もまた前項に同じ。

犯人又は情を知る第三者の收受した賄賂は、これを沒收する。その全部又は一部を沒收することができないときは、その價額を追徵する。

第六十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者が、その法人又は人の業務又は財產に關し、第六十三條（第六十五條又は前條の違反行爲をなしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對し、各本條の罰金刑を科する。

○昭和二十年「ポツダム」宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基く金融機關經理應急措置法の一部を改正する政令（昭和二十二年三月二十七日政令第六十四号）

附 則

第七條 左の各号に掲げる金額の損失は、政府において當該損失を受けた者に、これを補償する。

一 附則第三條第二項第二号は但書の場合において整理債務又は指定債務について算出した確定損の整理負担額と當該整理債務又は指定債務の現に殘存する金額との差額

二 附則第四條第一項に規定する債務のうち確定損を負担しない部分を超える部分の金額が現に殘存する部分の金額を超えるときのその超過額

三 指定時後昭和二十三年二月十一日までに解散した法人から新勘定金融債券の移轉を受けた場合において當該新勘定金融債券について生ずる損失の金額

四 附則第五條第一項又は第六條の場合において、新勘定金融債券の償還又はその利息の支拂を受けた者が指定時後昭和二十三年二月十一日までに解散した法人である場合における當該償還金又は當該利息に相當する金額の返還不能によつて生ずる損失の金額

○大藏省預金部等損失特別処理法（昭和二十一年十一月十八日法律第五十六号）

第四條 前條によるもなほ評價損の殘額があるときは、政府は、一般会計から大藏省預金部に、評價損の殘額に相當する金額の範圍内において勅令で定める金額の補償金を繰り入れる。

○金融緊急措置令（昭和二十一年二月十七日勅令第八十三號）

第四條 本令施行ノ際現ニ存スル國債、地方債、社債其ノ他命令ヲ以テ定ムル之ニ準ズル債券ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ハ封鎖支拂ニ依リ之ヲ爲スベシ本令施行ノ際現ニ存スル株式、出資其ノ他命令ヲ以テ定ムル之ニ準ズルモノニ對スル配當金、殘餘財

産ノ分配金及合併又ハ減資ニ因ル交付金ニシテ命令ノ定ムルモノ竝ニ本令施行ノ際現ニ存スル保險契約ニ基ク保險金ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ支拂ニ付亦同シ

第七條（第一項）　大藏大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ金錢債務ノ辨濟ニ關シ封鎖支拂其ノ他命令ヲ以テ定ムル現金支拂以外ノ方法ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十一條　第一條、第三條第二項若ハ第四條ノ規定、第五條若ハ第六條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ第七條ノ規定ニ依ル命令ノ違反アリタル場合ニ於テハ其ノ行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

○金融機關再建整備法施行規則

（昭和二十二年十月二十九日大藏、農林、商工省令第一號）

第六十四條（第二項）　前項の債券又は証券の所持人は、前項ノ公告（二回以上公告をなしたときは最初の公告）の日から六箇月以内に、当該債券又は証券を当該金融機關に提出しなければならない。

○恩給法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月二十二日法律第百八十五号）

法律第百八十五号

恩給法の一部を改正する法律

恩給法（大正十二年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項第二号中「二年」を「三年」に改める。

第九條ノ二中「政令ノ定ムル所ニ依リ」を削る。

第十條中「政令ノ定ムル所ニ依リ」を削り、同條に左の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ハ扶助料ル受クヘキ遺族及其ノ順位ニ依ル

第十條ノ二　前條ノ場合ニ於テ死亡シタル恩給權者未タ恩給ノ請求ヲ爲サザリシトキハ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ死亡者ノ恩給ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前條ノ場合ニ於テ死亡シタル恩給權者ノ生存中裁定ヲ經タル恩給ニ付テハ死亡者ノ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ其ノ恩給ノ支給ヲ受クルコトヲ得

第十條ノ三　第七十三條ノ二ノ規定ハ前條ノ恩給ノ請求及支給ノ請求ニ付之ヲ準用ス

第十二條　恩給ヲ受クルノ權利ハ左ノ各號ニ規定スルモノヲ除クノ外總理廳恩給局長之ヲ裁定ス

一　都道府縣ヨリ俸給ヲ受クル文官及其ノ遺族ノ恩給ハ都道府縣知事之ヲ裁定ス

二　公立ノ小學校、中學校、盲學校、聾學校、養護學校及幼稚園ノ教育職員及準教育職員竝其ノ遺族ノ恩給ハ都道府縣知事之ヲ裁定ス

三　前號ニ揭クルモノヲ除クノ外教育職員ノ一時恩給ハ都道府縣知事之ヲ裁定ス

四　都道府縣ヨリ俸給ヲ受クル警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給ハ都道府縣知事之ヲ裁定ス

第十三條第四項を削る。

第十六條第一号但書を次のように改め、同條第三号中「都府縣又ハ之ニ準ス（キ地方經濟）」を「都道府縣」に、同條第四号中「都府縣又ハ之ニ準ス（キ地方經濟」を「都道府縣」に、同條第四号中「都府縣又ハ市町村」に改める。

但シ都道府縣ヨリ俸給ヲ受クル文官及其ノ遺族ノ恩給ハ都道府縣之ヲ負擔ス

第十八條ノ二　本法ニ規定スルモノヲ除クノ外恩給ノ請求、裁定、支給及受給權存否ノ調査竝恩給ニ關スル具申及其ノ裁決ニ關スル手續ニ付テハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條第一項但書を次のように改め、同條第二項中「國庫」の下に「又ハ都道府縣」を加え、「ニシテ前項但書ノ規定ニ基ク政令ヲ以テ指定セラレルルモノ」を削る。

但シ國庫又ハ都道府縣ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條第一項中「又ハ圖書館」を削り、同條第二項中「職員ニシテ政令ヲ以テ指定スルモノ」を「助教諭」に改める。

第二十三條第一号を次のように改め、同條第三号中「司法事務官」を「法務廳事務官」に改め、同條第五号を削る。

一　警部補、巡査部長又ハ巡査タル警察官

第二十四條　待遇職員トハ三級官以上ノ待遇ヲ受クル都道府縣立少年教護院職員令ニ依ル職員ヲ謂フ

恩給法の一部を改正する法律

第二十五條に左の一項を加える。

廢官、廢職、廢廳、廢校若ハ官職名改定ノ際其ノ廢改ニ係ル官職ニ在リタル者又ハ定員ノ減少ニ因リ退職シタル者即日又ハ翌日他ノ官職ニ就職シタルトキハ之ヲ轉任ト看做ス但シ之ニ依リ第二十六條第二項ノ規定ニ該當スルニ至ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十八條第一項中「加算ス」を「加算シ」に、「服務シタルトキ亦同シ」を「服務シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付半月ヲ加算ス」に改め、同條第三項を削る。

第三十八條ノ二　前條ノ規定ニ依リ加算スヘキ邊陬又ハ不健康ノ地域及其ノ加算ノ程度ハ別表第一號表ニ依ル

第三十八條ノ三　邊陬又ハ不健康ノ地域ノ加算ハ在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ赴任シタル者ニ付テハ在勤地ニ到着シタル月ヨリ、其ノ地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ就職ノ月ヨリ之ヲ起算シ其ノ在勤ヲ止メタル月ヲ以テ終ル

前項ノ地域ニ在勤中引續キ九十日以上其ノ地域ヲ離レタルトキハ全ク地域ヲ離レタル月ニ對シテハ邊陬又ハ不健康ノ地域ノ加算ヲ爲サス

第三十八條ノ四　第三十八條ノ規定ニ依リ加算スヘキ不健康業務トハ左ニ揭クルモノヲ謂フ

一　有毒ノ瓦斯若ハ蒸氣、爆藥類又ハ危險ナル細菌ノ研究又ハ製造ニ直接ニ從事スル勤務ニシテ內閣總理大臣ノ指定スルモノ

二　鐵道事業ニ於ケル蒸氣機關車乘員トシテノ現業勤務

三　炭坑內切羽ニ於ケル連續的現業勤務

四　鐵道ノ隧道工事又ハ橋梁工事ノ壓搾空氣内ニ於ケル連續的勤務

五　肺結核、喉頭結核又ハ癩ノ患者ヲ收容スル病室ニ於テ直接看護ニ從事スル勤務

前項ニ規定スル業務ニ從事中引續キ三十日以上服務セサルトキハ全ク服務セサル月ニ對シテハ不健康業務ノ加算ヲ爲サス

第三十九條第二項を次のように改める。

前項ノ遠洋航海トハ北緯五十度以北、東經百六十度以東東、經百六十度北緯四十度ノ點ト東經百四十度北緯二十度ノ點トヲ連結スル線ノ以東以南、北緯二十度以南及東經百十度以西ノ海面ヲ航行シ一航程千浬ヲ超ユル航海ヲ謂フ

第三十九條ノ二　航海加算ハ初發港出發ヨリ之ニ歸著シ又ハ到達港ニ達スル迄ノ期間ニ對シ之ヲ爲ス但シ出發ニ當リ内國港灣ヲ經由スル場合ニ於テハ其ノ港灣ヲ離レタル月ヨリ加算シ歸著ニ際シ内國港灣ヲ經由スル場合ニ於テハ其ノ港灣ニ到著シタル月迄加算スシテハ航海加算ヲ爲サス

第四十條第一項中「前二條」を「第三十八條乃至前條」に改め、「政令ノ定ムル所ニ依リ」を削る。

第四十條ノ二中「政令ノ定ムル所ニ依ル」を削り、同條に左の一項を加える。

前項ニ規定スル期間一月以上ニ亘ルトキトハ其ノ期間カ在職年ノ計算ニ於テ一月以上ニ計算セラルル總テノ場合ヲ謂フ但シ現實ニ職務ヲ執ルヲ要スル日ノアリタル月ハ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減セス

第四十四條第一項中「及之ニ準ス（キモノ）」を削り、同條第二項を削る。

第四十六條ノ二第一項中「政令ノ定ムル程度」を「第四十九條ノ三ニ規定スル程度」に、同條第二項中「前項ノ政令ノ定ムル程度」を「第四十九條ノ三ニ規定スル程度」に改める。

第四十八條第一項第一号を削除し、同項第二号中「流行病」を「別表第一號表ノ二ニ揭クル流行病」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改める。

第四十九條第二項を次のように改める。

前項ノ規定ニ依ル特殊公務ニ因ル傷痍疾病トハ別表第一號表ノ三ニ揭クルモノヲ謂フ

第四十九條ノ二　公務傷病ニ因ル不具廢疾ノ程度ハ別表第一號表ノ四ニ揭クル八項トス

第四十九條ノ三　傷病年金ヲ給スヘキ傷病ノ程度ハ別表第一號表ノ五ニ揭クル四款トス

第四十九條ノ四　級別ノ定ナキ公務員ノ公務傷病ニ關スル規定ノ適用ニ付テノ等級ハ別表第一號表ノ六ニ規定スル區分ニ依ル

第四十九條ノ五　準文官ノ公務傷病ニ關スル規定ノ適用ニ付テノ等級ハ左ノ區分ニ依ル

一　二級官試補ハ三級ノ者ニシテ退職當時ノ俸給月額百三十圓以上ノモノトシ三級官見習ハ三級ノ者ニシテ退職當時ノ俸給月額六十圓未滿ノモノトス

二　國庫又ハ都道府縣ヨリ俸給ヲ給セラル官ニ在ル者ニ付テハ其ノ等級ニ依ル

第四十九條ノ六　準教育職員ノ公務傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ等級ハ教育職員ニシテ三級ノモノノ等級ノ例ニ依ル

第五十八條第一項第二号中「二年」を「三年」に改める。

第五十九條第一項但書及び第二項但書中「都府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟」を「都道府縣」に、同條第三項及び第四項中「都府縣其ノ他ノ經濟」を「都道府縣」に改める。

第五十九條ノ二第二項中「看做シ前項ノ規定ヲ準用ス」を「看做ス」に改め、同條第三項を削る。

第五十九條ノ三　前條第一項ニ規定スル一級又ハ二級ノ昇給ニ付テハ左ノ各號ノ例ニ依ル

一　級俸ノ定アル場合ニ於テ當分給トシテ給與級俸ヨリ少額ノ俸給ヲ給セラレタル者ニ付テハ給與級俸ノ直近上位ノ級俸ノ額ニ給與級俸ニ對シ當分俸給カ有スル割合ヲ乘シタルモノ（圓位未滿ハ圓位ニ滿タシム）ヲ以テ當分俸給ニ對スル一級上位ノ俸給額トシ給與級俸ノ二級上位ノ俸給ノ額ニ其ノ割合ヲ乘シタルモノ（圓位未滿ハ圓位ニ滿タシム）ヲ以テ當分俸給ニ對スル二級上位ノ俸給額トス級俸ノ定アル場合ニ於テ月俸七十五圓以下ノモノニ付級俸ニ拘ラス適宜ノ金額ヲ定メ之ヲ給シタルトキ亦同シ

二　轉官職ニ依リ昇給ヲ來ス場合ニ於テハ新官職ニ付定メラレタル級俸中前ノ官職ニ付給セラレタル俸給ニ直近ニ多額ナルモノヲ以テ一級上位ノ俸給トシ之ニ直近スル上位ノ級俸ノ額ヲ二級上位ノ俸給トス但シ其ノ額カ前官職ニ付給セラレタル俸給ニ前段ノ場合ニ在リテハ其ノ百分ノ十五ヲ加ヘタル金額ニ達セサルトキハ之ニ達スル金額ヲ以テ一級上位ノ俸給トシ後段ノ場合ニ在リテハ百分ノ三十ヲ加ヘタル金額ニ達セザルトキハ之ニ達スル金額ヲ以テ二級上位ノ俸給ト看做ス

第六十條ノ二但書中「政令ノ定ムル時期ニ於テ」を削る。

第六十四條ノ三　前條但書ノ規定ニ依ル一時恩給ノ返還ハ之ヲ負擔シタル國庫又ハ都道府縣若ハ市町村ニ對シ再就職ノ月（再就職後一時恩給給與ノ裁定アリタル場合ハ其ノ裁定アリタル月）ノ翌月ヨリ一年内ニ一時又ハ分割シテ之ヲ完了スヘシ

前項ノ規定ニ依リ一時恩給ノ全部又ハ一部ヲ返還シ失格原因ナクシテ再在職ヲ退職シタルニ拘ラス普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生セサル場合ニ於テハ一時恩給ノ返還ヲ受ケタル國庫又ハ都道府縣若ハ市町村ハ之ヲ返還者ニ還付スヘシ

第七十二條第一項中「祖父、祖母、父、母、夫、妻、子」を「祖父母、父母、配偶者、子」に、「之ト同一戸籍内ニ在ル」を「之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタル」に改め、同條第二項中「其ノ戸籍内ニ在リタル」を「之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタル」に改め、同條第三項及び第四項を削る。

第七十三條第一項中「父、母、成年ノ子、祖父、祖母」を「父母、成年ノ子、祖父母」に改め、同條第二項を削り、同條第四項中「前三項」を「前二項」に、「第七十二條第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ト看做サルル者」を「第七十四條ノ二第一項ニ

恩給法の一部を改正する法律

規定スル者」に改める

第七十三條ノ二　前條第一項及第二項ノ規定ニ依ル同順位ノ遺族二人以上アルトキハ其ノ中一人ヲ總代者トシテ扶助料ノ請求又ハ扶助料支給ノ請求ヲ爲スヘシ

第七十四條第一項、第三項及び第四項を削る。

第七十四條二第一項を次のように改め、同條第二項中「第七十二條第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ト看做サレタル者」を「前者ニ規定スル者」に、同條第三項中「第七十二條第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ト看做サルル者」を「第一項ニ規定スル者」に、「同條」を「同項」に、同條第四項中「第七十二條第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ト看做サルル者」を「第一項ニ規定スル者」に改める。

公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタル者ニシテ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡後戸籍ノ届出カ受理セラレ其ノ届出ニ因リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ祖父母、父母、配偶者又ハ子ナルコトト爲リタルモノニ給スル扶助料ハ當該戸籍届出受理ノ日ヨリ之ヲ給ス

第七十五條第一項中「扶助料ノ年額ハ」の下に「之ヲ受クル者ノ人員ニ拘ラス」を加え、同條第二項中「扶助料ヲ受クル者ノ同一戸籍内ニ」を「扶助料ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスル者ノ中ニ」に改め、同項但書を次のように改める。

但シ扶助料ヲ受クル者及之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスル者ノ中ニ扶助料ヲ受クル者二人以上アル場合又ハ二人以上

ノ扶助料ヲ併セ受クル者アル場合ニ於ケル加給ニ付テハ左ノ區分ニ依ル

一　各ノ扶助料ニ付共通ニ加給ノ原因タルヘキ遺族ハ裁定廳ニ於テ最初ニ請求ヲ受理シタル扶助料ニ付テノミ加給ノ原因タルヘキモノトス但シ扶助料ヲ受クル者二人以上アル場合ニ在リテハ各ノ扶助料ヲ受クル者全員ノ連署ヲ以テ、二以上ノ扶助料ヲ併セ受クル者アル場合ニ在リテハ之ヲ併セ受クル者ヨリ裁定廳ニ於テ後ニ請求ヲ受理シタル一ノ扶助料ニ付テノミ加給ノ原因タラシムルコトヲ請求シタルトキハ後ノ扶助料ノ加給額最初ノ扶助料ノ加給額ヨリ多額ト爲ル場合ニ限リ改定請求アリタル月ノ翌月ヨリ加給額ヲ改定ス。

二　各ノ扶助料ノ請求ヲ裁定廳ニ於テ同日ニ受理シタルトキハ其ノ各ノ扶助料ニ付共通ニ加給ノ原因タルヘキ遺族ハ加給額ノ最多額ト爲ル扶助料ニ付テノミ加給ノ原因タルモノトス

前項第一號但書ノ規定ニ依リ加給額ヲ改定シタル後ニ於テ請求セラレタル扶助料ア場合ニ於テハ其ノ扶助料ニ加給ヲ爲ストキ其ノ加給額カ既ニ改定セラレタル加給額ヨリ多額ト爲ル場合ニ限リ更ニ改定ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項第一號但書ノ規定ヲ準用ス

遺族ノ員數ニ依ル加給ヲ爲サルル扶助料カ恩給金庫ニ擔保ニ供セラレ居ル場合ニ於テ當該加給ノ原因タル遺族ヲ第一項第一號但書又ハ前項ノ規定ニ依リ他ノ扶助料ニ付テノ加給ノ原因タラシムル

コトヲ請求セントスルトキハ恩給金庫ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但シ恩給金庫ニ對シ相當ノ擔保ノ供セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七十六條　公務員又ハ之ト準スヘキ者ノ死亡後遺族左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ扶助料ヲ受クル資格ヲ失フ

一　子婚姻シタルトキ若ハ遺族以外ノ者ノ養子ト爲リタルトキ又ハ子カ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ養子ナル場合ニ於テ離縁シタルトキ

二　夫婚姻シタルトキ又ハ遺族以外ノ者ノ養子ト爲リタルトキ

三　父母又ハ祖父母婚姻シタルトキ

第七十七條第一項中「二年」を「三年」に改める。

第七十八條中「不明ナルトキハ」の下に「同順位者又ハ」を加える。

第七十九條　前二條ノ扶助料停止ノ事由アル場合ニ於テハ停止期間中扶助料ハ同順位者アルトキハ當該同順位者ニ、同順位者ナク次順位者アルトキハ當該次順位者ニ之ヲ轉給ス

第七十九條ノ二　第七十三條ノ二ノ規定ハ第七十八條ノ扶助料停止ノ申請竝前條ノ扶助料轉給ノ請求及其ノ支給ノ請求ニ付之ヲ準用ス

第八十條第一項を次のように改める。

遺族左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失フ

一　配偶者婚姻シタルトキ又ハ遺族以外ノ者ノ養子ト爲リタルトキ

二　子婚姻シタルトキ若ハ遺族以外ノ者ノ養子ト爲リタルトキ又ハ子カ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ養子ナル場合ニ於テ離縁シタルトキ

三　父母又ハ祖父母婚姻シタルトキ

四　不具癈疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ夫又ハ成年ノ子ニ付其ノ事情止ミタルトキ

第八十一條に左の一項を加える。

第七十三條ノ二ノ規定ハ前二項ノ一時扶助料ノ請求及其ノ支給ノ請求ニ付之ヲ準用ス

第八十二條第二項中「一時扶助料ノ金額ハ」の下に「之ヲ受クヘキ者ノ人員ニ拘ラス」を加え、同條第四項中「及第七十四條ノ規定」を「竝第七十三條ノ二及第七十四條ノ規定」に改める。

第八十二條の次に左の一章を加へる。

第四章　雜則

第八十二條ノ二　昭和二十三年七月一日以後ニ於テハ本法ノ中國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十號）又ハ同法ニ基ク法律、政令若ハ人事委員會規則ノ規定ニ矛盾スル規定ハ其ノ効力ヲ失フ

別表第一号表を次のように改める。

第一號表

（一）三分ノ二月ヲ加算スヘキモノ

北海道	松前郡
	小島
石川縣	鳳至郡
	舳倉島
長崎縣	南松浦郡
鹿兒島縣	女島
	邊郡
川	草垣島

(二) 二分ノ一月ヲ加算スヘキモノ

北海道	厚岸大黒島
東京都	八丈島鳥島
長崎縣	西彼杵郡
	大立島
北松浦郡	
五島白瀨	
上縣郡	二神島
	三島
福岡縣	
宗像郡	
沖縄縣	沖島
大東島	列島
宮古島	列島
八重山	列島

別表第一号表の次に左の五表を加える。

第一號表ノ二

マラリア(黒水熱ヲ含ム)	
猩紅熱	
痘瘡	
コレラ	
發疹チフス	
腸チフス	
パラチフス	
ペスト	
回歸熱	
赤痢	
流行性腦脊髓膜炎	
流行性感冒	
肺ヂストマム病	
トリパノゾーム病	
黄疸出血性スピロヘータ病	
カラアザール	
黄熱	
發疹熱	
流行性出血熱	
デング熱	
フイラリア病	
フランベヂア	
流行性腦炎	

別表第一號表ノ三

一	職務ヲ以テ	外國ノ交戰若ハ擾亂ノ地域内ニ於テ勤務中又ハ該地域内ヲ旅行中ニ於ケル該交戰又ハ擾亂ニ因ル傷痍疾病
二	職務ヲ以テ	暴徒ヲ鎭壓スルニ當リ又ハ兇賊若ハ脫獄囚ヲ逮捕スルニ當リ危害ヲ加ヘラルヘキコトヲ豫知シ得ル拘引其ノ他生命ノ危險ヲ冒シテ職務ヲ執行シタル爲加ヘラレタル傷痍疾病
三	從事	職務ヲ以テ爲罹リタル該疾病ノ防遏、診療又ハ看護ニ直接因ル傷痍疾病
四		急流其ノ他險ヲ感スヘキ事情ノ下ニ於ケル潛水勤務

第一號表ノ四

不具廢疾程度		
特別項症		不具廢疾ノ狀態
	一	常ニ就床ヲ要シ且複雜ナル介護ヲ要スルモノ
	二	重大ナル精神障碍ノ爲常ニ監視又ハ復雜ナル介護ヲ要スルモノ
	三	兩眼ノ視力カ明暗ヲ辨別シ得サルモノ
	四	身體諸部ノ障碍ヲ綜合シテ其ノ程度第一項症乃至第六項症ヲ加ヘタルモノ
第一項症		複雜ナル介護ヲ要セサルモ常ニ就床ヲ要スルモノ
第二項症	一	精神的又ハ身體的作業能力ヲ失ヒ僅ニ自用ヲ辨シ得ルニ過キサルモノ
	二	咀嚼及言語ノ機能ヲ併セ廢シタルモノ
	三	兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテ辨別シ得サルモノ
	四	脾臟ヲ失ヒタルモノ
	五	肘關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ
	六	膝關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ
第三項症	一	精神的又ハ身體的作業能力ヲ著シク妨クルモノ
	二	咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ著シク妨クルモノ
	三	兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・二メートル以上ニテ兩耳ノ聽力カ〇・〇五メートル以上ニテハ大聲ヲ解シ得サルモノ
	四	一上肢ヲ失ヒタルモノ
	五	兩上肢ヲ失ヒタルモノ
	六	一上肢ヲ失ヒタルモノ及一下肢ヲ失ヒタルモノ
	七	兩下肢ヲ失ヒタルモノ
第四項症		兩上肢ヲ失ヒタルモノ

第一號表ノ五

傷病ノ程度	傷病ノ狀態
一	眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
二	耳全ク聾シタルモノ

右ニ揭クル各症ニ該當セサル傷痍疾病ノ症項ハ右ニ揭クル各症ニ準シ之ヲ査定ス視力測定スル場合ニ於テハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ視標ハ萬國共通視力標ニ依ル

第一款症	三	一	側拇指ノ機能ヲ廢シタルモノ
		二	側示指乃至小指ノ機能ヲ廢シタルモノ
	四	一	側總趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
	五	一	精神的又ハ身體的作業能力ヲ輕度ニ妨クルモノ
第二款症	二	一	眼ノ視力カ視標〇・一ヲ三・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
		二	耳ノ聽力〇・〇五メートル以上ニテハ大聲ヲ解シ得サルモノ
	三	一	側示指ヲ全ク失ヒタルモノ
		二	側中指ヲ全ク失ヒタルモノ
	四	一	側第一趾ヲ全ク失ヒタルモノ
	五	一	側第二趾ヲ全ク失ヒタルモノ
第三款症	一	一	側示指ノ機能ヲ廢シタルモノ
		二	側中指ヲ全ク失ヒタルモノ
	二	一	側第一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
		二	側第二趾ヲ全ク失ヒタルモノ
第四款症	二	一	眼ノ視力カ〇・一ニ滿タサルモノ
		二	耳ノ聽力カ尋常ノ話聲ヲ〇・五メートル以上ニテハ解シ得サルモノ
	三	一	側中指ノ機能ヲ廢シタルモノ
		二	側環指ヲ全ク失ヒタルモノ
	四	一	側第二趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
	五	一	側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ヲ全ク失ヒタルモノ
	六	一	右ニ揭クル各症ニ該當セサル傷痍疾病ノ程度ハ右ニ揭クル各症ニ準シ之ヲ査定ス
		二	視力ヲ測定スル場合ニ於ハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ視標ハ萬國共通視力標ニ依ル

別表第一號表ノ六

一級ノ者ノ例ニ依ルモノ	一	内閣總理大臣、最高裁判所長官及日本國憲法第七十三條ノ規定ニ依ル認證官
	二	退職當時ノ俸給月額千四百圓以上ノ裁判官ニシテ前號ノ規定ニ該當セサルモノ
	三	衆議院事務局又ハ參議院事務局ノ事務總長、事務次長、部長タル參事及常任委員會專門調査員竝國會圖書館ノ館長及副館長
二級ノ者ノ例ニ依ルモノ	一	裁判官ニシテ前欄ニ揭クル者以外ノモノ
	二	衆議院事務局若ハ參議院事務局又ハ國會圖書館ノ參事（前欄ニ揭クル參事ヲ除ク）及副參事竝彈劾裁判所又ハ訴追委員會ノ書記長
三級ノ者ノ例ニ依ルモノ		國會職員ニシテ前二欄ニ揭クル者以外ノモノ

附　則

第一條　この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第十條から第十條の三まで、第七十二條から第七十六條まで及び第七十八條から第八十二條までの改正規定は、昭和二十三年一月一日から第二十二條中助教諭に関する改正規定は、昭和二十二年四月一日から、第二十三條第一号の改正規定は、昭和二十三年三月七日から、同條第三号の改正規定は、同年二月十五日から、これを適用する。

第二條　この法律施行前禁こ以上の刑に処せられた者については、なお従前の例による。

第三條　昭和二十二年十二月三十一日以前に恩給権者が死亡した場合におけるその生存中の恩給で給與を受けなかつたものの支給については、なお従前の例による。

第四條　従前の規定による公立の図書館の職員で官吏であつた者については、なお従前の例による。

第五條　従前の規定による教官心得又は準教員については、なお従前の例による。

前項の者が引き続いて助教諭になつた場合においては、前項の者の在職は、これを助教諭としての在職とみなす。

第六條　従前の規定による警察監獄職員については、なお従前の例

による。

第七條　昭和二十二年十二月三十一日までに給與事由の生じた扶助料及び一時扶助料については、なお従前の例による。但し、昭和二十三年一月一日以後においては、左の特例に従う。

一　昭和二十三年一月一日において現に扶助料を受ける権利又は資格を有する者については、第七十六條及び第八十條の改正規定を適用する。

二　昭和二十三年一月一日において現に扶助料を受ける権利を有する者がある場合において、その者が失権した後においては、第七十三條から第七十四條まで、第七十五條及び第七十八條から第七十九條の二までの改正規定を適用する。

第八條　この法律の附則第三條、第四條、第五條第一項、第六條及び前條に規定する場合において、東京都長官又は警視総監が裁定すべきこととなる恩給については、東京都知事が、北海道廳長官が裁定すべきこととなる恩給については、北海道知事が、これを裁定するものとする。

第九條　この法律施行の日に属する月の翌月分以降の普通恩給については、恩給法第五十八條第一項第三号及び第四号並びに同條第二項の規定は、当分の間、これを適用しない。

第十條　昭和二十三年四月二日現に都道府縣の保險衞生に関する事務に従事する職員で恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十條の規定の適用を受ける者が引続いて市立保健所の職員となつた場合には、これを従前の身分のまま勤続するものとみなし。当分の間、これに恩給法の規定を準用する。

參照

○恩給法（大正十二年四月十四日法律第四十八號）

第九條（第一項）　年金タル恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ權利消滅ス

二　死刑又ハ無期若ハ二年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキ

第九條ノ二　裁定官廳ハ政令ノ定ムル所ニ依リ年金タル恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者ニ付其ノ權利ノ存否ヲ調査スヘシ

第十條　恩給權者死亡シタルトキハ其ノ生存中ノ恩給ニシテ給與ヲ受ケサリシモノハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ當該公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ニ給シ遺族ナキトキハ死亡者ノ相續人ニ給ス

第十二條　恩給ヲ受クルノ權利ハ政令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外總理廳恩給局長之ヲ裁定ス

第十三條（第一項）　行政上ノ處分ニ因リ恩給ニ關スル權利ヲ侵害セラレタリトスル者ハ處分後一年内ニ總理廳恩給局長ニ具申シ其ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得

（第四項）　第一項ノ具申ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條　恩給ノ負擔ハ左ノ區分ニ依ル

一　文官及準文官並其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス但シ文官

ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル者及其ノ遺族ノ恩給ハ政令ヲ以テ定ムル者之ヲ負擔ス

三　公立ノ小學校、中學校、盲學校、聾學校、養護學校及幼稚園ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ其ノ學校ノ所在地ヲ管轄スル都府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟之ヲ負擔ス

四　前號ニ規定スル者以外ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス但シ一時恩給ハ都府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟之ヲ負擔ス

第二十條（第一項）　文官トハ官ニ在ル者又ハ國會職員ニシテ教育職員又ハ警察監獄職員ニ非サルモノヲ謂フ但シ政令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

（第二項）　準文官トハ二級官試補、三級官見習及國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者（教育職員又ハ警察監獄職員タル者ヲ除ク）ニシテ前項但書ノ規定ニ基ク政令ヲ以テ指定セラレサルモノヲ謂フ

第二十二條（第一項）　教育職員トハ公立ノ學校、又ハ圖書館ノ職員ニシテ官ニ在ルモノヲ謂フ

（第二項）　準教育職員トハ國立又ハ公立ノ學校ノ職員ニシテ政令ヲ以テ指定スルモノヲ謂フ

第二十三條　警察監獄職員トハ左ニ揭クル者ヲ謂フ

一　警部補、巡査、消防士補、消防機關士補又ハ消防手タル地方事務官又ハ地方技官

二　衛視タル國會職員

三　副看守長又ハ看守タル司法事務官

五　經濟監視官補タル地方事務官

第二十四條　待遇職員トハ三級官以上ノ待遇ヲ受クル者ニシテ政令ヲ以テ指定スルモノヲ謂フ

第二十五條　本法ニ於テ就職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官及教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命

二　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命

三　待遇職員ニ在リテハ任命

第三十八條（第一項）　公務員其ノ職務ヲ以テ邊陬又ハ不健康ノ地域ニ引續キ一年以上在勤シタトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月以内ヲ加算ス

不健康ナル業務ニ引續キ六月以上服務シタルトキ亦同シ

同條（第三項）　第一項ノ地域及業務ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十九條（第二項）　前項ノ遠洋航の海範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十條（第一項）　前二條ノ規定ニ依リ附スヘキ加算年ハ在職年ノ計算ニ付政令ノ定ムル所ニ依リ實在職年ニ從トシテ之ヲ算入ス

第四十條ノ二　休職、待命、停職其ノ他現實ニ職務ヲ執ルヲ要セサル在職期間ニシテ一月以上ニ亘ルモノハ政令ノ定ムル所ニ依リ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減ス

第四十四條　本法ニ於テ俸給トハ本俸及之ニ準スヘキモノヲ謂フ本俸ニ準スヘキモノハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條ノ二（第一項）　公務員公務ノ爲永續性ヲ有スル傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具廢疾ノ程度ニ至ラサルモ政令ノ定ムル程度ニ達シ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ之ニ傷病年金ヲ給ス

（第二項）　前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル條件（傷病ノ程度ヲ除ク）ヲ具備スル者ニシテ退職當時ノ傷病ノ程度カ前項ノ政令ニ定ムル程度ニ達セサリシモノノ傷病年金ニ付之ヲ準用ス

第四十八條（第一項）　公務員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノト看做ス

一　勅令ヲ以テ指定スル地域ニ在勤中其ノ地ニ於テ流行病ニ罹リタルトキ

二　公務旅行中流行病ニ罹リタルトキ

（第二項）　前項ノ流行病ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（第三項）　前二項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ付之ヲ準用ス

第四十九條（第二項）　特殊公務ノ範圍、公務傷病ニ因ル不具廢疾ノ程度及傷病年金ヲ給スヘキ傷病ノ程度並級別ノ定ナキ公務員及公務員ニ準スヘキ者ノ公務傷病ニ關スル規定ノ適用ニ付テノ等級ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條（第一項）　普通恩給ハ之ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ間之ヲ停止ス

恩給法の一部を改正する法律

(イ)　恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計額カ六千圓ヲ超エ八千圓以下ナルトキハ五千圓ヲ超エ六千圓以下ノ金額ノ一割五分ノ金額ト六千圓ヲ超ユル金額ノ二割ノ金額トノ合計額ニ相當スル金額ヲ停止ス但シ恩給ノ支給額ハ年額千圓ヲ下ラシムルコトナシ

(ロ)　恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計額カ六千圓ヲ超エ八千圓以下ナルトキハ五千圓ヲ超エ六千圓以下ノ金額ノ一割五分ノ金額ト六千圓ヲ超ユル金額ノ二割ノ金額トノ合計額ニ相當スル金額ヲ停止ス但シ恩給ノ支給額ハ年額千圓ヲ下ラシムルコトナシ

二　二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄但シ刑ノ執行猶豫ヲ受ケタルトキハ恩給ハ停止セス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

三　之ヲ受クル者三十歳ニ滿ツル月迄ハ普通恩給ノ四分ノ一、三十歳以上三十五歳ニ滿ツル月迄ハ普通恩給ノ六分ノ一、三十五歳以上四十歳ニ滿ツル月迄ハ普通恩給ノ八分ノ一ヲ停止ス但シ增加恩給又ハ傷病年金ト併給セラルル場合ニハ之ヲ停止セス

四　恩給年額千圓以上ニシテ其ノ恩給外ノ所得ノ年額四千圓ヲ超ユルトキハ

(イ)　恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計額カ六千圓以下ナルトキハ五千圓ヲ超ユル金額ノ一割五分ノ金額ニ相當スル金額ヲ停止ス但シ恩給ノ支給額ハ年額千圓ヲ下ラシムルコトナシ

(ハ) 恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計額カ八千圓ヲ超エ一萬一千圓以下ナルトキハ五千圓ヲ超エ六千圓以下ノ金額ノ一割五分ノ金額ト六千圓ヲ超エ八千圓以下ノ金額ノ二割ノ金額ト八千圓ヲ超ユル金額ノ二割五分ノ金額トノ合計額ニ相當スル金額ヲ停止ス但シ恩給ノ支給額ハ年額ノ千圓ヲ下ラシムルコトナク其ノ停止年額ハ恩給年額ノ二割ヲ超ユルコトナシ

(第二項) 前項第四號ノ所得ノ範圍及計算方法竝停止方法ニ關シテハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條(第一項) 文官ハ毎月其ノ俸給ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ但シ文官ニシテ都府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟ヨリ俸給ヲ受クルモノハ當該府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟ニ對シ納付スヘシ

(第二項) 教育職員ハ毎月其ノ俸給ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ但シ公立ノ小學校、中學校、盲學校、聾學校、養護學校及幼稚園ノ教育職員ハ其ノ學校ノ所在地ヲ管轄スル都府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟ニ對シ其ノ俸給ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

(第三項) 警察監獄職員ハ之ニ俸給ヲ給スル國庫、都府縣其ノ他ノ經濟ニ對シ毎月其ノ俸給ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

(第四項) 待遇職員ハ之ニ俸給ヲ給スル國庫、都府縣其ノ他ノ經濟ニ對シ毎月其ノ俸給(又ハ給料)ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

第五十九條ノ二(第二項) 轉官職ニ依ル俸給ノ增額ハ之ヲ昇給ト看做シ前項ノ規定ヲ準用ス

(第三項) 前二項ニ規定スル退職當時ノ俸給年額ノ算出方法ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十四條ノ二 一時恩給ヲ受ケタル後其ノ一時恩給ノ基礎ト爲リタル在職年數一年ヲ二月ニ換算シタル月數內ニ再就職シタル者ニ普通恩給ヲ給スル場合ニ於テハ當該換算月數ト退職ノ翌月ヨリ再就職ノ月迄ノ月數トノ差月數ヲ一時恩給額算出ノ基礎ト爲リタル俸給月額ノ二分ノ一ニ乘シタル金額ノ十五分ノ一ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ普通恩給ノ年額トス但シ差月數一月ニ付一時恩給額算出ノ基礎ト爲リタル俸給月額ノ二分ノ一ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ政令ノ定ムル時期ニ於テ返還シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七十二條(第一項) 本法ニ於テ遺族トハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ祖父、祖母、父、母、夫、妻、子及兄弟姉妹ニシテ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時之ト同一戶籍內ニ在ルモノヲ謂フ

(第二項) 公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時胎兒タル子出生シタルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時其ノ戶籍內ニ在リタルモノト看做ス

(第三項) 戶籍屆出ノ委託ヲ爲シタル後屆出人死亡シ其ノ死亡後委託ニ基ク屆出カ受理セラレ又ハ戶籍屆書ヲ郵送シタル後屆出人死亡シ其ノ死亡屆書カ受理セラレタルトキ其ノ屆出カ他ノ法令ニ依リ屆出人死亡ノ時ニ爲サレタルモノト看做サルル場合ニ於テハ其ノ屆出ニ因リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ト同一戶籍內ノ祖父、祖母、父、母、夫、妻、子又ハ兄弟姉妹ト爲ル者ハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ当該屆出カ屆出人ノ死亡後二年內ニ受理セラレタルトキニ限リ屆出人ノ死亡ノ時ヨリ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ祖父、祖母、父、母、夫、妻、子、又ハ兄弟姉妹トシテ之ト同一戶籍內ニ在リタルモノト看做ス

(第四項) 公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡後認知ノ裁判アリテ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ子トシテ認知セラレタル者ハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ時ヨリ之ト同一戶籍內ニ在リタルモノト看做ス

第七十三條(第一項) 公務員又ハ之ニ準スヘキ者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ遺族ニハ妻、未成年ノ子、夫、父、母、成年ノ子、祖父、祖母、ノ順位ニ依リ之ニ扶助料ヲ給ス

一 在職中死亡シ其ノ死亡ヲ退職ト看做ストキハ之ニ普通恩給ヲ給スヘキトキ

二 普通恩給ヲ給セラルル者死亡シタルトキ

(第二項) 前項ノ規定ニ依ル同順位ノ子數人アルトキハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ヲ被相續人トシタル家督相續ノ順位ニ準シ之ヲ定ム

(第四項) 先順位者タルヘキ者後順位者タル者ヨリ後ニ生スルニ至リタルトキハ前三項ノ規定ハ當該後順位者失權シタル後ニ限リ之ヲ適用ス但シ第七十二條第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ト看做サルル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第七十四條(第一項) 未成年ノ子ハ未タ婚姻セサルトキニ限リ之ニ扶助料ヲ給ス

(第三項) 女子ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ家督相續人タルトキ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者カ家督相續人ニシテ之ヲ戶主ト看做ストキハ其ノ死亡ノ時ニ於テ其ノ家督相續人タルヘキ看ニ限リ之ニ扶助料ヲ給ス

(第四項) 前項ノ家督相續人ニハ之ニ準スヘキ者ヲ包含ス

第七十四條ノ二(第一項) 第七十二條第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ト看做サレタル者ニ給スル扶助料ハ委託又ハ郵便ニ依ル戶籍屆出ノ受理ノ日ヨリ、同條第四項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ト看做サレタル者ニ給スル扶助料ハ認知屆出ノ受理ノ日ヨリ之ヲ給ス

(第二項) 第七十二條第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ト看做サレタル者ニ給スル一時扶助料ハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ時ニ於テ他ニ其ノ一時扶助料ヲ受クヘキ權利ヲ有スル者ナキトキニ限リ之ヲ給ス

(第三項) 公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ時ニ於テ扶助料ヲ受クヘキ權利ヲ有シタル者カ第七十二條第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ト看做サルル者ノ生シタルカ爲扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有セサリシコトトナル場合ニ於テモ其ノ者ハ同條ニ規定スル戶籍屆出ノ受理ノ時迄ノ分ニ付當該扶助

料ヲ受クルノ權利ヲ有スルモノト看做ス

（第四項）　公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死者ノ時ニ於テ一時扶助料ヲ受クヘキ權利ヲ有シタル者カ第七十二條第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ト看做サルル者ノ生シタルカ爲一時扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有セサリシコトナル場合ニ於テモ其ノ者ハ當該一時扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有スルモノト看做ス

第七十五條（第一項）　扶助料ノ年額ハ左ノ各號ニ依ル

（第二項）　前項第二號乃至第四號ニ掲定スル場合ニ於テ扶助料ヲ受クル者ノ同一戸籍内ニ扶助料ヲ受クヘキ要件ヲ具フル遺族カ扶助料ヲ受クル者ヲ合シ三人以上アルトキハ其ノ扶助料年額ニ遺族ノ人員ニ依リ定メタル別表第八號表ノ率ヲ乘シタル金額ヲ加給ス但シ同一戸籍内ニ扶助料ヲ受クル者二人以上アル場合及二以上ノ扶助料ヲ併セ受クル者アル場合ニ於ケル加給ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依ル

第七十六條　公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡後遺族左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ扶助料ヲ受クルノ資格ヲ失フ

一　子婚姻シ又ハ其ノ家ヲ去リタルトキ但シ父ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ妻若ハ子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

二　妻、子又ハ夫婚姻シタルトキ

三　不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ夫又ハ成年ノ子ニ付其ノ事情止ミタルトキ

屆出ヲ爲ササルモ事實上婚姻關係ト同樣ノ事情ニ入リタルト認メラルル遺族ニ付テハ裁定廳ハ其ノ者ノ扶助料ヲ受クルノ權利

第七十七條（第一項）　扶助料ヲ受クル者二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキハ扶助料ハ之ヲ停止セス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

第七十八條　扶助料ヲ給セラルヘキ者一年以上所在不明ナルトキハ次順位者ノ申請ニ依リ裁定廳ハ所在不明中扶助料ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第七十九條　前二條ノ扶助料停止ノ事由アル場合ニ次順位者アルトキハ停止期間中扶助料ハ之ヲ當該次順位者ニ轉給ス

第八十條（第一項）　遺族左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失フ

一　其ノ家ヲ去リタルトキ但シ妻夫ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ遺族タル子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入リタルトキ及子父ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ妻若ハ子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

二　妻、子又ハ夫婚姻シタルトキ

三　不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ夫又ハ成年ノ子ニ付其ノ事情止ミタルトキ

屆出ヲ爲ササルモ事實上婚姻關係ト同樣ノ事情ニ入リタルト認メラルル遺族ニ付テハ裁定廳ハ其ノ者ノ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失ハシムルコトヲ得

裁定官廳ハ前項ニ掲定スル事情ヲ調査スル爲必要アルトキハ其ノ官廳又ハ公署ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第八十一條　公務員又ハ之ニ準スヘキ者第七十三條第一項各號ノ一ニ該當シ兄弟妹姉以外ニ扶助料ヲ受クル者ナキトキハ其ノ兄弟姉妹未成年又ハ不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ場合ニ限リ之ニ一時扶助料ヲ給ス

前項ノ一時扶助料ノ金額ハ兄弟姉妹ノ人員ニ拘ラス扶助料年額ノ一年分乃至五年分ニ相當スル金額トス

第八十二條（第二項）　前項ノ一時扶助料ノ金額ハ←公務員ノ死亡當時ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ其ノ公務員ノ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

（第四項）　第七十三條中遺族ノ順位ニ關スル掲定及第七十四條ノ掲定ハ第一項ノ一時扶助料ヲ給スル場合ニ付之ヲ準用ス

第八十二條ノ二（削除）

○恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年四月二十五日法律第七十七号）

附則

第十條　この法律施行の際、現に公務員たる者が引き続いて都道府縣たる普通地方公共團体の職員となつた場合には、これを從前の身分のまま勤続するものとみなし、当分の間これに恩給法の掲定を準用する。

○消防法（昭和二十三年七月二十四日法律第百八十六号）

法律第百八十六号

消防法目次

第一章　總則
第二章　火災の予防
第三章　危險物
第四章　消火の設備
第五章　火災の警戒
第六章　消火の活動
第七章　火災の調査
第八章　雜則
第九章　罰則
附則

消防法

第一章　總則

第一條　この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎭圧し、國民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害に因る被害を輕減し、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第二條　この法律の用語は左の例による。

防火対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに屬する物をい

う。

消防対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物又は物件をいう。

関係者とは、防火対象物又は消防対象物の所有者、管理者又は占有者をいう。

関係のある場所とは、防火対象物又は消防対象物のある場所をいう。

舟車とは、船舶安全法第二條第一項の規定を適用しない船舶、端舟、はしけ、被曳船その他の舟及び車両をいう。

危険物とは、別表に掲げる発火性又は引火性物品をいう。

消防隊とは、消防器具を装備した消防吏員又は消防團員の一隊をいう。

第二章　火災の予防

第三條　消防長（消防長を置かない市町村においては市町村長をいう。以下同じ。）又は消防署長は、屋外において火災の予防に危険であると認める行爲者又は消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対して、左の各号に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一　火遊び、喫煙、たき火の禁止若しくは制限又はたき火の場合の消火準備

二　残火、取灰又は火粉の始末

三　放置せられた危険物その他の燃焼の虞のある物件の処理

四　みだりに存置又は放置せられた物件の整理、移動又は撤去

第四條　消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該消防職員にあらゆる仕事場、工場又は公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入つて、防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させることができる。但し、個人の住居は、関係者の承諾がなければ立ち入らせてはならない。

前項の規定による立入及び検査は、左の各号に定める区分に従い当該各号に定める時間内に行わなければならない。但し、山林に立ち入つて検査する場合及び当該舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶又は建築物その他の工作物の関係者の同意を得た場合は、この限りでない。

一　興行場、百貨店、旅館、飲食店その他公衆の出入する場所で市町村條例の指定するものについてはその場所の公開時間内。

二　工場、事業場その他多数の者の勤務する場所で市町村條例の指定するものについては、その場所の従業時間内。

三　前二号に規定する以外の場所（個人の住居は関係者の承諾を得なければならない。）については、日出から日没までの時間。但し、特に緊急の必要がある場合又は四十八時間以前にその旨をその場所に在る舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶又は建築物その他の工作物の関係者に通告した場合に限る。

消防職員は、第一項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、市町村長の定める証票を関係者に示さなければならない。

消防職員は、第一項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、関係者の業務を防害してはならない。

消防職員は、第一項の規定により関係のある場所に立ち入つて検査を行つた場合に知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らしてはならない。

第五條　消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について火災の予防上必要があると認める場合又は火災が発生したならば、人命に危険であると認める場合には権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の改修、移轉、除去、使用の禁止、停止若しくは制限、工事の停止若しくは中止その他の必要な措置をなすべきことを命ずることができる。但し、建築物その他の工作物で、それが他の法令により建築、増築、改築又は移築の許可又は認可を受け、その後事情の変更していないものについては、この限りでない。

第六條　前條の規定による命令を受けた者は、その命令に不服があるときは、その命令を受けた日から十日以内に、当該防火対象物の所在地を管轄する裁判所に訴を提起することができる。

前條の規定による命令は、前項の訴の提起によつてその効力を妨げられることはない。但し、当該命令を取り消す旨の判決があつたときは、この限りでない。

前項但書の場合においては、前條の規定による命令によつて生じた損失に対しては、時價によりこれを補償するものとする。

前條に規定する防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はその他の法令に違反していないときは、前項の規定にかかわらず、前條の規定による命令によつて生じた損失に対しては、時價によりこれを補償するものとする。

前二項の規定による補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。

第七條　建築物の新築、増築、改築、移築、用途変更又は使用について許可又は認可をする権限を有する行政廳は、当該建築物の工事施行地を管轄する消防長又は消防署長の火災の予防上当該許可又は認可が支障ない旨の同意を得なければ、当該許可又は認可をすることができない。

第八條　学校、工場、興行場、百貨店、危険物の製造所又は処理所その他市町村長の指定する建築物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は防火責任者を定め、消防計画を立てその訓練を行わなければならない。

第九條　かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生の虞のある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生の虞のある器具の取扱その他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、市町村條例でこれを定める。

第三章　危険物

第十條　市町村條例で定める数量以上の危険物は、貯藏所以外の場

所でこれを貯藏し、又は取り扱つてはならない。但し、その定めた數量の三十倍未滿のものについて、所轄消防長又は消防署長の指定する安全な場所に、十日以內に限つて、これを仮に貯藏する場合は、この限りでない。

危險物で別表に掲げる類の別を異にするものは、これを同一の貯藏所（不燃材料で構成した隔壁で完全に區分された室が二以上ある貯藏所においては同一の室。）において貯藏し、又は取り扱つてはならない。

危險物は、貯藏所において市町村條例で定める數量を超えてこれを貯藏してはならない。

貯藏所の位置、構造及び設備の制限について必要な事項は、市町村條例でこれを定める。

第十一條　市町村條例で定める數量以上の危險物は、所轄消防長又は消防署長の許可を受けた場合を除く外、日出前又は日沒後において、これを取り扱つてはならない。

第十二條　貯藏所を設置しようとする者は、市町村條例の定めるところにより市町村長の許可を受けなければならない。市町村條例で定める事項について變更しようとする者も、また同樣とする。

貯藏所を廢止しようとする者は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第十三條　貯藏所を設置した者（その地位を承継した者を含む。）はその貯藏所の取扱主任者を定め、これを所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

前項の取扱主任者は、市町村條例で定める資格を具えなければならない。

貯藏所においては、取扱主任者以外の者は、取扱主任者が立ち会わなければ危險物を取り扱つてはならない。

第十四條　市町村條例で定める資格を有する映寫技術者でない者は、興行その他公衆の観覽に供する目的をもつて、緩燃性でない映画を上映するために、映寫機を操作してはならない。

常時映画を上映する建築物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村條例で定める資格を有する所屬の映寫技術者を定めて、これを所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第十五條　映寫室は、市町村條例で定める構造及び設備を具備しなければならない。

映寫室を設置し、又は廢止した者及び映寫室のない場所で、公衆の観覽に供する目的をもつて、緩燃性でない映画を上映しようとする者は、市町村條例の定めるところにより、これを所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第十六條　前六條に規定するものの外、危險物の貯藏、運搬、詰替その他の取扱に関し、火災の豫防上必要な事項は市町村條例でこれを定める。

第十條乃至第十三條の規定は、船舶、鉄道及び軌道による危險物の貯藏、運搬、詰替その他の取扱には、これを適用しない。

第四章　消火の設備

第十七條　学校、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店その他市町村條例の指定する建築物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村條例の定めるところにより、消火器その他消防の用に供する機械器具及び消防用水並びに避難器具を設備しなければならない。

第十八條　何人も、みだりに火災報知機、消火栓、消防の用に供する貯水施設又は消防の用に供する望樓若しくは警鐘台を使用し、損壞し、撤去し、又はその正当な使用を妨げてはならない。

何人も、みだりに命令で定める消防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

第十九條　消防の用に供する機械器具及び設備の規格は、國家消防廳がこれを勧告する。

第二十條　消防に必要な水利の基準は、國家消防廳がこれを勧告する。

消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持及び管理するものとする。但し、水道については、当該水道の管理者が、これを設置し、維持し及び管理するものとする。

第二十一條　消防長又は消防署長は、池、泉水、井戸、水そうその他消防の用に供し得る水利についてその所有者、管理者又は占有者の承諾を得て、これを消防水利に指定して、常時使用可能の狀態に置くことができる。

前項の水利を変更し、撤去し、又は使用不能の狀態に置こうとする者は、予め所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第五章　火災の警戒

第二十二條　中央氣象台長、管区氣象台長又は測候所長は、氣象の狀況が火災の予防上危險であると認めるときは、その狀況を直ちにその地を管轄する都道府縣知事に通報しなければならない。

都道府縣知事は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

市町村長は、前項の通報を受けたときは、火災に関する警報を発することができる。

前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市町村の区域内に在る者は、市町村條例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

第二十三條　市町村長は、火災の警戒上特に必要があると認めるときは、期間を限つて、一定区域内におけるたき火又は喫煙の制限をすることができる。

第六章　消火の活動

第二十四條　火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署又は市町村長の指定した場所に通報しなければならない。

すべての人は、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

第二十五條　火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他命令で定める者は、消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延燒の防止又は人命の救助を行わなければならない。

前項の場合においては、火災の現場附近に在る者は、前項に掲げる者の行う消火若しくは延燒の防止又は人命の救助に協力しなければならない。

第二十六條　消防車が火災の通報に應じて現場に赴くときは、車馬及び歩行者はこれに道路を譲らなければならない。消防車が接近したときは、自動車、牛馬車、手引車、自轉車等は道路左側にできる限り寄り添い、消防車が通過するまで停止しなければならない。路面電車は火災のため出動の消防車の接近を知るときは、停車して、その通過するまで動いてはならない。

消防車は火災の現場に出動するときに限りサイレンを用いることができる。時速は六十キロメートルを超えてはならない。消防署に引き返す途中その他の場合は、鐘又は警笛を用い、一般の車馬規定による最高速度を超えてはならない。その他一般交通規則に從わなければならない。

第二十七條　消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路若しくは公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

第二十八條　火災の現場においては、消防吏員又は消防團員は、消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

消防吏員又は消防團員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防團員の要求があつたときは、警察官又は警察吏員は、前

項に規定する消防吏員又は消防團員の職権を行うことができる。

火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合には、現場に在る警察官又は警察吏員は、これに援助を與える義務がある。

第二十九條　消防吏員又は消防團員は消火若しくは、延燒の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、收用し、処分し又はその使用を制限することができる。火災が発生した消防対象物に隣接する消防対象物で延燒の虞があると認めるものについても、また同様とする。

消防長又は消防署長は、消火若しくは延燒の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるときは、前項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、收用し、処分し又はその使用を制限することができる。この場合においては、そのために損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、時價により、その損失を補償するものとする。

前項の規定による補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。

消防吏員又は消防團員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延燒の防止又は人命の救助その他の消防作業に從事させることができる。

第三十條　火災の現場に対する給水を維持するために緊急の必要があるときは、消防長又は消防署長は、用水路の水門、樋門又は水道の制水弁の開閉を行うことができる。

消防長又は消防署長は、火災の際の水利の使用及び管理について当該水利の所有者、管理者又は占有者と予め協定することができる。

第七章　火災の調査

第三十一條　消防長又は消防署長は、放火又は失火の犯罪があると認めるときは、直ちにこれを所轄警察署に通報するとともに必要な証拠を集めてその保全につとめなければならない。但し、國家消防廳において放火又は失火の犯罪捜査の協力の勧告を行うときは、これに從わなければならない。

第三十二條　消防長又は消防署長は、消火活動をなすとともに火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に着手しなければならない。

第三十三條　消防長又は消防署長及び関係保険会社の認めた代理者は、火災の原因及び損害の程度を決定するために火災により破損され又は破壊された財産を調査することができる。

第三十四條　消防長又は消防署長は、前條の規定により調査をするために必要があるときは、関係者に対して必要な資料の提出を命じ、又は当該消防職員に関係のある場所に立ち入つて、火災により破損され又は破壊された財産の狀況を検査させることができる。

第四條第一項但書及び第二項乃至第五項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第三十五條　放火又は失火の疑いのあるときは、その調査の主たる責任者は消防長又は消防署長とする。

前項の規定は警察官又は警察吏員が犯罪（放火犯を含む。）を捜査し、犯人（放火犯人を含む。）を逮捕する責任を免れしめない。放火及び失火絶滅の共同目的のために消防吏員及び警察官又は警察吏員は、互いに協力しなければならない。

第八章　雜則

第三十六條　第十八條第二項、第二十二條及び第二十四條乃至第二十九條の規定は、火災その他の災害に関してこれを準用する。

第三十七條　特別区の存する区域においては、この法律中市町村、市町村長又は市町村條例とあるのは、夫々これを都、都知事又は都條例と読み替えるものとする。

第九章　罰則

第三十八條　第十八條第一項の規定に違反して、みだりに消防の用に供する望楼又は警鐘台を損壊し、又は撤去した者は、これを七年以下の懲役に処する。

第三十九條　第十八條第一項の規定に違反して、みだりに火災報知機、消火栓又は消防の用に供する貯水施設を損壊し、又は撤去した者は、これを五年以下の懲役に処する。

第四十條　左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者に対しては、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。但し、刑法に正條がある場合にはこれを適用しない。

一　第二十六條の規定による消防車の通過を故意に妨害した者
二　消防團員が、消火活動又は水災その他の災害の警戒防禦及び救護に從事するにあたり、その行爲を妨害した者
三　第二十五條（第三十六條において準用する場合を含む。）又は第二十九條第四項（第三十六條において準用する場合を含む。）の規定により消火若しくは延燒の防止又は人命の救助に從事する者に対し、その行爲を妨害した者
前項の罪を犯し、因つて人を死傷に至らしめた者は、本法又は刑法により、重きに從つて処断する。

第四十一條　左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二万五千円以下の罰金に処する。
前項の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。
一　第五條の規定による命令に違反した者
二　第十條第一項又は第二項の規定に違反した者
三　第十五條の規定に違反した者

第四十二條　左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は一万二千円以下の罰金に処する。
前項の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。
一　第十條第三項、第十一條又は第十二條第一項の規定に違反した者
二　第十三條第一項の規定に違反して取扱主任者を定めないで事業を行つた者
三　第十三條第二項の規定に違反して市町村條例で定める資格を具えない者を取扱主任者に定めた者
四　第十三條第二項の規定による取扱主任者の資格を詐称した者
五　第十三條第三項の規定に違反した者
六　第十四條第一項の規定に違反した者
七　第十四條第二項の規定に違反して所属の映写技術者を定めないで事業を行つた者

第四十三條　第十六條の規定による市町村條例には、これに違反した者に対し三箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処し、情状により懲役及び罰金を併科することができる旨の規定を設けることができる。

第四十四條　左の各号の一に該当する者は、二千円以下の罰金又は拘留に処する。
一　第五條の規定による命令に違反した者
二　第十條第一項又は第二項の規定に違反した者
三　第四條又は第三十四條の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は故なく第四條又は第三十四條の規定による消防職員の立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
三　第十三條第一項又は第十四條第二項の規定による届出を怠つた者
四　第十八條第一項の規定に違反し、みだりに火災報知機、消火栓、消防の用に供する貯水施設又は消防の用に供する望楼若しくは警鐘台を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
五　第十八條第二項の規定に違反した者
六　第二十一條の規定による届出をしないで消防水利を使用不能の狀態に置いた者
七　第二十二條第四項又は第二十三條の規定による制限に違反した者
八　故なく消防署又は第二十四條（第三十六條において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の指定した場所に火災発生の虚偽の通報をした者
九　第二十八條第一項（第三十六條において準用する場合を含む。）の規定による退去の命令又は出入の禁止若しくは制限に從わなかつた者
十　第三十三條の規定による火災後の被害狀況の調査を拒んだ者

第四十五條　事業主は、その代理者、同居者、雇人その他の從業者がその業務に関し第十條第一項乃至第三項、第十一條、第十二條第一項、第十三條、第十四條第二項、第十五條の規定並びに第十六條の規定による市町村條例の規定に違反したときは、自己の指揮に出ないという故をもつて、その処罰を免れることはできない。

第四十六條　この法律又は第十六條の規定による市町村條例により、事業主に適用すべき罰則は、その者が法人であるときは、理事、取締役その他法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者であるときは、その法定代理人にこれを適用する。但し、営業に関し成年者と同一の能力を有する未成年者については、この限りでない。

附　則

第四十七條　この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

第四十八條　この法律により許可を受け、又は届出をなさなければならない事項で、この法律施行前に警視廳令又は都道府縣令により許可又は認可を受け、又は届出をなし、その後事情の変更しないものについては、これをこの法律により当該許可又は認可を受け、又は当該届出をなしたものとみなす。

別表

類別	品名
第一類	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 硝酸塩類 過マンガン酸カリウム
第二類	黄りん 赤りん 硫化りん
第三類	金属カリウム 金属ナトリウム マグネシウム粉 過酸化物 カリバイト りん化石灰 金属粉 生石灰
第四類	二硫化炭素 コロジオン 第一種石油 ソルベントナフサ ベンゾール アセトン メチルエチルケトン アルコール類 おく酸エステル類 トルオール キシロール 第二種石油 テレビン油 樟脳油 松根油

第五類	ニトロセルローズ セルロイド類 芳香系列の硝化物	
第六類	發煙硫酸 發煙硝酸 無水硫酸	

クレオソート油
タール油
第三種石油
動植物油脂

備考

一　石油とは、原油、原油分溜及び分解製品並びに天然ガスの分離製品で常温で液状をなすものをいう。（瓦斯油、石炭液化油、「タール類」分溜油その他これに類する油類を含む。）「アーベルペンスキ」又は「ペンスキールテンス」引火点測定器を用いて七六〇ミリメートルの氣圧において引火点が攝氏二十一度未満のものを第一種石油、二十一度以上七十度未満のものを第二種石油、七十度以上のものを第三種石油という。

二　セルロイドとは、セルロイド素地、屑、加工品及びフイルムをいう。

三　アルコール類にはエチール、メタノール、ブタノール及び變性アルコールを含む。

四　マグネシウム粉には寫眞撮影その他の用に供する閃光粉を含む。

五　アルコール又はベンゾールを主剤とした塗料稀薄剤は、アルコール又はベンゾールとみなす。

参照

○船舶安全法（昭和八年三月十五日法律第十一號）

第二條（第一項）船舶ハ左ニ揭グル事項ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ施設スルコトヲ要ス

一　船體
二　機關
三　帆裝
四　排水設備
五　操舵、繫船及揚錨ノ設備
六　救命及消防ノ設備
七　居住設備
八　衞生設備
九　航海用具
十　危險物其ノ他ノ特殊貨物ノ積附設備
十一　荷役其ノ他ノ作業ノ設備
十二　電氣設備
十三　前各號ノ外主務大臣ニ於テ特ニ定ムル事項

○消防組織法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月二十四日法律第百八十七号）

法律第百八十七号

消防組織法の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「市町村」を「市町村長」に改め、同條第三項中「市町村」を「市町村長の承認を得て、消防長」に改める。

第十三條中「定める基準により、」を「承認を得て、」に改める。

第十五條の次に、次の一條を加える。

第十五の二　消防團の設置、区域及び組織は、地方的要求に應じて、市町村長がこれを定める。

消防本部を置く市町村においては、消防團は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動し、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても業務に從事することができる。

消防團員の定員、任免、給與、服務その他の事項は、市町村條例で、その訓練、礼式及び服制に関する事項は、國家消防廳の定める準則に則り、市町村規則でこれを定める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

消防組織法の一部を改正する法律　家畜傳染病予防法の一部を改正する法律

参照

○消防組織法（昭和二十二年十二月二十三日法律第二百二十六号）

第十條（第一項）消防本部の設置、名称及び組織は、市町村がこれを定める。

（第三項）消防署の設置、名称、組織及び管轄区域は、市町村がこれを定める。

第十三條　市町村の消防長は、市町村長の定める基準により、当該市町村の消防職員を任命し、一定の事由により罷免する。市町村の消防長は、これらの職員を指揮監督する。

○家畜傳染病予防法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月二十六日法律第百八十八号）

法律第百八十八号

家畜傳染病予防法（大正十一年法律第二十九号）の一部を次のように改める。

「地方長官」を「都道府縣知事又ハ特別市長」に改正する。

第一條第一項中「牛ノ傳染性流産、ダニ熱、」を「牛ノ結核病、」に改め、「炭疽、」の下に「牛馬ノ原生虫病（ピロプラズマ病、アナプラズ

マ病、トリパノゾーマ病及トリコモナス病ヲ謂フ以下同ジ）、牛山羊豚ノブルセラ病、」を「仮性皮疽、」の下に「馬ノ流行性脳炎、馬ノ傳染性貧血、馬ノパラチフス、」を加え、「加奈陀馬痘、」を削り「豚丹毒、」の下に「豚ノパラチフス、」を加え、同條第二項を次のように改める。

前項ニ規定スル家畜及傳染病ヲ除クノ外蔓延ノ徴アリ又ハ畜産ニ重大ナル影響ヲ及ボス虞アリト認ムル傳染性疾病発生シタルトキハ農林大臣ハ省令ヲ以テ動物及傳染性疾病ノ種類ヲ指定シ期間ヲ限リ本法ノ一部又ハ全部ヲ適用スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ省令公布ノ日ヨリ一年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第五條第一項第一号中「氣腫疽、」の下に「牛ノ結核病、」を、「炭疽」、の下に「牛馬ノ原生虫病、牛山羊豚ノブルセラ病、」を「仮性皮疽、」の下に「馬ノ流行性脳炎、馬ノ傳染性貧血、馬ノパラチフス、」を加え、「加奈陀馬痘、」を削り、「豚丹毒、」の下に「豚ノパラチフス、」を加える。

第八條第二項第一号中「牛ノ傳染性流産、ダニ熱、」を「牛ノ結核病、牛馬ノ原生虫病、牛山羊豚ノブルセラ病、馬ノ傳染性貧血、」に改め、同項第三号中「加奈陀馬痘、」を「馬の流行性脳炎、」に、「又ハ豚丹毒」を「、豚丹毒又ハ豚ノパラチフス」に改め、同項第四号中「牛ノ傳染性流産、ダニ熱、」を「牛ノ結核病、牛馬ノ原生虫病、牛山羊豚ノブルセラ病、馬ノ傳染性貧血、」ニ、「若ハ豚丹毒」を「、豚丹毒若ハ豚ノパラチフス」に改める。

第十九條、第二十條第一項、第二十二條及び第二十四條第二項中「移入」を「輸出」に改める。

第二十條ノ二　省令ヲ以テ定ムル家畜ハ都道府縣知事又ハ都道府縣知事ノ指定スル獣医師ノ発行スル健康証明書ヲ有スルモノニ非ザレバ之ヲ都道府縣外ニ移出スルコトヲ得ズ但シ屠殺ノ目的ヲ以テ屠場ニ直行スルモノナルコトヲ証スル都道府縣知事ノ発行スル証明書ヲ有スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ健康証明書ノ様式ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二ノ二第一項中「北海道地方費又ハ府縣費」を「都道府縣費」に、同條第二項中「基キテ発スル勅令ノ定ムル所ニ依リ」を「基キ」に改める。

第二十二條ノ三第二項中「北海道地方費又ハ府縣費」を「都道府縣費」に改める。

第二十三條　傳染病予防ニ関スル費用ハ左ノ区分ニ從ヒ國、都道府縣、特別市、市町村、特別区又ハ個人ニ於テ之ヲ負担スベシ

第一　左ニ掲グル費用ハ國ノ負担トス

一　市町村吏員又ハ特別区吏員タル家畜防疫委員以外ノ家畜防疫委員ノ旅費

二　傳染病予防ノ爲雇入レタル獣医師ノ手当及旅費

三　家畜傳染病予防ノ爲都道府縣ノ血清類ノ購入及製造ニ要シタル費用ノ二分ノ一但シ牛疫血清ニ付テハ其ノ全額

四　第三第六号及第四ニ掲グルモノヲ除クノ外傳染病ノ予防ニ要スル消毒薬品費

五　第三ニ掲グルモノヲ除クノ外第二十條ノ檢疫ニ要スル費用

六　前條第一項ノ規定ニ依ル手当金ノ三分ノ一

七　第二十四條第一項及第二項ノ規定ニ依ル手当金

八　評價人ノ手当及旅費

第二　左ニ掲グル費用ハ市町村又ハ特別区ノ負担トス

一　家畜防疫委員ガ傳染病予防ノ爲傭入レタル傭人ノ費用

二　屍体又ハ物品ヲ埋却シタル土地ノ掲示費

第三　左ニ掲グル費用ハ所有者又ハ管理人其ノ他保管者ノ負担トス

一　家畜ノ零付、逸致、隔離、殺及第三條第二項ノ処置ニ要スル費用

二　第八條第二項第四号ニ掲グル家畜ノ殪屍体ノ皮及家畜ノ屍体ノ皮並ニ同項第六号ニ掲グル家畜及殺屍体ノ消毒ニ要スル費用

三　第九條又ハ第十一條ノ規定ニ依リ指揮ヲ待タズシテ消毒ヲ行ヒタル場合ニ要シタル費用

四　屍体及物品ノ燒却又ハ埋却ニ要スル費用

五　抑留シタル犬ヲ返還スル場合ニ於テ其ノ犬ノ抑留中ニ要シタル飼養管理費及返還ニ要スル費用

六　檢疫、檢査、隔離又ハ繫留中ニ要スル飼養管理費

第四　屠場、化製場、家畜市場及之ニ附属スル物品ノ消毒ニ要スル費用ハ場主又ハ開設者ノ負担トス

第五　前各項ニ掲グルモノヲ除クノ外傳染病予防ニ要スル費用ハ都道府縣又ハ特別市ノ負担トス

家畜傳染病予防法の一部を改正する法律

第二十四條第一項本文中「所有者ニ対シ」の下に「三万円ヲ超エサル範囲内ニ於テ政令ノ定ムル所ニ依リ」を加え、同條同項但書及び第四号を削り、第五号を第四号とし同條第二項中「第二号、第三号及第五号」を「第二号乃至第四号」に改める。

第二十四條ノ二　第五條乃至第八條及前條ノ規定ニ於テ都道府縣知事又ハ特別市長トアルハ輸入又ハ輸出ニ付檢疫ヲ施行スル場合ニ於テハ動植物檢疫所長トス

第二十六條中「五百円」を「一万円」に改める。

第二十七條中「三百円」を「五千円」に改める、

第二十八條　第十三條ノ届出ヲ爲サザル者及第二十條ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ千円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第三十條　本法中都道府縣ニ関スル規定ハ都道府縣ガ全部事務組合又ハ役場事務組合ヲ構成スル場合ニ在リテハ当該組合ニ、市町村ニ関スル規定ハ地方自治法第百五十五條第二項ノ市ノ区ニ在リテハ行政区ニ、市町村又ハ特別区ガ全部事務組合又ハ役場事務組合ヲ構成スル場合ニ在リテハ当該組合ニ之ヲ適用ス

附　則

1　この法律は、公布の日から、これを施行する。

2　馬の傳染性貧血に罹りたる馬の殺処分に関する法律（昭和四年法律第九号）及び畜牛結核病の予防に関する法律（明治三十四年法律第三十五号）は、これを廃止する。